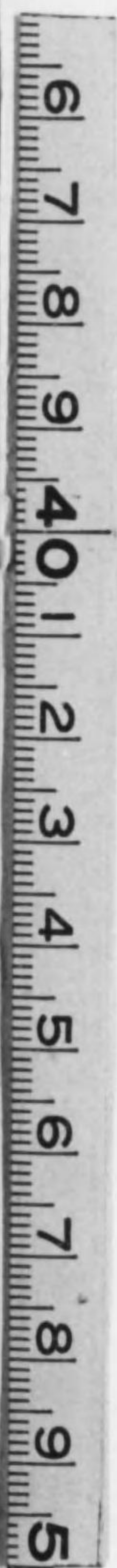


342-330



1200601241022



始





山田孝雄著

奈良朝文法史

東京寶文館藏版

342

330

緒言

この著は著者の日本文法論を前提とし、之について起りたるものなれば、かの論に記載せる著者の意見は即、この著の秩序を維持するに與りて力あるものなり。之を他の方面より見れば、かの文法論はこの編の爲に概念を確立したるものと見るべきなり。

余がこの論は僅に記録にあらはれたるものに限れり。この故に記載なき時代のものもは殆之を論ずることなし。但、記録によりてあらはれたるものにして當然解釋すべき義務あるものは之につきて意見を述べたり。

世に日本國語の起源を論ずる人なきにあらず。これ甚嘉す



I種
W



1200601241022

べきことなりといへども、これを論ずるが爲に確實なる根據とすべき歴史的記述のあらはるゝものあらず。この故に往々前後の時代を取りちがへて空疎の論をなすものあるは、蓋、この歴史的の研究に基礎を置かざるによるものならむ。

歴史的文典の大成は今日遽に望みうべきものにあらず。これが基礎として必確實なる歸納的の記述を有せざるべからず。思ふにかつて文部省が示し、中學校教授要目中に國語沿革の大要の目あり。然れどもいまだ吾人はこれが根據とすべき研究の結果のあらはれたるものを見ず。而二三氏の略説せるものを見るに、往々獨斷的に誤謬を傳へたるもの多し。或は奈良朝にあるものをなしといひ、なきものをありといひ、平安朝の初期にあらはれたりと見ゆるものを鎌倉時代にあらはれたりと

いひ、一時代の通語を一人の慣用語なりといふたぐひ、其の數少からずして後進を誤るもの蓋少からず。

かくの如くなるを以て、益この記述の必要なるを感ぜしめ、遂に著者をしてこの研究あるに至らしめたり。

著者の目的はこの前人未開の原野に僅に草創の一鋤を加ふるを以て足れりとす。かくの如くにして國語沿革史のあらはれ、歴史的文典の大成せられ、日本言語學に些少の貢献をなすことを得ば望は足れり。

著者もと常に僻地に在りて頗材料をうるに窮せり。この故にこの編述にあたりては中央大都の學者の夢想にだも及ばざる、研究以外の苦惱を受けたり。されば材料の僅少なるは素より自然の勢にして、従つて論述の不備も蓋多からむか。

本著の術語及範疇はすべて日本文法論を以て規準とせり。本著中に引用せる書名は便宜上簡畧に一二字を以て標す。例せば

紀、(日本紀)

記、(古事記)

萬、(萬葉集)

の如く、慣用あるものをとれり。又宣命は歷朝詔詞解の次第せる名目に従ひて第何詔と稱す。その他類推すべし。

本書はもと、平安朝篇と合せて一書となせるものにして本書の序論は即ち日本文法史通論の序説と目すべきものなり。今印刷に附するにあたり、讀者の便をはかり、奈良朝篇と平安朝篇とを別卷とし、新に名を命じて奈良朝文法史、平安朝文法史と

題することとせり。しかもその内容は通じて一たるべきものなり。平安朝文法史は今印刷に附しつつあり。

本書脱稿以後、別に稿を起して用言の研究と題し、古來の用言を蒐集して、それらの關係及發達變遷の跡を尋ぬることを企てたり。而、本書刊行に際して、その古代の部をも之に加へたらむは如何との心も起りたれど、かくては更に多大の紙頁を要すべきが故に、また志を改め、本書は元のまゝに文法の變遷のみを主として、單語の變遷には、論及せざることとしたり。

本書の脱稿は、明治三十九年六月にあり。しかも之を世に公にするを得ずして、空しく今に至れり。今茲、家君の八十の齡を重ねられたる記念として、之を公にすることを得たるは、これ實に、東京寶文館主人大葉久吉氏の好意による。

大正元年十一月

著者識

奈良朝文法史目次

序論……………一

第一章 總說……………一五

第二章 語論……………二一

 第一節 代名詞……………二二

 イ 稱格指示……………二三

 ロ 稱格に擬せられたるもの……………七七

 ハ 反射指示……………八〇

 第二節 用言……………八一

 イ 形容詞……………八二

目次

口 動詞……………一〇五

ハ 形式用言……………一二五

ニ 複語尾……………一五八

一 敬意をあらはす複語尾……………一五九

二 作用の繼續をあらはす複語尾……………一六六

三 状態間接作用をあらはす複語尾……………一七五

四 發動間接作用をあらはす複語尾……………一七九

五 打消をあらはす複語尾……………一八三

六 豫想をあらはす複語尾……………一九二

七 陳述の確定に關する複語尾……………一九八

八 回想をあらはす複語尾……………二〇七

九 現實設想をあらはす複語尾……………二一四

ホ 用言の本幹と複語尾との接續……………二二二

ヘ 複語尾と用言の本幹との接續……………二二四

ト 複語尾相互の承接……………二三一

チ 用言の用法……………二四二

第三節 副詞……………二四九

第四節 助詞……………二七八

イ 格助詞……………二七九

ロ 副助詞……………三五八

ハ 接續助詞……………三六六

ニ 係助詞……………三七四

ホ 終助詞……………四〇〇

ヘ 間投助詞……………四〇五

第五節 語構成の概要……………四一六

一 接辭……………四一六

イ 意義を示す接辭……………四一六

一 語の上にあるもの……………四一七

二 語の下にあるもの……………四二四

ロ 資格を示す接辭……………四二六

二 外來語……………四二九

三 語の叢り……………四三三

第三章 句論……………四五四

第一節 句の形式及成分……………四五四

一 句の二體及主要成分……………四五四

二 句の内包的擴張……………四五七

三 句の外延的擴張……………四五八

四 引用語句……………四六三

五 修辭的副成分……………四六五

六 成分の結合……………四六七

第二節 句の組織……………四七二

一 句中に於ける語の配列……………四七二

二 成分の組織關係……………四七七

第三節 句の接合と排列……………四八四

一 重文……………四八五

二 合文……………四八八

三 有屬文……………四九六

第四章 東歌にあらはれたる特殊なる語法……………五〇八

奈良朝文法史目次終

奈良朝文法史

山田孝雄 著

序論

顧みれば、茫々三千載の間、幾多の汚隆興亡はありきといへども、わが大和民族の勢力は、かつて失墜したることなく、年と共に、世と共に、益發展興隆の運に屬するとは、これ實に天祐にあらずとせんや。

この天祐あるわが民族は、今西紀二十紀の劈頭に於いて、破天荒の大活劇を演じて、以て、世界、億兆の視聽を傾動せり。豈、千古の快事にあらずや。然れども大國民の活動や、嘗に有形的のものに止まるべきにあらず。必ずや、精神的靈動の、これを高尚にし、之を偉大にするものなくば、あらざるなり。

國民の靈的生活は、之を道德に求むべし、宗教に求むべし、美術に求むべし、學藝に

求むべし。道德や、宗教や、美術や、學藝や、以て國民の元氣をあらはし、以て民族の品格をあらはすべきは論なしとす。されど國民の精神的結合を保證し、これをして、眞に一民族たり、一完體たるを自覺せしむるものは、言語その者にして、實に國家の國語にまつことの大なるものあるを見るべし。

國語研究の國家生存の上に要あるは今之を論ずるまでもなし。實に國語研究上の大問題の吾人の目前に横はれるもの一二に止まらざるなり。熟國語研究の史蹟を顧るに、吾人の爲に残し置かれたる重要な事業、頗饒多にして、到底一人二人のなしとげらるべきものにあらざるなり。

著者は曩に日本文法論をあらはして、以て日本文法上の範疇を整理せり。之につぎて起るべき事業は歴史的文典なり。著者は實に日本歴史的文法の國語研究の上に重大なる價值あるを認め、之が著述の志あり。然れども、事、實際に遭遇するに及びて、更に中間に他の者の存在すべき必要を感ずるに至れり。おもへば、今の世に急速に歴史的文典を編して疎漫なるものを以て、人をあやまらんよりは、退きて、確實なる基礎を築くにしかざるなり。その基礎とは、すなはち、各時代に於ける

記録にあらはれたる國語の歸納的の文典的記述にして、これによりて、大體甲の時代、乙の時代、各其の特徴ある語法を有することを見るべきなり。この特徴ある各時代の文典的記述ありて、始めて之を達觀したる歴史的文典を望むべく、かくて又史前的比較文典も企て得らるべきなり。

それ、言語は人間思想の表象なるからに、思想の状態の變更するにつれて、多少の變更を生ずべきは自然の勢なり。又言語は之を他より見れば、聲音の集合なるが故にその形體も亦自然の變更を生じて流轉す。かく内外より變遷をうながしてやまざるものなれば、千年の古の語は或は今この語として用ゐざるものあり。或は又千古を通じて渝らざるものもあり。この變遷と常住とは單語の上のみにあらずして文法の上にもあらはるゝなり。かく文法の變遷と常住との記載をなすものを歴史的文典と稱す。

歴史的文典の記述は一大事業なり。しかしてこは一朝一夕になしうべき事業にあらず、この材料としては、先記録にあらはれたる語法の變遷を精査せざるべからず。この調査を基礎とし、現代の言語に參し、しかして、他の同族語と比較して更

に古代の状況をば推定して首尾一貫したる歴史的文典をうべし。

今の國語學の状況はこの記録上の調査だになし。同族語との比較研究も發達したりといふべからず。いかで完全なる歴史的文典を望みえむや。

千里の行は一步より始まるといへり。この記載は實に千里に達せむが爲の一步にすぎざるのみ。しかして現代の標準語も未指定せられず。この故に、吾人の研究は歴史的文典に對しての材料として、首なく尾なきものたらざるをえず。これ亦止むを得ざるに出づるものとす。

つら／＼日本文法の變遷を概観するに、或は一時代にのみあらはれて前後になき語法あり。長時繼續せるあり。倏忽として出沒せるあり。古代に榮えて今は失せたるあり。古代になくして近代にあらはれたるあり。古今に通じてかはらざるあり。これらを觀察して記載するは、即ち歴史的文典の職とするところなりとす。

歴史的に文法を觀察するには、その變遷の時期を概括的に數期に大別して論ずるを便とす。その區分の方法は變遷の度によりて行ふ。即ち或事情の爲に變遷

の徐々にあらはれ、殆一定の時期の間は變遷なきかの如く見ゆる時代あり。又その變遷急激にして僅少の時期に甚しき變動を呈することあり。この故に其の變遷の度の少くて繼續せる時期と、他のかゝる時期との間に急激なる變動を起せる時期を界點として前後に區分するを以て最便なりとす。

言語文法の變遷は風土人情の變遷に基くこと多しと見ゆ。即、奈良朝と平安朝との如き頗著しき變化を見るなり。すべて古代記録に存せる言語は、大抵は當代の標準語にして、其の標準語は多くは政治的中心の土地に存するものなるを以て政治的中心たる土地の位置及びその在住の人間等によつて重大なる感化を及ぼさるゝものなり。

以上の如き見地よりしてこの著にては時期を左の如くに分ちぬ。

奈良朝以前

奈良朝期

平安朝期

院政鎌倉期

序論

室町期

江戸期

奈良朝以前は當時の語學史料たるべき記載の殆んどなき時期なれば、この著には載するを得ず。唯紀記等に存する遺物によりて推測するのみ。

こゝに奈良朝期の文法と稱するは主として萬葉集に據るものなり。萬葉集に存する作者の年代は上は仁徳天皇より下は天平年代更に延暦の初年に至る。然れども忽然截然たる時期を確立しうるものにあらず。ここに於いて大體藤原奈良の二朝を主とす。この時代の記録としては萬葉集の外には古事記、日本紀、風土記及續日本紀中の宣命其他斷簡零墨にすぎず。この時期の主要なるものは奈良朝なるが故に便宜上これを以て名づく。

平安朝期と稱するは平安朝の始より略後冷泉院天皇の御宇までをさす。この間の首要なるものは歌集にては三代集にして、その他日記、物語、草子等頗多し。皆材料となしうべし。

院政鎌倉期は便宜上後三條院天皇の御宇頃より鎌倉幕府の終頃までをさす。

今昔物語はこの時期の初にいてたるものにして前期の文とはやゝ面目を異にして先變遷あることを示せり。これより一轉して鎌倉幕政の特異の時代を現し來れるものは、即ちその漸進の勢實に、かの院政時代にあれば、この二時代は國語變遷史上一期と見るを便とす。この期は古代と近世との轉換の衝にあたれるものなればその變遷せる事項は少しといへども、重大なるを以て一期とす。この一期には軍記物あらはれ、日記、隨筆、紀行等多少あり。皆材料とすべし。

室町期に至りては材料種々にして一々代表的記録をあぐべからず。江戸期は其の材料更に饒多にしてこれ亦代表的記録をこゝに掲ぐる能はざるなり。

歴史的文典は一時代の特異なる文法の記述にあらざるによりて、或時代に特に精密なることを許さずといへども、其の最初の時期は頗、詳に之を述べ、それより下は之を標準として加除する所あるをいふ方便なれば先、奈良朝期の文法を詳述し、爾後、之を標準として異同を述べむとす。

遙なる古代にありては、話語文語の區別あるべくもあらず、平安朝にありても、この區別は明瞭ならず。截然たる區別は室町期に成りしが如し。何時、如何なる順

序にてこの區別の生ぜしかは重大なる問題なれども、この邊の消息を明確に斷定すべき材料に乏しといふべし。この故に近世話語の源頭としては室町期を推すべし。されば、又室町期の文法は比較的詳密に述ぶる必要あるなり。

現代の文語文典は一面に於いては平安朝時代を標準として、之に加ふるに國學勃興時代に稱導せられたる復古文法の論議を加へて多少架空の形をなせるが上に更に漢文讀方の語法を加味したるものなれば、之を歴史的の眼光より見れば、一種異様のものなり。復古文法は平安朝期の中に評論すべし。然して漢文讀方の語法は現代文法の一要素なるに拘らず、之を研究せるものをさかず。この漢文讀方の語法は又多少各期の面影をつたへ、特に奈良朝期の面目を存せるもの少からず。この語法は現代文語に因縁深きを以て最後に之を論究せむとす。

今本論に入らむとするに當りて、各時代の特徴を論ずれば、第一奈良朝期には形容詞の變化の數は三より成立し、下一段動詞は未あらはれず。助詞にては、なむの係詞、かなの終止などは存在せざるなり。

第二、平安朝期にては形容詞は變化の數を四となし、下一段は生じ、めりといふ複

語尾さかえべしの複語尾の幹部は更に、べらとなりぬ。この「めり」「べら」は模倣の外は以下の時期に存在せぬものなり。其の他係結の法則の大要はこの期に殆んど確定せり。この時期は所謂現今の文典の典據とする所にして用言の法格、助詞の用法、係結の法格の一定せる時期なりとす。而この期と上代との間に區劃を立つるは平安奠都といふ一大變革あるなり。この期と上代とは言文なほ一途にして、甚しき懸隔はあらざりしものと見ゆるなり。然れども、この期には既に音便といふ一現象あらはれて言文の二途たらしむ勢を示せり。散文及諷謠に於いては當時の話語と見るべき音便ありといへども、和歌にては殆ど全く嚴格なる文語を用ひたり。これ後世言文二途の備をなせるものなり。然れども、そは記載語たるに於いては一なりしなり。

院政鎌倉期に至りては武人天下の實權に參與し、朝廷公卿はたゞ優遊を事とし、政事は虚儀を專とするのみなりければ、茲に朝野の懸隔を來すに至りぬ。朝野風尚の懸隔は直に言語文章に影響し、在廷の臣僚は前期の歌文を模擬するを事とし、在野の民庶は各が思ひくゝの言語を弄び、之を整理し、彫琢する機會なくなりしに

よりてその變遷蓋甚しかりしものあらむ。而擬古體のものといへども、完全に擬しえしものと、然らざるものとありて、然らざるものに至りては、自然に當時の話語の氣風に感染して、用言の法則、係結の法則等の上に大なる變動を生ずるに至りぬ。この期の話語の記載せられたるものは甚稀にして、僅に諷物のうちにその面影を止むるのみ。實にこの期は所謂係結の法則の破壊し始めたる期にして、話語と文語の分離は頗進みたるが如し。而一方には文語は前代の模倣をつとめつゝも變遷せる話語の面影を自然にうつし出せるもの少からず。この故にこの時代の文語系統は自然二流に分れたり。一は歌の系統にして最前代の語法を重んじたり。しかもこの期の末のものに至りては、到底純粹に三代集の語法によれるものにあらず。その他の文語系統に屬するものは往々當時の話語をあらはせり。

室町期の文語は前期の如くなるが、此の期の話語はいたく文語と分離せり。しかして文語は亦これに影響せられ種々の異分子混在して、一種の奇觀を呈せり。話語に至りては用言の活用の上にも、複語尾の上にも助詞の上にも非常なる變動をあらはし、其の變遷の運路の今にして明瞭ならざるもの蓋少からずとす。

江戸期の初期の文語は前代をうけつゝも文運の勃興につれて、自然に古代の風を模倣すること正確に歸り、中期以後所謂國學者のいづるに至りて、殆平安朝期の面目を寫し出さむとせり。然れども元來思想は近代的なれば古代の語のみにては十分にあらはしえざるものなれば、多少の變更も生ずべきは自然の數なり。然るに國學者の尙古主義は一に古代の法格外に出づべからずとしたると、歌の法格のみを研究したるものを以て直に文にも及ぼさむとしたると、修辭と文法とを混淆せるが如き景迹とは一種偏狹なる意見を立てしめて、漫に拘束を加ふるに至りぬ。しかして復古主義の旺盛なるや、この説至る處に氾濫し、今に至りてなほ多少の弊を殘せり。話語は前期のをうけて多少の變更をなせるは勿論なるが大なる變動あらず。

現代の文語は國學者流の復古文典と漢學者流の漢文直譯調の文法とが淆雜したる結果なれば、この期の文法は古今を縮少して投影したる觀あり。この故に真正の意義にては吾人の日常目にふるゝ新聞雜誌其他文學科學各種の記載を研究するときは古今同居の大混淆文典をうべし。

嗚呼かゝる奇異なる現象は果して慶すべきか、弔すべきか。吾人は之れを知らず。今の世にありて國語研究者の事業は實に過多にして南北東西迎接に違あらざるなり。

今現世の文語系を見るに實は整理の目途定まらざるが故にしばらく、中古のものに従ふといへども、もとこれ、國學興起の際に目前の急を救ふに忙しく、前後を顧るに違あらざりし國學者の稱導に出てしものにして、近古、近世の彫琢なく、整頓なかりし、無綱紀無系統の文語を整理せむが爲の策にして、尙古の精神よりいへば嘉みすべしといふをうべけむ。然れどもかくの如きは進歩にあらずして寧退却と稱すべきものなり。而又漢文の訓點は上代の面影を有せるに、近世の無稽なる漢學者の濫訂によりて無規律となれるもの又少しとせず。この故に現今の文典と稱するものは、實は數代の混交文典にして未にはかに中古文典と稱すべからざるものなり。

現今の話語系は、あらはれ始めてより、常に鄙語なり、俗語なりとて排斥せられ、未曾、一度も語學者の手にかゝりて整理せられ、文學者の手によりて彫琢せられしものなり。

のにあらず。この故に之を整頓するには、非凡なる手腕と明晰なる頭腦とを要するものなり。

之を要するに中古以後の日本文法は全く放任のまゝにおかれたるなり。嗚呼、前後八九百年、この間の變遷は豈吾人の研究に價せざらんや。現今の話語の系統の如きものは之を論定せむこと、實に至難の大事業と稱すべきかな。

今、各時期に通じて變遷ある部分となき部分とを區別する時は、吾人の單語四大纲のうちにて最變遷を認めうるものは用言と助詞となり。體言と副詞とは文法上みな助詞、用言によりて運用せらるるものにして、文法運用の上には大なる勢力なし。その單語的の變遷はありといへども、文法上の變遷と稱すべからず。しかれども、この體言副詞の變遷といへども文法上の變遷に起因する時は之を述ぶるに躊躇せざるべし。而、名詞の如きは文法上の變遷を有すること殆なきものといふべし。代名詞は多少の變更を見るをうべく、數詞の變遷はたゞ單語の盛衰にすぎず。副詞のうちには文法的體形より退化して單語となりたるものあれば、場合に於いては文法史上の問題となりうべし。文章法上の變遷は殆之を認むること

なく、僅に係結法、反轉法などの二三點を注意すれば足れり。
この編は、先、奈良朝期を主として、この時期の一切の現象を網羅し、以下各期はこれにつきて増補刪減するものとする態度をとれり。

第一編 奈良朝期の文法

第一章 總說

こゝに奈良朝の文法といへるは古事記、日本紀、萬葉集、風土記、宣命、及び當時の古記録にあらはれたる語法を總括したるものなり。この時期は實に萬葉集によりて代表せられたるものなりといへども、特に中心となるべきは藤原奈良の二朝なり。

古代の言語はいづれの國語にありても僅に遺留せる文献に存するのみなり。我にありても亦然り。この故に吾人の研究は又文献の存する範圍に限れり。文献以前に遡りて論ずるものは比較言語學の事業にして文法の直接の領域にあらず。しかもそれ亦文献の研究に基礎を置かざるべからざるなり。

我が國文献の上に存する最古の言語文章は神代の産物なりと稱すれども、その

時代よりも少くも一千三四百年の後に記述せるものなれば、その間に轉訛、誤傳若くは改作の事なしと斷ずべからず。この故に吾人はこれを以て、單に其の述作のあらはれたる時期より上代に存せしものなりといふを以て満足し、其の傳説上の作者の眞の面目を傳へたりと認むるに躊躇するものなり。かくの如く、最古代よりのものと稱するもの多少存すといへども、其の文献の最古きものといふべきは殆推古朝以前に及ばず。而、眞に文法的記述の材料に供しうべきものは實に藤原朝奈良朝の述作にかゝるものとす。この故に吾人はこの二朝の述作を以て、之を現存最古の文献として、この文献にあらはれたるものを以て上代の文法的記述とせむとす。

現今の標準文法とせるものを以てこの藤原、奈良朝の文法に比するに用言の法格に於いて、助詞の上に於いて、文章法の上に於いて頗、異なれるを見る。この故にこの時期を立て、一期とす。

上代の文法は何に據りて之を記述しうべきか。必ず當時のものたることの確なる信憑ある材料によりて歸納的に記述し來らざるべからざるなり。而、又、上代

文献は先にも述べし如く、其の現存するもの頗、少く、而、國語の文法を徵すべきもの更に少數なりとす。これ當代の記録は殆ど全く漢文なりしを以てなり。

今この時代の文献の文法研究の憑據としての價値を論ぜむ。先、その材料とすべきものは左の三種とす。

金石文 佛像光背銘又は碑碣の類

古文書 正倉院御藏古文書の類

書籍 古事記

日本紀

續日本記(宣命及歌)

延喜式(祝詞)

風土記(常陸風土記、出雲風土記、播磨風土記、肥前風土記、豊後風土記)

萬葉集

上宮聖德法皇帝説

古語拾遺、熱田縁起

皇太神宮儀式帳、聖德太子傳曆以上四種の書中に載する歌謠
本朝月令、朝野群載以上に載する歌祝詞及氏文等

而、これらのうちにて専ら文法研究の材料となしうべきものは僅に萬葉集一部あるのみ。古事記、日本紀は歌の部全部と間、假字書にせるもの、若くは作者の自註とのみ。古訓古事記の訓の如きものは、かへりて上代文法の前定を條件として正否を決せらるべきものなれば證とすべきものにあらず。續日本紀に至りては宣命の外に材料たるものは僅に少許の歌謠あるのみ。風土記、法皇説も亦日本紀古事記に類す。延喜式中の祝詞亦當代のものなり。材料とすべし。古語拾遺以下に至りては當代の著作にあらずといへども、その中に當代のものを載することあるものなり。しかも、各僅少の歌謠祝詞の外には高橋氏文あるのみ。金石文にては僅に佛足石歌あるのみ。古文書は近來大日本古文書の刊行ありて、著者の如き僻地に偏在したる徒も、常に机上の珍となしうるに至りたれども、このうち文法上の材料とし得べきものは僅に寺院の縁起、宣命の草案の一二等にすぎず。要するに材料僅少にして殆どいふにたるものなし。

この故にこの書の記述を以て、或は萬葉文典といふをうべし。しかもその萬葉集も歌集なるが故に、全部材料たりうるかといふに然らず。全部假字書のもの僅に五、十四、十五、十七、十八、二十の六卷のみ。その他の卷には如何によむべきかを他の支證によりて闡明せらるゝ如きもの多きが故に憑據としての價值甚だ減ず。而、これらの材料はみな漢字にてかきたるもののみなれば、字音字訓の誤あらむには直に其の價值を損するに至るものなるを以て、之が爲に頗窘迫せしめらるゝところ少からず。一例をいへば、わ、あの區別につきての研究としてはこれら材料中の我、吾とかけもの、悉も證とするに足らず。如何となれば、わとも、あともよむべくして、唯第一稱たることの證となるのみにて何等の效をこの研究の上に呈せず。この故にすべてかゝる類のものはすてゝとらず。其の他、之ががとも、のともよみえらるゝが如きも亦同様なり。この故に材料の範圍非常に狹隘となりて研究上頗困難を感ずるなり。これ些細なるが如しといへども、もと人の知らざる苦心なると同時に本著者の用意の一斑を明にせむが爲に特にこゝに一言しおくなり。

かくの如く、其の材料の僅少なるが上に其の憑據の價值につきて頗る顧慮すべきものがあるが故に之を引證とするには殆ど動かすべからざるもののみをとりて、議論の根據としたり。

本書は以上の如き注意を以て歸納したる結果なれば、世に散見する如き臆断は決してこれなきを断言するものなり。惟ふにかくの如く、歸納しえたる結果を基本として下は歴史的變遷を尋ねる標的とし、上は同族語との比較研究をなさむには冀くは根柢ある研究を得むか。

本論の材料としたるものは歌謠多きが故に常語の法格としてはなほ他に存在せしかも知られざるなり。

萬葉集の十四、二十の二卷に東歌あり。當時の關東地方の方言とみゆ。今之を別にあげて終りに附す。

この時期にては話語と文語との區別はあらざりしならむと見ゆるによりて今之を區分することなし。今次下にこの期の文法の大觀を説かむ。

第二章 語論

單語の四大綱たる體言、用言、副詞、助詞のうちにおいて、體言、副詞はいつの時代にもありても、殆ど文法的變遷をなすことなしといふべし。何となれば、これらの文法的運用は用言助詞の掌る所なればなり。然れども又、多少世人の誤解によりて思ひもよらざる誤謬を呈せるもあれば、かゝる恐あるものにつきて一二の説明をなす事もあるべし。

第一節 代名詞

體言は之を名詞、代名詞、數詞の三に分つことは今更いふを要せず。この體言全般に通ずる性質は共に、主語、客語、補語、連體語、修飾語となりうることに、格助詞、副助詞、係助詞に接しうることとの一致點に存す。其の意義に於いて或概念を代表す

る語なることはいふまでもなし。
すべて體言は形に於いて變化なく、職能に至りては、大抵助詞の助をまちてあらはるゝか、若くは他語との關係によりてあきらかになるものなれば、唯そが一二の例をあぐるに止めむ。

體言中に於いて特に注意すべきは代名詞なり。この故にこの節主として代名詞を論ず。

代名詞はなほ稱格指示と反射指示とに分つべし。

イ 稱格指示

此の時期の稱格の代名詞は、左表の如き結果を歸納しえたり。

第一稱	第二稱	第三稱	不定稱
		定稱	不定稱

あ、あれ、	な、なれ、	近稱	中稱	遠稱	た、たれ、
わ、われ、		こ、これ、	し、それ、	か、かれ、	な、なれ、
					い、いつ、

以下用例并に之に對する意見を述べべし。

「あは單獨に文中にあらはるゝことなく、大抵助詞を伴ふ。その助詞は「が」最も多し。

「が」を伴ひて連體語となれる例。この例は頗多し。

- 阿賀^ガ淤^カ富^カ久^カ邇^カ奴^カ斯^カ許^カ曾^カ波^カ (記、上)
- 阿賀^ガ勢^カ能^カ岐^カ美^カ波^カ (記、下)
- 阿賀^ガ波^カ斯^カ豆^カ麻^カ (紀、下)
- 阿餓^ガ許^カ居^カ呂^カ辭^カ (紀、十)
- 安^ガ我^カ多^カ米^カ波^カ (萬、五)
- 阿^ガ我^カ農^カ斯^カ能^カ (萬、五)

安我古 阿我微

阿我於毛乃

阿我志多婆倍乎

安我許己呂

安我古非波

可加流安我手乎

安我已許呂

安我許呂母

安我牟彌伊多之

安我之多其呂母

阿我許呂毛豆乎

安我加多孤悲乃

許乃安我馬乃

安我於久豆麻

(萬、五)

(萬、十四)

(萬、十四)

(萬、十四)

(萬、十四)

(萬、十四)

(萬、十五)

(萬、十五)

(萬、十六)

(萬、十六)

(萬、十六)

(萬、十七)

(萬、十七)

(萬、十七)

(萬、十七)

安我故爾波安禮騰

安我大黒爾

安我須賣可未爾

阿我古比乎

がを伴ひて形式形容詞の補語となれるもの、

安我其等久

がを伴ひて主語となれるもの、

阿賀美斯古邇

麻多麻那須阿賀母布伊毛加賀美奈須阿賀母布都麻

阿我哀屢拖摩能

阿賀柯賦古麻播

阿我謨婆儼俱爾

阿我和可留良武

安我毛波奈久爾

阿我和加禮南

(萬、十九)

(萬、二十)

(萬、二十)

(萬、二十)

(萬、十五)

(記、中)

(記、下)

(紀、十六)

(紀、二十五)

(紀、二十六)

(萬、五)

(萬、十四、萬、十五)

安[○]我[○]古[○]非[○]思[○]奈[○]波[○] (萬、十四)
 安[○]我[○]古[○]非[○]能[○]未[○]思[○]等[○]伎[○]奈[○]可[○]里[○]家[○]利[○] (萬、十四)
 安[○]我[○]古[○]布[○]良[○]久[○]波[○] (萬、十四)
 安[○]杼[○]加[○]安[○]我[○]世[○]牟[○] (萬、十四)
 阿[○]我[○]之[○]多[○]波[○]倍[○]之[○] (萬、十四)
 安[○]我[○]毛[○]布[○]伊[○]毛[○]我[○] (萬、十四)
 安[○]我[○]母[○]布[○]伊[○]毛[○]爾[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]毛[○]布[○]伊[○]毛[○]乎[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]毛[○]布[○]許[○]己[○]呂[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]毛[○]敷[○]流[○]許[○]己[○]呂[○]奈[○]俱[○]也[○]等[○] (萬、十五)
 許[○]能[○]安[○]我[○]家[○]流[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]古[○]非[○]伎[○]都[○]流[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]古[○]非[○]萬[○]久[○]波[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]古[○]非[○]麻[○]左[○]流[○] (萬、十五)

安[○]我[○]故[○]非[○]和[○]多[○]流[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]故[○]非[○]由[○]加[○]牟[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]故[○]非[○]乎[○]良[○]牟[○] (萬、十五)
 多[○]延[○]無[○]日[○]爾[○]許[○]曾[○]安[○]我[○]故[○]非[○]夜[○]麻[○]米[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]多[○]知[○]奈[○]氣[○]久[○] (萬、十五)
 安[○]我[○]麻[○]多[○]奈[○]久[○]爾[○] (萬、十七)
 安[○]我[○]許[○]比[○]能[○]麻[○]久[○] (萬、十七)
 安[○]賀[○]毛[○]布[○]伎[○]美[○]乎[○] (萬、十七)
 安[○]我[○]麻[○]知[○]刀[○]敷[○]爾[○] (萬、十七)
 安[○]我[○]麻[○]都[○]等[○]吉[○]爾[○] (萬、十七)
 安[○]我[○]毛[○]布[○]伎[○]美[○]波[○] (萬、十八)
 安[○]我[○]毛[○]布[○]伎[○]見[○]我[○] (萬、十八)
 安[○]我[○]末[○]川[○]君[○]我[○] (萬、十八)

格助詞に接せる例は「を」に接するもののみを見る。「と」には接することありと思

はるれども確證を見ず。(萬、十一)に

我二人

を

アトフタリ

とよませたり。しかよむべき勢なるは論なしといへども、今證となすを得ず。

阿乎恩良之

(萬、十二)

阿乎思努布良武

(萬、十四)

安乎許登那須那

(萬、十四)

安乎許等奈多延

(萬、十四)

安乎禰思奈久與

(萬、十四)

安乎禰思奈久流

(萬、十四)

安乎和須良須奈

(萬、十四)

安乎奈多要會禰

(萬、十四)

安乎麻知可禰氏

(萬、十五)

係助詞に接せる例も確に「あ」なることの證は多からず。

阿波母與

(記、上)

「あ」は又直に體言に連りて熟語となることあり。

伊奢阿藝

(記、上)

阿豆麻波夜

(記、中)

佐邪岐阿藝之言

(記、下)

伊弉阿藝

(紀、九)

伊装阿藝

(紀、十)

阿誤豫阿誤豫

(紀、三)

比登都麻都阿勢衰

(記、中)

波利我曳陀阿西鳴

(紀、十四)

例、
「あ」は右の如くなれども「あれ」は先かく熟語となる用法なし。而、「あ」は單獨にて主語となれるもの決して見えざるに「あれ」は單獨にて主語となること多し。その

波^ハ奈^ナ止^シ阿^ア例^レ母^モ布^フ
 安^ア禮^レ乎^ハ良^リ米^メ也^ヤ母^モ
 安^ア禮^レ麻^マ多^タ無^ク安^ア禮^レ麻^マ多^タ武^ブ
 安^ア禮^レ奈^ナ之^シ等^ト奈^ナ和^ワ備^ヒ
 安^ア禮^レ古^コ非^ヒ米^メ夜^ヤ母^モ
 安^ア禮^レ可^カ弊^ヒ里^リ許^コ牟^ム
 安^ア禮^レ故^コ比^ヒ爾^ニ家^カ里^リ
 阿^ア例^レ擲^チ始^シ儼^ゲ破^ハ務^ム
 「あれは格助詞、係助詞を伴ふこと多し。
 を伴へるもの、
 安^ア禮^レ乎^ハ於^オ伎^キ豆^ト人^ニ者^ノ安^ア良^リ自^ジ等^ト
 阿^ア禮^レ乎^ハ婆^ハ母^モ伊^イ可^カ爾^ニ世^セ與^ヨ等^ト可^ク
 阿^ア例^レ乎^ハ知^チ良^リ須^ス奈^ナ
 安^ア禮^レ乎^ハ多^タ能^ネ米^メ豆^ト

(萬、五)
 (萬、十五)
 (萬、十五)
 (萬、十七)
 (萬、十七)
 (萬、十七)
 (萬、十七)
 (萬、十七)
 (紀、十一)

阿^ア禮^レ乎^ハ之^シ毛^モ波^ハ婆^ハ
 を伴ふもの、
 安^ア禮^レ爾^ニ都^ト氣^キ都^ト流^リ
 安^ア禮^レ爾^ニ都^ト具^キ良^リ久^ク
 はを伴ふもの、

安^ア禮^レ波^ハ伊^イ多^タ良^リ牟^ム
 阿^ア禮^レ波^ハ毛^モ等^ト米^メ牟^ム
 安^ア禮^レ波^ハ古^コ非^ヒ牟^ム奈^ナ
 安^ア禮^レ波^ハ麻^マ多^タ牟^ム惠^ヱ
 伊^イ氏^シ安^ア禮^レ波^ハ伊^イ可^カ奈^ナ
 安^ア禮^レ波^ハ伊^イ可^カ爾^ニ勢^セ武^ブ
 安^ア禮^レ波^ハ須^ス流^リ香^カ母^モ
 安^ア禮^レ波^ハ須^ス流^リ香^カ母^モ
 安^ア禮^レ波^ハ安^ア利^リ家^カ流^リ

(萬、二十)
 (萬、十七)
 (萬、十七)
 (萬、十四)
 (萬、五)
 (萬、十四)
 (萬、十四)
 (萬、十四)
 (萬、十四)
 (萬、十五)
 (萬、十五)
 (萬、十五)
 (萬、十七)
 (萬、十七)
 (萬、十八)

安禮波和須禮白 (萬、十八)
 阿例波伊波波牟 (萬、二十)
 阿例波久江由久 (萬、二十)
 阿例波許藝奴等 (萬、二十)
 安禮波麻爲許牟 (萬、二十)
 麻迦牟登波阿禮波須禮杼佐泥牟登波阿禮波意母閉杼 (紀、中)
 阿例播俱流之衛 (紀、二十七)
 「も」を伴へるもの、
 安禮母作乎 (萬、五)
 奈禮毛安禮毛 (萬、十四)
 「づ」を伴へるもの、
 安連會久夜思伎 (萬、十七)
 「こそ」を伴へるもの、
 阿禮許會波余能那賀比登 (記、下)

「や」を伴へるもの、

安禮也思加毛布 (萬、十四)
 阿禮也可奈之伎 (萬、十七)

「あれ」の副助詞に接せる例を見ず。すべて「あれ」は「が」助詞を伴ふことなく、連體語となれるものもなし。

これを以て「あ」と「あれ」との區別を用法上の差異によりて表示すれば次の如し。

あ、

あれ、

熟語となる。

熟語とならず。

「が」助詞に伴ふ。

「が」助詞に伴はず。

單獨にて主語とならず。

單獨にて主語となる。

連體語となる。

すべて連體語とならず。

その他は相通ずるものゝ如し。これを以て見れば「あ」と「あれ」とは聲調の上にて互に消長するものなるべし。

「わ」は「あ」の如く、單獨に文中にあらはるゝこと稀に、大抵助詞を伴ふ。その助詞は

「が」最多し。

「が」を伴ひて連體語となれる例。この例は頗多く、吾人の數へえたるものにても一〇〇あり。なほ洩れたるもあらむか。そのうち重複せざる語例を少しくあげ。

- 和我^〇佐可^カ理^リ (萬、五)
- 和我^〇則能^ニ爾^ニ (萬、五)
- 和我^〇霸能^ハ曾能^ソ爾^ニ (萬、五)
- 和我^〇夜度^ヤ爾^ニ (萬、五)
- 和我^〇余須^ヨ疑奈^ニ牟^ム (萬、五)
- 和我^〇世古^セ我^ニ (萬、五)
- 和我^〇中能^チ産禮^ニ出有^デ白^ク玉^ク之^ノ吾^ガ子^コ古^コ日^ニ者^シ (萬、五)
- 和我^〇吉奴^キ爾^ニ (萬、十四)
- 和可^カ利^リ己^ニ和^ニ我^ニ西^シ古^コ (萬、十四)
- 和伎^キ麻^マ勢^シ和^ニ我^ニ勢^シ古^コ (萬、十四)
- 和賀^カ西^シ奈^ニ波^ハ (萬、十四)

- 和賀^カ利^リ可^カ欲^ク波^ハ牟^ム (萬、十四)
- 和我^〇目豆^メ麻^マ (萬、十五)
- 和我^〇由惠^ユ爾^ニ (萬、十五)
- 和我^〇多毘^タ波^ハ (萬、十五)
- 和我^〇袖波^ス (萬、十五)
- 和我^〇伊能^イ知^チ乎^フ (萬、十五)
- 和我^〇許呂^コ母^モ豆^ト乎^フ (萬、十五)
- 和我^〇世乃^セ伎^キ美^ミ乎^フ (萬、十七)
- 和波^ハ之^ノ伎^キ和^ニ我^ニ勢^シ故^コ (萬、十九)
- 和我^〇伊波^イ呂^ロ爾^ニ (萬、二十)
- 和我^〇加々都^カ乃^ノ (萬、二十)
- 和我^〇伊母^イ古^コ我^ニ (萬、二十)
- 和我^〇於保^オ伎^キ美^ミ可^カ母^モ (萬、二十)
- 和我^〇可度^カ乃^ノ (萬、二十)

和我波能 (萬、二十)
 和我由伎乃 (萬、二十)
 和我豆布禮奈奈 (萬、二十)
 和我知波波 (萬、二十)
 和何許許呂 (記、上)
 和賀美岐那良受 (記、中)
 和賀那斗波佐泥 (記、下)
 和賀都麻波由米 (記、下)
 和賀多多彌由米 (記、下)
 和賀豆登良須母 (記、下)

形式形容詞の補語となれるものは未發見せず。しかれども、次の如きものを見る。これ後世存せざるものなり。

和我可良爾 (萬、二十)

主語となれるもの、これも亦例頗多し。吾人の計へ得たるものにては六二あり。

例によりて少しくあぐ。

和何那久那美多 (萬、五)
 和何那宜久 (萬、五)
 和我摩久良可武 (萬、五)
 和我母波奈久爾 (萬、十四)
 和我由久美知爾 (萬、十四)
 和我不念久爾 (萬、二)
 和我可流加夜能 (萬、十四)
 和我伎奈婆 (萬、十四)
 和我須武佐刀爾 (萬、十六)
 和我字知由可波 (萬、十八)
 和我佐世流安加良多知婆奈 (萬、十八)
 和我伎多流麻豆 (萬、二十)
 和我久流麻泥爾 (萬、二十)

和賀己藝由氣婆
 和我見流乎努能
 和我乎流等伎爾
 和賀多知美禮婆
 和賀牟禮伊那婆
 和賀比氣伊那婆
 和賀韋泥斯
 和賀布多理泥斯
 和賀多勢禮婆
 和賀祁勢流
 和賀伊麻勢婆夜
 和賀淤岐斯都流岐能多知
 和賀那久都麻袁
 和賀爾宜能煩理斯

(萬、二十)
 (萬、二十)
 (萬、二十)
 (記、上)
 (記、上)
 (記、上)
 (記、上)
 (記、上)
 (記、上)
 (記、中)
 (記、中)
 (記、中)
 (記、下)
 (記、下)

和賀能煩禮婆
 和賀登布伊毛袁
 和賀美賀本斯久邇波
 和我梅豆留古羅
 倭我彌細磨
 和我惠比爾祁牟
 右の如く、わは多くがといふ助詞によりて文中にあらはるゝが、その主語として
 のものも又單獨なるは稀なりとす。余は左の一例をえたるのみ。
 奴禮氏和伎奈婆
 格助詞に接せるものは、をにに接せるものを見る。

和乎可麻都那毛
 和乎召良米夜
 和乎之乃布良之
 和乎布利彌由母

(萬、十四)
 (萬、十七)
 (萬、二十)
 (常陸風土記)

和爾奈多要會根 (萬、十四)
 和爾余會利 (萬、十四)
 係助詞には「は」を伴へるを知るのみ。

和波己許爾思天 (萬、十四)
 和波素登毛波自 (萬、十四)
 和波麻可自夜毛 (萬、十四)
 宿毛等和波毛布 (萬、十四)
 和波可徹里許牟 (萬、二十)
 和波己藝泥奴等 (萬、二十)
 和波等可自等余 (萬、二十)
 和波麻可自夜毛 (萬、二十)
 「わがは」は「ほさみ」の上に来るときはその首音の感化をうけ「わごと」なる例多し。
 和期於保伎美 (萬、十八)
 和期大王 (萬、一〇萬、二〇萬、六)

和期大王 (萬、十八萬、十三)
 和其大王 (萬、二十)
 和己於保支美波 (續紀、十五、歌)
 又「わが」が連體語たるとき下なる體言の首音「ガ」「イ」音なるときには、これに混化して一の熟音を組織して「が」と「い」とを没入して新に「ギ」音を生ずることも亦例多し。

和伎霸能佐刀能 (萬、五)
 和企弊能會能爾 (記、中)
 和岐幣能迦多由 (記、下)
 和藝幣能阿多理 (紀、七)
 和藝幣能伽多由 (紀、十一)
 和藝幣能阿多利 (萬、十四)
 可是乃等能登抱吉和伎母賀吉西斯伎奴 (萬、十五)
 和伎毛故我 (萬、十五)
 和伎母故我 (萬、十五)

和^〇伎母古賀
 和^〇藝毛古我
 和^〇藝毛古賀
 和^〇藝毛古爾
 和^〇藝毛故爾
 和^〇伎毛古爾
 和^〇伎毛古爾
 和^〇藝毛古等
 和^〇伎毛故波
 倭^〇蟻慕
 奈古非叙和支母
 和禮故飛米夜母
 和禮立待
 和禮多知麻多牟

(萬、二十)
 (萬、二十)
 (萬、二十)
 (萬、十九)
 (萬、十五)
 (紀、十一)
 (萬、十五)
 (紀、十七)
 (常陸風土記)
 (萬、五)
 (萬、五)
 (萬、十四)

「わ」と「われ」との関係は、殆ど「あ」と「あれ」との関係におなじ。

「われ」は單獨にて主語たること多し。

和禮都賣杼
 和禮和須流禮夜
 和禮由伎豆
 伊加爾和禮世牟
 和禮由可牟
 和禮麻都良牟曾
 和禮枕可牟
 和例久禮等
 和禮惠比爾祁理
 和禮和須禮米夜
 倭例以梨魔志

伊保里世武和禮

(萬、十四)
 (萬、十四)
 (萬、十五)
 (萬、十八)
 (萬、十八)
 (萬、十八)
 (萬、十八)
 (萬、十九)
 (萬、二十)
 (記、中)
 (記、下)
 (紀、十七)

「われ」の「が」の助詞に接したるものも連體語となれるものも見ず。
 格助詞は「わ」に屬するよりも多く屬す。その例左の如し。
 「を」を伴へるもの。

多比由久和禮乎 (萬、七)
 和禮乎於久流登 (萬、十七)
 和禮乎於吉互 (萬、十八)
 和禮乎事於毛波婆 (萬、十八)
 和禮乎等登牟流 (萬、十八)
 和禮乎之努波世 (萬、二十)
 和例乎美於久流等 (萬、二十)
 和例烏斗波輸儼 (紀、十一)
 倭例烏比岐例互 (紀、廿四)
 にを伴へるもの、
 和禮爾余須等布 (萬、十四)
 和禮爾麻佐里豆 (萬、十五)
 和禮爾依志米之 (萬、二十)
 倭例爾魔柯施每 (紀、十七)

「よ」を伴へるもの、

和禮欲利母

(萬、五)

「わ」は又副助詞に伴へる例あり。

和禮左倍爾

(萬、十四)

和禮乃未夜

(萬、十五)

麻須良和禮須良

(萬、十七)

係助詞を伴へるものは「は」最多く、その他も少からず。

「は」を伴へるもの、

和禮波與騰麻受

(萬、五)

和禮波多知氏

(萬、十三)

和禮波於毛倍杼

船出須和禮波 伊保里須和禮波

(萬、十五)

和禮波於母比之

(萬、十八)

和禮波之奴倍久

(萬、十八)

和禮波雖禱

(萬、十九)

美知由久和禮波
 故非之久能於保加流和禮波美都都之努波牟
 和禮波伊波波牟
 和禮波伎爾之乎
 和禮彼牟須波奈
 和禮波和須禮士
 和禮波夜惠奴
 和例波枳箇儒
 倭例播爾始柯騰
 もを伴へるもの、
 代人和禮毛
 こそを伴へるもの、
 和禮許曾末加米
 今わとわれとの對比を表にて示すときは次の如し。

(萬十七)
 (萬二十)
 (萬二十)
 (萬二十)
 (記上)
 (記中)
 (紀二十四)
 (萬十八)
 (萬五)

わ

「が」助詞に伴ふ。

單獨にて主語となる

こと稀なり。

連體語となる。

これを以て見れば「わ」と「われ」との関係はなほ「あ」と「あれ」との関係の如く聲調の上より消長せるものゝ如し。

今こゝに「あ」「あれ」と「わ」「われ」との関係を顧みるに、この二語、意義全く同じきが如し。而按ずるに、その區別は新古の點に存するが如し。即ち「あ」「あれ」は古き形にして「わ」「われ」は新らしき形にあらざるか。何を以ていふとならば「あ」は

「あぎ」「あご」「あせ」

などの熟語を有すれども「わ」はこの期にては一もさる熟語を有せず。中古期に入りてはじめて「わ」の「わきみ」「わおも」と「わいへ」などの形を生ぜり。すべて熟語はその使用の習慣の古くなりたるものにあらざれば生ぜざるものなれば、この期に「あ」

に熟語ありて「わ」に熟語なきは頗、注目すべき事實にして等閑視すべからぬものなり。

萬葉集第四卷に

汝乎與吾乎人會離奈流乞吾君人之中言聞起名湯目

といふ歌あり。その「吾君」を流布本すべて「わきみ」とよませたり。しかれども、これは他に類例なきものなれば頗疑はし。既に代匠記には、

吾君はアガキミと讀むべきか、わきみは和殿原和御前など云類の新語か集中に例見えず。

といへり。實に契沖師のいへる如く、一も集中に類例のなきものなれば、これを「わきみ」とよむべきかは未決の問題なりとす。従つて余は、他に支證の出でぬ限りは、「わきみ」は萬葉期以後の語法なりと斷ぜんと欲す。

次に考ふるに「わ」「われ」はこの時期遠からぬ時代に發生し、この期に至りて物興の運にむかへるものにして「あ」「あれ」は古形として命脈を存すれども、大勢は既に「わ」「われ」に歸せるものにあらざるか。余がかくいふは吾人の集めし例證によりて見れ

ば「わ」「われ」と訓むべき確證あるものは二百七十一にして「あ」「あれ」の方は百三十二なり。而、こは多少の遺漏なきを保せずといへども、萬葉記、紀、宣命のすべてにわたりにて搜索しつくしたるものと、自らは、信ぜざるものなり。かく用例の多きは當時勢力ありしものなることを證するに足るべく、その多き「わ」の方面に熟語なきはたまたま「あ」の古きものなる所以を示すものにあらざるか。なほこの期以前に用ゐたる人名、地名の「吾」「我」は「我孫」「吾田」「吾川」等みな「あ」なるを見ても知らるべきなり。余はこれを以て「あ」を古く「わ」を新しと斷ずるなり。次期のは茲に論すべき限にあらず。按ずるに、琉球語の第一稱も亦「わ」なるを見れば、「あ」の古形は或は日本、琉球兩國語の祖語に存せしものにあらざるか。而、琉球語は完全に「わ」の勢力の成立せし時期に分立せしものにあらざるか。聊疑を存して將來の研究に資せむとす。

以上はこの期に於ける第一稱の代名詞なり。第二稱は「な」「なれ」なり。「な」と「なれ」との関係は又「わ」と「われ」、「あ」と「あれ」の関係に似たり。

「な」は多く「が」助詞を伴ふ。かくて連體語となり、主語となり、補語となる。

連體語となれる例

奈賀御命聞看止勅夫
 奈何名能良佐禰
 奈我己許呂能禮
 奈我波伴爾
 奈我目保里勢牟
 那賀美古夜
 難我柯陀播於柯武
 奈何麻爾麻爾
 主語となれるもの、

(十五詔)
 (萬五)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (紀、下)
 (萬五)
 (萬四)
 (萬十五)
 (萬十七)
 (萬二十)

那賀那加佐麻久
 那賀那勢流
 那賀伊幣勢許會
 格助詞には「に」とを伴へるものを見る。

奈乎波思奴波牟
 奈乎麻都等
 奈乎波思爾於家禮
 奈爾己會與佐禮
 奈爾與會利鷄米
 奈等布多里波母

古事記上卷須勢理毘賣命歌に、

那遠岐豆遠波那志那遠岐豆都麻波那斯
 といへるあり。こは「なをさきて」の「ち」を省きたるものと見ゆ。
 係助詞に接せるものは次の如し。

(記、上)
 (記、中)
 (記、下)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十四)

「は」を伴へるもの、

那波伊布登母

(記、上)

那波企箇輸那

(紀、十二)

「こそ」を伴へるもの、

那許曾波遠邇伊麻世婆(一本)

(記、上)

那許曾波余能那賀比登

(記、下)

那虚曾波豫能等保臂等

(紀、十一)

「な」は直に名詞に接して熟語をなすことあり。

奈勢能古夜

(萬、十四)

吾夫君此云阿我儼勢

(紀、一)

奈西乃古何

(常、風)

愛我那勢命

(記、上)

名兄之君

(萬、十六)

汝此云那鼻苦也

(紀、十三)

奈弟乃美許等

(萬、十三)

名姊

(萬、四)

妹名根

(萬、九)

那泥此二字 汝命

(記、中)

この「なせ」は「汝兄」なびとは「汝人」なおとは「汝弟」なねは「汝姊」の義にして「あせ」「あぎ」と構造同一なり。唯「あせ」「あぎ」は親みていふ意強きが「なせ」「なお」となどはなほ一層親しく、且多少尊敬する意とみゆ。さてこの「な」は第二稱の「な」なるは論なきものを、古來これを以てしたしみいふ一種の語とせるは甚當らずといふべし。

「な」が此の如く名詞に接して熟語をなす際に、一種の特別なる現象を呈することあり。即、これが「い」に接するときは「い」は「奈」に同化せられて鼻音「に」となることなり。

我那邇妹命乎以音云々

(記、上)

羽田又汝妹者云々汝妹此云儼邇毛

(紀、十二)

かくて又考ふるにこの「な」にも「なせ」は更に「あが」といふ詞を冠せるを見れば、この

「なせ」なにもは當時に生ぜし熟語にはあらずして稍上りたる時代に生じ、當時はは
や多少本義の忘れられたりしものありしならむと思はるゝなり。「なむち」といふ
語もこの期の所産なるべし。「なむち」といふも「大汝命」を「大己貴命」とかけるにしる
く、「汝貴」の義にして「ムチ」は「ムツ」と同じく、もと親しみをあらはせる語なりと見ゆ。
「なれ」は「あれ」「われ」の如く、熟語となることなく、又「が」助詞に接することなし。次に
二三の用例をあぐ。

主語となれるもの、

那^レ禮^ニ奈^リ理^ル鷄^ニ米^ニ夜^ニ

「を」を伴へるもの、

奈^レ禮^ニ乎^ニ會^フ與^フ咩^ニ邇^ニ保^ニ師^ニ登^ル

「も」を伴へるもの、

奈^レ禮^ニ毛^ニ安^ニ禮^ニ毛^ニ

「なれ」と假字書にせるは甚少けれど、これを以て「なれ」といふ詞の稀なりしなりと
はいふべからず。萬葉集中「汝」をかけるもの甚多く、これら大抵は「なれ」と訓まるべ

(紀、二十二)

(靈異記)

(萬、十四)

きものなりとす。

こゝに「な」と「なれ」とを對比するに、左の如し。

な

なれ

熟語となる。

熟語とならず。

「が」助詞に伴ふ。

「が」助詞を伴はず。

單獨にて主語たらず。

單獨にて主語たり。

連體語となる。

すべて連體語とならず。

第三稱は定稱、不定稱とわかれ、定稱更に近中遠の三稱となる。

近稱は「こ」及「これ」なり。「こ」の用例の最多くは、「の」に接して連體語たるものなり。

許^ニ能^ク可^ク波^ニ加^ニ美^ニ爾^ニ

(萬、五)

許^ニ能^ク多^ク氣^ニ仁^ニ

(萬、五)

許^ニ能^ク提^ニ羅^ニ周^ニ日^ニ能^ク斯^ニ多^ニ波^ニ

(萬、五)

許^ニ能^ク野^ニ麻^ニ能^ク閉^ニ仁^ニ

(萬、五)

許^ニ乃^ニ河^ニ泊^ニ爾^ニ

(萬、十四)

己能牟可都乎乃
 己能許呂波
 己能和我佐刀爾
 許能山道波
 己能夜萬夫吉乎
 許能安我家流伊毛我許呂母能
 許乃安我馬乃
 許乃於保美夜爾
 己能多知婆奈能
 許乃多知婆奈乎
 許能美由流久毛保妣許里豆
 許能暮影爾
 許能見由流安麻能之良久母
 許能由布敝可母

五六
 (萬十四)
 (萬十五)
 (萬十七)
 (萬十五)
 (萬十七)
 (萬十五)
 (萬十七)
 (萬十八)
 (萬十八)
 (萬十八)
 (萬十八)
 (萬十八)
 (萬十八)
 (萬十八)
 (萬十九)

許能之具禮
 許能爾波爾
 許能登理母
 許能迦邇夜
 許能美岐波
 許能美岐能
 許能美岐能
 許能多氣知爾
 莒能拖哥紀儼屢
 許能等與美岐遠
 許能末比美例波

(萬十九)
 (萬十九)
 (萬二十)
 (記中)
 (記中)
 (記中)
 (記中)
 (記下)
 (紀十五)
 (續紀十五歌)
 (續紀十五歌)
 (記下)

許由奈伎和多禮 (萬、十八)
 許欲奈伎和多流 (萬、十六)
 許欲奈积和多禮 (萬、十八)

係助詞に接して主語となれるものの例、

許母布佐波受 (記、上)

間投助詞に接して主語となれるものの例、

許斯與呂志 (記、上)

許斯母阿夜爾加志古志 (記、下)

これののに接せる例は多からず。

許禮乃水島 (萬、三)

許禮乃波流母志 (萬、二十)

これの格助詞係助詞に接せる例は多からず。

許禮乎於伎底 (萬、十八)

己禮波多婆利奴 (萬、十八)

己禮婆布佐婆受 (記、上)

かく「これ」の例は少しといへど、當時の文にて漢字の訓として「これ」とよむべきものは蓋多かりしならむ。今は假字書をのみとれるが故にかく少く見ゆるのみ。

「こと」と「これ」との區別は又「あ」と「あれ」との関係に似たり。然れども、その差は僅に熟語となりうるとえざるとの間存するものゝ如し。即ち「こ」は直に名詞に接して熟語をなすに「これ」は決して「さることなきなり」。

「こ」の名詞に接して熟語となれる例は、

許登之許受登母 (萬、十四)

許余比太爾 (萬、十四)

許余比登乃良路 (萬、十四)

已與比能都久欲 (萬、二十)

虛豫比辭流辭毛 (紀、十三)

これらは時の現在をあらはせるものにして「こ」が時をあらはす名詞に接して熟したるなり。

許^〇己[△]念[△]者
 己^〇許[△]乎[△]志[△]毛
 許^〇己[△]乎[△]之[△]母
 許^〇己[△]乎[△]之[△]母
 許^〇己[△]爾[△]安[△]良[△]米
 許^〇己[△]爾[△]思[△]出
 許^〇許[△]爾[△]知[△]可[△]久[△]乎
 許^〇許[△]爾[△]於[△]母[△]比[△]傳
 この下なる「こ」は處を示せるものにして、「こ」は場所の近稱といはるゝものとなるなり。

六〇

(萬、九)

(萬、十三)

(萬、十八)

(萬、十八)

(萬、十六)

(萬、十七)

(萬、二十)

(記、中)

許^〇知[△]能[△]夜[△]麻[△]登
 己^〇知[△]基[△]智[△]乃[△]枝[△]之
 虛^〇知[△]期[△]知[△]爾[△]枝[△]刺[△]有[△]如
 己^〇知[△]其[△]智[△]乃[△]國[△]之[△]三[△]中[△]從

(記、下)

(萬、二)

(萬、二)

(萬、三)

許^〇智[△]期[△]智[△]乃[△]花[△]之[△]盛[△]爾
 許^〇知[△]基[△]知[△]能[△]夜[△]麻[△]能[△]賀[△]比[△]爾
 この「ち」は方向を示す古き語とみえたり。かくて「こ」は方向の近稱となるなり。中稱には「し」といふと「そ」といふとあり。先「そ」よりのべむ。
 「そ」には又「それ」の形もあり。「そ」は「こ」と同じく「の」に接して連體語となること最多し。その例、

(萬、九)

(記、下)

會^〇能[△]可[△]奈[△]之[△]伎[△]乎
 會^〇乃[△]日[△]乃[△]伎[△]波[△]美
 會^〇能[△]保[△]追[△]多[△]加[△]波
 會^〇能[△]多[△]知[△]夜[△]麻[△]爾
 會^〇能[△]可[△]氣[△]母[△]見[△]牟
 會^〇能[△]許[△]己[△]呂
 會^〇能[△]都[△]末[△]能[△]古[△]等
 會^〇能[△]奈[△]里[△]波[△]比[△]乎

(萬、十四)

(萬、十七)

(萬、十七)

(萬、十七)

(萬、十八)

(萬、十八)

(萬、十八)

(萬、十八)

六一

會能倍由母
 會乃波奈豆末爾
 會能都豆美
 會能那迦都邇袁
 會能淤母比豆麻阿波禮
 會能多知波夜
 會能阿牟袁
 會能多迦紀那流
 會能波那能
 會能夜霸餓岐廻
 會能泥播宇世儒
 會能古破阿利鷄梅
 諸能多比等阿波禮
 會能赴尼苦羅齊

(萬,十八)
 (萬,十八)
 (記,中)
 (記,中)
 (記,下)
 (記,下)
 (記,下)
 (記,下)
 (紀,一)
 (紀,十五)
 (紀,十一)
 (紀,廿一)
 (紀,十一)

又「が」に接して連體語たる時もあり。

會賀波能

この「の」の接せるものと「が」の接せるものとは主とする點に差あり。即ち「の」は下なるを主とし「が」は上なるを主とせるものなり。委しくは助詞の條にいへるを見よ。

(記,下)

格助詞に接せる例は多くを知らず。

安是可會乎伊波牟

(萬,十四)

會乎見禮波

(萬,十八)

「そ」は直接に名詞に接して熟語となることあり。

會泥賀母登會泥米都那藝豆

(記,上)

かくて又これより處を示す名詞「こ」に熟するものあり。

會許由惠爾

(萬,十九)

會已由惠爾

(萬,十九)

所虛故

(萬,二)

則許母倍波
 會己乎之毛
 所許爾念久
 會許爾念出
 會許爾奈氣禮婆
 會許爾於母比傳
 會許爾於望比
 會許十方不見
 會許登母見延受
 會許念爾
 會許裳香人之吾乎言將成
 會許母安加爾等
 會許之恨之

この「そこ」は即、場所の中稱と稱せらるゝものなり。「そち」の語は發見せず。

- (萬、十七)
- (萬、十七)
- (萬、九)
- (萬、十七)
- (萬、十七)
- (紀、中)
- (紀、十一)
- (萬、六)
- (萬、十七)
- (萬、三)
- (萬、七)
- (萬、十七)
- (萬、一)

「それ」とかながきにせるものは例を見ず。然れども、又これに準じて知るをうべし。即「そ」は熟語となるに「それはならず。「そ」は單獨にて主語となるものなければども、それは單獨に主語たることをうるものなるべし。「し」はその意「そ」と似て稍異なりと思はる。吾人はこれが用例としては僅に「が」に接して或は主語となり、或は連體語となる例を知るのみ。

主語たる例

志我可多良倍婆
 之我願心太良比爾
 黃楊小櫛之賀左志家良之
 斯毘都久阿麻余斯賀阿禮婆
 志賀都矩屢麻泥爾
 旨我那稽摩
 自何仕奉狀隨豆
 之我奏之事方

- (萬、五)
- (萬、十八)
- (萬、十九)
- (紀、十五)
- (紀、十四)
- (紀、十四)
- (二十四詔)
- (二十五詔)

之我奏之久
志何仕奉狀隨豆
連體語となれる例

(二十八詔)
(四十八詔)

鶴河立取左牟安由能之我波多波

(萬十九)

之我色色爾
佐斯夫能紀斯賀斯多邇於斐陀豆流波毘呂由都麻都婆岐斯賀波那能豆理伊麻
斯芝賀波能比呂理伊麻須波
加良奴袁志本爾夜岐斯賀阿麻理許登爾都久理

(紀十一)

「そ」と「し」の區別は十分に明ならず。一面より見れば「し」は人の指示に用ゐる「そ」は人以外の指示に用ゐたりと見ゆる點多し。然れども、一概にはいふべからぬは「し」が花「し」が葉などの例あるを見ても知るべきなり。又新古の別あるかといふに、この點も多少存在するが如し。即「し」は古くして稍廢滅に近づきたる詞なる證はその用法局せるものにて知らるべく中古期に入りてはその形殆なくなりぬるを見ても察せらるべきなり。要するにこの區別は文獻上の論議としては未決の問

題なりとす。

第三稱の遠稱に「かかれ」といふ形あり。こは萬葉期には多く用ゐられざる形なり。即、吾人が確にかくいふべき證をとらへ得つるは次の二例のみなり。

(萬十四)

可能古呂等
彌不根可母加禮

(萬十八)

これを以て見れば、この「かかれ」は當時さまで勢力ありきともおぼえず。恐らくは中古期に入りて勢力を有するに至りしならむ。

第三稱の遠稱なる「かかれ」は萬葉時代には未、十分に勢力なかりしは前述の如くなるが、恐らくはこの詞はこの時代より少し前には存在せざるものにてありしならむか。かくて又第三稱はある時期には、この近稱と「その」遠稱の二別のみなりしことありしにあらざるか。かくいふ故は「かかれ」の用例のこの期に稀なるが故のみならず。後世「かの」「かれ」と訓ずる「彼」字を當時「その」「それ」といへる證あればなり。肥前國の郡名に

彼杵

とかけるあり。これを「ソノキ」とよむ。その他、日本紀、萬葉集等に「彼を、その、それ」といへること多きを見て決して臆断にあらざるを知るべし。これを以て見れば、第三稱は元來「こ」その二種ありしものなるが、この期に至りて「か」發生し、並び用ゐらるゝに至りしものならむ。かくいふ傍證とすべきはなほ他に存す。即處を指定するに「こ」「そ」ありといへども、「か」といふことなく、中古期に至りて始めて「そこ」と同義なりと見ゆる。「し」に「か」を加へて「かし」といひ、「か」の代りに「あ」の生じ、相並びて第三稱の遠稱となるに及びては「そこに」「あを加へて」「あそこ」といふに至れるもこの邊の消息を窺ふべく、又、この期の「か」はその用例を見るに、状態をあらはすもの甚多くして名詞の代表たるもの少く、僅に「かれ」が萬葉集十八に存するのみ。これを見て見れば、この「か」は本來副詞なりしものが、この期の頃に代名詞に變化し始めたものなるが如し。

不定稱にては人のと事物のとを分つべし。

人の不定稱にては「た」及「たれ」あり。「た」と「たれ」との関係は「あと」「あれ」との関係に似たり。

「た」は「が」助詞に接して連體語たり。

多[○]我[○]多[○]米[○]爾[○]奈[○]禮[○]

(萬十七)

他[○]賀[○]多[○]泥[○]呂[○]迦[○]母[○]

(紀十)

拖[○]我[○]佐[○]基[○]泥[○]

(紀二十四)

多[○]賀[○]己[○]等[○]岐[○]氣[○]婆[○]

(常陸風土記)

格助詞に接せるものは次の一を知る。

多[○]爾[○]加[○]母[○]余[○]良[○]牟[○]

(記下)

「たれ」は主語たること多し。殊に係助詞「か」を伴ふこと多し。

多[○]禮[○]可[○]有[○]可[○]倍[○]志[○]

(萬五)

多[○]禮[○]可[○]毛[○]由[○]波[○]牟[○]

(萬十五)

多[○]禮[○]賀[○]思[○]良[○]牟[○]母[○]

(萬十七)

多[○]例[○]郡[○]始[○]儼[○]播[○]務[○]

(紀十一)

多[○]例[○]柯[○]柯[○]該[○]武[○]預[○]

(紀十四)

多[○]例[○]柯[○]舉[○]能[○]居[○]登[○]餼[○]哀[○]磨[○]陛[○]備[○]麻[○]鳴[○]須[○]

(紀十四)

多例^{*} 多例^{*} 多例^{*} 多例^{*}
 多例^{*} 多例^{*} 多例^{*} 多例^{*}
 多例^{*} 多例^{*} 多例^{*} 多例^{*}

格助詞を伴へるもの、

多例^{*} 乎^{*} 可^{*} 伎^{*} 美^{*} 等^{*}

多例^{*} 禮^{*} 袁^{*} 志^{*} 摩^{*} 加^{*} 牟^{*}

「に」を伴へるもの、

多例^{*} 黎^{*} 爾^{*} 見^{*} 世^{*} 牟^{*} 等^{*}

係助詞には「か」の多きは先にいひつ。次には「ぞ」の例をあぐ。

多例^{*} 黎^{*} 曾^{*} 許^{*} 能^{*}

多例^{*} 黎^{*} 曾^{*} 意^{*} 富^{*} 麻^{*} 幣^{*} 爾^{*} 麻^{*} 袁^{*} 須^{*}

間投助詞の接せる例もあり。

陀^{*} 黎^{*} 耶^{*} 始^{*} 比^{*} 登^{*} 謀^{*}

事物の不定稱には「な」といつとあり。

七〇 (紀十六)

(紀二十五)

(萬、二十)

(記、上)

(萬、十八)

(萬、十四)

(記、下)

(紀、十六)

一〇 「な」は元來副詞なりしにはあらざるか。いかにといふに、先次の數例を通覽せ
 よ。

「か」を伴へる例、

奈^{*} 爾^{*} 可^{*} 佐^{*} 夜^{*} 禮^{*} 留^{*}

難^{*} 可^{*} 將^{*} 嗟^{*}

奈^{*} 爾^{*} 可^{*} 母^{*} 能^{*} 毛^{*} 布^{*}

奈^{*} 仁^{*} 加^{*} 吉^{*} 奈^{*} 可^{*} 奴^{*}

奈^{*} 爾^{*} 加^{*} 伎^{*} 奈^{*} 加^{*} 奴^{*}

奈^{*} 爾^{*} 加^{*} 於^{*} 毛^{*} 波^{*} 牟^{*}

那^{*} 爾^{*} 柯^{*} 那^{*} 皚^{*} 柯^{*} 武^{*}

「の」を伴ひて連體語となれるもの、

奈^{*} 爾^{*} 乃^{*} 情^{*} 曾^{*}

奈^{*} 爾^{*} 能^{*} 都^{*} 底^{*} 舉^{*} 騰^{*}

直接に連體語たるもの、

(萬、五)

(萬、十三)

(萬、十七)

(萬、十七)

(萬、十八)

(萬、二十)

(紀、六)

(萬、十七)

(紀、二十七)

奈爾毛能母氏加

(萬、十五)

「と助詞を伴へるもの、

那爾騰柯母

(紀、二十五)

「ぞを伴へるもの

奈仁會許能兒乃

(萬、十四)

しかもを伴へるもの、

奈爾之可母

(萬、十五、十八)

奈爾之加母

(萬、十七)

これらは皆今の詞にては「いかに」といふに似たり。試に「いかに」をあて、訓釋しみよう。そのあたれること實に明なるにあらずや。ことに副詞たることの顯然たるものは、

奈爾世武爾

(萬、五)

奈爾須禮會

(萬、二十)

にして「いかに」の意なるは明なり。この「な」は本をたゞせば「な」が副詞にして「に」は

助詞なりしならむ。「な」が不定疑惑の意ある副詞なる證は

奈志許佐流良米

(萬、十四)

奈會許己波伊能彌良要奴毛

(萬、十五)

の如く「な」は「し」「ぞ」といふ助詞に助けられてあるを見ても其の副詞なることしるく、これが「に」助詞によりて助けられてこゝに「な」といふ形生ぜしが、自然に代名詞として用ゐらるゝに至りしものならむか。とにかくに既にこの期には「な」が代名詞として用ゐられたる例を見る。

奈爾乎可於母波牟

(萬、十七)

奈爾乎將語

(萬、十九)

「いつ」は元來「いつれ」と相對せること、あと「あれ」との関係の如くなりしならむ。然れども、この期に入りて既に「いつれ」と別途の方向に發展しゆけりと見ゆ。即この期にては單獨なる「いつ」は主として時間をあらはすにのみ用ゐらるゝに至れり。「の」を伴ひて連體語たるもの

伊都乃麻可

(萬、五)

「と」を伴へるもの、

伊都等可麻多牟

伊都等加和禮乎

「まて」を伴へるもの、

伊都麻豆可

「ば」を伴へるもの、

伊都波乎良自等

「も」を伴へるもの、

以都母以都母

「か」を伴へるもの、

伊都可伊多良武

伊都可故延伊加武

伊都可開許武等

「しか」を伴へるもの、

(萬、十五)

(萬、十五)

(萬、十五)

(萬、十七)

(萬、二十)

(萬、十四)

(萬、十五)

(萬、十七)

伊都之可母

伊都之加母

伊都之加毛

伊都之加登

伊都思香伎美登

伊都之可安氣牟

「いつ」の意が時をさせるは上の諸例にて明なりといふべし。然れども、これが決して時を示すと限らぬ證は、熟語となれるものに注目せば直に知らるゝなり。即ち、こゝ「そこのこと同じき」に接しては、「いつく」となる。後世の「いつこ」これなり。

伊豆久能迦邇

伊豆久邇伊多流

伊豆久由可

伊豆久欲利

又「いつち」「いつし」といひ、「いつへ」といひて方向をあらはせり。

(萬、十五)

(萬、十七)

(萬、二十)

(萬、十七)

(萬、十八)

(記、中)

(記、中)

(萬、五)

(萬、五)

伊豆知武伎提可 (萬、五)
 伊豆知由可米等 (萬、十五)
 伊豆知武吉氏加 (萬、十三)
 伊豆思牟伎氏可 (萬、十四)
 何時邊乃方二 (萬、二)
 伊頭敵能山乎 (萬、十九)
 又「いつら」といひて場所をあらはせるもあり。

伊豆良等和禮乎等婆波伊可爾伊波牟 (萬、十五)
 「いつ」といひて明に場所をあらはせるものもあり。

多由比我多志保彌知和多流伊豆由可母加奈之伎世呂我和賀利可欲波牟 (萬、十四)

「いつれ」は時間に関せずして全くなにと同じき用をなす。之によりて思ふに「な」が指示に用ゐらるゝにつれて「いつ」は主として時を示すに轉じ、「いつれ」のみ本來の儘に残れるにあらざるか。「いつれの用例次の如し。

伊都禮乃思麻爾 (萬、十五)
 伊豆禮能日麻豆 (萬、十五)
 伊都禮乃時加 (萬、十七)
 以都例乃可美乎 (萬、二十)
 伊豆禮乎可和枳豆 (萬、十八)

「いつれ」が時を示さぬ以上は「いつ」も時を示すに限らざるべき理なり。すべての代名詞みな「れ」の加はれるとなきとあるに「いつれ」のみ「いつ」の用法の存せざることあるべからず。これ吾人が敢へて臆説を述ぶる所以なり。

ロ、稱格に擬せられたるもの

稱格に擬せられたるものとして特にあぐべきは第二稱のみなり。これには尊稱と卑稱とあり。

尊稱としては先「みまし」「いまし」なり。

美麻斯乃父止座天皇乃美麻斯爾賜志天下之業止(云々)美麻斯親王乃(云々)吾子

美麻斯王爾

(五詔)

美麻之大臣乃(云々)彌麻之大臣之家内子等乎母

(五十一詔)

朕子伊末之仁授給事

(二十九詔)

伊麻思毛吾毛

(萬、十一)

伊麻思乎多能美

(萬、十四)

「みまし」も「いまし」も、その「み」「い」共に頭辭にして本語は「まし」なり。

麻志毛安禮毛

(萬、十四)

この「まし」は後世催馬樂などにも見ゆるものにて、尊稱といはむよりは親稱といふべからむ。したがひて「みまし」「いまし」も又親む意あるなり。

「きみ」といふ尊稱ありき。

岐美何余曾比

(記、上)

なむちといへる實例には接せず。貞觀儀式に

千里之外四方之堺東方陸奥西方遠直嘉南方土佐北方佐渡奥里乎知能所乎奈

牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜氏

美麻斯王爾

(五詔)

美麻之大臣乃(云々)彌麻之大臣之家内子等乎母

(五十一詔)

朕子伊末之仁授給事

(二十九詔)

伊麻思毛吾毛

(萬、十一)

伊麻思乎多能美

(萬、十四)

「みまし」も「いまし」も、その「み」「い」共に頭辭にして本語は「まし」なり。

麻志毛安禮毛

(萬、十四)

この「まし」は後世催馬樂などにも見ゆるものにて、尊稱といはむよりは親稱といふべからむ。したがひて「みまし」「いまし」も又親む意あるなり。

「きみ」といふ尊稱ありき。

岐美何余曾比

(記、上)

なむちといへる實例には接せず。貞觀儀式に

千里之外四方之堺東方陸奥西方遠直嘉南方土佐北方佐渡奥里乎知能所乎奈

牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜氏

とあるは「なむち」といへる語ありしを略していふに至りしにあらざるか。卑稱としては「わけ」「あれ」「い」あり。

「わけ」は第一稱として用ゐたる如き景迹あり。されど又必ずしも然らざるが如し。次の例を見よ。

吾君者和氣乎波死常念可毛

(萬、四)

吾君爾戲奴者戀良思

(萬、八)

は第一稱としたる状なり。

勤和氣登將譽十方不在

(萬、四)

戲奴(反云和氣)之爲(云々)和氣佐倍爾見代

(萬、八)

は第二稱と見ゆるものなり。

「あれ」は次の例を見よ。「い」の例も共にあぐ。

意禮爲大國主神

(記、上)

爾自居之爾此云飯例

(紀、三)

伊賀所作仕奉於大殿内者意禮先入

(記、中)

意禮熊曾建二人不伏無禮聞看而

(記中)

ハ、反射指示

反射指示の代名詞は「おのと」「おのれ」となり。

「おのは」が助詞を伴ふこと多し。

連體語たるもの、

意能賀弱兒

(三詔)

於能我乎遠

(萬、十四)

意能我名負

(萬、十八)

意乃我身志

(萬、十五)

意能賀袁袁

(記、中)

主語となれるもの。「おのは」單獨にて主語たるものなし。

於能我於敵流

(萬、十八)

格助詞、係助詞に接する例は多くを見ず。

於能等母於能夜

(萬、十八)

於乃毛於乃毛貞仁能久淨伎心乎以天仕奉止詔己止乎

(三十二詔)

又直に體言に接して熟語たることあり。

於能豆麻乎

(萬、十四)

「おのれ」は他の「あれ」「われ」「なれ」「これ」「それ」「かれ」「たれ」「いつれの如く」「おのれ」に關係せるものならむ。先單獨にて主語たるものは

於能禮神佐備

(萬、十六)

を知るのみ。熟語になれるものは、

於能禮故所嘗而居者

(萬、十二)

の一あるのみ。

第二節 用言

用言を分ちて、形容詞、動詞、形式用言の三とすることは既にいへり。而、形容詞及其の性を受けたるものを除く外は複語尾を有しうることも亦いへり。この三種

の用言共に此の時期に存せりといへども、其の實質に至りては多少後世のものと趣を異にす。

イ 形容詞

この期にありては形容詞はその活用形の數三あるのみなり。即「けれ」は存すれども、こは存在動詞に熟せる形として、未、形容詞の活用形のうちと認むるまでに熟化せざるなり。

語	幹	原形	未然形	連用形	連體形
よ	よし	よろし	よく	よく	よき
よろし	よろし	よろしく	よろしく	よろしく	よろしき

原形の終止として用ゐられたる例、

曾許之恨之秋山吾者
見爾清契之

(萬、一)
(萬、一)

朝風寒之

(萬、一)

浦左夫流情佐麻禰之

(萬、一)

守有栗之

(萬、八)

阿波奈久毛安夜思

(萬、十四)

布智毛世毛伎與久佐夜氣志

(續紀、三十)

未然形は假設の形として「ば」又は「とも」に接して假設的條件を示す前行句を構成す。

由利母安波無等奈具佐無流許己呂之奈久波安麻射可流比奈爾一日毛安流部
久母安禮也

(萬、十八)

佐由利花由利母相等之多波布流許己呂之奈久波今日母倍米夜母

(萬、十八)

加之古俱等望阿例椰始儼破務

(紀、十一)

連用形の重文の前句の述語としてあらはれたるもの

珠手次懸之宜久遠神云々

(萬、一)

此川乃絶事無久此山乃彌高良之

(萬、一)

多陀爾阿波須阿良久毛於保久志岐多閉乃麻久良佐良受提伊米爾之美延牟

(萬、五)

世間能宇計久都良計久伊等能伎提痛伎瘡爾波鹹鹽遠灌知布何其等久

(萬、五)

朕母開持流事乏久見持留行少美

(六詔)

對天方無禮岐面弊利無久後仁波謗言無久奸僞利詔曲流心無之天

(四十四詔)

ある體言が多數の連體語を有する場合に直に體言に接せるものゝ外はこの活用形にて重なりたることを示すことあり。

拙久多豆何奈岐朕時爾

(十四詔)

祖父大臣乃明久淨岐心以豆

(二十六詔)

貞久淨岐心乎以天

(二十九詔)

久須之久奇事乎思議許止

(四十一詔)

如此久奇久尊岐驗波顯賜弊利

(四十一詔)

甚奇久異爾麗岐雲

(四十二詔)

奇久貴伎大瑞乃雲爾在良之止奈毛念行須故是以奇久喜之支大瑞乎

(四十二詔)

岐多奈久惡奴止母止

(四十三詔)

貴久慶伎御命

(四十九詔)

同一の主語に對して多數の述語ある時は最後の語の外はこの形をとりて重ねることあり。

天地與相左可延牟等大宮乎都可倍麻都禮婆貴久宇禮之伎

(萬、十九)

布智毛世毛伎與久佐夜氣志

(續紀、三十歌)

河見者左夜氣久清之

(萬、十三)

父母乎見波多布刀久妻子見波可奈之久米具之

(萬、十八)

一の用言に對して其の意義を限定修飾すべく、その上に重ねる時は、又この形を以てするなり。

伊良奈家久曾許爾念出

(萬、十七)

伊知之路久伊泥奴

(萬、十七)

氣那我久奈理努

(萬、五)

古悲之久伎美我於毛保要波

(萬、十七)

等保久左可里豆

(萬、十五)

等保久和多里豆

(萬、十八)

存在動詞「あり」に接して一の熟語を組成するに用ゐらるゝなり。

由伎安思可流良武

(萬、十五)

加奈之可利家理

(萬、五)

知可久安里世婆

(萬、十五)

比左之久安良米也等

(萬、十五)

この形はなほ存在動詞の條に例をあぐるこゝとあるべし。ずゝに熟合したる例は

天下平久百官安久爲而之

(六詔)

萬機密久志天

(十五詔)

伊良奈家久曾許爾念出

(萬、十七)

伊知之路久伊泥奴

(萬、十七)

氣那我久奈理努

(萬、五)

古悲之久伎美我於毛保要波

(萬、十七)

等保久左可里豆

(萬、十五)

等保久和多里豆

(萬、十八)

存在動詞「あり」に接して一の熟語を組成するに用ゐらるゝなり。

由伎安思可流良武

(萬、十五)

加奈之可利家理

(萬、五)

知可久安里世婆

(萬、十五)

比左之久安良米也等

(萬、十五)

この形はなほ存在動詞の條に例をあぐるこゝとあるべし。ずゝに熟合したる例は

天下平久百官安久爲而之

(六詔)

萬機密久志天

(十五詔)

宇夜宇夜自久相從事波無之豆

(二十七詔)

心淨久之天仕奉良武

(二十八詔)

念佐未多久事奈久之天

(三十一詔)

伊敵杼保久之豆

(萬、十五)

此の期に於ける特徴と見るべきはこの連用形を以て體言に準ずることなり。

その例

主語となりたるもの

故悲之久能於保加流和禮婆

(萬、二十)

の一を知るのみ。

連體形は體言に冠して之を裝定するに用ゐらる。

牟奈之伎母乃等

(萬、五)

宇良賣斯企伊毛乃美許等乃

(萬、五)

波麻藝欲伎麻里布能宇良爾

(萬、十五)

伊也之伎屋戶母

(萬、十九)

安伎良氣伎名爾於布等毛能
 安多良之伎吉用伎會乃名會
 阿遠岐美祁斯遠
 其人乃宇武何志伎事

(萬二十)
 (萬二十)
 (記上)
 (七詔)

次には係助詞「ぞ」なも「こそ」や「か」に對しての終止となる。
 「ぞ」に對しての終止。

伊毛會毛安之伎
 奴流欲之會於保伎
 念日會於保伎
 多愚臂豆序豫枳

(萬五)
 (萬十五)
 (萬十九)
 (紀十一)

「なも」に對しての終止となれる實例は未發見せず。但存在すべきことは疑ふべくもあらず。蓋文献の過少なるが爲なるべし。
 「こそ」に對しての終止。

この期には吾人の所謂已然形なるものは形容詞には存せざりしが故に「こそ」に

對しては連體形を以て終止としたり。その證左の如し。

已妻許會常目類次吉
 最今社戀者爲便無寸
 野乎比呂美久佐許會之既吉
 虛呂望虛會赴多弊茂豫者
 阿喻舉會播施麻倍母曳岐
 「や」に對しての終止

(萬十一)
 (萬十一)
 (萬十七)
 (紀十一)
 (紀二十七)

天地爾小不至大夫跡思之吾耶雄心毛無寸
 於久禮多流阿禮也可奈之伎
 「か」に對しての終止

(萬十二)
 (萬十七)

奈何鴨目言乎谷裳幾許乏寸
 敵太而禮婆可母安麻多須辨奈吉

(萬四)
 (萬八)

されども又特別に餘韻を含ませしめたる文にてはこれを以て終止とするに、上にあげたる助詞の來らぬこともあり。

天地與相左可延牟等大宮乎都可倍麻都禮婆貴久宇禮之伎
又この活用形を以て體言に準ずる形となすことあり。

(萬、十九)

爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母

(萬、十四)

武都紀多知波流能吉多良婆可久斯許曾鳥梅乎乎利都都多努之岐乎倍米

(萬、五)

宇都世美波加受奈吉身奈利夜麻加波乃佐夜氣吉見都都美知乎多豆彌奈

(萬、二十)

此の期の形容詞の終止としての用法は上に述べたる二種の形ありといへどもこの二種は必しも井然たる區別あるものにはあらず。即、上に、連體形にて上に何等特別の助詞なき場合にも終止となることをいへるが今茲には上に「や」「こそ」ありて原形にて終止せる例をあげむ。

許序能秋安比見之末末爾今日見波於毛夜目都良之美夜古可多比等

(萬、十八)

多久夫須麻之良夜良可是能宿奈徹杼母古呂賀於曾伎能安路許曾要志母

(萬、十四)

形容詞の語幹は或はそのまゝにて、或は接辭の附屬して、體言に準ぜらるゝことあり。

單獨にて體言の裝定をなすもの。この用法はこの期には、頗多きものなり。少しく例をあぐ。

阿遠夜麻邇 (記、上)

愛袁登古袁 (記、上)

阿賀波斯豆摩邇 (記、下)

布刀御幣 (祝詞)

夜周伊 (萬、五)

伊加志穗邇 (祝詞)

久須志伊波比許登 (祝詞)

香具波之君乎 (萬、十八)

於夜自得伎波爾 (萬、十七)
 宇良具波之布勢能美豆宇彌爾 (萬、十七)
 鷲之宇都之眞子可母 (萬、十九)
 登々富々斯故志能久邇 (記、上)
 佐迦志賣遠 (記、上)
 久波志賣遠 (記、上)

後世の語にある形容詞の語幹に、助詞を附して體言の裝定をなし、かくて喚體句を構成する用法は當時になしと見ゆ。即、

あなあもしろのけしきや
 などいふ類の用法は見えず。されど

須賣呂伎能等保能朝廷等保能久爾 (萬、十五)
 等保追可牟於夜 (萬、十八)

の如き用例、即體言に準じて、一の名の如くなれるものはあり。これかへりて後世になきものなり。

語幹は又用言の裝定として直接に上にありて熟することあり。

宮柱布刀斯理 (記、上)
 氷椽多迦斯理 (記、上)
 伊夜等保會吉奴 (萬、十四)
 阿岐豆波夜具比 (記、上)
 又、助詞を伴ひて副詞と同じ用をなせるあり。

麻用賀岐許邇 (記、中)
 伊夜等保奈我爾 (萬、十八)
 伊也等保爾乎伎波奈例伊夜多可爾山乎故要須疑 (萬、二十)
 宇良夜須爾左奴流夜會奈伎 (萬、十四)
 形容詞の語幹は又接辭を附するによりて體言となることあり。即、さを附して體言とすることはこの期にも存せり。

須別那左 (萬、五)
 見流我等母之左 (萬、十五)

音之清左（萬、七）
 念之吉沙（萬、十）
 又「ら」といふ接辭を附して、更に「に」といふ助詞を伴ひて副詞の用をなして、修飾語たることあり。
（萬、十五）

又この「ら」を添へて體言となせるものもあり。
 痛醜賢良乎爲跡酒不飲人乎愛見者猿二鴨似（萬、三）
 されども、この「ら」は時に何等の意を有せざるものゝ如し。何となれば、當時は「ら」といふ音は唯語調を圓滑にせむが爲に投入せられたるが如き觀ありて、この用言に限らざるさまに見ゆればなり。かくてこの「ら」は次の如き場合にも用ゐらるゝなり。

又この「ら」を添へて體言となせるものもあり。
 痛醜賢良乎爲跡酒不飲人乎愛見者猿二鴨似（萬、三）
 されども、この「ら」は時に何等の意を有せざるものゝ如し。何となれば、當時は「ら」といふ音は唯語調を圓滑にせむが爲に投入せられたるが如き觀ありて、この用言に限らざるさまに見ゆればなり。かくてこの「ら」は次の如き場合にも用ゐらるゝなり。

赤羅小船（萬、十六）
 安加良多知婆奈（萬、十八）
 安可良我之波（萬、二十）
 宇須良婢乃宇須伎許己呂乎（萬、二十）
 阿迦良袁登賣袁（記、中）
 阿邏遷麼菟麼遷（紀、九）

この例のものは上にいへる語幹より直に體言の裝定をなせるものに等しく、「ら」とあるは語幹より「に」につゞけて用言の裝定をなせるに等し。なほこの「ら」は接辭と日本文法論にいひたれど、この時期の用法を見れば間投助詞なりけり。即、普通の文法にてはいさ知らず、時代文法としては助詞の條に説くを可とせむ。

「げ」といふ接辭は當時の文献中に發見することなし。
 又この語幹に「み」といふ接辭を添へ、又は助詞「み」を添へて體言とし、修飾句を構成することありと説く説あり。而この用法は萬葉期の特徴として次期以下には、唯前代の模倣として残れるのみなれば、この本性を此の期の事業として特に研究せ

しに次の如く論断すべくなりぬ。先その用例の大體を列挙すべし。

天地之心乎イカシミカガシヤミカシコミイマスニ 勞イカシ 彌イカシ 辱イカシ 彌イカシ 恐イカシ 彌イカシ 坐イカシ 爾イカシ (四詔)

忌忍事爾イカシ 似事乎イカシ 志イカシ 奈イカシ 母イカシ 常イカシ 勞イカシ 彌イカシ 重イカシ 彌イカシ 所念坐久止イカシ 宜イカシ (二詔)

此重位爾イカシ 繼坐事乎イカシ 奈イカシ 母イカシ 天地心乎イカシ 勞イカシ 重イカシ 彌イカシ 畏坐左久止イカシ 詔命衆聞宣イカシ (三詔)

大命乎イカシ 聞食恐美イカシ 受賜懼イカシ 理坐事乎イカシ 衆聞食宣イカシ (五詔)

其父侍大臣乃皇我朝乎イカシ 助奉輔奉互頂伎イカシ 恐美イカシ 供奉乍イカシ (七詔)

天地乃心遠イカシ 勞イカシ 彌イカシ 辱イカシ 彌イカシ 恐美イカシ 坐イカシ 爾イカシ (十三詔)

朝廷助仕奉利多夫事乎イカシ 宇牟我自彌辱彌念行互イカシ (二十六詔)

夜晝不退之天護助奉侍乎イカシ 見禮波可多自氣奈彌イカシ 奈毛念須イカシ (四十一詔)

賢臣等乃累世而仕奉麻佐部流事乎イカシ 奈母加多自氣奈美イカシ 伊蘇志美思坐須イカシ (五十二詔)

美知能斯理古波陀袁登賣波阿良蘇波受泥斯久袁イカシ 斯叙母宇流波志美意母布イカシ (記中)

これらの「み」の附けるものは皆形容詞にあらで、動詞の四段麻行の形なるものなり。形容詞の語幹と同じ形のものより動詞の四段麻行の變化にうつることは現今使用せる語にも多きなり。今少しく次にあぐ

あかし赤	あやし怪	あをし青	あはれし憐
あかむ赤	あやしむ怪	あをむ青	あはれむ憐
あやふし危	あたらし新惜	いそし勤	いたし痛
あやふむ危	あたらしむ惜	いそしむ勤	いたむ痛
いづくし嚴	いやし賤	いとほし可憐	うし憂
いづくしむ嚴	いやしむ賤	いとほしむ憐	うむ能
うとし疎	うれし嬉	うつくし愛美	うむかし喜
うとむ疎	うれしむ嬉	うつくしむ愛	うむかしむ喜
うるはし麗	かなし悲	くぼし凹	くやし悔
うるはしむ麗	かなしむ哀	くぼむ凹	くやむ悔
くらし暗	くるし苦	くろし黒	しろし白

くらむ暗	くるしむ苦	くろむ黒	しろむ白
したし親	たのし樂	すずし冷	たゆし懈
したしむ親	たのしむ樂	すずむ冷	たゆむ懈弛
たるし懈	たふとし尊	にがし苦	にくし憎
たるむ携	たふとむ尊	にがむ苦	にくむ憎
にぶし鈍	ぬくし温	ぬるし温	ねたし妬
にぶむ鈍	ぬくむ温	ぬるむ温	ねたむ妬
はげし烈	はばし懼	めぐし愛	やすし安
はげむ勵	はばむ阻	めぐむ惠	やすむ休
ゆるし緩	をし惜愛	かしこし畏	いづくし愛
ゆるむ緩	をしむ惜	かしこむ恐	いづくしむ慈
かたしげなし辱	めづらし珍		
かたじけなむ辱	めづらしむ珍		

これらの例を通覽するに形容詞の方はその状態を指示し、動詞の方は多くは其

の状態を思惟するをいへるに似たり。勿論一概に論ずべからずといへども十中の八九は然り。これを以ておもへば、かの例はみな當時動詞なりしにて形容詞なりしにはあらざりしならむ。その「しみ」とあるは語幹に「し」音あるにて、形容詞の變化にはあらざるなり。なほその意義をみよ。いづれもみな「しか思ふ」意あるものにして上に「を」あり、下に動詞あるを見てその動詞の連用形なることを知りうべし。且又これが用言の連用形なることは、

詞之胡彌豆兔伽陪摩都羅武
カシコミツツカヘマツツラム

次には前の例の如くにして「を」の存せぬものをあげむ。

(紀廿二)

漏落事母在牟加止辱美愧美所思坐而
モレオツルコトモ アラム カトカダシクナミハツカシモオモホシ マシテ

(六詔)

辱美愧美奈母念須
カガシクナミハツカシミナモ オモホス

(十三詔)

祖父大臣乃殿門荒穢須事无久守川川在自之事伊蘇之美宇牟賀斯美忘不給止
オホチチ オホミナノ カドアラシクガス コトナク マモラシ ヲラシ シコトイソノシ ミウムガシニミ ワスレハマズハ

(十三詔)

頂爾受賜利恐美受賜利懼進母不知爾退母不知爾恐美坐久止宜天皇勅衆聞食
イタダキニウケタマリ カシコミ ウケタマリ オヂススムモ シラスニシラゾグモ シニニカシコミマサクトル スツガオホミコトヲモロモロキコシイセト

宣

貴^ミ御^ミ命^ミ手^ミ頂^ミ受^ミ給^ミ利^ミ歡^ミ備^ミ貴^ミ懼^ミ知^ミ恐^ミ利^ミ豆^ミ

佛^ミ能^ミ御^ミ法^ミ手^ミ護^ミ末^ミ都^ミ利^ミ尊^ミ末^ミ都^ミ流^ミ方^ミ

且^ミ夕^ミ日^ミ夜^ミ不^ミ云^ミ思^ミ議^ミ奏^ミ比^ミ仕^ミ奉^ミ者^ミ欸^ミ美^ミ明^ミ美^ミ意^ミ太^ミ比^ミ之^ミ美^ミ多^ミ能^ミ母^ミ志^ミ美^ミ思^ミ保^ミ之^ミ川^ミ川^ミ大^ミ

坐^ミ坐^ミ間^ミ爾^ミ

己^ミ許^ミ呂^ミ伊^ミ多^ミ美^ミ安^ミ我^ミ毛^ミ布^ミ伊^ミ毛^ミ我^ミ

宇^ミ流^ミ波^ミ之^ミ美^ミ安^ミ我^ミ毛^ミ布^ミ伎^ミ美^ミ波^ミ

これらをの有無に關せず、その意と用法と全く同じ。

次に連用形にて體言に準ぜられたる形にしてしかも形式用言すの客語となれるものをあげむ。

其人^ミ等^ミ乃^ミ和^ミ美^ミ安^ミ美^ミ應^ミ爲^ミ久^ミ相^ミ言^ミ部^ミ

絶^ミ常^ミ云^ミ者^ミ和^ミ備^ミ染^ミ責^ミ跡^ミ

伊^ミ麻^ミ能^ミ麻^ミ左^ミ可^ミ母^ミ宇^ミ流^ミ波^ミ之^ミ美^ミ須^ミ禮^ミ

次には連用形にて用言の裝定をなせるが如きものをあげ。

(二十四詔、六十一詔)

(二十五詔)

(三十八詔)

(五十一詔)

(萬、十四)

(萬、二十)

(五十六詔)

(萬、四)

(萬、十八)

百^ミ官^ミ之^ミ情^ミ辱^ミ愧^ミ美^ミ奈^ミ母^ミ隨^ミ神^ミ所^ミ念^ミ坐^ミ

女^ミ止^ミ云^ミ波^ミ等^ミ美^ミ夜^ミ我^ミ加^ミ久^ミ云^ミ

又^ミ天^ミ津^ミ日^ミ嗣^ミ受^ミ賜^ミ禮^ミ流^ミ事^ミ乎^ミ左^ミ開^ミ辱^ミ奈^ミ美^ミ歡^ミ之^ミ美^ミ奈^ミ毛^ミ所^ミ聞^ミ行^ミ須^ミ

許^ミ己^ミ乎^ミ之^ミ母^ミ安^ミ夜^ミ爾^ミ多^ミ敷^ミ刀^ミ美^ミ宇^ミ禮^ミ之^ミ家^ミ久^ミ伊^ミ余^ミ與^ミ於^ミ母^ミ比^ミ豆^ミ

久^ミ左^ミ麻^ミ久^ミ良^ミ多^ミ婢^ミ乎^ミ久^ミ流^ミ之^ミ美^ミ故^ミ非^ミ乎^ミ禮^ミ婆^ミ

次には中止の述法に立てるものをあげ。

曾^ミ毛^ミ曾^ミ毛^ミ百^ミ足^ミ之^ミ蟲^ミ乃^ミ至^ミ死^ミ不^ミ顧^ミ事^ミ波^ミ輔^ミ乎^ミ多^ミ美^ミ止^ミ奈^ミ毛^ミ聞^ミ食^ミ

菅^ミ根^ミ乎^ミ引^ミ者^ミ難^ミ三^ミ等^ミ標^ミ耳^ミ曾^ミ結^ミ焉^ミ

多^ミ麻^ミ豆^ミ佐^ミ乃^ミ使^ミ乃^ミ家^ミ禮^ミ婆^ミ宇^ミ禮^ミ之^ミ美^ミ登^ミ安^ミ我^ミ麻^ミ知^ミ刀^ミ敷^ミ爾^ミ

修飾句を構成せるもの頗多し。これを従來の見方によりていへば、二様あり。

一は「を、み」の形にして、

空^ミ蟬^ミ之^ミ命^ミ乎^ミ惜^ミ美^ミ浪^ミ爾^ミ所^ミ濕^ミ伊^ミ良^ミ虞^ミ能^ミ鳥^ミ之^ミ玉^ミ藻^ミ刈^ミ食^ミ

爲^ミ便^ミ乎^ミ無^ミ見^ミ妹^ミ之^ミ名^ミ喚^ミ而^ミ

田^ミ跡^ミ河^ミ之^ミ瀧^ミ乎^ミ清^ミ美^ミ香^ミ從^ミ古^ミ官^ミ仕^ミ兼^ミ多^ミ藝^ミ乃^ミ野^ミ之^ミ上^ミ爾^ミ

(萬、一)

(萬、二)

(萬、六)

(五十九詔)

(萬、三)

(萬、十七)

(五詔)

(七詔)

(五十七詔)

(萬、十八)

(萬、十五)

都可比乎奈美也古非都都由加牟 (萬、二十)
 今夜之早開者爲便乎無美秋百夜乎願鶴鳴 (萬、四)
 言等波奴木尙春開秋都氣波毛美遲知良久波常乎奈美許會 (萬、十九)
 會乎見禮婆許己呂乎伊多美 (萬、十八)
 眞會戀之不相日乎多美 (萬、十二)
 久左麻久良多婢乎久流之美故非乎禮婆可也能山邊爾草乎思香奈久毛 (萬、十五)
 (萬、十五)

欲乎奈我美伊能年良延奴爾 (萬、十五)

一はをなき形なり。

仕奉志事廣美厚美彌麻之大臣之家内子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟起 (萬、二十一詔)
 賜波牟溫賜波牟人目賜波牟 (萬、二十一詔)
 又朕大臣乃仕奉狀母勞美重美太政大臣之位爾上賜比授賜時爾 (五十二詔)
 足日本能石根許其思美菅根乎引者難三等 (萬、三)
 烏梅乃波奈知良麻久怨之美和我會乃乃多氣乃波也之爾于具比須奈久母

人目は省の誤か

三日原布當乃野邊清見社大宮處定異等霜 (萬、五)

伊毛爾安波受安良波須敵奈美伊波爾布牟伊故麻乃山乎故延豆會安我久流 (萬、六)

遊内乃多努之吉庭爾梅柳乎理加謝思底婆意毛比奈美可毛 (萬、十七)

和我夜度能花橋乎波奈其米爾多麻爾會安我奴久麻多婆苦流之美 (萬、十七)

伊刀毛須倍奈美夜多妣蘇豆布流 (萬、二十)

意富多久美袁遲那美許會須美加多夫祁禮 (記、下)

以上の諸點を綜合しみれば、この形はみな四段麻行の動詞の遺形にして今人の目にて見れば、しか見えざるものも交れば、種々の異見も出づべきさまなれど、當時はかゝる語法なほ他のものにも存せるが故に、なほ四段動詞の連用形といふをまされりとすべし。今當時のものにして之に類せるものを次に擧げむ。

于泥備椰摩虛多智于須家苦多能協介茂氣菟能和區吳能虛茂遷勢利祁牟

(紀二十三)

意富岐美能許許呂遠由良美淤美能古能夜幣能斯婆加岐伊理多多受阿理
(記中)

これらの「み」は前と同じ性質のものにしてしかも必しも形容詞の語幹に附屬せりと見えず。これら全く動詞麻行四段形のものゝ断ず。次には

麻寐之兒乎深海松乃深目手思騰 (萬二)

海底奥乎深目手吾念有君二波將相 (萬四)

海底奥乎深目手生藻之 (萬十一)

奥山之磐本管乎根深目手結之情忘不得裳 (萬三)

心深目手吾念有良武 (萬七)

猪名川之奥乎深目手吾念有來 (萬十六)

那具能宇美能於伎乎布可米天左度波世流 (萬十八)

この「ふかめて」も語幹としては形容詞のものといふべきものなり。これが下二段形の動詞となりて前にあげたる四段形のものゝ殆ど同義同用をなせり。唯、少

しく異なる點はかれは自然的にいへるにこれは故意的にいへる差あるのみ。この故にこれらのすべてによりて、ますます當時の動詞の連用形の用法としてかかるものありしが、たまたま、當時この形のみ榮えて今日に残れるものならむと思惟するなり。

口動詞

この時期には動詞としては、

四段 奈行變格 加行三段 上二段 下二段 上一段

の六種の形ありて、下一段は未榮をざりしとおぼし。然れども當時既に上二段の語をば上一段にせしもの存在せしやうなり。即、

何由以汝不治所事依之國而哭伊佐知流 (記上)

唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之事故白都良久 (記上)

とあるは上一段なるものゝ當時存在せし證とすべし。この「知を」のかななりと辯護する人あれど、この期に「知を」とよませたる例なきに、まして前に摘出せる古

事記の同段中に

八拳須至于心前啼伊佐知伎也自伊下四字

とあれば先のが「ち」ならばこれも「ち」ならば「つ」なるべきは明ならずや。かくては「ち」なることしるく、又上一段なることは疑ふべくもあらぬをや。これは即この期に既にこの形の發生せるを示せるものなり。これを素戔嗚尊の時代の語なりなどいふは愚の極なり。萬葉期の語法といふべきなり。なほ續日本紀卷四十に

(六十二詔)

陸奥國荒備流蝦夷等手討治爾任賜志

とあるも亦この上一段の存在を證し、日本靈異記に「鄙字を註して井南加比流とあるも亦然り。この故に當時この形の榮えざりきといふはよし、存せざりきといふは不可なり。然れども、當時一般の標準語法にはあらざりしものと見ゆれば、その心得はあるべきなり。

四段形は當時最榮えたりしが如し。その變化用法、今日のものとは差なしとおもはる。但後世二段なるものにして當時四段形なりしもの少からず。今この例を二三あぐべし。

恐美受賜懼理坐事乎衆聞食宣

(五詔)

人手伊佐奈比須須牟己止莫

可仁可久仁止念佐未多久事奈久之天

(三十一詔)

阿遠夜麻邇比賀迦久良婆

(記、上)

彌野磨我俱利底

(紀、十五)

訶句理麻須

(紀、二十二)

等尾迦禰

(萬、五)

伊可爾可和可武

(萬、五)

見毛左可受伎濃

(萬、五)

伊蘇爾布理宇乃波良和多流

(萬、二十)

許存許會波夜須久波陀布禮

(記、下)

伊茂播和素還珥

(紀、二)

和須良牟砥努由伎夜麻由伎

(萬、二十)

その他「放り」垂りなど、みな下二段として知られてあるものゝ四段なるものなり。

勿論當時既に四段と下二段と同じく通用せりしもあり。たとへば、

伊毛波和須禮士 (記上)

於毛可多能和須禮牟之太波 (萬十四)

可久禮之伎美乎 (萬十四)

の如きこれなり。

又後世の語なるかの如く見えてしかも當時に流行せし語を一つあぐ。

天下申給比朝廷助仕奉利多夫事乎 (二十六詔)

數數辭備申多夫仁依豆受賜多榮受成爾之事毛悔止念賀故仁(二十六詔)

是能太政大臣乃官乎授末都流仁方敢多比奈牟可等奈毛念 (必不敢伊奈等)

宣多方牟止念之天奈毛不申之天 (三十六詔)

此乃世間乃位乎波樂求多布事波都天無 (四十一詔)

足痛吾勢勤多扶倍思 (萬二)

之良比氣乃宇倍由奈美太多利奈氣伎乃多波久 (萬二十)

こはこの期に存し、後世鎌倉期に至るまでも盛に用むられしものなるが、これを

ば、古來の學者「たまふ」の約言なりといへり。余惟ふに斷じて然らず。かへりて、これが古の形にて、これより佐行四段形の複語尾に連なりて、たまふとなりしものならむとおもはるゝなり。この事はなほ複語尾の條を参照すべし。

かくて、又反對に後世四段なるものの當時、下二段なりしもあり。そは

宇志多加禮斗呂呂岐豆 (記上)

の如きものなり。

奈行變格たるいぬしぬは當時の用例、後期のものに異ならず。

置而伊奈婆 (萬一)

伊能致志儺磨志 (萬四)

古非之奈婆古非毛之禰也等 (萬五)

加良須等伊布於保乎蘇等利能夫等乎能未等母邇等伊比天佐岐陀智伊奴留 (靈異記)

多知和可禮伊爾之與比欲利 (萬十四)

斯奈婆斯農等母 (萬五)

安比見氏波千等世夜伊奴流
加行三段活用のものも亦後世のものとも異なることなし。

(萬、十四)

早還許年

(萬、一)

吉許延許婆

(萬、五)

和我世故我可反里吉麻佐武等伎能多米

(萬、十六)

宇良未欲里許藝許之布禰乎

(萬、十五)

安比豆許麻之乎

(萬、十五)

奈美多知久夜等見底可敵利許牟

(萬、十八)

伊岐良受會久流

(記、中)

雪會落久類

(萬、八)

儼我伊弊劑虛會于知和多須那俄波曳儼須企以利麻韋區例

(紀、十一)

上二段も亦同じ。

孤悲而死萬四

(萬、一)

浦左夫流情左麻禰之

(萬、一)

根許士爾許士而

(記、上)

建而訓建云多那夫

(記、上)

須史戀者奈木六香登

(萬、四)

許己太久母之氣伎孤悲可母奈具流日毛奈久

(萬、十七)

吾情度乃奈具流日毛無

(萬、十九)

每見情奈疑牟等

(萬、十九)

家人使在之春雨乃與久列杼吾乎沾念者

(萬、九)

伎美乎於毛比安我古非萬久波安良多麻乃多都追奇其等爾與久流日毛安良自

(萬、十五)

下二段も亦同じ。

彌瘦爾夜須

(萬、八)

保等登藝須鳴等比登都具

(萬、十七)

押奈戶手吾許會居師告名倍手吾己會座

(萬、一)

阿禮座師

(萬、一)

於許世牟

(萬十八)

於己勢多流

(萬十九)

須伎婆奴流母能

(記下)

多麻之比波安之多由布敷爾多麻布禮杼

(萬十六)

この下二段形の動詞なるもの、今日にその形の用ゐられざるが爲に人の惑となれるものあり。次に之を辨ぜむ。

萬葉集中に「がて」といふ語ありてさまざまの説もあれど、要するに、一種の動詞なることは論なし。而、余は之を下二段の形なるものと判定す。こは又一方に「かたし」といふ形容詞を生じ、他方に「かぬ」と音を變化せしめたるものと見ゆ。この故にこの「がて」は「かたし」「かぬ」と同根にしてしかも意義相通ずる所あるなり。古來紛々たりし説明も之を文法に照し見れば、さまで紛らはしきものにあらず。次にその例につきていはむ。

未然形なるもの、

朝露乃既夜須伎我身比等國爾須疑加豆奴可母意夜能目遠保利 (萬五)

道乃長道波由伎加豆努加毛

(萬二十)

落雪之千重爾積許會我立可豆禰

(萬十九)

多誤辭珥固佐廢固辭介氏務介茂

(萬五)

連用形なるもの

遊吉須宜可提奴伊毛賀伊敷能安多里

(萬十四)

宇具比須能麻知迦豆爾勢斯宇米我波奈

(萬五)

原形なるもの、

由吉可都麻思目

(萬十四)

これらみなその複語尾に接するさまによりて明に知らるゝなり。又

といふ「辛うじて」の意をあらはせる副詞は本來この動詞の原形を重ねたるものなること著しきをや。すべて動詞の原形は之を重ねるときは「かへすかへす」ますますの如く副詞的性質を帯ぶるに至るものなればなり。

次には「こす」といふ語なり。これも亦衆説區々たるものなれども、要するに下二

段形の動詞なりとす。この語の意「おこす」と同じ。蓋「おこす」は「こす」に「お」の添はりたるものなるべし。その用例次の如し。

原形

未然形

阿利己世奴加毛

(萬、五)

有巨勢濃香毛

(萬、二)

續巨勢奴鴨

(萬、十)

原形

字知夜米許世泥

(記、上)

妻依來西尼

(萬、九)

都麻余之許西禰

(萬、十四)

知里許須奈由米

(萬、十五)

落許須莫湯目

(萬、八)

散許須奈由米

(萬、八)

この如く複語尾助詞に接するを見ても動詞なることは明なるなり。

以上の二語我はこれを「かぬ」「おこす」の古き形の遺存せるものと思ふ。而、これによりて或は二段形の「る」音の加はらざりし期のものを想像するをえむか。聊疑を存して、文献以上の研究に俟つ。

上一段もその形は後世のと異なるべくもあらず。

射流圓方波見爾清契之

(萬、一)

伎美我目乎美受比佐奈良婆

(萬、十七)

美流與之乎奈美

(萬、二十)

佐伎由久見禮婆

(萬、十八)

この形の動詞はこの期に於いて後世のものと同異なる處あり。即、中世期以後にては原形即ち「る」音の添加ある處を以てせるにこの期には「る」音の添加なしに「イ」韻のみにて複語尾に接す。さればこれを一の特徴と立つるは自然の事なりとす。その例、

「べし」の接せるもの、

乎美奈幣之佐伎多流野邊乎遊吉追都見倍之
こはみるべしとよまれざるにもあらず。

(萬十七)

らむの接せる例

比等未奈能美良武麻都良能多末志麻乎
伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐

(萬五)
(萬五)

見良武見良目見濫とかけるも又みらむの形なり。

らしの接せる例

春日野爾煙立所見城孀等母春野之菟芽子採而養良思文
又この形よりともにつゞけみともといふことこれ亦後世と違へる所なり。

(萬十)

美等母安久倍伎

(萬十八)

之婆之婆美等母安加無伎彌加母

(萬二十)

美等母安加米也

(萬二十)

後世下一段として取扱はる蹴といふ語は當時は下二段たりしなり。

蹴散此云俱穢簸邏邏箇須

(紀一)

一段	二段		加行三段	奈行變格	四段	種類
	上	下				
上	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	原形
イ	エ	イ	オ	ア	ア	未然形
イ	エ	イ	イ	イ	イ	連用形
イ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	連體形
イ	ウ	ウ	ウ	ウ	エ	已然形

以上活用の表なり次に用例の一斑を示す。
原形の終止として用ゐられたる例

加萬目立多都
彌瘦爾夜須
伊敵乃安多里見由

(萬一)
(萬八)
(萬十五)

原形の戻續的假設條件を示すが爲にとともに接せる例

志我能大和太與杼六友
萬世爾得之波岐布得母
未然形の假設條件の順續なるものを示すが爲にはに接する例、

(萬、一)
(萬、五)

奈美邇之母波婆和禮古飛米夜母

(萬、五)

阿米弊由迦婆奈何麻爾麻爾

(萬、五)

美也古彌婆伊夜之吉阿何微麻多越知奴倍之

(萬、十八)

之保能波夜悲婆安佐理之爾伊泥牟等多豆波
家爾阿利豆彼波何刀利美婆奈具佐牟流許許呂波阿良麻之斯奈婆斯農等母

(萬、五)

連用形の重文の前句の述語としてあらはれたるもの、

渡津海乃豐旗雲爾伊理比沙之今夜乃月夜清明己會

(萬、一)

阿迦胡麻爾志都久良字知意伎彼比能利提

(萬、五)

於登爾吉岐目爾波伊麻太見受

(萬、五)

波波何手波奈例常斯良奴國乃意久迦袁百重山越豆須疑由伎伊都斯可母京師

乎美武等

麻被引可賀布利布可多衣安利能許等其等伎會倍騰毛

(萬、五)
(萬、五)

體言の裝定語として立てるものを重ねる形、

由布佐禮婆安之敵爾佐和伎安氣久禮婆於伎爾奈都佐布可母須良母

(萬、十五)

食國天下手惠賜比治賜布間爾

(十五詔)

相穴比奉利相扶奉牟事依之此仰賜比授賜夫食國天下之政 (二十四詔)

同一の主語に對して多數の述語ある時の重ねる形、

玉梓乃道乃久麻尾爾久佐太袁利志婆刀利志伎提

(萬、五)

今又無過仕奉人波慈賜比治賜比不忘賜之止宣

(二十五詔)

周弊母奈久苦志久阿禮婆出波之利伊奈々等思騰

(萬、五)

由布奈藝爾加古能古惠欲妣字良末許具可母

(萬、十五)

動詞に對してその意義を修飾限定する形、

師吉名倍手

(萬、一)

船麻知兼津

(萬一)

安禮衝哉

(萬一)

布多利那良毗爲加多良比斯

(萬五)

形容詞に冠して熟語をつくるもの、

許能山道波由伎安之可里家利

(萬十五)

伊敵爾安流伊毛之於母比我奈思母

(萬十五)

形式用言「す」に熟令する形

布奈能里須良牟

(萬十五)

於伎都加是伊多久布伎勢波

(萬十五)

安我毛布伊毛爾安波受思仁世米

(萬十五)

連體形は體言に冠して之を裝定するに用ゐる。

取與呂布天乃香山

(萬一)

浦左夫流情左麻禰之

(萬一)

衣爾著成目爾都久和我勢

(萬一)

射流圓方

(萬一)

比等利安里宇流毛能爾安禮也

(萬十五)

多妣由久和禮乎

(萬十五)

この形は又「ど」なも「や」かといふ助詞來る時これに應ずる終止となる。

安麻都美豆安布藝豆會麻都

(萬十八)

黃葉乎波取而會思奴布青乎者置而會歎久

(萬一)

可里我禰會奈久

(萬十五)

伊岐良受會久流

(記中)

安麻多欲會奴流

(萬十五)

食國天下手婆撫賜惠賜夫止奈母神奈我良母念坐須

(十四詔)

可治賜人止自氏奈母簡賜比治賜夫

(十五詔)

次爾諸大法師可中仁毛此二禪師等伊同心乎以天相從道乎志天世間乃位冠乎

波不樂伊末佐倍止毛奈毛猶不得止天圓與禪師爾法臣位授末都流

(四十一詔)

有禮志與呂許保志止奈毛見流

(四十六詔)

仕奉事爾依豆奈母天日繼波平安久聞召來流

(十五詔)

相見者千歲入去流

(萬、十一)

安比見氏波千等世夜伊奴流伊奈乎加母安禮也思加毛布

(萬、十四)

王之親魂相哉豐國乃鏡山乎宮登定流

(萬、三)

羽振鳴志藝誰田爾加須牟

(萬、十九)

伊可爾之都都可汝代者和多流

(萬、五)

吾待君乎誰留流

(萬、十一)

於毛妣都追奴禮婆可毛等奈奴婆多麻能比等欲毛意知受伊米爾之見由流

(萬、十五)

特別に餘韻を含ましむる文にありては、上に何等の助詞なくとも、これを以て終止とすることあり。

許己太久爾吉民我彌世武等和禮乎等登牟流

(萬、十八)

去等乎能未等母邇等伊比天佐岐陀智伊奴留

(靈異記)

〔風草〕は
〔風早〕か

體言に準せらるゝ形、

風莫乃濱之白浪徒於斯依久流見人無

(萬、九)

保登等藝須奈爾乃情會多知花乃多麻奴久月之來鳴登餘牟流

(萬、十七)

野守者不見哉君之袖布流

(萬、一)

烏梅能波奈和企弊能會能爾佐伎豆知留美由

(萬、五)

毛呂比登能阿蘇布遠美禮婆

(萬、五)

安麻乎等女等母思麻我久流見由

(萬、十五)

伊毛我許呂母能阿可都久見禮婆

(萬、十五)

敷治奈美能佐伎由久見禮婆

(萬、十八)

故敷等伊布波衣毛名豆氣多理

(萬、十八)

人乃不當無禮止見答牟流乎毛不知之豆

(三十五詔)

已然形は事實的條件を示す爲に「ば」と「ども」に接せしむ。

奈美多底波奈吳能宇良未爾余流可比乃

(萬、十八)

見禮杼不飽可聞

(萬一)

又接續助詞なくて單獨に條件を示すことあり。但順續に限る。

左由理婆奈由利毛安波牟等於毛倍許曾伊未能麻左可母宇流波之美須禮

(萬十八)

又この形を以て、こそに對する終止たらしむ。

相而後社悔二破有跡五十戸

(萬四)

阿里左利底能知毛相牟等於母倍許曾都由乃伊乃知毛都藝都追和多禮

(萬十七)

奈我伊弊劑虛曾于知和多須耶餓波曳奈須企以利摩章區例

(紀十一)

ハ 形式用言

形式用言はこの時期にても亦三種ありき。即、

形状性

動作性

純粹

の三者なりとす。

この三者各性を異にす。形状性形式用言は形容詞の如く、動作性形式用言は動詞と同様の性質を有せり。純粹形式用言は或は體言を伴ひ、又他の用言に熟合す。即形容詞、動詞及動作性形式用言と熟せるあり。形状性形式用言とは熟合することなし。

形式用言の一切に通じて有する性質は、客語の補充を要することなり。この客語はその種類によりて一様ならざるものなれば、次下に之を説明せむ。

形状性形式用言は「ごとし」なり。今これを形式形容詞といふ。この語の客語たるものは名詞、代名詞及用言の連體形なり。名詞は、の助詞を伴ひ、代名詞は、が助詞を伴ふ。用言は助詞なく、若助詞を要する時は、が助詞を伴ふものとす。

客語の名詞なる例、

人祖乃意能我弱兒手養治事乃如久

(三詔)

伊加豆知乃比加利乃期止岐

(佛足)

美之比乃其等久

川藻之如久

客語の代名詞なる例

安我其等久

客語の用言にして複語尾なきもの

一、助詞を伴はぬもの

宇既具都遠奴伎都流其等久

安治佐爲能夜敵佐久其等久

船己具如久

年月波奈河流流其等斯

伊等能伎豆痛伎瘡爾波鹹鹽遠灌知布何其等久

彌騰里兒能知許布我其登久

睽手念天在如久

二、助詞を伴へるもの

伊等能伎豆痛伎瘡爾波鹹鹽遠灌知布何其等久

彌騰里兒能知許布我其登久

睽手念天在如久

(萬、二十)

(萬、二)

(萬、十五)

(萬、五)

(萬、二十)

(萬、九)

(萬、五)

(萬、五)

(萬、十八)

(四十五詔)

複語尾ある用言の客語たるもの、

一、助詞の助なきもの、

逝水能登麻良奴其等久

佐伎久之毛安流良牟其登久

由久美都能可敵良奴其等久

墨繩袁播倍多留期等久

二、助詞の助あるもの、

布久可是能美延奴我其等久

吹風能見要奴我其登久

本忌之可如久方不忌之天

この用言の變化は形容詞の如く、その數三あるのみなり。この用例は多く残り存せぬが故に十分に示すことかたし。次に一斑をあぐ。

原形の終止となれるもの

汝乎見者昔人乎相見如之

(萬、三)

年月波奈何流流其等斯
然言君之鬚無如之

(萬五)
(萬十六)

未然形の實例には接せず。恐らくは用ゐられざりしにはあらずや。

連用形の重文の前句の述語たるものは例を得ず。その他の例は

宇既具都遠奴伎都流其等久布美奴伎提由久智布比等波 (萬五)

又更大御神等船舳爾御手打掛豆墨繩袁播倍多留期等久阿庭可遠志智可能舳 (萬五)

欲利大伴御津濱備爾多大泊爾美船播將泊 (萬五)

伊等能伎提痛伎瘡爾波鹹鹽遠灌知布何其等久益益母重馬荷爾表荷打等伊布 (萬五)

許等能其等老爾豆阿留我身上爾病遠等加豆阿禮婆 (萬五)

由久美都能可敵良奴其等久布久可是能美延奴我其登久安刀毛奈吉與能比登 (萬十五)

爾之豆 (萬十五)

佐伎久之毛安流良牟其登久伊氏見都追麻都良牟母能乎 (萬十五)

安我其等久伎美爾故布良牟比等波 (萬十五)

彌騰里兒能知許布我其登久安麻都美豆安布藝豆曾麻都 (萬十八)

吹風能見要奴我其登久逝水能登麻良奴其等久常毛奈久宇都呂布見者 (萬十九)

武良等里乃安佐太知伊爾之伎美我宇倍波左夜加爾伎吉都於毛比之其等久 (萬二十)

この他も大抵異なりたる用法にあらず。

連體形は體言の裝定に用ゐらる。

咲花乃散去如岐吾王香聞 (萬三)

伊加豆知乃比加利乃期止岐己禮乃微波 (佛足)

この變化の終止に用ゐられ、體言に準ぜられたるは實例に接せず。

此用言の語幹はことなり、而其用法は形容詞の語幹の用法に酷似せり。然れども、此用言のは形容詞のよりも用法局せる所なきにあらず。次に聊例を示すべし。

この語幹に客語たるものは前にいひつるものに異ならず。
體言を客語とせるもの、

綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等[○]和氣佐加禮流可布能尾肩爾打懸

益益母重馬荷爾表荷打等伊布許等能其等

伊米能其等

(萬五)

伊麻能其等古非之久伎美我於毛保要婆

(萬十五)

古布良久波布自能多可禰乃奈流佐波能其登

(萬十七)

可須美多都春初乎家布能其等見牟登於毛倍婆

(萬二十)

麻氣波之良寶米豆久禮留等乃能其等已麻勢

(萬二十)

波奈能其等也之久之久伎美爾故非和多利奈無

(萬二十)

迦微能其登

(記中)

大命乃期等

(十二詔)

伊麻佐家留期等

(萬五)

異麻母見流其等

(萬十七)

可多加比我波能多延奴期等

(萬十七)

用言を客語とせるもの、

伊麻毛見流其登

(萬十八)

美留期止毛阿留可

(佛足石)

將見我其登毛

(萬九)

こは又副詞を客語とせるあり。

可久乃其等伎美乎見麻久波

(萬二十)

加久能基登

(記下)

このことの用法の形容詞のと異なる點は體言の裝定をなすものなきと述語の地位に立てると接辭に接せぬとの三點なり。

述語の地位に立てるもの、

古布良久波布自能多可禰乃奈流佐波能其登

(萬十七)

用言の裝定をなせるもの、

霍公鳥蓋哉鳴之吾戀流其騰

(萬二)

かくの如く用法の局せるを見れば、こは元來副詞なりしにはあらざるか。而、こは亦琉球語の「グトゥ」グトル」と同語なりと見ゆれど、用法に於いて差異あり。然れ

どもこの比較研究は異日に譲らむ。

動作性形式用言は三段形の「すなり。今これを形式動詞といふ。その客語は名詞又は用言の體言に準ぜられたるものを以てす。又この客語は直接に連なるものと助詞に「と」を伴ふものとあり。副助詞係助詞も入る事あり。

名詞を客語とするもの、一、助詞を伴はぬもの、

花^{ハナ}繰^{マユ}世^ヨ與^ヨ (萬、十九)

多^タ豆^{マメ}我^ガ許^コ惠^エ須^ス毛^モ (萬、十五)

伊^イ保^ホ里^リ須^ス和^ワ禮^レ波^ハ (萬、十五)

二、助詞を伴へるもの

可^カ豆^{マメ}良^ラ爾^ニ須^ス倍^ヘ久^ク奈^ナ利^リ爾^ニ家^カ良^ラ受^ウ夜^ヤ (萬、五)

末^マ比^ヒ波^ハ世^セ武^ブ (萬、五)

宇^ウ具^ク比^ヒ須^ス能^ネ麻^マ知^チ迦^カ豆^{マメ}爾^ニ勢^セ斯^ス字^ジ米^メ我^ガ波^ハ奈^ナ (萬、五)

與^ヨ能^ネ比^ヒ登^ト爾^ニ之^シ豆^{マメ} (萬、十五)

先^ト祖^{ホソ}乃^ナ大^{オホ}臣^ミ止^ト之^シ天^{アメ}仕^シ奉^{ホウ}之^シ位^イ名^ナ乎^ヤ繼^ツ止^ト念^{ネン}天^{アメ}在^シ人^ニ奈^ナ利^リ止^ト云^ク天^{アメ} (二十八詔)

夫人^{フジン}止^ト之^シ天^{アメ}己^ミ先^ト祖^{ホソ}乃^ナ名^ナ乎^ヤ與^ヨ繼^ツ比^ヒ呂^ロ米^メ武^ブ止^ト不^レ念^ス阿^ア流^{リウ}方^{ホウ}不^レ在^ス (二十八詔)

今^{イマ}帝^{ミカド}止^ト之^シ天^{アメ}侍^シ人^ニ乎^ヤ (二十九詔)

散^{サン}位^イ止^ト之^シ天^{アメ}奉^{ホウ}仕^シ止^ト (三十五詔)

精^{セイ}兵^{ヘイ}乎^ヤ之^シ天^{アメ} (三十詔)

用言の連用形を客語とするもの、一、助詞を伴はぬもの、

於^オ毛^モ我^ガ波^ハ利^リ世^セ須^ス (萬、十八)

今^{イマ}日^{ニチ}太^タ仁^ニ母^ボ許^コ等^ト騰^ト比^ヒ勢^セ武^ブ等^ト (萬、二十)

吉^{キチ}美^ミ伊^イ麻^マ佐^サ受^ウ斯^ス豆^{マメ} (萬、五)

和^ワ可^カ禮^レ須^ス流^{リウ}伎^キ美^ミ (萬、十五)

二、助詞を伴ふもの、

移^イ比^ヒ都^ト伎^キ爾^ニ勢^セ牟^ム (萬、二十)

志^シ濃^ノ比^ヒ爾^ニ西^セ餘^ヨ等^ト (萬、二十)

門^{カド}出^デ乎^ヤ須^ス禮^レ婆^ハ (萬、二十)

宇^ウ伎^キ彌^ミ乎^ヤ須^ス禮^レ婆^ハ (萬、十五)

末呂宿乎須禮婆
法隆寺伽藍緣起(大日本古文書第二)に「布施之奉良久波」といふ形あり。漢語を客語としたる如くなれど、ほどこし」とよみうべきが故に完全なる證とならず。正しく漢語なるものは未發見せず。又「ず」と濁る例も發見せず。

原形	未然形	連用形	連體形	已然形
す	せ	し	する	すれ

原形

加是布加牟登須。

(記、中)

遠等(咩)良何遠等咩佐備周等

(萬、五)

爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須。登毛

(萬、十四)

未然形

伊可爾世婆

(萬、二十)

可受賜物奈利世。波祖父仕奉天麻自

(二十六詔)

連用形

多妣由伎母之思良奴伎美乎米具美多麻波奈

(萬、十七)

多麻爾奴久波奈多知婆奈乎等毛之美思己能和我佐刀爾伎奈可受安流良之

(萬、十七)

連體形

麻比須流袁美那

(記、下)

安佐里須流多豆奈伎和多流奈里

(萬、十五)

鯨魚取海哉死爲流山哉死爲流

(萬、十六)

御命乎受給利豆奈母加久爲流

(二十五詔)

誰奴加朕朝手背而然爲流

(十六詔)

奈氣伎曾安我須流

(萬、十四)

可治乃於等須流波安麻乎等女可母

(萬、十五)

已然形

阿比與流等可毛欲流等家也須流

(萬、十四)

是以治賜武等勅倍止遍重天辭備申仁依天默在牟止爲禮止毛止事不得

(二十五詔)

宇伎彌乎須禮姿

(萬、十五)

言語須禮姿

(萬、二十)

奈爾須禮會波登布波奈乃佐吉低己受祁牟

(萬、二十)

左由理波奈由利毛安波牟等於毛倍許會伊未能麻左可母宇流波之美須禮

(萬、十八)

死許會海者潮干而山者枯爲禮

(萬、十六)

なほこの用言につきて特に注意すべき點少からず。次々に自ら明になるべし。純粹形式用言は、ありなり。その形は後世のに異ならず。

原形	未然形	連用形	連體形	已然形
あり	あら	あり	ある	あれ

この用言の意義と用法とは四様の状態あり。今之を次に例示す。

第一、事物の存在をあらはせるもの、今これを存在動詞といふ。

佐可志賣遠阿理登岐加志豆久波志賣遠阿理登伎許志豆 (記、上)

許能可波加美爾伊返波阿禮騰 (萬、五)

多藝都山河多延受安良婆 (萬、十五)

佐久波奈波宇都呂布等伎安里 (萬、二十)

鷲之奈加牟春敵波安須爾之安流良之 (萬、二十)

原形の用例

美之比乃其等久安里等都氣己會 (萬、二十)

烏梅乃花美夜麻等之美爾安里登母也 (萬、十七)

未然形の用例

國爾阿良波父刀利美麻之家爾阿良婆母刀利美麻之 (萬、五)

伊能知乎思麻多久之安良婆 (萬、十五)

連用形の用例

佐用婆比爾阿里多多斯用婆比爾阿理加用婆勢 (記、上)

之麻思久母比等利安里宇流毛能爾安禮也
 於毛波受母麻許等安里衣牟也
 許禮乎於伎底麻多波安里我多之
 常磐成石室者今毛安里家禮勝
 連體形の用例
 (萬十五)
 (萬十五)
 (萬十七)
 (萬三)

伊敵爾安流伊毛之於母比我奈思母
 夫人止之天已我先祖乃名手與繼比呂米武止不念阿流方不在二十八詔
 比奈爾安流和禮乎
 宇禮之久母安流可
 坂上爾曾安留
 宇良賣之久伎美波母安流加
 和久良波爾比等波安流乎
 已然形の用例
 病遠等加豆阿禮婆
 (萬十五)
 (萬十九)
 (萬九)
 (萬廿)
 (萬五)
 (萬五)

人佐播爾滿豆播阿禮等母
 關左閉爾弊奈里底安禮許曾
 この用言が人の存在をいふ時は「むに熟してをり」となることあり。その例、
 原形の終止の例のながきは未見ず。假設條件のは

曾岐袁理登母和禮和須禮米夜
 比登佐波爾岐伊理袁理登母
 夜多能比登母登須宜波比登理袁理登母意富岐彌斯與斯登岐許佐婆比登理袁
 理登母
 未然形
 伊都麻豆可安我故非乎良牟
 連用形
 意佐加能意富牟慮夜爾比登佐波爾岐伊理袁理比登佐波爾伊理袁理登母
 (記下)
 (記中)
 (記下)
 (萬十五)

乎里安加之許余比波能麻牟
 (萬十七)

連體形

美受^ミ豆^マ也^ヤ伊毛^{イモ}我許^{ガコ}母里^{モリ}乎^ハ流^ル良^ラ牟^ム (萬、二十)
 多^タ妣^ヒ爾^ニ安^ニ禮^ニ杼^ニ欲^ク流^ル波^ハ火^ヒ等^ト毛^モ之^ノ乎^ハ流^ル和^ワ禮^レ乎^ハ (萬、十五)
 戀^{コイ}乍^ニ會^フ乎^ハ流^ル (萬、八)
 今日^{コノヒ}毛^モ之^ノ賣^ル良^ラ爾^ニ孤^ニ悲^ニ都^ニ追^フ會^フ乎^ハ流^ル (萬、十七)
 宇^ウ良^ラ夫^ハ禮^レ遠^ク留^ル爾^ニ (萬、五)
 已然形

多^タ婢^ヒ乎^ハ久^ク流^ル之^ノ美^ミ故^コ非^ハ乎^ハ禮^レ婆^ハ (萬、十五)
 迦^カ多^タ良^ラ比^ヒ衰^シ禮^レ騰^ト (萬、五)
 和^ワ我^ガ乎^ハ禮^レ婆^ハ (萬、十五)

第二、ある状態性質の存在せることを特に示さむが爲に、形容詞及情態副詞に熟合するなり。これを形容動詞といふ。こは勿論熟合して、それらの語を戴けるものを以て本來のものとす。形容詞を戴けるもの、

家^カ布^フ能^ネ阿^ア比^ヒ太^タ波^ハ多^タ努^ヌ斯^ス久^ク阿^ア流^ル倍^ヘ斯^ス (萬、五)
 故^コ保^ホ斯^ス若^ニ阿^ア利^リ家^カ武^ブ (萬、五)
 苦^ク志^シ久^ク阿^ア禮^レ婆^ハ (萬、五)
 知^チ加^カ久^ク安^ア良^ラ波^ハ (萬、十七)
 等^ト保^ホ久^ク安^ア良^ラ波^ハ (萬、十七)
 比^ヒ左^サ思^シ久^ク安^ア良^ラ婆^ハ (萬、十五)
 余^ヨ久^ク安^ア良^ラ之^ノ (萬、十五)
 可^カ奈^ナ之^ノ久^ク安^ア里^リ家^カ牟^ム (萬、二十)
 情態副詞を戴けるもの、

伊^イ可^カ爾^ニ安^ア良^ラ武^ブ日^ニ能^ネ等^ト伎^キ爾^ニ可^カ母^ボ (萬、五)
 多^タ太^タ爾^ニ安^ア良^ラ禰^ニ波^ハ (萬、十七)
 加^カ久^ク之^ノ阿^ア良^ラ波^ハ (萬、五)
 之^シ可^カ爾^ニ波^ハ安^ア良^ラ司^シ可^カ (萬、十八)
 人^{ヒト}曾^{ソウ}左^サ波^ハ爾^ニ有^ユ (萬、六)

形容詞を戴けるものは熟合して「かり」といふ形となるなり。
原形の用例は未見す。
未然形の用例は未見す。
連用形

吾妹兒爾戀爲便名雁胸乎熱且戸開者所見霧可聞
和妹毛故我可多美能許呂母奈可里世婆
和賀勢故爾古非須弊奈賀利安之可伎能保可爾奈氣加布安禮事可奈思母
(萬、十二)
(萬、十五)

許能山道波由伎安之可里家利
伊麻乃久須理師多布止可利家利米太志可利鷄利
連體形

須敵奈可流倍思
由伎安思可流良武
故非之久能於保加流和禮波
(萬、十七)
(萬、十五)
(佛足石)
(萬、二十)

安志可流登我毛左禰見延奈久爾
已然形

天地之神者無可禮也愛吾妻離流

この「かり」は音の上に變化を生ずることあり。即ち未然形の「からはか」と約せられ、又「け」となることあり。「かば」「けむ」「けなく」これなり。已然形は下に「れ」音あるに感化せられて「けれ」となり、更に「け」となることあり。次にその例をあげむ。

「か」の例

可久太爾毛久爾乃登保可婆奈我目保里勢牟
於久乎奈加禰會麻左可思余加婆
「からむ」の「けむ」となりし例
(萬、十四)
(萬、十四)

身毛安家牟
人乃能家武止念天定流毛必能之毛不在
和可禮奈波宇良我奈之氣武
佐夫志計米夜母
(四十五詔)
(三十一詔)
(萬、十五)
(萬、五)

宇都之家米也母

(萬、十五)

「からぬ」の「けぬ」となれる例
奈氣久蘇良夜須家奈久爾(これは「夜須家」の下に「久」の脱字あらんとすといふ説あり。然る時はこゝの脱字あらんとすといふ)

(萬、十七)

須敵奈家奈久爾

(萬、十五)

「からば」の「けば」となれる例

旨我那稽波

(紀、十四)

「けれ」の例

意乃何身志伊多波斯計禮婆

(萬、五)

和可家禮婆

(萬、五)

安我加多孤悲乃思氣家禮婆可聞

(萬、十七)

須久奈久母年月經禮婆古非之家禮夜母

(萬、十八)

「けれ」の「け」となりし例

戀之家婆

(萬、八)

多麻保許乃美知能等保家波

(萬、十七)

古非思家波素氏毛布良武乎

(萬、十四)

多麻伎波流伊能知乎之家登

(萬、十七)

波斯多豆能久良波斯夜麻波佐賀斯祁杼

(記、下)

虚多智于須家苦

(紀、十九)

伊能知遠志家騰世武周弊母奈斯

(萬、五)

世には往々「かば」と「けば」と同じ様に説けるも見ゆれど、「かば」は「からば」「けば」は「からば」ければの略の二様ありて意義一ならず。

「しか」といふ副詞は「しかり」といふ熟合用言をつくる。

人皆可吾耳也之可流

(萬、五)

之可禮杼毛

(萬、十九)(萬、十五)

之可禮登毛

(萬、十七)

志可良婆加

(萬、十四)

之可禮許會

(萬、十八)

然流物乎

(四十三詔)

其他「かくは「かゝり」となり、「にありは「なり」となること後世のものに異ならず。されど、「さり」といふ形に屬するものは見當らず。

伊可奈留夜比止爾伊麻世可

(佛足石歌)

可加良受毛可賀利毛神乃末爾麻仁等

(萬、五)

可可里之許登乎

(萬、十八)

伊可奈流勢奈可

(萬、十四)

波之奈流兒良師安夜爾可奈思母

(萬、十四)

等波波奈流麻都能左要太乎

(萬、二十)

比毛等伎安氣奈多太奈良受等母

(萬、二十)

伎美我目乎美受比佐奈良婆

(萬、十七)

此の期には副詞の熟合せるものうち、「さ」とありとの熟したる「さり」と助詞を伴へるもの「たり」となれる、この二は例を見ず。又、「に助詞のあるものが「なり」となれるものも甚稀なり。

第三、專統覺作用をあらはすに用ゐらるゝなり。この際には客語は必體言又は體言に準ぜられたるものなり。而この體言は必に助詞を伴ふ。

安米都知能可未奈伎毛能爾安良婆許會

(萬、十五)

猶天乃由流之天授倍岐人方在良牟止念天定不賜奴仁己會阿禮(三十一詔)

心者忘日無久難念人之事社繁君爾阿禮(萬、四)

乾政官大臣仁者仕奉倍伎人無時波空久置豆在官爾阿利(二十六詔)

この「に助詞とあり」と熟合せるものは即なりなりとす。今これを説明動詞といふ。その用例

原形

其仁孝者百行之基奈利

(五十九詔)

是方大神乃慈備示給弊流物奈利

(四十二詔)

吾戀之君來益奈利

(萬、八)

千萬乃軍奈利友言舉不爲取而可來男常會念

(萬、六)

都奇見禮婆於奈自久爾奈里

(萬、十八)

未然形 佐吉乃盛波乎思吉物奈利

(萬十七)

連用形 宇摩奈羅摩辟武伽能古摩多智奈羅磨句禮能摩差比
於毛布惠爾安布毛能奈良婆

(紀二十二)
(萬十五)

可受賜物奈里世婆祖父仕奉天麻自

(二十六詔)

美也故奈里世婆見麻久保里

(萬十五)

伊布須敵能多豆伎母奈吉波安賀未奈里家利

(萬十八)

連體形

荊流早飯者獨奈流倍思

(萬八)

那久那留登理加

(記上)

宇都奈留比佐婆

(皇太神宮儀式帳)

呼會越奈流

(萬一)

安佐里之爾伊泥牟等多豆波伊麻會奈久奈流

(萬十八)

已然形 宇具比須會奈岐豆伊奴奈流

(萬五)

山羽爾味村駭去奈禮騰

(萬四)

余能許等奈禮婆等登尾可禰都毛

(萬五)

波奈都麻奈禮也比母登可受禰牟

(萬十四)

於保呂可爾情盡而念良牟其子奈禮夜母

(萬十九)

このなりは用言の原形に附屬すること多し。元來用言が體言に準ぜらるゝは連體形を普通とすれども、この期には原形よりせるもの多きが故に、このなりにもかゝる現象を呈せるものならむ。

伊多玖佐夜藝帝阿理那理
左擲覽利奈離

(記中)

(紀三)

伊知比爾惠比天美奈不之天阿利奈利

(正倉院古文書)

於伎敵能可多爾可治能於等須奈理

(萬十五)

伎美麻都等宇良吳悲次奈里

(萬十七)

保等登藝須奈伎豆故由奈里

(萬、二十)

奈岐豆伊奴奈流

(萬、五)

又後世多くいふとならばなどいふ形の「と」を「なり」にて受けたるもこの期に存せり。

如今將相跡奈良婆

(萬、九)

何乎以天可知止奈頁波

(三十二詔)

凡人子乃去禍蒙福麻久欲爲流事波爲親爾止奈利

(二十五詔)

これも「と」にありといふ本來の形存するなり。

又第一種のものにて音熟合の結果「なり」となれるものもあり。

(十詔)

天下人爾君臣祖子乃理乎教賜趣賜布止爾有良志止奈母所思須

(萬、五)

伊敵那良婆迦多知波阿良牟乎

(萬、五)

都智奈良婆

(萬、十三)

沼名河之底奈流玉

(萬、十八)

世間波迦久乃尾奈良之

(萬、五)

多婢奈禮婆於毛比多要豆毛安里都禮杆伊敵爾安流伊毛之於母比我奈思母

(萬、十五)

第四、動詞及動作性形式用言に附屬して屬性の存在をあらはす。而こは動詞全般に通ずるにあらずして、主として四段活用のものに存せりといふが普通の説なりとす。

四段活用の連體形より「あり」に接し、「こ」に一種の中間音をあらはすに至ることは世の知れる所なり。然れども必しも然るにあらで、「ア」韻のもの例もなきにあらず。但、次の例いづれも東國人の語なるは注意すべきことなり。

和例乎美於久流等多多理之母己呂 (萬、二十)

筑波爾爾由伎可母布良留 爾努保佐流可母 (萬、十四)

原形

今裳昨足鳥謀反事自首之申世利 (五十三詔)

意富美夜能衰登都波多傳須美加多夫祁理 (記、下)

伊麻毛乃己禮利
 小船乘都良爾宇家理
 野毛佐波爾等里須太氣里等
 志毘賀波多傳爾都麻多豆理美由
 未然形
 安麻能我波波志和多世良波會能倍由母伊和多良作牟乎安吉爾安良受得物

爾之能御馬屋之刀爾多豆良麻之
 連用形
 多麻爾末佐里豆於毛敵里之安我故爾波安禮勝
 於吉都奈美多可久多都日爾安敵利伎等
 金野乃美草苜葺屋杼禮里之兔道乃宮子能
 布敷賣里之波奈乃波自米爾
 奈泥之故波秋咲物乎君宅之雪巖爾左家理家流可母

(萬十九)
 (萬十五)
 (萬一)
 (萬二十)
 (萬十九)

於毛敵里之安我故爾安禮勝
 鷲能鳴之可伎都爾爾保敵理之梅
 連體形
 伊麻左家流良武乎美奈弊之波母
 今皇太子止定賜倍流他戶王
 由棄仁末自列留烏梅能半奈
 和例波母弊流乎
 此遍乃政明淨久仕奉禮留爾依而
 梅花開有之中爾布敷賣流波戀哉許母禮留雪乎待等可
 奈爾可佐夜禮留
 如此會毛美照
 加是布加牟登會許能波佐夜牙流
 已然形

(萬十九)
 (萬十九)
 (萬二十)
 (五十四詔)
 (萬十九)
 (熱田緣起)
 (二十二詔)
 (萬十九)
 (萬五)
 (萬八)
 (記中)

大逆人之子乎治賜信例婆

(五十四詔)

安麻射可流比奈爾毛月波豆禮禮杼母
 意富多久美袁遲那美許曾須美加多夫祁禮
 和須禮我比與世伎豆於家禮

(萬、十五)
 (記、下)
 (萬、十五)

前にもいひし如くこの形は四段のみに存すといふが普通の説なれども三段、一段のにも例なきにあらず。

加行三段形の「來」の例、

多麻豆左能使乃家禮婆宇禮之美登安我麻知刀敷爾
 一段形の「著」の例、

(萬、十七)

和何祁流意須比乃宇閉爾

(熱田縁起)

許能安我家流伊毛我許呂母能
 形式動詞の熟せるは「せり」といふ形となるなり。

(萬、十五)

壓魅爲流已止三度世利

(四十三詔)

美多多志世利斯伊志遠多禮美吉

(萬、五)

船出爲利所見

(萬、六)

客爾也君之廬入西留良武

(萬、十)

佐武伎山邊爾夜杼里世流良牟

(萬、十五)

伊可爾世流布勢能宇良曾毛

(萬、十八)

氣長妹之廬利爲利計武

(萬、一)

この純粹形式用言が複語尾に熟して一種の異なれる形をなすことあり。そは複語尾の條にのぶべし。

「あり」と「す」とは相交渉することある旨、日本文法論に述べおけるが、この交渉はこの期にも既に存せり。而「あり」の決定的に立てるものの代りとなれる「す」の變化は未、多からず。しかれども一般に「あり」の代りとなれる例は少からず。而、そのうち「して」といふ形を多しとす。

存在の「あり」の代りとなれる「して」

本名曾戀流氣之緒丹四天

(萬、十三)

戀也將渡獨念爾指天

(萬、十)

萬機密久志天御身不敢賜有禮

(十五詔)

宇夜宇夜自久相從事波無之互斗卑等乃仇能言期等久不言伎辭母言奴

(二十七詔)

心淨久之天仕奉良牟(此乏實能朕臣止方在武止)

(二十八詔)

夫人止之天己我先祖乃名乎與繼比呂米武止不念阿流方不在(二十八詔)

(萬十五)

多禮可毛由波牟伊敝杼保久之互

(萬十四)

己許呂能未伊母我理夜里豆和波己許爾思天

(萬十四)

決素のありの代りとなれるして

直遊止乃味爾波不在之天下人爾君臣祖子乃理乎教賜比越賜布止爾有良志

(十詔)

止奈母所思須

人仁毛伊佐奈方禮須人手毛止毛奈方須之天於乃毛於乃毛貞仁能久淨伎心乎

(三十三詔)

以天奉仕止詔己止乎諸開食倍止詔

安刀毛奈吉與能比登爾之天和可禮爾之伊天我伎世豆思奈禮其呂母蘇豆加多

(萬十五)

思吉氏比登里可母爾牟

(萬十九)

世間之無常事者知良牟乎情盡莫大夫爾之氏

古之驅爾爲而也如此許戀爾將沉如乎童兒

(萬二)

後世の如きすの各變化の用例は發見せず。

準形式用言として敬語又は謙語たることをあらはす動詞は當時既に存在せり。

その語及用例次の如し。

謙語は「まつる」

安里我欲比都可倍麻都良武

大皇爾都可倍麻都禮婆

阿奈奈比奉輔佐奉牟事爾依而志

敬語は「たまふ」「ます」「めす」

余呂豆余爾伊麻志多麻比提阿米能志多麻乎志多麻波爾

和我世故我可反里吉麻佐武等伎能多米伊能知能己佐牟和須禮多麻布奈

於毛保之賣須奈

於毛保之賣須奈

二 複語尾

この期の複語尾は左の各種を見る。

- 一、敬意をあらはすもの、
 - 二、作用の繼續をあらはすもの、
 - 三、状態性間接作用をあらはすもの、
 - 四、發動性間接作用をあらはすもの、
 - 五、打消をあらはすもの 非現實性複語尾
 - 六、豫想をあらはすもの
- 以上は未然形に附屬するものなり。
- 七、陳述の確定に關するもの、
 - 八、回想をあらはすもの、
- 以上は連用形に附屬するものなり。
- 九、現實設想をあらはすもの、

こは純粹形式用言には連體形にその他には原形に附屬するなり。

一より四までは屬性の作用を助くるものにして、五より九までは統覺の運用を助くるものなり。

一 敬意をあらはす複語尾

此の期にありては、敬意をあらはす複語尾に一種特別のものなり。そは、從來延言、伸言、舒言などと稱せられたるものにして、さ行の四段活用の形を具せり。

原形	未然形	連用形	連體形	已然形
す	さ	し	す	せ

今この複語尾の用例の一斑を次に示すべし。

叔羅河濫乎尋都追和我勢故波宇河波多多佐禰情奈具佐爾
シラガヘキダマツテツクニシヨロヒノハナヘニオホセノハタリ
 天忍穗耳尊於天浮橋多々志而
アマノニシホヘノミミノミコトノミコトノミコトノミコトノミコトノミコト

(萬十九)

(記上)

朝獵爾今立須良思暮獵爾今他田渚良之
異泥多須彌彌蘇羅鳴彌禮磨
佐謂麻都登倭我陀陀西磨

(萬一)

(紀二十二)

(紀十四)

此は「たつ」といふ動詞の例なり。これにて各變化の存在することを證することを
うべし。次にはなほ二三の例を列舉せむ。

(記下)

(記中)

(祝詞)

(五詔)

(萬一)

(萬一)

(記上)

(記下)

夜須美斯志和賀意富岐美能阿蘇婆志斯志斯能
恐我天皇猶猶阿蘇婆勢其大御琴自阿至勢以音
皇神等能依左志奉幸
吾孫將知食國天下止與佐斯奉志
朝布麻須等六
借盧作良須草無者
佐用婆比爾阿理多多斯用婆比邏阿里加用婆勢
美那曾會久淤美能衰登賣本陀理登良須母本陀理斗理加多斗良勢斯多賀多
久斗良勢本陀理斗良須古

騰舉預能柯微乎宇智岐多麻須母
師弩波世吾背

(紀二十四)

(萬八)

(五十詔)

さてこの意義は鹿持氏の説にてほと明なるをうれば之をひかむ。

此等の都麻須多々須などは令零令散令還令視令腐などいふは令する辭にて
常の伸いふ言とはたがへり混ふべからず採給ふ立給ふといふ意なり俗に御採
被成御立被成と云に全同じ餘はいづれもこれに准べし、
また木村正辭氏の説も参考すべき價值あれば次にあぐ。
(古義總論)

榮採須兒は榮摘兒也摘を都麻須といふは敬語にて里言にサセラルといふ意
に當れり。例は卷七右廿七に小田苜爲子卷九左十九伊渡須兒卷十左四十山田守酢兒な
どあり。また立をたゝす取をとらすなどいふ類皆同格なり。此類古言にいと
多かり。但し天皇の御うへより賤女に對して敬語を用ゐさせ給へるはいかゞ
とあふ人もあらんか其は古へを知らぬ後世意なり。上古は貴賤にかゝはら
ず敬語を用ゐしこと其例いと多し。
(美夫君志)

これらにて其の意知られぬべし。

さてこの複語尾は主として四段活用の動詞に屬し、その他には例稀なり。而、必未然形よりするなり。これを以て通例は、あ韻よりうくるものとす。

てる	しる	つむ	ふる	つる	おく
てらす	しらす	つます	ふらす	つらす	おかす
なげく	まむ	まつ	あふ	かよふ	わする
なげかす	まます	またす	あはす	かよはす	わすらす

「わする」は古くは四段なりしことは既にいへり。従つて、次の如き形となるなり。

和周良志奈牟迦 (萬、五)

伎美波和須良酒 (萬、十四)

又下二段動詞にも附屬せる例なきにあらず。この時は未然形よりせずしてそをあ韻に轉ぜしむることあり。

ぬ(寝)
なす

毛々那賀爾伊波那佐牟遠 伊遠斯那世

夜周伊斯奈佐奴 (記、上)

伊利伎豆奈佐禰 (萬、五)

吾乎麻都等奈須良牟妹乎 (萬、十四)

而、又語尾をえ韻に轉ぜしめてうくることあり。この時は四段活用のものならず。

「せす」は動作性形式用言の「す」にこの複語尾の附屬するときに生ずる形なり。但こは轉音のものにあらず。

神佐備世須登 (萬、一)

多日夜取世須古昔念而 (萬、一)

國看之勢志氏 (萬、十九)

この未然形已然形は當時あらざりし様なり。

「けす」は一段の「さる」の未然形のこの複語尾に接する時「え韻」に變じたるなり。

こは多くは前の「せす」などの類推より音の便利によりしならむか。これも古く廢れたるものと見えて僅に

奴婆多麻能久路伎美祁斯遠
の如き體言に變じたる例と

(記上)

那賀祁勢流

(記中)

吾背子之蓋世流衣

(萬四)

の如き形式用言に熟合したるものとの外はをさく見あたらす。はじめのみけしといふは「みはかしなどいふと同格なるものにして確にこの複語尾の結體なる證とすべきものなり。ケセルは「ケス」の純粹形式用言に熟合せるものなることこれ亦論なし。

「めす」は一段の「みる」より「す」にゆけるが上の「けす」と同じく「めす」となれるなり。

余思努乃美夜乎安里我欲比賣須

(萬十八)

食國乎賣之賜牟登

(萬一)

於保吉美能賣之思野邊爾波

(萬六)

可久之許會賣之安伎良米晚

(萬二十)

これらは「見之賜」などかけるにあたるものなるを以ても其の義をさとるべし。又

「しろしめす」「さこしめす」の「めす」も亦これなり。

さて又この複語尾の連續の上に特例あり。それは「しろす」「さこす」「おもほす」「おろす」の語にあらはる。これらは皆四段にして通例の方法ならば「さかす」「おもほす」「おろす」といふべきをかく「オ韻」に轉ぜしむるは他に例なきことなり。「おもほす」「おろす」は「おも」「お」の韻に同化して「ほ」「ろ」となりたりと見ゆれど「しろす」「さこす」は十分に理由を知らず。而「しろす」「さこす」は「しろす」「さかす」の例も存在せり。次にあぐ。但例多きが故に一斑に止む。

佐加志賣遠阿理登岐加志豆久波之賣遠阿理登伎許志豆

(記上)

安國止平氣久所知食止古語云志呂志女須言寄奉賜比底

(祝詞)

安米能之多之良之賣之祁流

(萬十八)

之良之久流伎美能

(萬十八)

不知二五寸許瀬余名告奈

(萬十二)

莫寢等母寸巨勢友

(萬十三)

和我勢故之可久志伎許散婆

(萬二十)

「おもほす」の例

乎會呂登吾乎於毛保寒(萬、四)

麻比等其等於毛抱須奈母呂(萬、十四)

於毛保之賣須奈(萬、十五)

於毛保須良米也(萬、十七)

多比能於伎奈等於母保之天(萬、十八)

「おろす」の例

賣杆理能加意富岐美能於呂須波多(記、下)

すべてこれらは「おもほす」「おろす」にありては「おも」の音の口形を惰性にて維持するより來れるものにして「さこす」「しろす」は蓋「さ」「し」の口形を維持して些少の變形を及ぼし、舌の位置を轉ずるによりてなりたるものと思し。その他の臆斷はこゝになしうる所にあらず。

二 作用の繼續をあらはす複語尾

この複語尾も亦從來延言、伸言、或は舒言と稱せられたるものなれど、その説未通ぜざる所ありて十分ならざるを今かく一の語尾として説明せむとするなり。こゝは其の形に於いて從來「は」行の延言と稱せられたるものにして實に「は」行の四段活用の形を具せり。

原形	未然形	連用形	連體形	已然形
ふ	は	ひ	ふ	へ

從來の説明はこの種の語法の説明を語法學の上よりせずして聲音學の上よりせるもののみなりき。この故にこの形の四段活用なることも明言せられざりしが如し。今余の見地よりすれば、こゝはまさしく「か」の「る」「らる」が動詞の一種の活用形式と見られしが如き運命を有せるものと見ゆるなり。而「か」の「る」「らる」は近世の語に存するが故に學者の手にかかりて其の本質を檢せられて文法上の價值を認められ、甚しきに至りては、一個獨立の單語とまで誤認せらるゝに至りしに引きかへこの複語尾は主としてこの期に存し、中古以後は標準語中に跡をたちしなるから

にかの萬葉研究家の見解によりて釋せらるゝに止まりて近世語學者の指を觸るゝものなれば、荒野の雜草と等しく、加茂氏が延約説の範圍を去らずに、今日まで存せしなり。

今この種のもものが四段活用なりしことの實證を次に示さむと欲す。

伎美能御代御代加久左波奴安加吉許己呂乎 (萬、二十)

都都麻波受可徹理伎麻勢登 (萬、二十)

平久伊波比底待登可多良比底許之比乃伎波美 (萬、十七)

迦多良比袁禮杆 (萬、五)

佐刀其等運天良佐比安流氣勝 (萬、十八)

紅能伊呂母宇都呂比奴婆多麻能黑髮變朝之咲暮加波良比 (萬、十九)

伊由伎麻毛良比多多加閉婆 (記、中)

雲谷裾情有南畝可苦佐布倍思哉 (萬、一)

休息安母布事無 (五十一詔)

芳理夫久路等利安宜麻徹爾於吉可邊佐倍波 (萬、十八)

かくてこの複語尾は四段活用につくを多しとす。然らば其の他には如何にと
いふに、そは下二段の形のを以てするが如し。

へ、ふ、ふる、ふれ、

然れども、こは確證あるにあらず、

天之四具禮能流相見者 (萬、一)

流經妻吹風之寒夜爾 (萬、一)

の如きを「ナガラフ」「ナガラフル」と訓むによりての事に過ぎざればこゝに斷言し
べきものにあらず。

かくて又この複語尾と本來の動詞との間には聲音上の一種の調節存すること
敬意をあらはすものに似たり。未然形よりこの複語尾に接する時は通例、あ韻よ
りなるべきこと次の如くなるに、

一音の語幹の例

- よぶ(呼) ほぐ(祝) さる(霧) ちる(散) たる(足) つく(著)
- よばふ、 ほかふ、 さらふ、 ちらふ、 たらふ、 つかふ、

つぐ、(繼) ねぐ、(祈) ゑむ、(咲) すむ、(住)

つがふ、 ねかぶ、(願) ゑまふ、 すまふ、

二音の語幹の例

かたる、(語)	わたる、(渡)	あます、(餘)	さはる、(障)	かはる、(更)
かたらふ、	わたらふ、	あまさふ、	さはらふ、	かはらふ、
かへる、(歸)	なげく、(嘆)	かはす、(交)	なびく、(靡)	まもる、(守)
かへらふ、	なげかふ、	かはさふ、	なびかふ、	まもらふ、
かくる、(隱)	かくす、(隠)	もみづ、(紅葉)	つゝむ、(包)	いませ、(座)
かくらふ、	かくさふ、	もみだふ、	つゝまふ、	いませふ、

三音の語幹の例

あまさる、(天霧) しはぶく、(咳)

あまさらふ、 しはぶかふ、

二音以上の語幹にしてその二音共に「ウ」オ二韻の音にてある時は第一語尾なる未然形を「オ」韻となしてこの複語尾に接す。

「オ、オ」 ほこる、(誇) 「ウ、ウ」 うつる、(移)

ほころふ、 ほころふ、 うつらふ、 うつらふ、

「ウ、ウ、イ」 つゞしる、 つゞしる、 すゝる、(噉)

つゞしらふ、 つゞしらふ、 すゝらふ、 すゝらふ、

しかれども、こは必しも一定せるものにあらずして、又次の如き形のものもあり。

「ア、ウ」 やすむ、(休) まつる、(奉)

やすもふ、 やすもふ、 まつろふ、

これらの意義はといへば、大抵は延言なりといひて事足る如く思へるに似たり。然れども、これ決してさる單純なるものにあらず。これにつきては鹿持氏の説取るべき所あり。次に之を援く。

すべてこの伸縮の説世におこなはれて識者等も此等を伸言なりと云ことは意得たれど、その伸たるゆゑよしのさだを具くことわらざるは歌句の言の數のたらねば伸て云、又言の數のあまれば縮て云るにて、實は縮めたるも伸たるも同じことなるを、心にまかせて、ともかくもいふことと思へるにや、そは後世の俗

意もて古人の雅意をうかゞふわざにて、さらに、さやうのすぢにてはなかりしことぞかし、もし心にまかせて伸縮て云しとならば、上古歌に三言四音六音などの句はよむまじき理なるをもてゆゑなくして伸縮は爲ざりしことを思ふべし、故に流はその流ること直にいひ、那我良布はその流ることの引つゞきて絶す長緩しき意味あるときに、いふことなりと知べし、たとへば迦多良比袁禮勝とある句に就ていはむに、もし迦多理と云ても可多良比と云ても伸と縮とのわざのみの異りにて其實はあつるところ同じことなりと云はば、右の句を假に迦多理袁禮勝母と換て唱へてゝろみよ、迦多理遠禮勝母と云ても句をなす故に、異別はあるまじきに、然云ては何とやらむいひたらはぬこゝちするなり。いかにと云に、いづれにしても、語ることに違ひはなけれども、可多流は直語にさしあてゝ人に物を告ることにいひ、可多良比は人に對ひて、彼方の言をも此方に聞入、此方の言をも彼方に告知せ、可多良布と訓べき處には相語とかきたること、古書に多きも此故なり、さまざま語ることの引つゞきて、絶す長緩しき意味あることなれば、可多良比と云るにてこそ物語することの數々ありて盡せぬさまにきこえて、げにふ

さはしく思はるゝことならずや、其餘はこの一ツに准て知べきことなり。實にこの説はその意義の概要をつくせり。なみくくの延言論者と一にして論ずべからず。實にこの説の如く、其の意義は一の作用の長時繼續せることをあらはせるものにして決して本原の詞のそのまゝの意義にあらざるは明なり。この故に余はこれを以て繼續的作用をあらはすものとせり。

意義に於いては鹿持氏の説をことによし。されど、之を以て伸言又は舒言といへるはなほ不可なり。元來かの「延ばす」又は「伸びたる」といふ語の眞義すてに明ならず。「かたらふ」にありて「らふ」の反が「る」なる故「らふ」は「る」の伸びたるなりといふが如きは、今日の學問界に存在の權利なき本末轉倒の謬見なり。これらは伸ばりたるにあらで、かへりて添はりたるものなるは、形體上明なることに於して、又意義の上より見ても、原義よりも多くの意義を含めれば、添はりたるものなることは争ふべからざるなり。これ吾人が之を複語尾となしたる理由なり。

然れども、これが從來、伸言、延言、と稱せられて、一の特別なる複語尾と見らるゝを得ざりしも多少の理なきにあらず。そは如何にといふに、この期の文書を見るに、

この複語尾はいづれにも添加しうべきが如きさまにみえつゝも、まほ如何なるものにも添加せしめらるゝことなし。これ、この種の複語尾の一般に活動せりし時代はこれより遙に先の時代にしてこの時代にはすでに半死の形となりて、古來の慣例ある語にのみ限り、用ゐられしが如き觀あればなり。これを以て、吾人は萬葉期より以前に、この複語尾の榮えし時期ありしことを推定し、萬葉期を以て、この複語尾の瀕死時期とするなり。この故に吾人の例證も亦隨て乏しからざるを得ざるなり。即ち一語にて各變化を悉く呈せるものなく、多くは居體言としてあらはれ、時々一語ほどづゝ、各變化の例をあらはせり。かくして又すべての動詞をかくなしうるかといふに、吾人の感に適せぬものも多きを以てます／＼之を證するなり。この種の複語尾はこの時期以後は全く絶えはてたり。まゝ存するが如きものも擬古の作にかぎるなり。しかしてこの複語尾の添加せられたるもの、觀念の特に必要なるものは一の動詞としてまた複語尾たる感を起さしむることなくして後世の語彙中に存す。「ふまひ」「すまひ」「かたらひ」「わたらひ」などの體言となり、かたらふ「たまふ」「ねがふ」などの單純の動詞として存するが如きこれなり。

三 狀態性間接作用をあらはす複語尾

この複語尾は中世以後「良」行音の下二段となしたれども、この期のものは「也」行音にて次の如き二様の形ありき。

原形	未然形	連用形	連體形	已然形
ゆ	え	え	ゆる	ゆれ
らゆ	らえ	らえ	らゆる	らゆれ

この二様の形ある故は、四段及其の系統のものには「ゆ」、其の他は「らゆ」を用ゐることとは、中世以後の「る」と「らる」との関係に同じ。

彌能尾志奈可由 (萬五)
 美流爾之良延奴有麻必等能古等 (萬五)
 可久由既波比等爾伊等波延可久由既婆比等爾邇久麻延 (萬五)

不想人之衣爾須良由奈 (萬七)
 波漏婆漏爾於忘方由流可母 (萬五)
 宇利波米婆胡藤母意母保由久利波米婆麻斯提斯農波由 (萬五)
 美夜古能提夫利和周良延爾家利 (萬五)
 伊麻紀能禹知播倭須羅庚麻自珥 (紀二十六)

以上は「ゆ」の例、次は「らゆ」の例、

伊母乎於毛比伊能爾良延奴爾 (萬十五)
 奈會許己波伊能爾良要奴毛 (萬十五)

この方は多くの例に接せず。斯て又これらと原の動詞との接續の上に音の變態をあらはすことあり。即、中間にある音を省くこと、又母音調和の行はるゝことなり。中間音を省く例は「はからゆ」を「はかゆ」となすあり。「いらゆ」を「いゆ」となすあり。

比登波加由登母 (記下)

伊喻之々乎 (紀二十六)

母音調和の行はるゝは

波漏波漏爾於忘方由流可母 (萬五)
 都麻夜佐夫斯久於母保由倍斯母 (萬五)
 伊麻能其等古非之久伎美我於毛保要婆 (萬十七)
 可治登流間奈久於母保要之伎美 (萬十七)
 伊夜米豆良之久於毛保由流香母 (萬十八)

の如く「ハ」をば上音の韻に同化せしめて「ほ」となすが如きものなり。

當時また「る」の形もなかりしにはあらず。
 男能未父名負豆女波伊婆禮奴物爾阿禮夜 (十三詔)
 凡加久伊波流倍枳朕爾波不在 (二十七詔)
 唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢 (萬五)

これらの意義は後世の「る」の如く、受身をあらはし、又能力をあらはし、一轉しては自然の勢をあらはすなり。
 受身をあらはすもの、

可久由既婆比等爾伊等波廷可久由既婆比等爾邇久麻延

(萬、五)

不想人之衣爾須良由奈

(萬、七)

女波伊婆禮奴物爾阿禮夜

(十三詔)

受身の主が必しも生物にかぎらず、又動詞が所謂自動詞なるにも存することは次の例にて知れ。

沫雪爾所落開有梅花君之許遣者與曾倍豆牟可開

(萬、八)

能力をあらははするもの、

伊母乎於毛比伊能彌良延奴爾

(萬、十五)

美流爾之良延奴有麻必等能古等

(萬、五)

自然勢をあらははすもの、

彌能尾志奈可由

(萬、五)

波漏波漏爾於忘方由流可母志良久毛能智弊仁邊多天留都久紫能君仁波

(萬、五)

この複語尾は本來は「る」「らる」なりしか、「ゆ」「らゆ」なりしか、遽に判じがたしといへど

も、今日熟語となりて存する、「いはゆる」「あらゆる」はこの「ゆ」時代のものなるべく、又後世は専ら「る」「らる」なるを以て考ふれば、古くは「ゆ」「らゆ」なりしにはあらざるか。萬葉期は確に「ゆ」「らゆ」の期なること明なり。なほ考ふるに、これは最古くは「らゆ」はなくしてすべて「ゆ」にはあらざりしか。そは上にあげし、

比登波加由登母

(記、下)

伊喻之之乎

(紀、二十六)

などは、省略せられたる形にあらざりて、かへりてこれが本來の形なりしかも計るべからず。されど、これはこゝにて斷案を下すべき問題にあらざり。又「わすらゆ」を「わすれらる」の省略なりといふ人あれど、わするは當時四段に活用せしものにして當然の形なり。省略にはあらざり。

四 發動性間接作用をあらはす複語尾

こは干與、使役の意義をあらはすものにして、文主其のものは直に其の動作作用

を起すにはあらねど、間接には、其の作用を起すべき主因となり、自作用を營まらずといへども、他の對者によりて營むことをあらはすなり。これをあらはす複語尾は「しむ」にして此時代には廣く使用せられたり。其の變化は下二段の形なり。

原	形	未	然	形	連	用	形	連	體	形	已	然	形
しむ		しめ		しめ		しむる		しむれ					

次に其の用例を示す。

- 一 二 乃 國 仁 軍 丁 乎 乞 兵 發 之 武
ヒトコノクニニイケテヨロコラコヒイケテオコサシム
 夜 度 乃 烏 梅 能 知 利 須 具 流 麻 渥 美 之 米 受 安 利 家 流
ヤドノウメノチリヌグ流マヅメノメアアリケル
 (二十八詔)
- 天 下 乎 治 之 米 武 等
アノシタチチカサシム
 伊 加 志 夜 久 波 叡 能 如 久 仕 奉 利 佐 加 叡 志 米 賜 登
イカシヤクハエノゴトクサカヘマツリサカエシメマヘト
 (祝詞)
- 上 波 三 寶 乃 御 法 乎 隆 之 米 出 家 道 人 乎 治 麻 都 利
カミハホトケノミハリチカサシムメイデセルヒトチカサシム
 伊 慕 我 堤 鳴 倭 例 備 魔 柯 施 每 倭 我 堤 塲 磨 伊 慕 備 魔 柯 施 每
イモガテマロレニマカシメロガテ塲バイモ備魔柯施
 (紀十七)
- 如 理 久 勸 行 波 之 米 教 導 賜 爾 依 天 之 如 此 久 奇 久 尊 岐 驗 波 顯 賜 野 利
コトヨリノゴトクサシムメコトハシメチカサシムマフニヨリテシカククオシクオシク尊岐シルシハアラレマヘリ
 (四十五詔)

本乃大臣乃位仁仕奉之武流事手諸聞食止宜 (四十一詔)
モトノオホオシノウラセニツカヘマツラシムルコトヲモロモロコシマヘト

猶之法乎興隆之牟流爾波人爾依天繼比呂牟流物爾在 (四十一詔)
ナホシノリチオコシチカサシムルニハヒトニヨリテツギヒロムルモノニ

朕我東人爾授刀天侍之牟留事波 (四十五詔)
アガアマヒトニダチチカサシムルコトハ

未然形の例は未發見せず。

この作用が、或は干與となり、使役となる事は、日本文法論にいひたる所なるが、今、こゝにもこの區別につきての例をあげむ。

- 干與作用の例
- 奈泥之故我波奈乃佐可里爾阿比見之米等會 (萬十七)
ナアノシガガハナノサカリニアルアヒミノメト
 (祝詞)
- 伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜止 (萬二十)
イカシヤクハエノゴトクサカヘマツリサカエシメマヘト
- 安之比奇能山行之可婆山人乃和禮爾依志米之夜麻都刀會許禮 (萬二十)
アノシヒキニヤマノチカサシムルコトハバヤマノヒトノワレニエシメノシヤマノツバト
- 宇良賣之久伎美波母安流加夜度乃烏梅能知利須具流麻泥美之米受安利家流 (萬二十)
ウラウメノキミハハメノアハルカヤドノウメノチリヌグ流マヅメノメアアリケル

使役作用の例

(記、下)

故能見志米岐其老所在志米岐三字以音
復有人方淡路仁侍坐須人乎率來天佐良仁帝止立天天下乎治之米無等念天在
人毛在真之止奈毛念
(三十三詔)

(四十五詔)

この複語尾は後世敬意をあらはすに用ゐらるゝものなるが、この期にても、

信濃道者伊麻能波里美知可里婆爾爾安思布麻之牟奈久都波氣和我世
(萬、十四)

の如く敬意をあらはすと見ゆるものあり。されど、こはなほ敬意をあらはすものにはあらざるべきなり。

すべて、この期には敬意をあらはす形は、特別の複語尾あれば、間接作用状態性にも發動性にて、この複語尾を之に流用することなしと見ゆ。

以上四種の複語尾は屬性の運用を助くるものにして、或はこれらを目して複語尾とせずして、これの屬せるものを以て、單獨の動詞と見る人もあらむ。されど、そ

の形と性質とはすべての動詞に通じて存するものなれば、こは複語尾なることいふまでもなきなり。

以下五種の複語尾はその統覺作用を補助する點に於いて一致す。

五 打消をあらはす複語尾

この複語尾は中世以後は

ず、ぬ、ね、

の三變化を有すれど、當時にはなほ別に、にといふ一の變化ありき。今次に各の形の用例をあぐ。

「ず」の形、原形として終止に用ゐられたるもの、

(紀、十一)

阿珥豫區望阿羅孺

(記、中)

伊毛登能煩禮波佐賀斯玖母阿良受
原形として假設條件を示すに用ゐられたるもの、但反續的のもの、

飢^ウ哀^ウ施^ウ撥^ウ鳴^ウ多^ウ黎^ウ播^ウ枳^ウ多^ウ撮^ウ豆^ウ農^ウ架^ウ孺^ウ登^ウ慕^ウ須^ウ衛^ウ婆^ウ施^ウ志^ウ豆^ウ謀^ウ阿^ウ波^ウ夢^ウ登^ウ茹^ウ於^ウ謀^ウ賦

(紀十六)

未然形として假設條件をあらはすもの、但順續的のもの。

伊奢阿藝布流玖麻賀伊多豆淤波受波邇本杼理能阿布美能宇美邇迦豆岐勢那

(紀中)

於久禮爲天那我古飛世殊波彌曾能不乃于梅能波奈爾母奈良麻之母能乎

(萬五)

この形の「ずば」は後世のものとやゝ異なる意あり。詞の玉の緒には之を「ん」よりは「の」意なりといへり。意はこれにて通ずべしといへども、かくては文法上の見地より見て適切なる釋義といふべからず。勿論「ず」も「む」も非現實性なる點に於いては相通ずといへども、肯定と否定とは表裏の差あるにあらずや。されば、こはなほ否定の假設條件なるに相違なし。たま／＼其の意義に吾人の思想と稍差あるものは、古今の思想上の異同に基因するものにあらざるか。かくて又、吾人はかの「玉の緒」にあげたる例歌、二十四首の「ずば」は悉く否定の假設條件として釋するの事、適

切なるを公言するなり。即、その思想上の徑路は、次の如くならむ。「云々の事を今、現に云爲す。若、出來うべくば、之と正反對に、即、之を否定して、次にいふ云々の事を云爲すべき」といふにあり。かく釋するに於いては、「ん」よりは「は」といはむよりは、文法上、又、意義上、妥當なる解を得む。但、今日の吾人の思想とは多少の運用的相違あるは論に及ばざることとす。

「ず」の形が連用形として、重文の前句の述語となれるもの、

伊企陀爾母伊麻陀夜周米受年月母伊麻他阿良彌婆 (萬五)

多陀邇波能良受當藝麻知袁能流 (記下)

天地毛憎多麻波受君毛捨不給之天 (四十五詔)

動詞に對してその意義を修飾限定し、又形式用言ありの客語の如くに接するもの、

阿佐受袁勢佐佐
安能於登世受由加牟古馬母我可都思加乃麻末乃都藝波思夜麻受可欲波牟

(記中)

吉美乎夜佐之美阿良波佐受阿利吉
阿比淤母波受阿良牟

(萬五)
(記中)

ぬの形が連體形として、體言に冠して之を裝定するもの、

雖見飽奴吉野乃河之常滑乃絕事無久復還見牟

(萬一)

都彌斯良農道乃長手袁

(萬五)

同じく終止となれるもの、

那爾騰柯母于都俱之伊母我磨陀左枳泥渠農

(紀二十五)

伊豆久欲利枳多利斯物能會麻奈迦比爾母等奈可利提夜周伊斯奈佐農

(萬五)

ぬの已然形として、事實的條件を示すもの、

世間乎宇之等夜佐之等於母倍杆母飛立可彌都鳥爾之阿良彌婆

(萬五)

伊敏妣等能伊波比麻多彌可多太未可母安夜麻知之家牟

(萬十五)

可可良波志母與由久弊斯良彌波

(萬五)

梅珥志瀾曳泥廢異枳迺倍呂之茂

(紀八)

比騰陸多爾伊麻多藤柯彌波美古能比母騰矩

(紀二十七)

淤須比遠母伊麻陀登加泥波遠登賣能那須夜伊多斗遠淤會夫良比和何多多勢

(記上)

禮波

この後の二例のぬばをばぬにの意なりといへること、通例の説なり。この語法も亦ずばと同じく、吾人の今日の語感若くは思想運用の方法よりいへば或は奇異に思はるゝ點もあるべし。されど、これも亦否定の事實的條件をあらはすものとして、別に文法上特殊の意義あるものにあらず。即、云々の事をいまだ云爲せずといふ事實ありて、之に對して爾下にいふ如き事情存すといふことにして他に何等の奇なし。唯、今の吾人と思想進行上の習慣の異なるによるのみ。

ねの已然形として終止に用ゐられたるもの、

(萬十九)

落雪之千重爾積許會吾等立可氏彌

にといふ形は、連用形として用ゐられたるもの、如し。其の用例次の如し。

客之有者思遣鶴寸乎白土網能浦之海處女等之燒鹽乃念會所燒吾下情

世武須便乃多杼伎乎之良爾志路多倍乃多須吉乎可氣
 須流須敵能多度伎乎之良爾爾能未之會奈久
 比斯賀良能佐斯那流斯良邏奴那波久理波間那久斯良邏和賀許許呂志伊夜袁
 許邏斯豆伊麻叙久夜斯岐
 動詞に對してその意義を修飾限定するもの、

農殊末句志羅珥比賣那素寐殊望
 己之父乎取久乎思良爾伊蘇婆比座與
 進母不知爾退母不知爾恐美坐久止
 中止述法に立てるもの、
 (二十四、四十八、六十一詔)

可由吉加久遊伎見都禮騰母會許母安加爾等
 宇迦迦波久斯良爾登美麻紀伊理毘古波夜
 連用形所屬の複語尾に接するもの、
 烏梅乃花美夜萬等之美爾安里登母也如此乃未君波見禮杼安可爾氣牟
 (萬十七)

又この時期には次の如き形あり。

伊提麻志能俱伊播阿羅珥會伊提麻西古
 (紀、二十七)

この「に」の用法は中止述法のものと思ゆるが、されど「ぞ」が之に附屬せるは後世の中
 止述法とは稍異なる所なり。この「ぞ」の形は下に論ずる場合あるべし。

以上の用法を通覽すれば、「に」はこの複語尾の連用形の形なることは明なり。し
 かるときには、「こゝ」に一の疑問生ず。そは他にあらざ。ずも亦連用形の形なるに、
 こゝに「あり」。この複語尾には連用形二様あるが如きさまなり。今これにつき
 ての意見を立てむに、こはまさしく「ぬ、ね」と奈行音に活きしものなるべし。或は
 大古には奈行四段形にあらざりしが。しかれどもこは未、斷言すべくもあらず。
 若果して奈行四段にて打消をあらはしたりしものとせば、ずは如何といふ問題生
 ぜむ。おもふにこの「ず」は或る期にあたりて偶然の機會より打消に用ゐられ、しか
 して原形、未然形、連用形を代理するに至りしにあらざるか、「に」は次の時期にも、
 いへば「に」はねば胸のさわがれて
 (伊勢物語)

などいふ例は存すれど、此の期にても既に衰滅に近づけるものの如し。「な」といふ形は、東歌に跟跡を止むる外この期には存せざるものなり。「ず」の形は如何なるものより生じたるかといふは一の疑問なり。なほこのことはこの條の末にいふべし。

「ず」が否説の斷言的なるに對して否説の遲疑的なる「じ」あり。この「じ」も亦この期に存す。

「じ」は次期と同じく、形體の變動を生ぜずして、原形の外には連體形のある用例を見るのみ。

原形の終止となれるもの、

那迦士登波那波伊布登母

(記、上)

和可家禮婆道行之良士

(萬、五)

保等登藝須麻豆奈久安佐氣伊可爾世婆和我加度須疑自可多利都具麻涅

(萬、二十)

梳毛見自屋中毛波可自

(萬、十九)

伊毛波和須禮士

(記、上)

麻都爾波麻多士

(記、下)

與久流日毛安良自

(萬、十五)

安禮波和須禮自許乃多知婆奈乎

(萬、十八)

連體形として之に屬する助詞に接する例。

可爾迦久爾保之伎麻爾爾斯可爾波阿羅慈迦

(萬、五)

麻都良牟許巴呂之可爾波安良司可

(萬、十五)

「ぞ」なども等にして終止となれる例は發見せず。又「まけじ」魂などいふ形を以て體言の裝定をなすものとせるが、この例は見當らず。たとへ、見當りぬとも、これは連體形にあらで、原形より接せるにて「空し煙」などの類にはあらぬか。そは如何にといふに、この複語尾はその性として形容詞に近似せればなり。

已然形の「こそ」に對しての終止となれるものは未發見せず。條件を示すものは古今ともに缺けたりと見ゆ。

この「ず」と「じ」の對比は日本文法論中に論ぜし如く、斷言的と遲疑的との差異を

あらはす。これを以て他の方面よりいへば、ずは動詞的にして、じは形容詞的なり。かくて又その原形も一は動詞の如く、一は形容詞に似たり。この故に余はこの二語形は似たりといへども、源を異にせるものと思ふ。即、な、に、ぬ、ねのある形よりして、すに熟したるものが、ずとなり、し語尾をとれるものは、じとなれるにあらざるか。かくてこの「す」「し」が上の鼻音の韻により連濁現象を生じたるものにあらざるか。即、その現象は次の圖の如くなるにあらざるか。

否定の複 +すず…動作的
語尾の幹 +しじ…形状的

かくの如き見地よりして余は「ず」と「じ」とを同一變化より分れしものなりといふ臆説に參同することをえず。なほ「む」「まし」の條を參せられよ。

六 豫想をあらはす複語尾

豫想をあらはす複語尾は「む」と「まし」とあり。

「む」は四段の不完全なる形にして未然連用の二形をかく。

原形				
む				
	連體形			
	む			
		已然形		
		め		

原形の終止として用ゐられたるもの、

- 見底可敵利許牟 (萬、十八)
- 伊泥牟等多豆波 (萬、十八)
- 波布久受能多要受之努波牟 (萬、二十)
- 安佐奈藝爾倍牟氣許我牟止 (萬、二十)
- 己等母加由波牟 (萬、二十)

連體形の連體言として體言を裝定するもの、

- 伊敵頭刀夜良武多豆伎之良受母 (萬、二十)
- 知與爾和須禮牟和我於保伎美加母 (萬、二十)
- 志婆志婆美等毛安加無伎彌加毛 (萬、二十)

終止として用ゐられたるもの、

伊可爾可阿我世武

(萬、五)

波疑能花登毛爾加耽左受安比加和可禮牟
をといふ接續助詞に接する例。

(萬、二十)

伊敵那良波迦多知波阿良牟乎

(萬、五)

能知波那杼理爾阿良牟遠

(記、上)

已然形の終止として用ゐられたる例。

伊麻許會波知杼理暹阿良米

(記、上)

麻箇儒鷄麼虛會辭羅儒等茂伊波梅

(紀、十一)

得志能波爾波流能伎多良婆可久斯己會烏梅乎加射之豆多努志久能麻米

(萬、五)

秋野爾波伊麻己會由可米

(萬、二十)

事實的條件をあらはすもの。

飲哀枳瀾能耶陸能矩瀾架枳架架梅騰謀

(紀、十六)

馬醉木乎手折目杼令視倍吉君之在常不言爾

(萬、二)

この變化は往々反撥的勢力を起すに用ゐらるゝことあり。

吾背子乎何處行目跡辟竹之背向爾宿之久今思梅裳

(萬、七)

可奈思伊毛乎伊都知由加米等夜麻湏氣乃會我比爾宿之久伊麻之久夜思母

(萬、十四)

此の如く上に疑問的の語あるときと、

美等毛安加米也宇惠豆家流伎美

(萬、二十)

多加麻刀能乎能宇倍乃美也波安禮奴等母多多志伎美能美奈和須禮米也

(萬、二十)

和我勢故我夜度能奈豆之故知良米也母

(萬、二十)

都久婆能夜麻乎古比須安良米可毛

(萬、二十)

會能可奈之伎乎刀爾多氏米也母

(萬、十七)

鳴神毛今日爾益而可之古家米也母

(萬、十九)

麻左禮留多可良古爾斯迦米夜母

(萬、五)

の如く、下に疑問的の助詞ある時となり。

「むがつぬ」に接して「てむなむけむ」となることあり。そはそれくの條下に
すべし。

「ましはむ」の斷言的なるに對して遲疑的なること、ずと「じ」との関係に似たり。
「まし」の形は「じ」に似たり。形式の變化なくして、原形と連體形との用法あるのみ。
原形の終止に用ゐられたるもの。

幾許香此零雪之權有麻思

(萬、八)

奈具佐牟流許許呂波阿良麻志

(萬、五)

國爾阿良波父刀利美麻之家爾安良婆母刀利美麻志

(萬、五)

矩羅枳制播伊志柯孺阿羅磨志伊能致志健磨志

(紀、十四)

妻毛有者採而多宜麻之

(萬、二)

美頭能叡能宇良志麻能古我多麻久志義阿氣受阿利世波麻多母阿波麻志

(丹後、風)

連體形として終止に用ゐられたるもの、

進留水母能杼爾賀有萬思

(萬、二)

麻里布能宇良爾也杼里可世麻之

(萬、十五)

通例連體形として體言の裝定をなすものと見らるゝ

高山之磐根四卷手死奈麻死物乎

(萬、二)

久奴知許等其等美世麻斯母乃乎

(萬、五)

羽具久美母知豆由可麻之母能乎

(萬、十三)

故非毛奈久安良未思毛能乎

(萬、十五)

多都基母母知豆許麻志母能

(記、下)

は「じ」と同じく寧原形よりするものなるべし。

をといふ間投助詞に接するもの

岸之殖生爾仁實播散麻思乎

(萬、一)

麻里布能宇良爾也杼里世麻之乎

(萬、十五)

「む」が「なむ」「てむ」「けむ」を有する如く、「まし」も亦「なまし」「てまし」「けまし」の例を有す。そ
は次にいふ時あるべし。

「む」の形容詞的に一變したるものが、この「まし」なるべきは上の「ぬ」が一方に「ず」となり、一方に「し」となれるに似たり。たゞかれは「ず」といふ形を新に生ぜしめたるにこれ「む」にて他の形の生ぜざる事のみ異なり。されどその遲疑的の點に於いては「まし」と一致する所あるなり。

今この項の終りに臨んで一言すべきは、この豫想的の複語尾の根は「m」にして否說的の複語尾の根が「n」なることは頗面白き現象にして、この點に於いては琉球語は全く國語と同様なる方式をとれるものなることを斷言しうべし。

なほ一言すべきは「ませば」といふ形なり。この形は或は「まくせば」の約なりといはれ、或は「まし」の變化なりと稱せらる。されど、こは恐らくは「む」を所謂延言的に佐行四段形の複語尾に接したるその已然形にあらざるか。余がかくいふは、一方に「む」の已然形より「ど」につゞけて「めど」といふべけれど「めば」といふべくもあらず。且は又後世「ましかば」といふ形生じたりといへども、當時に存せず。その「ましかば」は「ませば」と同義なるに徴しても知らるべきなり。但「ませば」と「ましかば」とは假定と事實との差ありと考ふる人もあるべけれど、この豫想の條件としてはいづれも

假定のものより外に生ずべき理なく、又吾人の見る所によれば歴史的情力を除きては何等の意義上の差を感じざるなり。

草枕客去君跡知麻世婆岸之植生爾仁寶播散麻思乎

(萬、一)

吾背兒與二有見麻世波幾許香此零雪之權有麻思

(萬、八)

可久婆可里古非牟等可彌豆之良末世婆伊毛乎波美受曾安流倍久安里家留

(萬、十五)

久夜斯可母可久斯良摩世婆阿乎爾與斯久奴知許等其等美世麻斯母乃乎

(萬、五)

以上にて未然形に附屬する複語尾は終れり。

七 陳述の確定に關する複語尾

これに屬する複語尾は「つ」「ぬ」の二なり。其の變化は「つ」は、下二段形にして、「ぬ」は奈行變格の形なり。

	原形	未然形	連用形	連體形	已然形
ぬ	つ	て	て	つる	つれ
な					
に					
ぬる					
ぬれ					

これらは共に連用形に附屬す。

「つ」と「ぬ」との意義上の差は、日本文法論に述べし如くなるが、こゝに一言しおくべし。この二者、共に事實狀態の陳述の確定に與りて力あるは論なきが、其の間に差あり。「つ」は事實を直寫的に説明するものにして、その事實狀態を文主が營めることの確定を文主自の側より直寫的にあらはすなり。「ぬ」は之に反して傍觀的に其の動作狀態を説明して、其の確めをあらはすなり。

「つ」の用例

原形

奈保之禰可比都知等世能伊乃知乎
吾戀者名草目金津

(萬、二十)
(萬、十一)

理乃如毛不在阿利都
船麻知兼津

(二十八詔)

(萬、一)

未然形

安比之惠美天婆等積自家米也母
安伎奉疑爾爾保徹流和我母奴禮奴等母伎美我美布禰能都奈之等理豆婆

(萬、十八)
(萬、十五)

連用形

押奈戶手吾許會居師告名倍手吾己會座
倭乎置而青丹吉平山乎越

(萬、一)

(萬、一)

(萬、一)

國都美神乃浦佐備而荒有京
伊閉爾之豆古非都々安良受波奈我波氣流多知爾奈里豆母伊波非豆之加母

(萬、二十)

斯良農比筑紫國爾泣子那須斯多比枳摩斯提伊企陀爾母伊摩陀夜周米受年月
母伊麻陀阿良禰婆

(萬、五)

麻奈迦比爾母等奈可利提夜周伊斯奈佐農
袖振者見毛可波之都倍久雖近

(萬、五)
(萬、八)

連體形

邏比婆理都久波袁須疑豆伊久用加泥都流

(記、中)

諸乃人爾令開止奈毛召都留

(四十五詔)

霍公鳥今朝之旦明爾鳴都流波君將聞可朝宿疑將寐

(萬、八)

安杼毛倍香許己呂我奈之久伊米爾美要都流

(萬、十五)

吉備那流伊慕塙阿比瀾苑流莫能

(紀、十)

已然形

梅花折毛不折毛見都禮杼母今夜能花爾尙不如家利

(萬、八)

山隱都禮情神毛奈思

(萬、三)

等伎能佐迦利乎等等尾迦禰周具斯野利都禮

(萬、五)

「ぬ」の用例

原形

潮毛可奈比沼 (萬、一)

都伎知可都伎奴 (萬、二十)

月可多夫伎奴 (萬、二十)

爾保杼里能於吉奈我河波半多延奴等母伎美爾可多良武己等都奇米也母

(萬、二十)

伊毛何美斯阿布知乃波那波知利奴倍斯 (萬、五)

奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由 (萬、二十)

待戀奴良武 (萬、一)

未然形

安之我良乃夜敵也麻故要氏伊麻之奈波多禮乎可岐美等彌都都志努波牟

(萬、二十)

爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念

(萬、六)

連用形は複語尾に接するのみ。

月者倍爾都々 (萬、十五)

須米良美久佐爾和例波伎爾之乎 (萬、二十)
烏梅能波奈佐企豆知里奈婆佐久良婆那都伎豆佐久倍久奈利爾豆阿良受也 (萬、五)

連體形

許能久禮爾奈里奴流母能乎 (萬、十八)

和可禮奴流君爾也 (萬、十五)

麻都良牟伎美也之麻我久禮奴流 (萬、十五)

咲而散去流花爾有猿尾 (萬、二)

已然形

朝夕爾還比奴禮婆 (萬、一)

波流弊等佐夜爾奈理奴禮婆 (萬、二十)

體方灰止共爾地仁埋利奴禮止 (四十五詔)

宇知那比枳許夜斯努禮伊波牟須弊世武須弊斯良爾 (萬、五)

「つ」の連用形なるては其の本來の性質として重語重文の形となるものなるが、そ

の慣用の頗廣きよりして遂には一の語なるかの如く用ゐらるゝに至れるものな
きにあらず。次に之が研究を述べむ。

形式動詞の連用形を「て」のうけたるしてはその性質よりして「あり」の重文の前句
の述語たるものゝ代用たること既にこの期に存す。この「して」の用例は形式用言
の條の終りに挙げたり。

「て」は又打消の複語尾「ず」の連用形をうけて「ずて」といふことあり。元來「ず」をうく
る複語尾は次期に存せずして、この期にも回想をあらはすものゝ外は存せざるな
り。然るにこゝに「て」のみが「ず」を受くることあるは頗奇異なりといふべし。

阿良多麻能吉倍由久等志乃可伎利斯良受提 (萬、五)

麻乎志多麻波彌美加度佐良受豆 (萬、五)

多良知運能波波何目美受提意保々斯久伊豆知武伎提可阿我和可留良武 (萬、五)

一日一夜毛於母波受豆安流良牟母能等於毛保之賣須奈 (萬、十五)

美受豆也伊毛我許母里乎流良牟 (萬、二十)

多^マ妣^ヒ由^ユ伎^キ爾^ニ由^ユ久^ク等^ト之^シ良^ニ受^ル豆^ヲ阿^ア母^モ志^シ爾^ニ己^ニ等^ト麻^マ乎^ハ佐^サ受^ル豆^ヲ伊^イ麻^マ叙^シ久^ク夜^ヤ之^シ氣^ニ

(萬、二十)

波^ハ疑^ニ乎^ハ多^タ乎^ハ良^ニ受^ル豆^ヲ

(萬、二十)

この「ずて」が後には「て」となりしものとおぼし。この期には「て」といふ形存せず。さ
てかく「ず」より「て」に直に接することは上にいへる如く、頗注目すべき現象なるが、或
はこの「て」はこの期に既に多少独立的に用ゐられはじめしにあらずや。即形容詞
の連用形よりうけて「て」といふ形になれるものあり。これ亦一種特別の語法と
いふべきなり。

麻^マ乎^ハ其^キ母^モ能^ニ布^フ能^ニ未^ミ知^チ可^カ久^ク氏^ニ

(萬、十四)

許^コ太^タ加^カ久^ク氏^ニ佐^サ刀^ト波^ハ安^ア禮^レ騰^ト母^モ

(萬、十九)

可^カ徹^チ里^リ見^ミ奈^ナ久^ク豆^ト

(萬、二十)

かくて又格助詞「に」より直に「て」につゞけて「て」といへるもあり。

常^チ丹^{タン}毛^モ冀^キ名^ニ常^チ處^ト女^メ煮^シ手^ヲ

(萬、一)

家^カ爾^ニ底^ニ母^モ多^タ由^ユ多^タ敷^シ命^メ浪^ニ乃^ト宇^ウ倍^ヘ爾^ニ思^シ之^シ乎^ハ禮^レ婆^ト於^ニ久^ク香^カ之^シ良^ニ受^ル母^モ

(萬、十七)

後世にいへる「とて」といへる形は未発見せず。さてこれらの「て」は形式用言の代表
たる力あるものなれば、「して」「ありて」「をりて」などの意にて通ずるものなり。後世の
「とて」は「思ひて」「いひて」などの代表なれば、「て」の觀念は一層充實せるが如くなれど、こ
の期のは形式用言の代表たるに止まれるものゝ如し。

又ひるがへりて考ふるに「ずて」はこの期以前には或は珍らしからぬ形にてあり
しならむか。即「ず」をうる確定の「つ」ありしにあらざるか。余がかくいふ故は、土
佐國の方言は頗古言を存せるものなるが、そのうちに「ずつ」又は「ずつに」といふ語あ
り。その用法殆今日の記載語の「ずして」に近し。思ふに、これ或は「ず」をうけたる「つ」
の原形の殘存物にあらじか。しかれども未妄に斷すべきにあらず。

八 回想をあらはす複語尾

この複語尾は通例

き、 し、 しか、

といふ形なりといへども、この期の研究によりていへば、こは或は「き」と「し」との二元なるものにあらざるか。今次に各の用例をあぐ。

「し」は原形の終止的用法にのみ立つ。

伊志遠多禮美吉

(萬、五)

保等保等之爾吉君香登於毛比豆

(萬、十五)

阿米能之多之良志賣之伎等

(萬、二十)

雲隱去寸

(萬、三)

水垣之久時從憶寸吾者

(萬、四)

如此耳故爾長等思伎

(萬、二)

相諍競伎

(萬、一)

而、これに更に「や」といふ助詞の屬することあり。

雨爾零寸八

(萬、三)

夢所見寸八

(萬、四)

言告遣之何如告寸八

(萬、六)

妹等所見寸哉

(萬、十)

「し」の次の如きものを以て原形の終止的用法に立てるものとする人あり。

阿斯波良能志祁去岐袁夜邇須賀多多美伊夜佐夜斯岐豆和賀布多理泥斯

(記、中)

大船之津守之占爾將告登波益爲爾知而我二人宿之

(萬、二)

吾勢枯乎倭邊遣登佐夜深而鷄鳴露爾吾立所露之

(萬、二)

敷細之枕片去夢所見來之

(萬、四)

世間者信二代者不往有之

(萬、七)

大船爾真棍繁貫水手出去之

(萬、七)

然れども之を以て直に原形なりといふは早計なり。大抵の連體形は皆かくの如き終止の形を有せるをや。且は又「や」といふ助詞は「き」にのみ附屬して「し」には接する例を見ず。この故にこの時期には相綜錯して一の系統の複語尾たりしものと見ゆ。

「し」の連體形として體言の裝定をなせるもの。

高山與耳梨山與相之時立見爾來之伊奈美國原

(萬、一)

美草苜蓿屋杼禮里之菟道乃宮子能

(萬、一)

伊毛我美斯阿布知乃波那波

(萬、五)

人之插頭師瞿麥之花

(萬、八)

奉侍末之藤原大臣

(四十詔)

終止となれるもの、

過去君之形見跡會來師

(萬、一)

霍公鳥蓋哉鳴之

(萬、二)

野邊之山吹誰可手乎里之

(萬、九)

しかの已然形として條件を示すもの、

可敝里家流比等伎多禮里等伊比之可婆保等保等之爾伎君香登於毛比豆

(萬、十五)

珠選見諸戶山矣行之鹿齒面白四手古昔所念

(萬、七)

佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫勤

(萬、七)

終止となれるもの、

角島之迫門乃稚海藻者人之共荒有之可杼吾共者和海藻

(萬、十六)

退賜止奏之可止毛

(二十八詔)

伊母乎許會安比美爾許思可

(萬、十四)

昨日社年者極之賀

(萬、十)

伎會許會波兒呂等左宿之香

(萬、十四)

復清麻呂等波奉侍留奴留所念天已會姓毛賜豆治給之可

(四十四詔)

以上にて今日の所謂さししかの變化の例をあげたるものなるがこの期には又

「せ」といふ未然形ありき。

安須可河泊世久登之里世波

(萬、十四)

於伎都加是伊多久布伎勢波

(萬、十五)

可受賜物奈利世波祖父仕奉天麻白

(二十六詔)

多遲比怒邇泥牟登斯理勢婆

(記、下)

十月雨間毛不置零爾西者誰里之間宿可借益

(萬、十二)

比登運阿理勢波

(記中)

この「せ」を形式動詞の「せなりと思へる人もあれど、確定をあらはす複語尾「ぬ」の連用形をうけたるを以て見れば疑なく、この複語尾の未然形なることを證せり。いかにとなれば、かの複語尾「ぬ」の連用形は決して用言に連なる力なきものなればなり。

「せ」が未然形なるに對して、又別に未然形と見ゆる「け」あり。

泥士漏能辭漏多娜武枳摩箇儒麼虛曾辭羅儒等茂伊波梅

(紀十一)

角障經石村之道乎朝不離將歸人乃念乍通計萬四波

(萬三)

この「けば」「けまし」の「け」は恐らくは「き」の未然形にあらざるか。或は「けらば」「けらまし」の約ともいはむ。しかれども「けら」はかへりてこの「き」とありとの合成なるべく、又「まし」の附屬せる形の上に於いては、直に「け」に接せるものと見ゆるなり。これを以て形容詞がありに合成せるものの用例と比ぶるに「からむ」の「けむ」となるはあれど、「からまし」の「けまし」となる例はなきを以てみれば、「けらむ」の「けむ」となるはあらむ。しかも「けらまし」となるものはあらざるべきなり。なほおもへば「けむ」も亦

この「け」に「む」の接せるものにあらざるか。然るときは、この未然形は

け+ば

け+む

け+まし

の三種の形ありて複語尾中比較的に完全なる未然形を有するものとなるべし。

以上述ぶる所を概括すれば、この複語尾は「き」の系統とし「し」の系統との二流あるにあらざるか。かくて又「しか」は本來「し」なるものに「か」の加はりたるものにあらざるか。そは此の期に「まし」といへるものゝ次期に「ましか」といふ形を分出せると、著者の生地たる越中にては形容詞の已然形なる「けれ」が「こそ」に對しての終止たる時は、必

これこそよけれか

といふ如き形をとれるに徴してもこの「か」は後に加はれるものなることを考ふるをうるなり。さるときは本來は次の如き形なりしものと見ゆるなり。

「き」の系統

け、き、

「し」の系統　　せ、　　し、

この二系統、或は時代の前後か、若くは意義の直寫と傍觀との差がありしものが、久しく用ゐらるゝにつれて混合せるにあらざるか。しかれども、こは未遂に斷ずべきものにあらず。

以上、確定、回想の二複語尾は連用形に屬するものなり。

九 現實設想をあらはす複語尾

この複語尾はみな原形(純粹形式用言)には連體形に(に)附屬するものなり。而、この類のものは

べし、　　めり、　　らし、　　らむ、　　まじ、

の五あるものなれど、めりは殆この期に存せずといふべし。たゞ、

乎久佐乎等乎具佐受家乎等斯乎(抱イ)布禰乃那良敷氏美禮婆乎具佐可利(知イ)馬利

(萬、十四)

といふ一例を見るのみ。この例とても流布本のまゝにては意義通ぜず。一本に

よりて「かちめり」とよめれど、頗變則なる形にして、未、これを以て直に「めり」存在の證となすに十分なりといふべからず。

残れる四は共にこの期に存す。而「べし」「まじ」は形容詞の形を有し、「らむ」は「む」の形に似たり。「らし」は「じ」の形に似て別に「らしき」といふ形を有す。

原形	未然形	連用形	連體形	已然形
べし まじ らむ らし	べく まじく	べく まじく	べき まじき らむ らしき	らめ

この四の意義はかねて日本文法論にいひし如く、「べし」は推定の肯定にして、「まじ」は推定の否定、「らむ」「らし」は疑惑をあらはす。「らむ」と「らし」とは同じ疑惑のうちにて「らし」は傍觀的、「らむ」は直寫的なるなり。其の用例次の如し。

「べし」原形

足痛吾勢勤多扶倍思

第二章 語論 第二節 用言

(萬、二)

足嶋毛罪在倍之 (五十三詔)
 安比美受波古非之久安流倍之 (萬二十)
 都流藝多知伊與餘刀具倍之 (萬二十)
 未然形の用例は、終止のも假設條件のも共に發見せず。但、當時存在したりしこ
 とは疑ふべからず。

連用形

伊毛乎婆美受會安流倍久安里家留 (萬十五)

伊知之路久伊泥奴比登乃師流倍久 (萬十七)

安麻射可流比奈爾一日毛安流倍久母安禮也 (萬十八)

支多米賜倍久在止母 (六十二詔)

連體形

世間波加受奈吉物能可春花乃知里能麻可比爾思奴倍久於母倍婆 (萬十七)

和餓勢故餓句倍積豫臂奈利 (紀十三)

進入倍支奧地毛不究盡之豆 (六十二詔)

天下公民之息安麻流倍伎事乎 (五十一詔)

天地乎豆良須日月能極奈久阿流倍伎母能乎 (萬二十)

伊敏能伊毛何奈流敏伎己等乎伊波須伎奴可母 (萬二十)

紅爾深染西情可母寧樂乃京師爾年之歷去倍吉 (萬六)

この期の形容詞に已然形なきが如く、この複語尾のも已然形をかけり。従つて
 「こそ」に對しての終止は「べき」なり。

玉釧卷宿妹母有者許會夜之長毛歡有倍吉 (萬十二)

この語尾の幹音「へ」は獨立的に用ゐられたるもの、如し。そは「すべ」といへる語
 は全くこの「へ」が形式動詞をうけたるものなればなり。かくて又「へみ」といへる語
 形この期に存在せり。

秋芽子乎落過沼蛇手折持雖見不恰君西不有者 (萬十)

刀奈布倍美許會奈爾與會利鷄米 (萬十四)

「まじ」原形

伎美我許己呂波和須良由麻之目

(萬二十)

未然形連用形の例は未發見せず。但存在せしものなることは人々の疑を挾まざる所なるが如し。

連體形

豫屢麻自枳箇破能區莽愚莽

(紀十二)

得麻之伎帝乃尊支實位手

(四十五詔)

この外に「ましじ」といへる形あり。

敢末之時止爲豆

(二十六詔)

得麻之字岐帝乃尊支實位手(一本)

(四十五詔)

忘得末之自美奈毛

(五十八詔)

阿良多麻能伎倍乃波也之爾奈乎多氏由吉可都麻思自移乎佐伎太多尼

(萬十四)

この「ましじ」といへるはその意義に於いては「まじ」と異なることなければ「まじ」と形態上何等かの連絡あるものなるは明なり。即ち「ましじ」より「まじ」生じたるか、「まじ」が

一時的現象として「ましじ」となりたるものか。又「ましじ」が本來の形ならば「まじ」と「まじ」との合成にあらざるか。然れども「まし」は未然形所屬なるにこれは原形所屬なれば、これも亦速断しうべきものにあらず。

「らむ」原形

吾勢枯波何所行良武

(萬一)

萬物毛萌毛延始天好阿流良牟止念仁

(五十六詔)

連體形

朝布麻須等六其草深野

(萬一)

嗚呼兒乃浦爾船乘爲良武感婦等之珠裳乃須十二四寶三都良武香

(萬一)

努都可佐爾伊麻左家流良武乎美奈弊之波母

(萬二十)

今毛可母大宮人之玉藻莉良武

(萬一)

美受豆也伊毛我許母里乎流良牟

(萬二十)

已然形

寐毛宿良目八方

(萬、一)

何爲牟爾吾乎召良米夜

(萬、十六)

浦無等人社見良目

(萬、二)

鳥翔成有我欲比管見良目杼母人社不知松者知良武

(萬、二)

斯太能宇良乎阿佐許求布禰波與志奈之爾許求良米可母與奈志許佐流良米

(萬、十四)

「らめにて反動的勢力をあらはすこと、めに同じ。

「らしは中世期にはらしのみにて形の變化なきを近世らしきなどいふやうになるが、上世にては「らし」とらしきとの變化ありて、その點に於いては形容詞に似たり。用例次の如し。

原形

加理波古牟良斯

(記、中)

多布度久安流羅之

(續紀、歌)

伊波乃伊毛呂和乎之乃布良之

(萬、二十)

鷲之奈加牟春敵波安須爾之安流良之

(萬、二十)

原形より熟語的に體言につゞけたるものもあり。

於保吉美乃都藝豆賣須良之多加麻刀能努敵美流其等爾禰能未之奈可由

(萬、二十)

「こそ」に對して原形にて終止せるもの、

三日原布當乃野邊清見社太宮處定異等霜

(萬、六)

諾已曾吾大王者君之隨所聞賜而刺竹乃大宮此跡定異等霜

(萬、六)

連體形は曲調終止の外に例を見ず。

字倍之詞母藻餓能古羅烏於朋枳彌能兔伽破須羅志枳

(紀、二十二)

古昔母然爾有許會虛蟬毛孀乎相格良思吉

(萬、一)

諾石社見人每爾語嗣偲家良思吉

(萬、六)

「こそ」を「しき」にて結ぶ例はこゝにもあらはれたり。

「らむ」と「らし」とはその形に於いて又意義の關係に於いて「む」と「まし」とに似たり。これら恐らくは同源ならむか。

ホ 用言の本幹と複語尾との接続

用言の本幹と複語尾との間の關係は、日本文法論に述べし如くにして、その接続するには一定の法則あるものなりとす。即、

敬意をあらはすもの

作用の繼續をあらはすもの

間接作用をあらはすもの

非現實性をあらはすもの

は未然形に附屬し、

陳述の確定に關するもの

回想をあらはすもの

は連用形に附屬し、

現實設想をあらはすもの

は原形純粹形式用言には連體形に接するなり。而、これらの實例は上來のべ來りし所なれば、再之を擧げざるべし。されども、まゝ一二の特別なるものなきにあらざれば、それらにつきて次に少しく説明すべし。

陳述の確定をあらはす複語尾「ぬ」は奈行變格の「いぬ」「しぬ」には接することなし。

回想をあらはす複語尾には接続上異例あり。こは三段動詞「く」には未然形よりして連用形よりすることなし。而、「き」は接続することなければ、僅に

こし、こしか、

の二形あるのみ。「きし」「きしか」の形は當時のものに見えず。

出而許之和禮乎於久流登

伊母乎許曾安比美爾許思可

(萬、十七)

(萬、十四)

又、この複語尾は動作性形式用言には一種異様の形にて接す。即

しき、

せし、せしか、

の如く、「き」は連用形に「し」「しか」は未然形に屬するを常とす。但「しき」の用例は未發見

せず。

一重山越我^{ヒトヘ}可^カ良^ラ爾^ニ念^ニ會^ヒ吾^ガ世^ノ思^シ

(萬、六)

思^シ會^ヒ吾^ガ勢^ノ思^シ

(萬、八)

昨日^{キナ}許^リ會^ヒ敷^ク奈^ニ底^ニ婆^ノ勢^ノ之^カ可^シ

(萬、十七)

現實設想をあらはす「らし」は純粹形式用言に接する時はその語尾の「る」を省きて直に語幹に接する例あり。

和我^{ワガ}多^タ妣^ヒ波^ハ比^ヒ左^サ思^シ久^ク安^ア良^ラ之^ニ

(萬、十五)

可^カ久^ク乃^ノ未^ミ奈^ナ良^ラ之^ニ

(萬、五)

又この「らし」は「こひらし」と上二段の連用形に接する例あり。

和我^{ワガ}都^ト麻^マ波^ハ伊^イ多^タ久^ク古^コ比^ヒ良^ラ之^ニ

(萬、二十)

されども、この例は東方語なれば一般の例にあらざりしならむ。

へ 複語尾と用言の本幹との接續

用言の連用形は他の用言に連なりて、之を裝定し、或は熟語となるものなるが、複語尾の連用形にはこの作用かけたるものあり。先、この作用の存するものは、

敬意をあらはすもの

繼續をあらはすもの

間接作用をあらはすもの

打消をあらはす「ず」

確定をあらはす「つ」

現實設想をあらはす「へし」

なり。「まじ」はあるべく思はるれど、實例に接せず。次にその實例を示す。

敬意をあらはす複語尾

賣^ウ之^ノ多^タ麻^マ比^ヒ安^ア伎^キ良^ラ米^メ多^タ麻^マ比^ヒ

(萬、二十)

阿^ア米^メ能^ネ之^ノ多^タ之^ノ良^ラ志^シ賣^ウ之^ノ伎^キ等^ト

(萬、二十)

伎^キ己^ジ之^ノ乎^ハ須^ス久^ク爾^ニ能^ネ麻^マ保^ホ良^ラ爾^ニ

(萬、十八)

繼續をあらはす複語尾

迦多良比袁禮杼

(萬五)

佐刀其等邇天良左比安流氣勝

(萬十八)

晝波母歎加比久良志

(萬五)

狀態性間接作用をあらはす複語尾

和須良延許波古會

(萬十四)

所聞禮許奴可聞

(萬十六)

發動性間接作用をあらはす複語尾

伊加志夜久波叡能如久仕奉利左加叡志米賜登

(祝詞)

萬世爾御坐令在米給登

(祝詞)

打消をあらはす複語尾

安能於登世受由可牟古馬母我可都思加乃麻末乃都藝波思夜麻受可欲波牟

(萬十四)

吉美乎夜佐之美阿良波佐受阿利吉

(萬五)

確定をあらはす複語尾

布治奈美波佐岐底知里爾伎
於吉底伊加婆乎思

(萬十七)
(萬十七)

現實設想をあらはす複語尾

奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由

(萬二十)

支多米賜倍久在止母

(六十二詔)

比奈爾一日毛安流部久母安禮也

(萬十八)

又複語尾のあるものは純粹形式用言に熟して一種の熟語的複語尾を構成することあり。その複語尾及形式は次の如し。

複語尾 結合方式 所生の形

敬意 す し十あり せり

繼續 ふ ひ十あり へり

打消 ず ず十あり ざり

確定 つ て十あり たり

回想 き き十あり けり

設想 べし べく十あり

べかり

「せり」の用例

和加久佐能都麻母多勢良米

(記上)

倭我於朋枳美能於魔細屢婆佐羅能美於寐能

(紀十七)

於婆勢流泉河乃

(萬十七)

和何多多勢禮婆

(記上)

「へり」の用例

伎欲吉彼名乎伊爾之敵欲伊麻乃乎追通爾奈我佐敵流於夜能子等毛會

(萬十八)

仕奉麻佐部流事乎奈母

(五十二詔)

安伎波疑能知良敵流野邊乃

(萬十五)

「み」の用例

美延射良奈久爾

(萬十五)

吾孤悲射良牟

(萬十七)

安波射良米也母

(萬十五)

安波射禮杆

(萬十五)

「たり」の用例

安見兒衣多利

(萬七)

記美己蘇波和主黎多魯羅米

(後紀)

鳥梅能波奈知利麻我比多流乎加肥爾波

(萬五)

能許利多流由棄仁未自列留鳥梅能半奈

(萬五)

心佐閉消失多列夜言母不住來

(萬五)

可須美多流良牟

(萬二十)

「けり」の用例

阿良波之授賜布物爾伊麻志家利

(四十一詔)

布佐多乎里家流乎美奈敵之香物

(萬十七)

君宅之雪巖爾左家理家流可母

(萬十九)

時無會雪者落家留間無會雨者零計類

(萬一)

常磐成石室者今毛安里氣禮騰住家類人會常無里家留
 歎管大夫之戀禮許會吾髮結乃漬而奴禮計禮
 孤悲家禮許會波伊米爾見要家禮
 けりには後世は未然形を缺きたりといへども、この期には存せり。
 (萬三)
 (萬二)
 (萬十七)

烏梅能波奈作吉多流僧能能阿遠也疑波可豆良爾須倍久奈里爾家良受夜
 (萬五)

妻毛有者採而多宜麻之佐美乃山野上乃宇波疑過去計良受也
 此花乃一與乃裏波百種乃言持不勝而所折家良受也
 べかりの用例、
 (萬二)
 (萬八)

於豆開可良受夜
 べかりは又音を轉じて「べけり」といひたりと見ゆ。
 (佛尼石)

陳努壯士爾之依倍家良信母
 らしがこの類のものに接するときは又る音を省きて「けらし」となることあり。
 比例布利家良之麻通羅佐用嬪而
 (萬九)
 (萬五)

許能久斯美多麻志可志家良斯母
 白雪之常數冬者過去家良霜
 宇倍之神代由波自米家良思母
 安麻乃可波弊奈里爾家良之
 (萬五)
 (萬十)
 (萬二十)
 (萬二十)

ト 複語尾相互の承接

複語尾の相互の承接を見むには之を屬性の作用を助くるものと陳述の作用を助くるものとの二類に分ちて觀察すべし。

屬性の作用を助くる複語尾相互間には相承接する例を知らず。但次の例は或は繼續のを敬意のにてうけたるにもあらむ。

韓國爾由伎多良波之氏可敵里許牟麻須良多家乎爾美伎多底麻都流
 (萬十九)

然れども、こは全般にわたりていふこと能はず。間接作用のは相互に承接しうべ

き様なれど、例を知らず。

屬性の作用を助くる複語尾は統覺の運用を助くる複語尾の下につくことなし。之に反して統覺の運用を助くる複語尾は悉みな屬性の作用を助くる複語尾のすべてに接しうるものゝ如し。次にその例を示す。

敬意をあらはす複語尾に

(ズ) 夜周伊斯奈佐奴

(萬、十四)

(ジ)

(ム) 毛毛那賀爾伊波那佐牟遠

(記、上)

(マシ) 岸之埴生爾仁寶播散麻思遠

(萬、一)

(ツ) 美刀阿多波志都

(記、上)

(ヌ) 和周良志奈牟迦

(萬、五)

(キ) 阿蘇婆志斯志斯能

(記、下)

(ラム) 於毛保須良米也

(萬、十七)

(ラシ) 暮獵爾今他田渚良之

(萬、一)

(ベシ) 罷止富良須倍之止詔大命乎宜

(五十一詔)

(マジ)

繼續をあらはす複語尾に

(ズ) 加久佐波奴安加吉許已呂乎

(萬、二十)

(ジ)

(ム) 天地與共久住牟等

(萬、四)

(マシ)

(ツ) 糟湯酒宇知須須呂比豆

(萬、五)

(ヌ) 朝夕爾還比奴禮婆

(萬、一)

(キ) 年之八歳乎吾竊舞師

(萬、十一)

(ラム) 宇都呂布良牟可

(萬、十九)

(ラシ) 賣之多麻布良之

(萬、十八)

(ベシ) 可苦佐布倍思哉

(萬、一)

(マジ)

状態性間接作用をあらはす複語尾に

(ズ) 美流爾之良延奴有麻必等能古等

(萬、五)

(ジ) 如是醜事者聞曳自

(十七詔)

(ム) 我何於保支美乃彌奈和須良叡米

(法王帝說)

(マシ)

(ツ)

(ヌ) 美夜古能提夫利和周良延爾家利

(萬、五)

(キ) 可治登流聞奈久於母保要之伎美

(萬、十七)

(ラム)

(ラシ)

(ベシ) 都麻夜佐夫斯久於母保由倍斯母

(萬、五)

(マジ) 伊麻紀能禹知播倭須羅庚麻自珥

(紀、二十六)

發動性間接作用をあらはす複語尾

(ズ) 知利具流麻埜美之米受安利家流

(萬、二十)

(ジ)

(ム) 平氣久御座坐志米式止

(祝詞)

(マシ)

(ツ) 過無久毛奉仕之米天之可止

(三十六詔)

(ヌ)

(キ) 山人乃和禮爾依志米之夜麻都刀曾許禮

(萬、二十)

(ラム)

(ラシ)

(ベシ)

(マジ)

以上、僅少なる材料より出すものなれば、缺けたるもあり。そは空白になしおけり。

統覺を助くる複語尾相互の間のは又二つに分ちていふを便とす。即、上に來りうるものは、

打消

ズ、

確述

ツ

回想

キ、

の四にして、下に接しうるものは

豫想

ム、

確述

マシ、

回想

キ、

現実設想

ラム、
ラシ、
ベシ、

の七にして他は存せざるもの如し。次にこれら上下の承接を説かむ。
「ズ」をうくるものは「キ」なり。或は「ツ」の連用形「テ」にてうけて「ズテ」となるにあ

らざるかとおもはるれど、その「ず」ての本性は既にいへる如く未、判然たらず。

現毛夢毛吾者不思寸

(萬、十二)

この例は「おもはざりき」とよめる本多けれど、鹿持氏の如く「おもはずき」とよむべくやあらむ。他に「ずき」といへる形はなけれど、「ずけり」といふ形は頗多し。

孤悲夜麻受家里

(萬、十七)

見禮度安可須介利

(萬、十八)

は明なる證にして、従つて、

尙不如來

(萬、三)

不知曾人者待跡不來家留

(萬、四)

如是戀禮許曾夜干玉能夢所見管寐不所宿家禮

(萬、四)

尙不及家里

(萬、六)

尙不及家里

(萬、八)

尙不如家里

(萬、八)

尙不如家里

(萬、八)

芽子之花會毛未開家類

猶不如家利

戀云物者都不止來

はみなずけりの形なること明なり。

「ツ」を受くるものは「ム」「マシ」「キ」「ラム」「ラシ」「ベシ」なり。その例

(テム) 安多良佐可里乎須具之豆牟登香

(テマシ) 韋泥豆麻斯母能

(テキ) 伊波非豆之加母

(ツラム) 妹之髮此來不見爾搔入津良武香

(ツラシ)

(ツベシ) 多夫手二毛投越都倍伎天漢

「テキ」といふ形よりして「テケリ」といふ形を有せり。

宇恵豆家流伎美

こはこの一例あるのみ。

(萬、十)

(萬、十二)

(萬、十三)

(萬、二十)

(記、下)

(萬、二十)

(萬、二)

(萬、八)

(萬、二十)

「ヌ」をうくるものは「ム」「マシ」「ツ」「キ」「ラム」「ラシ」「ベシ」なり。

(ナム) 須疑奈無能知爾

(ナマシ) 白露乃消可毛思奈萬思

(ニキ) 須米良美久佐爾和例波伎爾之乎

(ヌラム) 待戀奴良武

(ヌラシ) 悉罪爾伏奴良志止奈母神奈賀良毛所念行須止

(ヌベシ) 阿布知乃波那波知利奴倍斯

「ニツ」といふ形はなくして「にて」といふ形と「につ」といふ形とあり。

月者倍爾都々

年毛彌高成爾豆餘命不幾

佐久良婆那都伎豆佐久倍久奈利爾豆阿良受也

毛能波須價爾豆

「にて」よりして「たり」といふ形生ず。「にてき」といふ形もあり。

都彌比等能故布登伊敷欲利波安麻里爾豆和禮波之奴倍久奈里爾多良受也

(萬、二十)

(萬、八)

(萬、二十)

(萬、一)

(十九詔)

(萬、五)

(萬、十五)

(五十九詔)

(萬、五)

(萬、二十)

去年之春相有之君爾戀爾手師櫻花者迎來良之母
「ニキは又ニケリ」といふ形を生ぜり。

(萬、十八)

今者京都備仁鷄里

(萬、三)

於伊爾祁流加母

(記、下)

色付爾家里

(萬、十)

衣手寒露置爾家留

(萬、十)

「ケム」は「ケラム」の約なりともいひ、又「キ」より直に「ム」に接せる如くにも見ゆ。とに
かくに「キ」よりうる復語尾といふべきは、「ム」「マシ」の二にすぎず。

(萬、二)

雪之摧之彼所爾塵家武

(萬、二)

之奥柳乎

(萬、三)

奈氣伎氣牟都麻

(萬、二十)

隱爾加氣長妹之慮利爲里計武

(萬、一)

古昔有家武人之倭文幡乃帶解替而慮屋立妻問爲家武勝牡鹿乃真間之手兒名

(萬、一)

多例柯威爾鷄武

(紀、二十五)

昔者社難波居中跡所言奚米

(萬、三)

那羅陪務苦虚層會能古破阿利鷄梅

(紀、十一)

「けむ」は又「ずけむ」といふ形あり。

奈爾須禮會波波登布波奈乃佐吉低己受祁牟

(萬、二十)

母等米安波受祁牟

(萬、十七)

又「にけむ」といふ形あり。

奈騰可聞妹爾不告來二計謀

(萬、四)

又「にけらし」といふ形なり。

櫻田部鶴鳴渡年魚市方鹽干二家良進鶴鳴渡

(萬、三)

安麻乃可波弊奈里爾家良之年緒奈我久

(萬、二十)

確述の「つぬ」より打消の「ず」につらなりて「てぬ」なぬといへる例、次期に稀に存せる
が故に、この期にも存すべきさまなれど、例を見ず。

チ 用言の用法

用言の用法は大略上にあげたり。今茲に特に必要なりと認むるものをのべむ。許容の語法に於いて後世とや、異なる所あり。すべてこの語法は四段形及純粹形式用言にては已然形にてあらはし、二段形三段形及形式動詞にては未然形に「よ」助詞を添へてあらはすなり。奈行變格には別に「ね」といふ許容の爲の「變化」を具するものなれど、この期のものの用例の假字書にせるものに接せず。但實際には勿論存したるは疑ふべからず。かくて後世は未然形のは「よ」なくては許容法とはならぬ勢なるにこの期には殆、ざる必要なし。勿論「よ」を添へてもあらはしうべけれど、それは四段なりとも同様なれば、「よ」の有無は此語法に必要ならざるさまなり。

美陀禮婆美陀禮

(記、下)

この例は四段なるにて二段のもの例とはなすべからず。二段の例は

鶺鴒立取左牟安由能之我婆多婆吾等爾可伎無氣念之念婆

(萬、十九)

都止米毛呂毛呂須須賣毛呂毛呂

(佛足石)

大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波之流久之米多底
 三段のもの例は

(萬、十八)

伊蔽妣等波可敵里波也許等

(萬、十五)

多麻古須氣可利己和我西古

(萬、十四)

形式動詞の例は

此事俱佐西止伊射奈布爾依而

(十九詔)

四段の「あり」に熟せるものの許容法は後世なきものなれど、この期には例あり。

與世伎豆於家禮

(萬、十五)

宇思奈波受毛豆禮和我世故

(萬、十五)

複語尾にて許容法を有せるものは、敬意、發動性間接作用、確述の「つ」の三種なり。

敬意のは、

毛々那賀邇伊遠斯那世登與美伎多豆麻都良世

(記、上)

恐我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴

(記、中)

師弩波世吾背

(萬、八)

發動性間接作用のは、

多太爾率去豆阿麻治思良之米
奈泥之故我波奈乃佐可里爾阿比見之米等會
つのは

(萬、五)
(萬、十七)

夜須美斯志和己於保支美波多比良氣久那何久伊末之氏等與美伎麻都流
(續紀、十五)

このては又よを添へたる例あり。世にはては必ずよを添ふべきものと思へるも
あれど、これかへりて強事なるべし。

許許爾知可久乎伎奈伎豆余
名者告志豆余
(萬、二十)
(萬、三)

用言の原形は文の述語となりてしかもその文を以て準體句として主格に立た
しむることあり。

烏梅能波奈和企弊能會能爾佐伎豆知留美由
安麻乎等女等母思麻我久流見由
(萬、五)
(萬、十五)

安麻許伎久見由
安麻能伊射里波等毛之安敵里見由
船出爲利所見
(萬、十五)
(萬、八)

かくの如き形は後世に存せぬものなり。
用言の原形を重ねて修飾語となすことはこの期には廣く行はれたるものと
ぼし。その例は

安豆左由美須惠爾多麻末吉可久須酒會宿奈莫那里爾思於久乎可奴可奴
安我毛布伎美波思久思久於毛保由
伊夜思久思久爾伊爾之弊於毛保由
加遍須加遍須所念止母
彼鹽乃伊夜益升二
比可婆奴流奴流
之久之久伎美爾故非和多利奈無
(萬、十四)
(萬、十七)
(十七詔)
(萬、十三)
(萬、十四)
(萬、二十)

ずゝは形式動詞「す」を重ねたるものかぬかぬは豫定の意の動詞下二段形の「かぬ」を重ねたるもの、しくしくは「及く」といふ四段動詞を重ねて頻繁なることをあらはし、「かへすかへす」「まますます」は今もいへるもの、ぬるぬるは、

多氣婆奴禮多香根者長寸妹之髮

(萬、二)

などいへる「ぬる」の重なりたるものに髪カミの自ら解くるにいへるなり。かくてこれらの方法よりして確述の複語尾ツを重ねて「つゝ」とすること盛に行はる。

衆人波不成加登疑朕波金少半止念憂都在爾

(十三詔)

給止自豆奈母孫等一二治賜夫

(十三詔)

是以意中爾畫毛夜毛倦怠已止無久謹美禮未比仕奉都侍利(四十一詔)
臣等方己我比伎婢企是爾託彼爾依都頭爾無禮伎心乎念豆横乃謀手構

(四十五詔)

欸美明美意太比之美多能母志美思保之川大坐間爾

(五十一詔)

朕波汝乃志乎波暫久乃間毛忘得未之自美奈毛悲備賜比之乃比賜比大御泣哭

川大坐麻須

(五十八詔)

玉蜻盤垣淵之隱耳戀管在爾

(萬、七)

天離夷之荒野爾君乎置而念乍有者生刀毛無

(萬、二)

人不見者我袖用手將隱乎所燒乍可將有不服而來

(萬、三)

角障經石村毛不過泊瀨山何時毛將超夜者深去通都

(萬、三)

燎火乎雪以滅落雪乎火用消通都言不得名不知靈母座神香聞

(萬、三)

天雲之外耳見管言將問緣乃無者情耳咽乍有爾

(萬、四)

旦夕爾左備乍將居

(萬、四)

夜之穗杼呂出都追來良久遍多數成者言吾胸被燒如

(萬、五)

如是耳也戀都追安良牟

(萬、八)

此間在而春日也何處雨障出而不行者戀乍會乎流

(萬、八)

孤悲都追會乎流

(萬、十七)

己能夜萬夫吉乎美勢追都母等奈

(萬、十七)

夜麻夫伎波奈豆都於保佐牟安里都母伎美伎麻之都都

(萬、二十)

月者倍爾都

(萬、十五)

用言の原形よりして直に助詞に接せしめて修飾語の用をなさしむることあり。こは形容詞と複語尾「ず」とにあらはる。

許登那具志惠具志爾和禮惠比爾祁理

(萬、五)

情具之眼具之毛奈之爾波思家夜之安我於久豆麻大王能美許登加之古美阿之

(萬、十七)

比奇能夜麻古要奴由伎

(萬、五)

奈具佐牟留心波奈之爾雲隱鳴往鳥乃爾能尾志奈可由

(萬、十七)

奈具佐牟流許己呂波奈之爾春花乃佐家流左加里爾於毛敷度知多乎里加射佐

(紀、十三)

阿麻哆絆泥受通多儀比等用能未

此夜須我浪爾伊母爾今日本之賣良爾孤悲都追曾乎流

用言の用法について特にいふべきは以上の如し。

第三節 副詞

副詞の性質、及分類については今こゝにいふを要せず。又用法の上に於いても多く辨ずる必要あらず。唯次に二三の要點につきてこの期の特徴を述べむとす。この期の副詞には、後世の用法と稍異なるものあり。

「いまだ」といふ副詞は後世は漢字の「未」の影響をうけてか、下に必、打消の語あるべきさまなるにこの期には必しも然らず。

和我勢故我布流伎可吉都能佐具良波奈伊麻太敷布賣利

(萬、十八)

都奇餘米娑伊麻太多奈里

(萬、二十)

赤石門浪未佐和來

(萬、七)

此山上之木末之於者未靜之

(萬、七)

蒲草玉爾貫日乎未遠美香

(萬、八)

三島菅未苗在

(萬、十一)

妹門入出見阿乃床奈馬爾三雪遺未冬鴨

(萬、九)

勿論、打消の語の下に来るも多し。その例

夜麻登能久邇邇加理古牟登伊麻陀岐加受

(記下)

伊企陀爾母伊麻陀夜周米受年月母伊麻陀阿良彌婆

(萬、五)

安伎也麻能毛美知乎可射之和可乎禮波宇良之保美知久伊麻太安可奈久爾

(萬、十五)

保登等藝須伊麻太伎己要受

(萬、十九)

目爾波伊麻太見受

(萬、五)

右は少しくあげたるのみ。

「あたかもは今日は如しにうちあはぬ時は如何と思はるゝ點なきにあらねど、當時は次の如き例あり。」

吾勢故我捧而持流保實我之婆安多可毛似加青蓋

(萬、十九)

「あには後世は多くはむらむにて應ずるに、この期には必しもしからず、打消にてうけたるもあり。むらむにて應ずることは勿論なり。」

箇區邇夜襲利破阿珥豫區望阿羅儒

(紀、十一)

八百日往濱之沙毛吾戀二豈不益歟

(萬、四)

豈藻不在自身之柄人子之事藻不盡我藻將依

「けだしは後世はむらむにて應ずるにこの期にては通常の断定又は打消にて應じたるあり

夜晝云別不如吾戀情蓋夢所見寸八

(萬、四)

安須能比能敷勢能宇良末能布治奈美爾氣太之伎奈可須知良之底牟可母

(萬、十八)

和我世故之氣太之麻可良婆思漏多倍乃蘇低乎布良佐彌見都追志努波牟

(萬、十五)

霍公鳥蓋哉鳴之吾戀流其騰

(萬、二)

勿論、

氣太志安倍牟可母

(萬、十九)

の如き例はあり。

「けだしには又「けたしく」といへる形ありしなり。」

氣太之久毛安布許等安里也等

(萬十七)

人目多直不相而蓋雲吾戀死者誰名將有裳

(萬十二)

これを以てみれば或は形容詞たりしものにあらざるか。

「すては後世は過去の意になりたれど、當時は、全くの意なりしが如し。勿論、後世とても、すてに落ちむとしたりなどいひて、必らずしも過去ならねど、當時の用法を次に例示すべし。

天下須泥爾於保比底布流雪乃比加里乎見禮婆多敷刀久母安流香

(萬十七)

吉美爾餘里吾名波須泥爾多都多山絶多流孤悲乃之氣吉許呂可母

(萬十七)

副詞を以て體言の裝定をなさしむることこの期にも存せざるにあらず次に例を示す。

加久能狀聞食悟止宣御命衆聞食宣

(二十七詔)

安波禮能登里等伊波奴登積奈思

(萬十八)

右は、の助詞を伴へるものゝ例

與能奈可能都年能己等利可久左麻爾奈里伎爾家良之

(萬十五)

は直に體言に接する例なり。

以上はたゞ副詞の大體につきて注意すべき點を列舉せしにすぎず。もと文法上の問題にあらざるなり。

副詞が用言の裝定をなすに或は助詞を伴はぬあり。助詞に「と」のいづれかを伴ふあり。又「に」といづれをも伴ふあり。助詞を伴ひ、又は伴はぬものもあり。これらの例を一二あげむ。

助詞を伴はぬもの、「けだし」「ゆめ」「よね」「はた」「いや」「と」等程度副詞又は陳述副詞は大抵然り感應副詞は勿論なり。情態副詞にても助詞を伴はぬものあり。

氣太志安倍牟可母

(萬十九)

由米情在

(萬十九)

保登等藝須伎奈伎等余米波婆太古非米夜母

(萬十八)

伊夜思久思久爾伊爾之弊於毛保由

(萬十七)

伊登禰多家口波
安奈伊伎豆加想
助詞「に」を伴ふもの。情態副詞のみなり。

(萬、十八)
(萬、十五)

麻都夫佐爾登理與會比

(記、上)

汝等毛安久於多比仁侍天

(三十八詔)

于魔羅爾烏野羅甫屢柯佞

(紀、十五)

於保爾見敷者今叙悔

(萬、二)

助詞「と」を伴ふもの。情態副詞のみなり。

須久須久止和賀伊麻勢波夜

(記、中)

馬音之跡杼登毛爲者

(萬、十一)

此床乃比等等鳴左右嘆鶴鳴

(萬、十三)

助詞「及」とを伴ふもの。情態副詞のみなり。

枕毛衣世二嘆鶴鳴

(萬、十二)

於比會箭乃會與等奈流麻泥

(萬、二十)

伊何爾可恐久私父母兄弟爾及事得牟
伊加登伊可等有吾屋前爾百枝刺於布流橘
助詞を伴ひ、又伴はぬもの

(二十五詔)

(萬、八)

多太比等里之氏

(萬、二十)

多陀爾阿波牟登

(記、中)

次には副詞の各類につきて述べむ。
情態副詞のうちにおいて指示的に一般の情態を代表する「かく」「しか」「かはあり」。

「は」は未存せず。

可久斯良摩世波
可久乃未可良爾
可久夜思努波牟
之可志安蘇婆禰
之可爾波安良司可
可由吉加久遊伎

(萬、五)

(萬、五)

(萬、十八)

(萬、十九)

(萬、十八)

(萬、十七)

可_カ遲_チ迦_カ久_ク爾_ニ (萬、五)
 可_カ毛_モ加_カ久_ク母_ニ (萬、十七)
 「かくをて」にてうけたるもこの期に見ゆ。

岡宮御宇天皇乃日繼波加久_ニ 絶奈牟止爲_ニ

(二十七詔)

な_ナに_ニの_ノな_ナは本來副詞なりしものが_ニに_ニ助詞を伴ひてより慣用の久しきにつれ代名詞の如くになりしにはあらざるか。

奈_ナ爾_ニ加_カ於_コ毛_モ波_ハ牟_ニ (萬、二十)

奈_ナ爾_ニ須_ス禮_レ會_ニ (萬、二十)

奈_ナ爾_ニ世_セ武_ブ爾_ニ (萬、五)

の_ノな_ナに_ニは_ハい_イか_カに_ニの_ノ意_イなる_ニに_テ、

奈_ナ志_シ許_コ佐_サ流_リ良_リ米_ニ (萬、十四)

奈_ナ會_ヘ許_コ己_ミ波_ハ伊_イ能_ニ彌_ミ良_リ要_ヤ奴_ニ毛_モ (萬、十五)

奈_ナ騰_ト可_カ伎_キ奈_ナ賀_カ奴_ニ (萬、十九)

奈_ナ騰_ト可_カ聞_ク妹_イ爾_ニ不_フ告_コ來_キ二_ニ計_ケ謀_ム (萬、四)

那_ナ杼_シ佐_サ那_ナ流_リ斗_ト米_ニ (記、上)

「などの」どは「ど」と同じ意のものなり。

「いかは先にあげし如く「いか」と「いかに」の二形あり。「いか」とは後世には耳なれぬものなり。「いかて」といふは續日本後紀十九卷の長歌にみえたるを始とす。然るに萬葉集中の「如何」「何如」等を「いかて」とよめるは時代を辨へざるものなり。又「いか」といふよみ方も當時のものにあらず。かく「かながき」にせるもの一もあることなし。

世に模様語又は擬聲と稱せらるゝ情態副詞はこの期にも存す。

鹽_シ許_コ袁_{エン}呂_ロ許_コ袁_{エン}呂_ロ邇_ニ畫_カ鳴_ミ而_ニ (記、上)

奴_ヌ那_ナ登_ト母_モ由_ユ良_リ爾_ニ振_ビ濊_セ天_{テン}之_ノ眞_マ名_ナ井_ヰ而_ニ (記、上)

口_ク大_{ダイ}之_ノ尾_ビ翼_キ鱧_ニ佐_サ和_ワ佐_サ和_ワ邇_ニ控_コ依_イ騰_ト而_ニ打_チ竹_{チク}之_ノ登_ト遠_{エン}遠_{エン}登_ト遠_{エン}遠_{エン} (記、上)

須_ス久_ク須_ス久_ク止_シ和_ワ賀_カ伊_イ麻_マ勢_セ波_ハ夜_ニ (記、中)

那_ナ豆_ト能_ニ紀_キ能_ニ佐_サ那_ナ佐_サ那_ナ (紀、十)

沫_シ雪_{ユキ}保_ホ杼_シ呂_ロ保_ホ杼_シ呂_ロ爾_ニ零_ロ敷_シ者_ニ (萬、八)

朝霧爾之怒怒爾所沾而
 足玉母手珠毛由良爾
 馬音之跡籽登毛爲者
 伊波毛等籽呂爾於都流美豆
 安左乎良乎遠家爾布須佐爾宇麻受登毛
 小船乘都良爾宇氣里
 河船之毛々會々呂々爾

出雲風土記

當時の情態副詞の用法は今日のよりは頗自由なりしが如し。即當時はこの副詞にて述語的用法を單獨になせるもの少からず。

内者富良富良外者須夫須夫
 那豆能伎能佐夜佐夜
 かくてかくの如き形の文をば修飾的に附屬句とする爲に、に助詞にて導きたる者甚多し。
 打竹之登遠遠登遠遠。獻天之眞魚咋也

(記上)

(記下)

(記上)

情毛思努爾古所念
 足玉母手珠毛由良爾織旗乎
 秋芽子之枝毛十尾丹露霜置寒毛時成爾家類可聞
 庭毛薄太良爾三雪落有
 沫雪零有庭毛保籽呂爾
 心裳四怒爾所念鳴
 枕毛衣世二嘆鶴鳴
 小鈴文由良爾手弱女爾吾者有友
 大船之行良行良爾思乍
 伊波毛等籽呂爾於都流美豆
 後世まゝ又はままになどいへる語のまは又一の副詞たりしものと想像せられる。これにつきては古來難問とせられし續日本紀の宣命に「おほみことらま」とある一種の語の解釋と共に先に世に公にしたるものあれば次にそれを節して掲ぐべし。

(萬三)

(萬十)

(萬十)

(萬十)

(萬十)

(萬十一)

(萬十二)

(萬十三)

(萬十三)

(萬十四)

先かの宣命中「おほみことらま」と讀まざるを得ざるものを次に列舉せむ。

現御神止大八洲所知天皇大命良麻止詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食止詔 (一詔)

天皇大命良麻止親王等又汝王臣等語賜幣止勅久 (七詔)

天皇大命良麻止勅久 (十一詔)

現御神止御字倭根子天皇可御命良麻止宜御命乎衆聞食宣 (十四詔)

明神大八洲所知倭根子天皇大命良麻止宜大命乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食 (十九詔)

現神御宇天皇詔旨良麻止宜勅乎親王諸王百官人等衆聞食宣 (二十三詔)

明神大八洲所知天皇詔旨良麻止宜勅親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食 (二十四詔)

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨良麻止宜詔親王王臣百官人等天下公民衆聞食 (二十五詔)

諸聞食止宣 (三十二詔)

天皇何大御命良麻止勅大御命乎衆聞食止勅 (三十二詔)

日本國爾坐天大八洲國照給比治給布倭根子天皇我御命良麻止勅布御命乎衆聞食止宣 (四十二詔)

天皇我御命良麻止詔久 (四十四詔)

天皇我御命良麻止詔久 (四十五詔)

天皇御命良麻止宜御命乎百官人等天下百姓衆聞食倍止宣 (五十四詔)

天皇我大命良麻等遣唐國使人爾詔大命乎聞食止宣 (五十六詔)

現神止大八洲國所知須天皇大命良麻止詔大命乎聞食止宣 (五十七詔)

天皇大命良麻止能登内親王爾告與止詔大命乎宣 (五十八詔)

天皇我大命良麻止詔大命乎親王等臣等百官乃人等天下公民衆聞食止宣 (五十九詔)

明神止大八洲所知天皇詔旨良麻止宜勅親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣 (六十一詔)

以上あげし外には續日本後紀以下及近頃公にせられし古文書中の宣命などす

べて宣命に見ゆるのみにして更に他に類例を發見せざるなり。

先、吾人をして大體の見解を下さしめば、これらはこの時期よりも遙にあらがれる世にありし語法にしてこの時期に至りて、わづかにこの宣命に痕跡をとゞめたるものと思はるゝなり。而、この宣命時代といへども、恐らくはこれが眞義を明に認めていへるにはあらで、朝廷の儀式として從來の形式を遵奉したりしものと見るべきなり。すべて儀式なるものは、古代の習慣の化石なると等しく儀式上の言語には、またまゝ、古代言語の化石たるものあるべければなり。この故に余はこの「大命良麻」を以て一の化石的言語となすものなり。かゝる化石的言語はたとへ眞義は心得ずとも、舊來の方式にだによらば安全に用ゐらるべければ、この安全に用ゐらるゝことを以て必ずしも其の言語の當代に活勢を有せりしことの證とはなすべからざるなり。卑近なる一例をいへばかの廣告を口演せむとする時の儀式的言語即「口上かたりの套語たる「東西の如き今の世その眞意を知りえていへるもの幾人かある。余は信ず。世人の最大多数はこの「東西といへる語につきてはたゞかかる際にいふべきものなるが故にかくいふものとのみ知りて、其の眞義を知れ

るものにあらざるべし。しかもなほこれの用法には大なる誤謬を來さざるにあらずや。この比較は倫を失へるものとの譏もあらむ。然れども、その儀式的の言語の化石たる點に於いては類似せるものなり。若、又當時活勢を有せりしものならば、少くとも萬葉集中に聊たりとも類似のものを見出すべきに、然らぬは何ぞや。さて從來の學者は之を如何に見たりしか。先、詔詞解の說を見む。

良麻止は附ていふ辭と聞えたり。武烈紀に臣をヤツコラマ顯宗紀に御商儀をミナスエヤツコラマなど訓るに同じ、現御神云々の大命ぞとたしかにいひ聞する意に添へたる詞なるべし。師は詔らまにて詔むといふことなりといはれたれどわろし、大命のらむと詔ふとはいふべくもあらぬ上に詔旨良麻なども多く書きたるはのらまとは訓がたきを

といへり。加茂翁の「のらま」といへるは勿論この說によりて破られたれど、さりとてこの說も亦十分ならぬなり。「らま」は遂に何の義なるを知るべからず。倭訓栞はいはく、

らま 日本紀にすべらみことらまたち又やつこらまなど見え、續日本紀にも天皇の大命

らま三代實錄にも天皇詔旨良萬止といへり、等の義なるべし、萬葉集に國のまほらま或はらんまくの義とす。

これらの解説遂に何の得る所かある。「らんまく」の義とは到底論ずるに足らず。物集高世氏の東語例の「子をら妻をらおきてらもきぬ」の注にいはいはく、

このらもは宣命に天皇大命良麻とある良麻に似たり、麻と母とは通音なればなり。もしは宣命の良麻と同じにはあらぬか。

といへり。然れども、かれとこれとは體言をうけたると用言をうけたるとの差あるのみならず、その「も」は助詞にしてこの「ま」とは亦大なる差ありて到底一にすべきものにあらざるなり。

「國のまほらま」といふは萬葉にたくして、書紀にあるものにして、古事記にはこれを「國のまほろば」といへり。こは萬葉に多くある「國のまほら」といへるに「ま」又は「ば」といへる體言の接せるものにして、この體言は漢字にてあつれば「間」又は「場」といふものにあたるべく、全くこの「らま」とは性質を異にせり。

日本紀の訓に「らま」といふものありといへども、吾人の見る所によれば、日本紀撰

進の時既にこの「らま」は化石の時代なるにもはら漢文に擬してかけるものなれば證としがたきなり。况んやその訓も撰者の自註ならば有力なる證となすべきなれど、後世の附加なればいかてか證とすべし。かへりてこの「らま」に附會して、かの紀の訓は附しけむと思はるゝものなればとるに足らず。古事記は專古の面目を存せむの志なるに、この「らま」のあらはれたることあらぬは決して偶然の事はあらざるべきなり。

かく論じ來ればこの「らま」は遂に解すべからぬものと見らるべし。然れども、よく之を研究すれば或は解しがたからざらむか。余は、先、この詞の如何なる際にあらはるゝかを檢せむ。

抑宣命は大詔を宣布するものなるからに、宣者の口演によりて之を聽者に傳ふるものなり。この宣者は所謂宣命使にして參議以上多くこれにあたる。まゝ天皇の口達せらるゝもあれど、そは極めて稀なりとす。續紀六十二詔中、天皇の口達せられしものは、第二十六詔一のみ、この第二十六詔には「詔良麻」となきに注意せよ。にして他はみな普通の宣命なりとす。かくて宣命は大詔なるは勿論ながら、宣命

使が勅命をうけて傳宣せるものなれば、大御口づから詔はせるものとは異なることに注意せざるべからず。されば、詔詞解に、

詔 此は宣なり、能流と訓べし、宣命使のみづからいふなり、詔とは書たれども、天皇の詔ふといふにはあらず。此詔(第一詔なり)には宣をもみな詔と書たり、古へは凡て言だに同じければ字にはかゝはらず、いかにもく、通はし書たり。なほ此宣の事大詔詞後釋に委くいへり、續後紀、三代實錄などには此宣に詔布と布ノ字を添て書る所もあれども、そのかみはやく心得誤れるか、但しみづからの事にも給ふといふ古言の例あれば、これもそのたまふともいへるか、そはいかにまれ、たとひ然調ても意はみづから宣なり、決して天皇の詔ふよしには非ず、思ひ混ふべからず。

といひ、大詔詞後釋には

神祇令に中臣宣^{イリ}詔詞と見え、同令に中臣宣祝詞とある義解に謂宣者布也祝者贊辭也言以告神詞宣^{イリ}開百官^{スル}故曰宣祝詞とあるにて心得べし、凡て天皇の詔勅を宣といふなども、勅詔を受たる人の下へ云開^カすことにて、宣旨宣命などいふ類も旨を宣る、命を宣るといふことにて宣字はそのいひ聞^カす人に係れる言なり。此宣字あしく心得る人多き故に、今くはし^クいへり。

といへり。かくみ來れば、かの詔詞解のよみ方にも又いかゞはしきものあるをいふことをうべきなり。そは「らま」との直下なるを「のりたまふ」とよめることの不可

なることなり。今この處に如何なる漢字をあてたるかといふに、かの十九詔中

「詔をあてたるもの(四)第一、第五七、第五八、第五九、

「宣をあてたるもの(八)第一四、第一九、第二三、第二四、第二五、第五三、第五四、第六一、

「勅をあてたるもの(二)第三二、第四二

にして其の他は直に下なる「のる」に接せるものなり。この詔宣勅は皆「宣」の義にして「のる」といふべく「布」字あるは「のらふ」とよむべきものなるべし。これら皆宣命使の宣言にして勅語にあらねばなり。かくしてはじめて詔詞解の「現御神云々の大命ぞとたしかにいひ聞する意」といはれしにかなふべく、かくく「ぞ」と宣命使の大詔なる事をよくきけにあらでは何の義か明ならざるにあらずや。

かくいへば、この「らま」と以上は宣命使が詔命を受けしことを宣言せるものといふべく、かゝる形式をとれるは宣命にも祝詞にも例あり。

天皇大命爾坐西奏賜久

(九詔)

天皇我御命爾坐申賜久

(十五詔)

太上天皇御命以互卿等諸語倍止宣久

(廿七詔)

大命爾坐詔久

(五二詔)

天皇我大命爾坐世……皇神等能廣前仁白久

(春日祭祝詞)

天皇我大命爾坐

(平野祭祝詞)

天皇我大命以氏

(伊勢太神宮祝詞)

皇御孫命御命以

(九月神嘗祭祝詞)

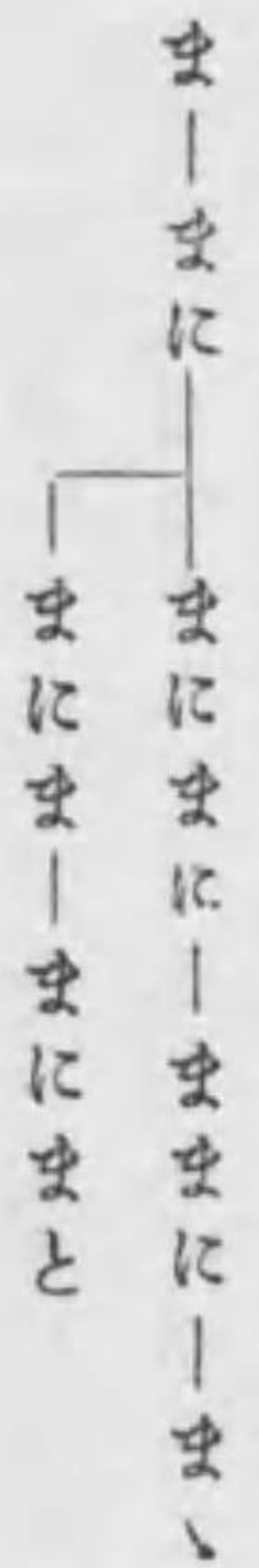
かくの如きを以て見ればこの「らま」以上はなほ天皇の詔旨を奉じて宣言するを示すものにして決して尋常一様の助詞やうのものにあらざるべきを見るべきなり。次にはこの「らま」とうけたる例の外なきことなり。これあまり人の注意せぬことなれど、この「と」は體言か、さらずば副詞、若然らずば、この二者に準ぜられたるものをうくるなり。然るにこの場合は意義によりてたゞ「大詔」といへる體言をうけたりとはいふべからず、少くとも詔詞解の如く、これに加はる意あるものを受けたるものと見ざるべからず。しからばこの「らま」を「詔」の助語として一の體言と見て、其の間に何等かの意義を省きたるものと見む。しかるときは頗蛇足の感を生ぜしむべきなり。こゝに於いて吾人はこの「らま」はたゞの助語にあらずして多少

の意義を有するものなりと認むるなり。

「らま」はまことに類例なき語なり。然れども、これを分離して「ら」と「ま」とせよ。然るときは「ら」は萬葉時代に頗流行せりとみゆる一種の助詞にしてたゞ語調を助くるにすぎざるは既に人々のしりふるしたる所なり。かくて残れる「ま」は如何。この「ま」こそ吾人の解釋の關鍵といふべきなれ。

吾人は今この一の「ま」の解釋を残すのみとなれり。この故に、これよりはこの「ま」を主題として論議をなすべし。かゝる「ま」といふ語は到底當時に獨立して存すべくもあらず。存せば既に比較によりて解しえたりしならむ。今、吾人はこれに比較すべき二三の「ま」を有す。曰はく、「まにまに」の「ま」、「こりずま」の「ま」、「あはずま」の「ま」、これなり。これらの比較によりて或は「ま」の本性の暴露し來ることなからむか。

現在の語にて「まゝ」といへるは古くは「まにまに」といへり。今これが本源に遡れば、實に「まに」といふをうべく、更に分てば「ま」をうべし。その系統次の如し。



この「ま」は漢字にて「儘」をあて、又は「隨」をあて又「任」をあてたるにて「まかする」義なり。しかしてこの意義は本源に溯れば實に「ま」といふ語に歸せざるを得ず、而してこれらは一の獨立の語たる證は、

(一)引波隨意

(萬、二)

(二)君之隨

(萬、二)

(三)平氣乃麻爾麻爾

(萬、十八)

(四)引乃眞爾麻爾

(萬、六)

(五)己可欲未仁

(廿八詔)

(六)保志伎麻爾麻爾

(萬、五)

など例頗多きなり。(一)は完全に獨立の形を有し、(二)(三)(四)は吾人の文法にていへば形式副詞の形をなし、(五)(六)は連體語を有してしかも殆ど獨立の形を有せり。かくて(五)は最單純なる形にして、(二)も亦之に准じてよむべきものなり。これを以て見ればこの「ま」は當時すでに半獨立を失へる如き地位に立てれども、古代にてはまさしく活動せし時期ありしものなることを認めざるを得ざるなり。

「こりずま」は一の體言の如く、又熟語の如く解せられ、誰一人の之が意義を闡明せるものなし。この「こりずま」も亦「ま」の如く、に助詞を伴ふを以て普通の狀態とす。吾人の見る所によればこの「こりずま」も亦かの「ま」の存するものにして、「こりずま」はその意義を以て、連用形を以て居體言となりて、「ま」に熟合せること、たとへば「知らず顔」の如くなれるにあらざるか。然らば「こりずま」は「こりざるま」といふ意をあらはすものと見らるべく、しか解して、はじめて從來の不當の解釋を離れて眞諦に入りしが如きにあらざらむや。

こりずまに、またもなき名の立ちぬべし

人にくからぬよにしすまへば

(古今、戀、四)

古今集の註釋家、いまだ、明なる斷案を下しえたるものなし。今余が解するところによれば、

先に一度なき名の立ちしことあるが故に、それに戀りて、さしひかへてあるべき筈なるに、世のならひとして、しか心に忍びをるべくもあらねば、先の事にこりずして先の如く、即こりず、再先の例に准じて浮名を流すべきか。

といふべくして、かく解して真意も明なるが如く思はるるにあらざや。「こりず」と「ま」とは緊密に熟語をなせるが故に、之を分解しては價值を減ず。止むを得ずば、純粹形式用言「あま」を中間に加へむか、「こりずあるま」といふが如き形となりて最真意に近きものをうべし。

「こりずま」の真意にして果して上に述べし如くならば、「あはずま」も亦之に准じて知らるべし。

奴婆多麻乃欲流見之君乎安久流安之多安波受麻爾之豆伊麻會久夜思吉

(萬十四)

この「あはずま」をば、契沖師は

あはずしてなり、麻は助辭なり、こりずといふをこりずまといふが如し。

といへるは、「こりずま」「こりずして」とへるに類せるものにして文法上の適釋にあらざ。吾人の見地によれば、これも亦「こりずま」と同じく、「あはず」と「ま」との熟語にして、しかも「ず」の連用形を以て居體言とせることは、「こりずま」と同形式なりとす。この故に、「あはずま」は、「あはずあるま」といふ解釋を下しうべく、又、「こりず」「あはず」を連體

形にして、「こりぬま」「あはぬま」といひても可なるが如し。即、この歌は、

夜あひし君をあくるあしたは顔をも見合はさず、そのまゝに分れしことの今はくやくしく思はるゝよ。

といふ意になりて、これも亦十分に真意を發揮しえたりと信ず。

「こりずま」も「あはずま」も共に他に類似なく又他に活動せる「ま」なきを以て、吾人はこれをも化石的言語と稱す。しかしてこの「ま」は上の「ま」に「の」「ま」と同語ならざるべからず。既に同語なりとすれば、この「ま」の用法は左の數種の實例あるなり。

- 一、獨立的に用ゐらる。
- 二、「の」が「に」に伴はれたる體言を連體語としてあらはる。
- 三、用言の連體形を連體語としてあらはる。
- 四、准體の用言と熟合してあらはる。
- 五、多くの場合に於いて助詞「に」とを伴ふ。

この外でも「すま」といふ詞、二「かへらま」といふ詞、一共に萬葉集に存す。これも亦古來の疑問なり。しかれども、「こりずま」などの「ま」にはあらざるべし。「てもすま」の

「すまは本居翁の説の如く、しばに等しかるべく、みすまるの玉などの語を以て類推すべきなり。「かへらまは、今、吾人は確たる意見を有せず。後來の研究にまつべきなり。」

今、かく「ま」の用法を検し來れば、或時期に於いてこの詞が、獨立の單語として立破に存立せしは想見するに難からず。而、その單語は、其の意義より考ふれば、副詞なることを見るべし。かくてかの「こりずま」あはずまなどと同ぐく「大命らまも、大命のまにまに」とか「大命に従ひて」とか釋すべきものなるべく、又「と」といへるは「大命のまゝなり」とて宣告する意をあらはしたるにはあらざるか。果して然らば「大命にませ」といへると結局同義に歸すべきものといふべからずや。吾人は如上の説によりて「大命らま」を釋し、あはせて「こりずま」あはずまの文法上の説明をなしえたりと思ふ。

なほ附けて一言すべきは、大學印行の古文書中にある宣命なり。大日本古文書第四卷に宣命案二あり。一は天平勝寶九歲三月廿五日の宣命なり。こは續紀に洩れたるものにて頗貴重すべきものなり。そのうちにこの「大命らま」を使用せる

ところあり

天皇我大命^{オホノミコト}末等^{マタノヒラ}宣布^{オホノミコトヲ}大命^{オホノミコト}手衆^{テモロ}衆聞^{モロコト}食^ケ倍^ヘ止^ム宣^ス

次は天平寶字二年八月一日の讓位の宣命なり。こは續紀卷第廿一にも存し、歷朝詔詞解にては第三十三詔とせるものなるが、現存のものと續紀なるとはやゝ異なる所あり。即續紀には

現神御宇天皇詔旨良麻止^{ヨシマシ}詔勅^{ミコトノミコトノミコト}手親王^{テノミコト}諸王^{モロノミコト}諸臣^{モロノミコト}百官^{ヒャクカン}人等^{ヒトノミコト}衆聞^{モロコト}食^ケ宣^ス

とあるを古文書は、

現神御宇天皇詔旨良^{ヨシ}麻^マ止^シ宣^ス勅^{トク}手親王^{テノミコト}諸王^{モロノミコト}諸臣^{モロノミコト}百官^{ヒャクカン}人等^{ヒトノミコト}衆聞^{モロコト}食^ケ宣^スとありて通例「詔旨良麻止」とあるべきところを「詔旨良奈麻止」とせり。この「奈」は何をあらはすか。果してこの「奈」字の存するか否かはた活字の衍なるかを知る能はずといへども、本詔書にこの「奈」字ありしを續紀の編者のさかしらに削り去りたるものとせば、ここに吾人の爲に大なる援兵を得たるものといふべし。そは他にあらす。この「な」は「まなこ」たなご「ろ」みなもとなどの「な」にして、後世の「の」と同じき助詞にして、體言を助けて體言又は副詞に接せしむるものなればこの「な」の存在する

は、また、吾人の論旨を證明する一の傍材となるべきものなり。然れども若誤植にして刊行本のみのものである時は吾人の参考として特別の價值なきは明なれば、ここに附記するに止めたり。さるにてもかの古文書は果して誤植にあらざるか。詔勅案は果してかの「奈」字あるか。

副詞の用法は主として修飾格に用ゐらるゝものなるが、まゝ連體格に用ゐらるゝこともあるよしは既にいへり。しかるにこゝにかの「に」助詞に助けらるゝものに限りて顔面白き用法を有せり。その用法三あり。次に之をのべじ。

その一は體言の連體格の重なる際に、これを以て重ねるものなり。

- 今米豆良可爾新伎政者不有 (七詔)
- 逆仁穢奴 (二十八詔)
- 仲末呂可心乃逆仁惡狀方知奴 (二十八詔)
- 貞仁能久淨伎心乎以天 (三十三詔)
- 明可仁淨伎心乎以天 (四十一詔)
- 甚奇久異爾麗伎雲 (四十二詔)

- 淨久貞仁明心乎以天 (四十四詔)
- 頑爾無禮伎心乎念互 (四十五詔)
- 明仁淨伎心乎以天 (四十五詔)

その二は、重文の前句の述語たらしむるものなり。

- 志愚仁心不善之天 (三十三詔)

その三は上にもいへる修飾的に附屬句をつくるものなるが、上にいへる

- 多伎毛登杼呂爾鳴蟬乃 (萬十五)

の類はもとより、

- 手母須麻爾殖之芽子爾也 (萬八)
- 戲奴之爲吾手母須麻爾春野爾拔流芽花會御食而肥座 (萬八)
- 欲流波須我良爾爾能未之奈加由 (萬十五)
- 畫波之賣良爾安之比奇乃八丘飛超 (萬十九)
- 彌毛己呂爾於久乎奈加彌會 (萬十四)

の如く、從來單語とも文とも句とも何とも名狀せられざりしものもみなこゝに來りて儼然たる存立をなすに至るべきなり。その他の副詞につきては單に語を列擧するより外に何等の必要なきを以て略す。

第四節 助詞

助詞の分類は、この期に於いてもなほ左の如しとす。

- 格助詞
- 副助詞
- 接續助詞
- 係助詞
- 終助詞
- 間投助詞

イ 格助詞

この期に存する格助詞は、の、が、つ、な、い、を、に、へ、と、より、よ、ゆり、ゆ、からなりとす。「の」は體言を受けてそが連體格に立つを示し、又體言に對して連體格に立てる語を示す。

山跡乃國

(萬、一)

天乃香具山

(萬、一)

玉手次畝火之山乃樞源乃日知之御世

(萬、一)

この上下の關係は次の二項に區分す。
一、體言に對して連體格たるものを示す。

(二) 名稱を示す場合はすべて上が名にして下が質なり。

地名

山跡乃國 (萬、一)
 吉野乃河 (萬、二)
 明日香能里 (萬、一)
 安可志能宇良 (萬、十五)
 味經乃原 (萬、六)

畝火乃山 (萬、一)
 奈吳乃宇美 (萬、十八)
 清見原乃宮 (萬、二)
 阿太乃大野 (萬、十)
 阿遲可麻能可多 (萬、十四)

神名、人名、種族名

夜知富許能迦微能美許登 (記、上)

丸邇之比布禮能意富美 (記、中)

池田乃阿會 (萬、十八)

大伴乃宇治 (萬、二十)

佐夜麻太乃乎治 (萬、十七)

物名

草那藝之太刀 (記、上)

登岐士玖能迦玖能木實 (記、中)

(二) 下の語を包括するが如き関係のもの。

普通の場合にては上なるは、其の所屬の主所在の地等すべて上級の意義をあらはし、下なるは、其の部分的意義をあらはす、而下なるは意義上本體なることは勿論なりとす。

空間時間にては上は大なる範圍をあらはす。

思賀乃辛崎 (萬、一)
 天之四具禮 (萬、一)
 皇太子宮乃官人 (十一詔)
 梓弓之奈加弼之音 (萬、一)
 河之常滑 (萬、一)
 國中乃東方 (四詔)
 網能浦之海處女等 (萬、一)

(三) 上なる語が下なる語の性質、形狀、資格、所依等をあらはすもの、即下の語を制限するが如きもの、

天乃香具山 (萬、一)
 梓能弓 (萬、一)
 山越乃風 (萬、一)
 日知乃御世 (萬、一)

〔四〕 上下同等なるを重ねて修飾するもの、

聖乃天皇命 (九詔)

丹管士乃將薰時能櫻花將開時爾

八束穂能伊加志穂 (祝詞)

萬千秋乃長秋 (祝詞)

安幣帛乃足幣帛 (祝詞)

千名乃五百名 (祝詞)

以上は名詞間の關係をのみ示せるが、次には其の他の關係につきてのべむ。
代名詞と名詞との關係
のが附屬する詞は主として第三稱にして多くは、れの音の加らぬものなりとす。
而、そは、「こ」「そ」「か」の三語を多しとす。その例。

許能美岐波 (記、中) 萬、五
許能可波加美爾 (萬、五)
許乃河伯爾 (萬、十四)
許乃夜萬夫吉乎 (萬、十七)

許能迦邇夜 (記、中) 萬、五
許能多氣仁 (萬、五)
己能許呂波 (萬、十五)
許乃山道波 (萬、十五)

己能多知婆奈能 (萬、十八)
許能爾波爾 (萬、二十)
許能等與美岐遠 (續紀)

許乃於保美夜爾 (萬、十八)
許能之具禮 (萬、十九)
許能末比美例波 (續紀)

會能夜幣賀岐袁 (記、上)
會能多知波夜 (紀、中)
會能阿牟袁 (記、上)
會能泥播宇世儒 (記、十五)
會能可氣母見牟 (萬、十八)
會能奈里波比乎 (萬、十八)

會能都豆美 (記、中)
會能波那能 (記、中)
會能古破阿利鷄梅 (紀、十一)
諸能多比等阿波禮 (紀、廿二)
會能多知夜麻爾 (萬、十七)
會能波な豆末爾 (萬、十八)

かの
可能古呂等 (萬、十四)
この「その」かの以外のもものは、これの「なにの」の二種あり。
これの

許禮能水島 (萬三)
 許禮乃波流母志 (萬二十)
 なのの

奈爾能都底舉騰 (紀二十)
 奈爾乃情會 (萬十七)

數詞と名詞との關係。

上が數量を示し、下はその主たる實體を示すもの。

千萬乃軍奈利友 (萬六)

四柱能皇神等 (祝詞)

上に名詞を置き、下に數量を示すもの

子之一木 (記上)

神之盡盡 (萬一)

年之八歲 (萬十一)

數詞に數詞を重ねたるもの。但こは抽象的のものを發見せず。

八十之鳥廻 (萬七)
 一豆乃善有良奴行爾在 (七詔)

千重乃一隔 (萬四)

副詞を以て名詞の連體語としたるもの。

如此乃狀 (五十九詔)

安波禮能登里 (萬十八)

二、體言に屬して、そが用言副詞に對して補助たる關係を示す。

客語たるもの、(一)副詞の客語たるものを示す。

天地乃與 (三詔)

法能麻爾麻爾 (四十九詔)

(二)用言の客語たるもの、

今日詔大命乃期等 (十一詔)

川藻之如久 (萬二)

形容的に用ゐらるゝもの、即從來の如くと解せられしもの。

(二)連體語たるもの

都由能伊乃知母 (萬十七) 和加久佐能都麻能美許登 (記上)

奴延久佐能賣邇志阿禮婆

(記上)

(二)修飾語たるもの。(イ)用言に對して、

燒鹽乃念會所燒 (萬一)

阿佐比能惠美佐迦延岐豆 (記上)

紫草能爾保敵流妹 (萬一)

可是乃等能登抱吉和伎母賀 (萬十四)

安麻久毛能多由多比久禮婆

(萬十五)

(ロ)副詞に對して

可治能於登乃都婆良都婆良爾

(萬十八)

のの本性はがと相對して知るをうべし。この故に次にがをあぐ。

がも大體のに似たり。

一、體言に對しての連體語を示す。

名詞と名詞との關係。こはのの一の場合の如き名稱をあらはす方法なし。

下の語を包括するが如き關係のものはあり。

多知賀遠

(記上)

皇我朝手

(七詔)

代名詞と名詞との關係を示すもの。この際には第一稱、第二稱に多く、又第三稱の不定稱及反射指示に用ゐらる。共にれ音の加へられざるものを用ゐるなり。

わが

和賀意富岐美

(記中)

和何許許呂

(記上)

和賀美岐

(記中)

和賀那斗波佐泥

(記下)

和何世故我

(萬五)

和何則能爾

(萬五)

和我夜度爾

(萬五)

和我伊能知乎

(萬十五)

あが

阿賀波斯豆麻

(記下)

阿賀淤富久邇奴斯許會波 (記上)

安我牟爾伊多之

(萬十六)

安我之多其呂母

(萬十六)

安我故爾波安禮騰

(萬十九)

安我大黑爾

(萬二十)

なが

那我美古夜

(記下)

儼我柯陀播於柯武

(紀十四)

ナ何名能良佐禰 (萬、五)
ナ我波伴爾 (萬、十四)

ナ我己許呂能禮 (萬、十四)
ナ我目保里勢牟 (萬、十四)

之我色色爾 (萬、十九)

之我波多波 (萬、十九)

斯賀阿麻理 (紀、十)

斯賀波那能 (紀、十)

曾賀波能 (記、十)

多賀家可母多牟 (萬、十四)

多賀多米爾奈禮 (萬、十七)

意能賀衰衰 (記、下)

意能賀弱兒 (二詔)

於能我乎遠 (萬、十四)

於能我名負 (萬、十八)

意乃我身志 (萬、十五)

數詞にてのもの、副詞にてのものは發見せず。
二、體言に屬して、そが他の補助成分たることを示すもの。

客語たるもの(一)副詞の客語たるもの、

奈何麻爾麻爾 (萬、五)

伎美我麻爾麻止 (萬、十九)

(二)用言の客語たるもの、

安我其等久 (萬、十五)

形容的に用ゐらるゝものはなし。
今この「が」との「と」を比較せんに自然に區別の存するを見る。今日の亂雜なる語法にてもなほこの區別は自然に知られてありといへども、さりとて其の意義上の區別を説破するまでには至らず。而今萬葉時代を主として説けりといへども、この區別はなほ今日の話語にも大體は存するものなり。

先、この二者の差異を外形上より見れば、左表の如し。

體言に對して	格と運體	格と運體	ものなるもの	ものなるもの	體言に對して	格と運體	格と運體	ものなるもの	ものなるもの
名稱の構成	下の語を包括する關係	下の語を制限する關係	上下同等の關係	「この」「その」「かの」「これの」「なにの」	數十名	名十數	アリ	副詞の	名詞にて
(ナシ)	アリ	(ナシ)	(ナシ)	「わが」「あが」「なが」「しが」「そが」「たが」「ものが」	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	代名詞にて	代名詞にて
								用言の	名詞にて
								連體語たるもの	(ナシ)
								修飾語たるもの	(ナシ)
								副詞に對しての	(ナシ)

この表にあらはれたる差異はなにをあらはすものなるか。必ずや「の」が「の」意義上の傾向をあらはすものならざるべからず。

見よ「の」にてあらはさるゝものの十二項中「が」は僅に四項のみに止まるにあらずや。而その三項は代名詞なるは頗る面白き現象なるにあらずや。今この共通の點につきて研究すべし。然らば、ある一新事實のこゝに暴露し來ることなからむや。

先この區別の最著しく見ゆるものは代名詞を以て名詞の修飾とする場合のものなり。こは「の」にてあらはれうるものは「この」「その」「かの」を主として稀に「これの」「なにの」なりとす。この五個の指示的意義はいかにといふに、

このみきは	(記、中)	このおほみや	(萬、十八)
このかはに	(萬、十四)	このしくれ	(萬、十九)
そのあむ	(紀、十四)	そのかけ	(萬、十八)
そのこゝろ	(萬、十八)	そのたびと	(紀、二十二)
かのこ	(萬、十四)		
これの水島	(萬、三)	これの針	(萬、二)
なにの情	(萬、十七)	なにのつてこと	(紀、二十七)

等を通観すれば、これらの代名詞の指示する實體は下なる體言そのものなるは一なり。(第一稱、第二稱に無くして第三稱のみなるに注意せよ。)この故にこの際のものゝ西洋文典の Demonstrative Pronoun の用法に該當するものなることは斷じらざるなり。而、この際には、の以外のものは決して用に供せらるべきものにあらず。即、が之にかはりうべからぬことも明瞭なり。

翻つて類似の形式をなせる「が」を見るに、「わが」「あが」「なが」「しが」「そが」「たが」「おのが」の七なり。この七個の意義は如何といふに、

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| わがおほきみ | (記、中) | わがいのち | (萬、二十) |
| わがいもこ | (萬、二十) | わがかど | (萬、二十) |
| あがこゝろ | (萬、十五) | あがむね | (萬、十六) |
| あが馬 | (萬、十七) | あがかたこひ | (萬、十七) |
| ながかた | (紀、十四) | ながはし | (萬、十四) |
| ながみこ | (記、下) | ながな | (萬、五) |
| しが花 | (記、下) | しが葉 | (記、下) |

- | | | | |
|-------|--------|------|--------|
| しがあまり | (紀、十) | しが色々 | (萬、十九) |
| そが葉 | (記、下) | たがため | (萬、十七) |
| おのが身 | (萬、十五) | おのが名 | (萬、十四) |

これらを通観してそのいかに「この」「その」等と區別あるかを見よ。即、この場合にありては全體に通じて、その代名詞が決して下なる實體の指示なるにあらざるは明なり。即、この際の代名詞は皆この下なる名詞以外の實體を代表せるものなるは言をまたざるなり。この故にこの際のものゝ西洋文典の Possessive Case に該當するものなり。かくの如くなるは勿論代名詞の意義によりて用法上の區別を生ぜるものなれども、しかもこの關係を明晰になすは、「が」の力なり。實に、「が」を以てするにあらざれば、殆明白に之をあらはすことを得ざるなり。これを「が」の意義上の差異の第一點とす。

次に副詞用言の客語なるものにつきての差を見む。即、この際には、名詞が客語たる際には「の」にて示すこと。

大命のまにまに、

おほせのまにまに、

天地のむた
花のごと

朝しものごとと夕つゆのごと

の如くなるに、之を「が」にて代理せしむることあたはず。代名詞の際には「が」を用ゐること次の如し。

わがからに
あがごとく
ながまにまに、

これ亦「の」を代用することあたはず。この區別は又「の」が「の」力にまつ所多かるべきは論なし。これを「の」が「の」意義上の差異の第二點とす。

「の」が「の」意義上の差異の第三點はかの共通の例を有すべき名詞を以て名詞の連體語となし、下なる語を包括するが如き意義をあらはせる類似の例にて明瞭にみるをうべし。

「たちがを

(記、上)

「すめらが命

(十二詔)

「たまのを

いらこが島

いらこの島

藤井が原

埴安の地

野島我崎

たふしのさき

うめがはな

うめのはな

(萬、一)

(萬、一)

(萬、一)

(萬、二)

(萬、三)

(萬、一)

(萬、五)

(萬、五)

「おほきみのみこと

藤原が上に

三井の上より

わざみが原

まぬのはぎ原

(萬、一)

(萬、二)

(萬、二)

(萬、三)

これらと比較して考ふるに、この際の「が」は上下を結合すること緊密にして「の」は稍緩なるが如く見ゆ。これ果して何に因するものか。余は又これを以てなほ「の」が「の」區別の要點なりといふに躊躇せず。特に地名の結成に用ゐたる、

いらこが島

ぬしまがさき

わさみが原

ふぢゐが原

に至りては別に「の」をも用ゐるべくしてしかも「を」を用ゐたるとは意義上に差あるを見る。即、この「が」を用ゐたるものは上下の關係緊密にして上のが名にして下のが質なることをあらはすにあらざして、むしろこの一團を以て特別の名稱と見るを妥當なりとする程のものなり。この故に余は之をか「の」の例に對するものとしてあげざりしなり。余がかく觀るは決して不定ならぬことは、この種の結成體は地名以外にては存せざることこれなり。即、人名物名にてはかゝるものは「が」には存在せず。たとへば、

八千矛の神

池田のあそ

といふはあれど、

八千矛が神

池田があそ

といふべくもあらぬなり。たちかへり地名につきていはむ。

吉野の河

やまとのくに

なごのうみ

あはぢのしま

といへるはみな吉野、やまと、なご、あはぢ、などいふは明に、國、河、海、島、の名稱たるを示

す。この故にかくの如くに人にも適用するをうべきは論なしといへども「が」にての關係は特有的にこの關係を附したるものなればその連結は尋常一様のものにあらずといふべし。勿論多少、音調上の關係もありしが如しといへども、しかもこの「が」を使用せる以上はなほ「が」の性質をうけたることは論ずるまでもなし。

この三點は實にこの「が」の用法の對照につきての觀察なれど、更に他の諸點につきて見れば、上にも述べし如く「がは」の用法の他の八點に於いてかけたり。されば、この上につきてみれば「が」は狭く「の」は廣きこと論なしといへども、吾人の研究はたゞ用法の廣狭にのみ依頼すべきにあらず。必ずや、その廣狭の生ずる本源に溯らざるべからず。さればこの差異の八の要點は「の」の如何なる意義の上に立てる場合なるかを檢せざるべからず。

名稱の構成につきては今いはず。さて他のものは、

體言の裝定語として主たる名詞に冠せしむるに下なる語を制限するが如き

關係、

この關係は次の

體言が他の語の裝定語として形容的に用ゐらるゝものと粗同等なる意義を示すものなりとす。即、二者共にある意義を以て、下なる語を修飾限定するものなればなり。かくて

數詞及副詞にての體言の修飾語となるものも殆同様の意義的關係を有す。

かく見來れば、かの「この」「かの」「これの」なにも亦同様の意義的關係を有す。即、下なる語に依存すること甚強きが故に下なる語を主とするが如き形勢は一なり。否、寧ろこの場合には實體は下なる語にすぎず。

かくて又他の

上下同様の關係にて名詞を他の名詞の上に重ねるものも亦歸する處は一なり。何ぞといふにこの際のものとは下なるものは意義上主要なるものを、詞の修飾として之を重複せしめたるものなれば、上なるはなほ副成分と見るべきは當然の事なり。

以上の各點を通觀すれば、臆げながらも、のの性質を見るに足る。即、のは下なる

語に意義の主點を歸着せしむる如き關係にての修飾をなせることこれなり。

歸つて、がに對する性質を見れば、先、かの代名詞の持格的用法にてはその代名詞は意義上下の名詞を包括するものなり。而、又別に名詞を以て下の語を意義上包括するもののみにはあらはれたるは前例既に示せり。これを以て見れば、がは意義上、上なる語を主點として下なる語をそが所屬なりといふやうに聞えさすものなり。

かく意義上の主點が上の語にあるか下の語にあるかは、國語の組織上に一の便宜なる構造法を供給し、語の組織を複雑にしうべき長所を與ふ。これを以てかの地名の構成上の「の」がの用例を説明しうべし。

意義上の主點が如何にあるにもせよ。文章組織上、國語たる上は、二個の體言が結合せらるゝ際は、下なるが骨子たるは論ずるまでもなきことなり。こゝに於いて「の」がの用法は面白き意義を呈す。

「の」の結成せる地名は自然の感想上、上なる語と下なる語とが分離して、上が名にして下が質なるやうに思はるゝは、これ實に「の」の性質の然らしむるものといふべ

し。如何といふに元來下なるは文法上の主點なるが上に、上なるが、意義上附屬物たることを示す性あるの助詞が附屬せるが故に、この感はます／＼強くあるべきは當然の事なり。

「が」の結成は之と異なり。上なるは意義上の主點なるに、しかも構成上、下なるが主點なるものなればこゝにこの二者は殆、同等の勢力を有して互に下らず。しかも「が」の共に二者を合して一とするものなれど、「が」の勢力は「の」より強ければこゝに二者提携して一の混體をなし、いづれを主とも見るべからざるに至れるは、これ亦自然の事なりといふべし。

客語たるもの、區別も亦この區別にて知りらべし。

この意義上の主點の存在につきての差異は、又これが所謂文の主點を示すに轉用せらると稱せらるゝものにも見ゆるなり。今之を示さむ。

「の」の例

我大王乃朝庭取撫賜夕庭伊緣立之御執乃
霞立長春日乃晚家流和豆肝之良受

(萬、一)
(萬、一)

珠手次懸乃宜久遠神吾大王乃行幸山越風乃獨座吾衣手爾還比奴禮婆

(萬、一)

其雪乃時無如其雨乃間無如

(萬、一)

樂浪乃國都美神乃浦佐備而

(萬、一)

山神乃奉御調等

(萬、一)

日雙斯皇子命乃馬副而

(萬、一)

遠登賣能那須夜伊多斗遠

(記、上)

汝藤原朝臣乃仕奉狀者

(二詔)

朕乎助奉仕奉事乃重支勞支事乎

(二詔)

天皇命乃汝父藤原大臣乃仕奉買流狀乎婆建内宿禰命乃仕奉買流事止同事叙

(二詔)

我王朕子天皇乃詔豆羅久

(三詔)

卿等乃問來政乎者

(六詔)

皇朕政乃所致物爾在米耶

(六詔)

天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉福奉事爾依而
其父侍大臣乃皇我朝乎助奉...仕奉乎見賜者

(六詔)
(七詔)

其人乃宇武何志伎事款事乎
吾孫乃命乃將知食國天下止

(十四詔)
(十四詔)

天皇乃詔之久
此位方天地乃置賜比授賜布位仁在

(三十三詔)

以上の如く多く附屬句たるものの主語を示すに用ゐらるゝなり。その獨立文の主語を示せるは稀に存するを見るのみ。而、それらは述語が多くは複語尾を有したるものにして主語との結合を緊密にすべき要あるものなりとす。その例

情無雲乃隱障倍之也
幾代左右二賀年乃經去良武
歎管大夫之戀亂許會吾髮結乃潰而奴禮計禮
伊都乃麻可斯毛乃布利家武

(萬、一)
(萬、一)
(萬、二)
(萬、五)

又喚體句にありては勿論主體をこののにて示すものとす。

伊毛我己許呂乃須別毛須別那左
伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐
これらを通覽するに、みなその主語と述語との間を緊密にする爲のものと思ゆるなり。而、その附屬句のものもこのの共、のがその意義上の性質として下なるものに重きをおけることは認めらるるなり。

次に「が」はいかにといふに、

和何多々勢禮婆
己我夜氣授留人乎波
父我加久斯麻爾在止念而於母夫氣教耶牟事不過不失家門不荒互

(記、上)
(七詔)

奈良麻呂我兵起爾被履多利志奈等手婆
自何仕奉狀隨豆
吾孀乃兒我夏草乃思志萎而將嘆角里見將
和餓勢故餓勾倍枳豫臂奈利

(二十一詔)
(二十四詔)
(萬、二)
(紀、十三)

これら皆附屬句の主語を示すことは明なるが、附屬句ならぬ文の主語を示すものとしては、

加奈思吉兒呂我爾努保佐流可母

(萬十四)

可奈思伎世呂我和賀利可欲波牟

(萬十四)

等の例にて、これ亦その述語が單純なる用言にはあらで、複語尾を有せるもの等との結合を緊密にすべき必要あるものに限れるを見るべし。

今この二様の場合に於ける「が」の意義上の區別はさきにいひし上を主とする_と下を主とするとの差異によりて區別せられべきことは、その心して上の諸例をよみ試みば、思半にすぎむ。なほ「が」の多く使用せらるゝ場合をいへば、

天皇我勅命

皇我朝乎

などは、直に體言に接せるものと見るよりも、寧ろ「が」の下に述語を加へてこれを以て下の體言を修飾するが如き強き意義を寓せるを見るべし。後世にても「梅の花」といふと「梅が花」といふとは意義上の差あるを認めたるものなきにあらざ。この區

別は時を経るに従つてますます明瞭となり今日に至りては「の」は主語としては僅に準體句の主を示すにのみ用ゐられ、その他の主語は必「が」を用ゐるに至れり。「の」がの用法の差異は、以上に止まらずして、その上に來るべき語が、體言なるか用言なるかによりてあらはることあり。即喚體句にありて、

霍公鳥喧奈流聲之音乃遙左

(萬十)

波波乎波奈例豆由久我加奈之佐

(萬二十)

刀布比登乎美流我登毛之佐

(萬二十)

の如く主體が體言にてあらはるゝ時は「の」用言にてあらはるゝ時は「が」にて示す。この傾向は形式用言の客語にもあらはるゝなり。

比加利乃期止岐

(佛足石)

灌知布何其等久

(萬五)

見要奴我其登久

(萬十九)

又用言を以て副詞の客語とする際に「の」が「の」別を見るをうべし。

於保夫禰能由伎能麻爾麻爾

(萬十四)

比伎能麻爾麻爾
の如く連用形を以て體言に準ぜらるゝ形に於いては必のを伴ふものなり。後世のかくの如き場合には多くは連體形にてが助詞にて示せど、この期のものにはこの形を見ず。次には又、

多知能已蘇伎爾

(萬、二十)

佐吉乃盛波

(萬、十七)

能彌豆能能知波

(萬、五)

の如く用言の連用形を以て體言に準ずるものの装定語となれるものあり。かくて又豫想の複語尾むの原形終止よりして

絶牟乃心我不思

(萬、十二)

多延武能己許呂和我母波奈久爾

(萬、十四)

といふが如き形あり。これらみながになき所にしてしたがつて意義上の差異もこれによりていよ／＼著しく見ゆるなり。即のは單に連ぬるのみなるにがは上のを體化せることを特示するものなり。

この期には又一種特別の用法のに存す。

志斐能我強語

(萬、三)

勢奈能我素低母

(萬、十四)

故之能吉美能等

(萬、十五)

これらののは依立的用法といはむよりは、寧間投的用法なりといふべし。

「つ」は體言を受けてそが連體格に立つを示す。而この助詞は頗上代のものなるべし。この期には既に、熟語的のものゝ外にはみあたらす。即つは活勢的に使用せられたるにあらで一定の習慣ある語に限ればなり。

天豆日嗣

(四詔)

天都位

(七詔)

天津祝詞

祝詞

阿麻豆可未

續記、十五

豫母都志許賣

(記、上)

譽母都俳遇比

(紀、一)

避奈苑謎

(紀、二)

淤岐都登理

(記、上)

國都美神

(萬、一)

渡津海

(萬、一)

之許都於吉奈

(萬、十七)

袁登都波多傳

(記、下)

底津石根 (祝詞) 爾波都登理 (記上)
このつにて連ねられたるものが、今は元來一の單語なる如くに見ゆるもの少からず。たとへば、

目つ毛 上つ毛(野國名) 家つ子
をとつ日 上つ(ふ)國名

今日いふはつ(初)といへる語は、上つにてこの期には稀に活勢的に存せり。

伊知比韋能和邇佐能邇袁波都邇波陀阿可良氣美 (記中)
このはつは又ほつといへり。

迦具波斯波那多知婆那本都延波登理韋賀良斯志豆延波比登理賀良斯 (記中)

「しつ」は「下つ」なり。其の他かくの如きものなほ多し。

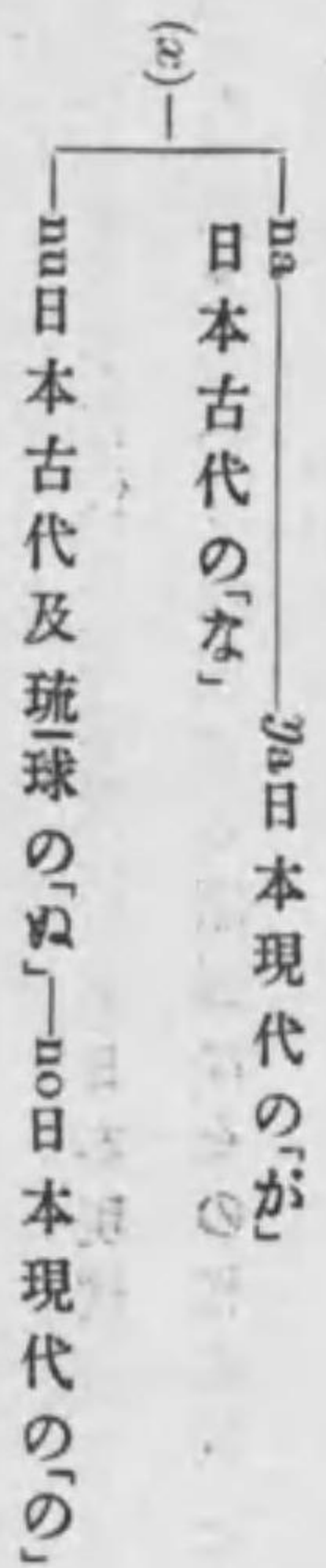
これらを以て想像するときはその活動は遙に上の代にありしことは疑なし。

「な」も又體言をうけてそが連體格に立つことを示す。而つと同じく遙に前の代に活動せりとみゆ。この「な」も亦固形的に依立せるのみにて全く一の單語と吾

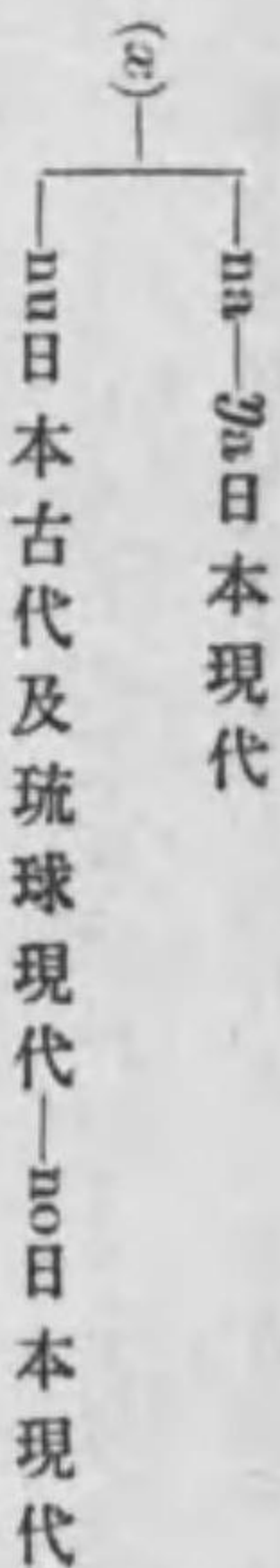
人が認むるもののみ存して、上のつより一層ふるしと見ゆ。

奈美奈等 (萬、二十) 陀那則舉 (紀、十五)
奴那登 (記、上) 多那須衛 (紀、一)
麻奈迦比爾 (萬、五) 美奈會己 (萬、二十)

これらの「な」は今日の「まなじり」「まなこ」「たなこ」「ろみ」なもとなどの語に存せるものにして、又「の」「が」と同種のものに見ゆるなり。今臆測を逞しくすれば、この「な」は琉球語の「ぬ」と同源にして今の「の」も之に發源せるものなるべく、而「が」は又鼻音的のものにして「な」の喉音化せるものなるべく思はるゝなり。若果して然らば、次の如き系統を假定するをえむ。(フオネチック文字にて示す。)



或は又次の如き系統を有するものにあらざるか。



余が「が」との「と」同源ならむと推測する原因は、その代名詞との關係にあり。即

waya
naya
taya
.....
kono
sono

の如く母音諸和よりして一は「が」となり、一は「の」となるものなるにあらざるやの感あるによりてなり。かくて一旦「が」との「と」形と用處と異にするに至りてはじめて意義上の分化を呈し、意義上の分化よりして、更に用法上の隔離を生じ、因果相連關して今日に至れるにあらざるや。

「つ」の活動状態は亦漫に臆測しうべからずといへども或は之は朝鮮古語の

オコシタリ(上哆利) アルシタリ(下哆利)

(紀、十八)

などの「シ」又現代語の

斗封人(篤)

斗封人(肉塊)

史學雜誌宮崎博士論文

などの「人」と源を同じくせるものにあらざるか。或は之を朝鮮語より出でたりといふ人あれどそは未遑に斷すべきにあらず。但同源ならむと思はるるは論なきことなり。或はあもふに朝鮮古代の「シ」も或は日本人の耳と口とによりてしかよまれたるにて「チ」なりしやもはかられず。

「シ」は主格を示すに用ゐられたりと見ゆ。その體言を主格としたるものに附屬したる例は次の如し。

(紀、十七)

阿符美能野愷那能倭俱吾伊輔曳府枳能朋樓

(萬、三)

志斐伊波奏

(萬、四)

木乃關守伊將留鴨

(萬、四)

一日太爾君伊之哭者痛寸取物

(萬、十二)

在千方在名草目而行目友家有妹伊將鬱悒

(六詔)

京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊負圖龜一頭獻止

開看食國中能東方陸奥國守從五位上百濟王敬福伊部内少田郡仁黃金(出)在奏

互獻

(十二詔)

惡逆在奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等伊逆黨手伊射奈比率而

(十九詔)

逆仁織岐奴仲末呂伊詐奸流心乎以天兵乎發朝庭乎傾武止之天(廿八詔)

(二十八詔)

國王伊王位仁坐時方菩薩乃淨戒乎受與止勅天在假令後仁帝止立天在人伊立乃後仁汝乃多米仁無禮之互不從奈賣久在奉人手

(二十九詔)

方帝乃位仁置許止方不得仲麻呂伊忠臣止之天侍都

(三十四詔)

和氣伊申天在然此逼方猶道鏡伊所賜天彼等我惑心乎方教導天貞久淨伎心乎以天朝庭乃御

(三十五詔)

奴止仕奉之米无止宣爾依豆次爾諸大法師可中仁毛此二禪師等伊同心乎以天相從道乎志天世間乃位冠乎

(四十一詔)

波不樂伊末佐倍止毛奈毛是豈敢朕德伊天地乃御心乎令感動末都流倍伎事流無止奈毛念行須

(四十二詔)

朕仁對天法均伊物奏利
(四十四詔)

次に準禮言を主格としたるものに附屬したるものあり。その例

王多知大臣乃子等治賜伊自天皇朝爾仕奉利婆婆爾仕奉爾波可在

(十三詔)

子波祖乃心成伊自子爾波可在

(十三詔)

此手持伊波稱乎致之捨伊波誘乎招都

(四十五詔)

「は」上の諸例の如く、主格を示すに用ゐらるゝことは明なるが、之れの用法を見るに、それ單獨にあらはるゝ外に、係助詞「は」しを下に伴へること多し。即ち萬葉集

卷三の一例、卷四の一例、第十三詔の二例、第四十五詔の一例これなり。

この「い」につきては從來之を釋するに、たゞ助辭といひたるのみにて、その文法上の職能を明にせるもの稀なり。たゞ、岡倉由三郎氏が「主格を示す本來の辭」と題して、雜誌「帝國文學」上に論ぜるを見たるのみ。さてその以前の說にては「木の關守」の

如く、上の語の音尾が「い」韻なるによりて之を延したるものゝ如くに説けるものさへありしなり。契沖の如きは、萬葉集中にある「伊をば」に「ヤ」にあらずやとまで疑へり。

第二章 語論 第四節 助詞

されど、同じ人の厚顔抄及古言徴には、かの「ケナノワクゴイ」の條下に、この「イ」を説きて次の如くにいへり。

繼體紀三愷那能倭俱吾伊○此伊ハ助語ナリ紀伊ナド云ハ所ノ名二字ニ限ル故ニ紀ノ韻伊ナレバ加ヘタリ續日本紀ニアル宣命ハ語ノ助ニ何トナク伊ノ字ヲ置カレタリ亦南都ノ法相宗ノ聖教ヲ讀ニ多ク此伊ヲ云ハ古風ナルベシ。こゝに南都の法相宗の聖教を讀むに多く此の伊をいふは古風なるべしといへるは最注目すべき事なり。著者南都に赴き、法相宗三本山の一なる興福寺に至りてその古書を閲する際その因明書の訓點に「イ」の存すること多きに驚き、又轉じて同じく法相宗本山の一なる法隆寺に赴き、ここにも因明の書に「イ」の訓點を施せるものを見、更に興福寺及び法隆寺にて質したる結果、今も正しく因明書を讀むにはこの「イ」を用ゐるの事實を確め得たり。かくてその後厚顔抄及び古言徴を見て契沖の既に之を明に示せるを見て、心竊に驚けり。從來の國語學者この點を如何に見過したりしならむ。これが爲にこの「イ」助詞の研究は未だ十分の結果を得られざりしなり。今次にその因明書にあらはれたる「イ」の實例を示すべし。

四種相違斷纂私記(興福寺に藏す。因明義斷略記と因明闕後二相纂略記との二書を合せて一帖としたるものなるが故に上に如く名つけたるなり)

此有若成非有

此句文難、辭前後雖異大意是同

其有性言、豈證即實有

師主豈可不許

次文之故作、此解妙之又妙

以上は因明義斷略記(天祿二年九月廿日記了の跋あり)中より一二を撮りたるものなり。

問文云若余數論對佛弟子成其覺惠、非思以無常故

以上は因明闕後二相纂略記(天祿二年十月七日の跋あり)よりとりたるなり。

因明鈔(興福寺に藏す)。建久十年二月廿二日夜の跋あり

所以因有、同品宗必隨遂

宗有處必非、因隨遂

因同品中無常不言不願論宗是正所立云也

略纂云初相是主要遍。方是。如宗過中所別不極成是唯宗過而有因過云々。是自性与自性不相似故也。

四種相違疏私記興福寺に藏す。建曆二年の跋あり。

故云同喻同異壯不與不立離言有壯均等。

餘一切義皆是過。

因明問答抄法隆寺に藏す。寛元二年八月廿七日の跋あり。

五隨他一々分猶預如有立者於近遠處。

虛空此六德之所依故虛空云德所依也。

以上は因明書古抄本に於ける實例なり。更に版本因明書に見るもまたこの「の」の存するを見る。たとへば寛文十一年刊行の因明論大疏中より少しく例をあぐれば、

唯外道許非一切因於宗中內有內道不許聲非一切因於宗無即是隨一不成因過既立常宗非一切因。

宗若所立頌中八義攝法不盡隨入所成即是是宗故智能起言。

言同品定有性者顯第二相同是相似義品是辨類義相似辨類名爲同品。

且宗同品何者名同若同有法全不相似。

因有宗必隨逐。

由因於異有故成過。

敵本不許所立之法於有。

宗法三相因二相也。

由法能別之所別宗。

此既正因無不定過故此言等。

其喻便非能立之義。

如勝論師爲其五頂不信有性實等外有。

或立論者已說一喻義准顯二敵證生解但爲說。一此上意說二俱不說。

(以上上卷)

於餘同類念此定有
自語立論之法有義有躰據義釋立敵共同後不順前義不符躰標宗既已乖角能立何所順成

且如四支無關勝軍可成衆支既歸勝軍寧立故依非有宗義不成
自下第二隨列指法同前科列此中前持唯且明

全四句者有違自現非他
彼宗共許極微實有
彼說四大必非無
論能生數

我乃受用爲境纏縛不得涅槃後厭修道我既不思自性不變我離境縛便得解脫
和合始能和合令德與我合不尔便不能我之有法此已不成
今眼見因勝數二論皆不共許
且發智論薩婆多師自許佛說亦餘小乘及大乘者兩俱極成非佛語所不攝豈汝大乘許佛說耶又誰許大乘兩俱極成非佛語

(以上中卷)

五頂雖信同異和合然猶不信別有大有鶴鷗便立論所陳量此量有三
此言有性仙人五頂兩所共許實德業上能
兩常極微合生第三子微
一有同證緣因
五根非一各現取境可名現現別轉
餘三如何名現別轉
現現別轉故名現量
(以上下卷)

の如し。又明治十四年九月出版の因明入正理論科注(無相注)の本文にもまた次の訓點あり。

常無常品皆離此因常無常外餘非有故是猶豫因
又寛文十年刊行の因明四種相違私記中に
因得果名名相違也云々
然正能違宗得相違者所違宗與能違宗相返之名也
立論者以敵論者不成法爲同喻之時同喻不成

其臥具等必其神我須思量受用故從大等次第成之云々
 大有之體雖離實等能有之功能屬實等上
 此和合無實有性不有故立敵共不許一分因遍有法有性故有兩俱不成也
 次文云答彼立宗言有性非實有性言是有法自相彼說離實有體能有實之大有其
 同異性雖是離實等而非大有

聲上無常方是所諍

今此量者師主立離實有體有性爲宗有法

一弟子舉離實大有云有性故有自所別不成失

立者未成立之時不知有意許之由

故敵者知得其意即得顯失

大有能起詮言及緣智故約起言智實等爲因

敵家出過此因亦於同品瓶有返成無常故乃相違

勝論爲成離實大有對弟子立自比量也

契沖が南都の聖教といへるは何をさせるにか。南都佛教の主たるものは三論

華嚴法相の三宗なるがうちに奈良朝の中葉以降は法相宗獨り卓然たりしが故に南都の聖教といへるは法相宗なるべきことは誣言にあらざるべし。而吾人が發見せるはたゞ法相宗所修の因明の論疏に於いてのみ。其の唯識等につきては未だ知る所あらずしかもこの因明のみにつきても吾人は頗る貴重なる材料を得たるを感ずるなり。

因明の我國に入りしは何れの時なりしか。現存の注疏を以て按ずるに善珠と護命との二人奈良朝の末と平安朝の初との間に出でたるをその先駆とす。善珠は立防に受け護命は行基の門なる勝處に出づ。さればその師資相承の間略推すに足るべきものあり。因明は法相宗の所學なるが故に先法相宗の弘通を見るを便とす。法相宗の傳來四度あり。道昭を第一傳とし智通智達を第二傳とし智鳳智鸞智雄の傳ふる所を第三傳とし立防の傳ふる所を第四傳とす。立防の唐に赴きしは靈龜二年なりしがこの時我が國法相宗既に極盛に達し立防が先輩又は同輩の名聲後世までも振へるもの少からず。かの義淵の如き行基の如きその最とす。思ふに立防の時はじめて因明を傳へしとは考ふべからず。智鳳智鸞智雄の

三人は大寶三年に勅を奉じて唐に赴きしもの、それに先つこと四十五年齊明天皇四年に智通智達は唐に赴きしなり。而、道昭は實に、更にその五年前、白雉四年に唐に行きしなり。智鳳以下の時は、玄井窺基既に在らず。その學ぶ所は智周より受けたり。道昭以下三人は親しく玄井及其の高足窺基の教を受けたるものとす。道昭の至れる時玄井は既に法相、俱舍、因明等の論部を皆已に翻譯し了れる時なれば、道昭既に因明の書を得て歸朝せしならむと想像せらる。而若然らずとすとも、智通智達の時なりしならむ。これらを以て因明の我が國に入りし時を、齊明天皇の御世頃とすべし。然る時は、その訓點の如きも、また之を下らざる時代のものとすべきに似たり。かの「イ」助詞を用ゐるもの、日本紀の歌及び、續紀の宣命及び萬葉集には見えて、平安朝以後には全く見るところなきに拘らず、因明の論疏としては今日にも傳はれりといふはこれ實にその當時の訓讀の墨守せられたりしに由れる賜ならずとせんや。

余右の事實を知り得てより奈良朝の經論の訓讀にこの「イ」を用ゐたる實物を得んことに心を勞すること年ありといへども、未だその效なし。點圖を以て推すに

また「イ」の點ありしなり。その一二例をあぐれば
 興福寺法相宗喜多院點には中央の點を「イ」とし、



中院點(高野所用也)及東大寺三論宗東南院點(醍醐同用之)には左下側(平聲の地位)の點を「イ」とし、



寶幢院(比叡山所用也)には右上側より斜に内に在る點を「イ」としたり。



又經書の點に喜多院點と同じき位地の「イ」點あり。これらの點「イ」といふ語法あり

しことを證すといへども、その「イ」の性質を示すものにあらねば、單に之を以て推定すること能はざるべきは理論上いふまでもなき事なれど、吾人が上の研究によりて得たる結果を以て推す時はその「イ」は即ち、主格を示す「イ」なるべく、而その用ゐられたるは、因明の論疏以外にも頗る多かりしなるべく思はるゝなり。

「イ」の主格を示すことは、上の諸例にて明なるが、その下に副ふことを得べき助詞あるを忘るべからず。而そは奈良朝文献にて得たる結果を以てすれば、下に「シ」「ハ」といふ助詞を伴ふことなり。因明の論疏の訓點にて得たる結果にてすれば、「バ」といふ係助詞を伴ふことなりとす。而四種相違私記の刊行本には多くは「イ」とあり。これ恐らくは後世訛りて長呼せしものにして本來は、なほ「イ」なりしものなるべし。

吾人のこの研究はなほ、未だその緒に就きたるのみのものなれば、眞の解決を將來に待つべきなり。

「を」は後世のものと殆差なしと見ゆ。即、動詞に對して動的目標たるものを示すを主とす。而その動詞の性質によりて種々に用ゐらる。

經由作用の對者を示す。

岡之草根乎去來結手名

小松下之草乎蒞核

非經由の干與作用の際の對者をあらはす。

上波三寶乃御法乎隆之米

使令作用の受令者をあらはす。

三關仁使乎遣天竊仁關乎閉一二乃國仁軍丁乎乞兵發之武

精兵乎之天押之非天壞亂天罰滅止云家利

移動作用の動詞には其の行はるゝ地點を示す。

思乍叙來其山道乎

青丹吉平山乎越

以祇能和駄利乎梅豆羅古枳駄樓

對者が主者と同時に運動せる際のものをも示す。

於朋佐箇珥阿布夜鳥等謎烏瀾知度沛麼

(萬、一)

(萬、一)

(四十五詔)

(二十八詔)

(二十九詔)

(萬、一)

(萬、一)

(紀、十七)

(紀、十二)

多良知彌乃波々乎和加例豆
純粹形式用言の意動詞に等しきものはこの「を」にて目標を示すことあり。
(萬、二十)

紫草能爾保敵流妹乎爾苦久有者
「にも亦目標を示す。然れども、その意義は靜的なり。かくて動詞に對しても形
(萬、一)

容詞に對しても用ゐらるゝなり。
動作作用の歸着出自の標的たるものをあらはす。

山越風乃獨座吾衣手爾朝夕爾還比奴禮婆
(萬、一)

昔人二亦母相目入毛
(萬、一)

山人乃和禮爾依志米之夜麻都刀會許禮
(萬、二十)

皇神等能前爾白久
(祝詞)

天皇爾授賜而
(三詔)

瑞寶爾依而
(四詔)

一切の靜定性作用の動詞に對して地點を示すこと移動性作用の「を」に於けるが
如し。即ちには其の作用がそこを目的とし、歸着點として、其の地位に存在落著する

ことをあらはすなり。

此岳爾榮採須兒
(萬、一)

内乃大野爾馬數而
(萬、一)

渡田津爾船乘世武登月待者
(萬、一)

河上乃湯津磐村二草武左受
(萬、一)

三吉野之耳我嶺爾時無會雪者落家留
(萬、一)

倭爾四手者我戀流木路爾有云名二負勢能山
(萬、一)

秋津乃野邊爾宮柱太敷座波
(萬、一)

部内小田郡仁黃金(出)在奏
(十二詔)

又存在繼續發生の時間を示すことあり。

山越風乃獨座吾衣手爾朝夕爾還比奴禮婆
(萬、一)

白雲乃龍田山乃露霜爾色附時丹打超而客行公者
(萬、六)

丹管士乃將薰時能櫻花將開時爾山多頭能迎參出六
(萬、六)

士也母空應有萬代爾語續可名者不立之而
(萬、六)

中今爾至麻豆爾
斯皇后乎朕賜日爾勅豆良久

(四詔)
(七詔)

動作者がその動作に關しての目的を示すことあり。この時には、往々動詞の連用形を以て體言に準ず。所謂目的準體言なり。

訶羅怒鳥之褒珥椰枳

(紀十)

衣仁保波勢多鼻能知師爾

(萬一)

菟磨語味爾夜霸餓枳菟俱廬

(紀一)

佐用婆比爾阿理多多斯用婆比邇阿理迦用婆勢

(記上)

安麻射加流比奈乎佐米爾止大王能麻氣乃麻爾麻爾

(萬十七)

伊邪古杆母奴毘流都美邇比流都美邇和賀由久美知乃

(記中)

又複語尾ひは原形を以つてす。

可敵流散爾伊母爾見勢武爾和多都美乃於伎都白玉比利比豆由賀奈

(萬十五)

この語法よりして、

銀母金母玉母奈爾世武爾麻佐禮留多可良古爾斯迦米夜母
何爲牟爾吾乎召良米也
のなせむにの語法も亦解しうべし。

(萬五)
(萬十七)

變換性作用の動詞にはその變換せる資格を示すに用ゐる。

訶羅怒鳥之褒珥椰枳之餓阿摩離虛等珥菟句離

(紀十)

多麻爾奴久波奈多知婆奈乎

(萬十七)

波太須酒伎穗爾氏之伎美我

(萬十四)

斷定の客者をあらはす。

古人爾和禮有哉

(萬一)

古之驅爾爲而也

(萬二)

阿波母與賈邇斯阿禮婆

(記上)

皇朕政乃所致物爾在米耶

(六詔)

一豆乃善有良勢行爾有

(七詔)

女波伊波禮奴物爾阿禮夜

(十二詔)

「内にも」父には「院」の御前にも「の如く用ゐて尊敬する意の主語をあらはすに轉用せらるゝ」にはこの期にはなきなり。

「には又用言の修飾語たるものを示すに用ゐらるゝこと後世に同じ。その副詞に附屬せる例は、

阿夜爾那古斐岐許志 (記、上)

鹽許袁呂許袁呂通畫鳴而 (記、上)

奴難等母由羅爾 (紀、一)

乎謀苦留留爾 (紀、一)

于魔羅爾烏野羅甫屢柯佞 (紀、十五)

麻都夫佐爾登理與會比 (記、上)

口大之尾翼鱸佐和佐和通控依騰而打竹之登遠遠登遠遠通獻天之真魚咋也 (記、上)

多陀爾阿波牟登 (記、中)

那麻那麻通控坐故 (記、中)

阿夜爾字多陀奴斯佐々 (記、中)

伊夜遠許通斯豆 (記、中)

佐和佐和爾那賀伊弊勢許會 (記、下)

多陀爾波能良受 (記、下)

多志陀志爾韋泥豆牟能知波 (記、下)

多斯爾波韋泥受 (記、下)

美那許袁呂許袁呂爾許斯母阿波爾加志古志 (記、下)

波呂可邇美緣豆 (靈異記)

我子爾佐太加爾牟俱佐加爾無過事授賜止 (五詔)

年實豐爾牟俱佐加爾得在止 (五詔)

今米豆良可爾新伎政者不有 (七詔)

靜加爾令有爾波 (九詔)

王乃幣爾去會死米能杼爾波不死止 (十三詔)

可仁可久仁止念佐末多事奈久之天 (三十一詔)

佐良仁帝立天
 志愚仁心不善之天
 都良都良爾見乍思奈
 於保爾見敷者今叙悔
 安蘇蘇二破且者雖知
 奈保奈保爾伊弊爾可弊利提
 和久良婆爾比等等波安流乎
 吾情湯谷絕谷
 洙雪香薄太禮爾零登
 於保呂可爾爲莫
 相佐和仁誰人可毛手爾將卷知布
 沫雪保杼呂保杼呂爾零敷者
 朝霧爾之怒怒爾所活而
 大船之由多爾將有

三三二
 (三十三詔)
 (三十三詔)
 (萬一)
 (萬二)
 (萬四)
 (萬五)
 (萬五)
 (萬七)
 (萬八)
 (萬八)
 (萬八)
 (萬八)
 (萬八)
 (萬十)
 (萬十一)

爾故余漢我共咲爲而
 花八香爾今日見人爾
 湯鞍干妹心乘來鳴
 佐良佐良爾奈仁曾許能兒乃己許太可奈之伎
 安左乎良乎遠家爾布須佐爾宇麻受登毛
 安也爾阿夜爾
 波呂波呂爾於毛保由流可母
 小船乘都良爾宇氣里
 都婆良都婆良爾吾家之於母保由
 都婆良可爾今日者久良佐禰
 於保呂可爾情盡而念良牟
 惠良惠良爾仕奉乎見之貴左
 年月波安良多安良多爾安比美禮騰
 安麻乎夫禰波良爾宇伎豆

三三三
 (萬十一)
 (萬十二)
 (萬十二)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十五)
 (萬十五)
 (萬十七)
 (萬十九)
 (萬十九)
 (萬十九)
 (萬十九)
 (萬十九)
 (萬二十)
 (萬二十)
 (萬二十)

麻佐夜可爾美無
 於煩呂加爾己許呂於母比豆
 佐夜加爾伎吉都
 都良都良爾美等毛安加米也
 波呂波呂爾伊弊乎於毛比涅

(萬、二十)
 (萬、二十)
 (萬、二十)
 (萬、二十)
 (萬、二十)

かくの如く種々の情態副詞に附屬して用言の意義を裝定す。

次には用言を重ねてその意を強むるときに之を連結す。この際は上なる用言は連用形を以てにに接す。但こは動詞にのみ存して形容詞其の他には存せず。

如此許三禮二見津禮片思男責
 佐我彌爾加武
 久流比爾久流必所念鴨
 春去者乎呼理爾乎呼里罵之鳴吾島曾不息通爲
 而、又、體言をば、状態をあらはす修飾語として使用するときは、又この「に」を附屬せしめてその關係を示すことあり。その例

(紀、一)
 (萬、四)
 (萬、六)

赤丹乃保仁多末倍惠良伎
 栲之穂爾夜之霜落
 白木綿花爾落多藝津
 秋都葉爾爾實敵流衣
 白木綿花爾浪立渡
 堅磐爾常磐爾齋奉

(三十八詔)
 (萬、一)
 (萬、九)
 (萬、十)
 (萬、十三)
 (祝詞)

以上の數種の用法を見る。

かくの如く用ゐたる「に」は次の「と」の修飾格を示すものと頗る似たる點ありて、しかもまた性質を異にするものなり。今こゝに「に」の「と」と異なる點を示さむが爲に「に」と相似たる語形に用ゐられたるものを對照して、如何にその意の異なるかを示さむ。

於比曾箭乃曾與等奈流麻渥
 枕毛衣世二嘆鶴鴨
 眞木乃伊多度乎等杆登之氏

(萬、二十)
 (萬、十二)
 (萬、十四)

伊波毛等^{イハハモト} 杼呂爾^{シロニ} 於都流美豆^{オトナミマ}
 大船乃^{オホフネノ} 由久良^{ユキヨラ} 由久良爾^{ユキヨラニ}
 由久遊久^{ユキヨクユキヨク} 登戀痛^{トクニ} 吾弟^ニ

(萬十四)
 (萬十七)
 (萬二)

以上の例を比較すれば、この二者の區別判然たるものなり。則、とは外貌をいふによりてその意下なる用言を修飾する意強く、には内質をいふによりて直にその主體の形容をなすに強し。これ甚大なる差を示すものといふべし。試みに「そよ」と「枕もそよに」とを比較せよ。「そよ」はいづれにても音聲を模擬せり。しかも一は「鳴る」音の形容に主として用ゐられ、一は直に枕の形容となる。この故に「枕もそよに」の如きはこれにて一文の用をなせるものにして「そよに」は述語的に用ゐられたるものとす。この「枕もそよに」の如き用例のものは古來例多し。左に二三をあぐ。

情毛思努爾^{シヨモシヌニ} 古所念^{コシノネ}
 心裳四怒爾^{ココロニシヨニ} 所念鳴^{シノネニ}
 情毛之奴爾^{シヨモノニ}

(萬二)
 (萬十一)
 (萬十九)

小竹之業者^{コタケノノ} 三山毛清爾^{ミヤマモキヨニ} 亂友^{ラントモ}
 秋芽子^{アキメノ} 乃枝毛^{ノエモ} 十尾^{トシビ} 二降露乃^{ニカドノ}
 秋芽子^{アキメノ} 之枝毛^{ノエモ} 十尾^{トシビ} 爾露霜置^{ニルシヨキ}
 秋芽子^{アキメノ} 之枝毛^{ノエモ} 十尾^{トシビ} 爾置露之^{ニルシヨキ}
 枝母等^{エノモト} 乎平爾^ニ 雪落者^{ユキノ}
 足玉母^{タシマノ} 手珠毛^{テシマモ} 由良爾^{ヨラニ} 織旗乃^{オリノ}
 小鈴文^{コシヨノ} 由良爾^{ヨラニ} 手弱女^{テヨメ} 爾吾者^ニ 有友^{トモ}
 手二卷^{テニ} 流玉毛^{リウタマモ} 湯良羅爾^{ユラニ}
 庭毛薄^{ニハ} 太良爾^{タラニ} 三雪落有^ニ
 沫雪零^{シヅメ} 有庭毛^ニ 保杼呂爾^{ホシロニ}
 伊波毛等^{イハハモト} 杼呂爾^{シロニ} 於都流美豆^{オトナミマ}
 多伎毛^{タキモ} 登杼呂爾^{トクシロニ} 鳴蟬乃^{ネニ}
 白鷄乃^{シロトリノ} 妻呼音者^{メノ} 宮毛動響二^{ミヤモト}
 婆由麻久^{ハヤシ} 太禮利^{タレイ} 左刀毛等^{サヤノ} 勝呂爾^{カトニ}

(萬二)
 (萬八)
 (萬十)
 (萬十)
 (萬十)
 (萬十)
 (萬十三)
 (萬十三)
 (萬十)
 (萬十)
 (萬十四)
 (萬十五)
 (萬六)
 (萬十八)

家人者路毛四美三荷雖來

蘇豆毛志保爾奈伎志會母波由

心毛計夜爾念所音之少寸

國毛勢爾於非多知左加延

山毛世爾喚有馬醉木乃

彌母許呂其呂爾布里於久白雪

かくの如き形のもの多くはもとといふ助詞にてその主語を示し副詞又は形容詞

の語幹ににを添ふ。而いづれもにによりて一の附屬句となれるを見るべし。今

日のねんごろといへる副詞はこの期のねもころにといへる前例より轉成せしもの

の又野もせ道もせなどいへるものも亦この期には一の附屬句なりしものなり。

これを以て見ればかの

戲奴之爲吾手母須麻爾春野爾拔流茅花會御食而肥座

手母須麻爾殖之芽子爾也

も亦上の數例と揆を一にするものなること明けし。

(萬、十一)

(萬、二十)

(萬、十七)

(萬、十八)

(萬、八)

(萬、八)

(萬、八)

には又擬聲語を受けて修飾語とすることあり。その例

鹽許袁呂許袁呂通畫鳴而

御頸珠之玉緒母由良通取由良迦志而

奴那登母母由良爾振濂天眞名井而

口大之尾翼鱸佐和佐和通控依騰而打竹之登遠遠登遠爾獻天之眞魚昨也

佐和佐和爾那賀伊弊勢許會

陀那則舉謀耶羅羅爾

河船之毛々會々呂々爾國々來々引來縫國者

これらのは後世ならば皆とといふべき所なり。之を以ておもふに古はにを二

様に用ゐたりしが世の下るにつれてとも用ゐらるゝに至り萬葉時代には前述の

如き用法上の區別を呈するに至りしものか。

とは變換性作用の目標を示すに用ゐると共同性作用の目標を示すものとの二

用あり。變換性作用の目標を示すものは種々の姿あり。即日本文法論にいへる

(出雲風土記)

(記、上)

(記、上)

(記、上)

(記、上)

如く「に」とは相似たるものなるが、「には」は性質資格の変更等、専内面的のものに使用し、「とは」は状態の如き外的の変更を示す。この故に「に」は絶対的のものに使用し、「とは」多く相対的のものに使用す。次に二三、類別して示さむ。

その目標に示す資格を擬するもの。

宇都曾見乃人爾有吾哉從明日者二上山乎弟世登吾將見

(萬、二)

御立爲之島乎母家跡住鳥毛荒備勿行年替左右

(萬、二)

奥波來依荒磯乎色妙乃枕等卷而奈世流君香聞

(萬、二)

山神乃奉御調等春部者花挿頭持

(萬、一)

刺竹之大宮人乃家跡住佐保能山乎者思哉毛君

(萬、六)

信濃奈流知具麻能河泊能左射禮思母伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟

(萬、十四)

それと變化成生せるをあらはす。

藤原夫人乎皇后止定賜

(七、詔)

常典止立賜比

(三、詔)

天日嗣止高御座爾坐而

(三、詔)

久堅乃天宮爾神隨神等座者

(萬、二)

外貌的相対的なるよりして變更したるにあらで、その實質に對しての名稱を目標としてあげることもあり。

今波穢奴止之豆退給爾依奈毛賜幣利之姓方取互別部止成給互其我名波穢磨
止給比法均我名毛廣虫賣止還給止詔布御命乎 (四十四詔)

次には富士谷氏の「五のと」といへるものにして、事實の存否はとにかく、胸中に思惟する目的又は状態をも目標として補填する時に使用す。而、この際には必、完全なる體を具せる文か、若くは完全體なるものの省略なるものに限りて、と以下、以上は文の關係は形體上呼應するものなきなり。

焚田津爾船乘世武登月待者

(萬、一)

其乎取登散和久御民毛

(萬、一)

高山波雲根火雄男志等耳梨等相諍競伎

(萬、一)

吾勢枯乎倭邊遣登佐夜深而鷄鳴露爾吾立所露之

(萬、二)

伊泥牟等[○]多豆波伊麻曾奈久奈流

(萬十八)

この期に於いては、この用例に後世に稀なる例あり。即ちにて示したる目標のまゝにて下にそれに對する用言を省きたるものなり。

大王能等保乃朝廷等[○]斯良農比筑紫國者

(萬五)

須賣呂伎能等保能朝廷等[○]可良國爾

(萬十五、萬十八)

こは用言を省きて連體的に用ゐたるものなり。

逆言之枉言等[○]可聞高山之石穗乃上爾君之臥有

(萬三)

宇迦迦波久斯良爾登美麻紀伊理毘古波夜

(記中)

これら皆との下に相當の用言を含めて解すべきものなり。かくの如き用例は後世多からずといふべし。

「とより直に」てにつけて「とて」といへること當時の文獻には見えず。唯一、鎮火祭祝詞に見ゆるのみ。

此七日爾波不足[○]氏隱坐事奇止[○]氏見所行須時

これを以て見れば、或はこの祝詞は後世の改削を経しものなるかも知られず。

「との共同性作用の目標を示すものは、

耳梨與相諍[○]就伎

(萬一)

住吉之弟日娘與見[○]禮杵不飽香聞

(萬一)

君與時々幸而

(萬五)

余知古良等手多豆佐波利提

(萬五)

「とも亦用言の修飾語たるものを示すに用ゐらるゝこと後世に同じ。その副詞に附屬せる例は

須久須久止和賀伊麻勢波夜

(記中)

由久遊久登戀痛吾弟乞通來禰

(萬二)

道乃長手袁久禮久禮等伊可爾可由加牟

(萬五)

馬音之跡杵登毛爲者

(萬十一)

久禮久禮登獨會我來

(萬十三)

此床乃比師等鳴左右嘆鶴鴨

(萬十三)

真木乃伊多度乎等杵登之氏

(萬十四)

於比曾箭乃會與等奈流麻湮
用言を重ねてありとある「みとみる」などいへる語法はこの期には發見せず。體言を修飾語とする場合に「と」を用ゐるものは、次の如し。

足氷木乃山邊乎指而晚闇跡隱益去禮

(萬、一)

磐床等川之氷凝

(萬、一)

烏梅乃花美夜萬等之美爾安里登母也

(萬、十七)

字泥備夜麻比流波久毛登韋

(記、中)

以上二種の用法の外は、現存の文献にては見るを得ず。今これを以て臆測せむに、この「と」は後世の如く、すべて外貌的に模様をあらはしたるものを示すに似たり。即「すすく」ゆくゆく「くれ」は舉動心意を擬聲し、「と」は「ひし」そよは音聲を模擬せり。而この他にはなきを以て「に」との區別を見るべし。即「に」は性質状態を内質的にあらはすに「と」は外貌態度を擬聲的にあらはすものをうくるものなり。然れどもこの區別は當初より然らざりしものと思はる。即「に」にてこの「と」の用をもなしたりと見ゆるものは既に「に」の條にあげたるにて知るべし。

「と」は又名詞を合せて一とするに用ゐたることあり。

香山與耳梨山與相之時

(萬、一)

有知奈毗久波流能也奈宜等和家人夜度能烏梅能波奈等遠伊可爾可和可武

(萬、五)

禮止樂止二都並豆志

(九、詔)

かくの如く二者相合して一團とすることは後世に同じく、又各語の下に「と」を附することと同じ。されど、この期の「と」の用法はなほ他の用例あり。

阿乎夜奈義烏梅等能波奈乎

(萬、五)

こは「あをやなぎ」といふべきものを省きていはざるものなり。後世ならば「下なる」とを略して上には「必」とを存すべきに、それと反對なるは、音調上の關係にも多少はよるべけれども、しかも確に時代の特徴といふをうべし。又、次の如きもあり。

汝乎與吾乎人會離奈流

(萬、四)

これも後世にては決していはざるべき語法にしてこの時代の特徴の一とすべきなり。即、後世ならば、必

なとわとを

といふべき處なり。かく格助詞附属のものを複合せしむるは頗注目すべき語法なりとす。

又二語の中間に「と」一つのみあきて複合せしむるもあり。

大伴等佐伯氏者

(萬十八)

「へ」は動作の進行する其の目標所在の方向を示すものなり。これが「に」と異なる點は「に」は動作の歸着すべき地點を示すに「へ」は其の動作の其の方向に進行するをいふのみにして其の動作者が其の地點に至りて止まるか否かの點は度外にあきたるものとす。

去來子等早日本邊

(萬一)

吾勢枯乎倭邊遣登

(萬二)

阿米弊由加婆

(萬五)

宇知比佐受宮弊能保留等

(萬五)

倭部越雁四乏母

(萬六)

秋風爾山跡部越雁鳴者

(萬十)

新羅奇敵可伊敵爾可加反流

(萬十五)

和我勢古我久爾弊麻之奈婆

(萬十七)

玖爾弊玖陀良須

(記中)

「へ」の用法は古今異なることなし。

「より」はこの期には「より」「よ」「ゆり」「ゆ」の四の形ありき。而この四種の助詞は元來同一のものなりとす。その意平安京以後の「より」に同じ。上代にありてはこの四種は同一のものとして用ゐられたり。

かくてこの四者の用例を見るに「より」は古今に通じたるものと見えていづれにもあり。「ゆり」は古事記日本紀には見えず萬葉集中にても東歌にして天平勝寶七歳によめるもの二あるのみなり。續日本紀の宣命には屢見え神龜六年八月の詔に始めて見えたるなれば多くはこの時代の一種の流行せる形なりしかと思はるるなり。「よ」は古事記萬葉集に多く日本紀宣命には全なし。「ゆ」は萬葉集日本紀宣命に見えて古事記には全くなし。之を以て思ふに「ゆ」もなほこの期の通行語には

あらざるか。若然らざる時は日本紀は何故に「ゆ」「ゆり」「より」ありて「よ」なきか。この點につきての私見をいへば、古事記は主義として保守なるが故に、古風の語をとり、日本紀は修飾を主とせるが故に、當世の語法を交へ、宣命に至りては漢語俗語をさへ稀には混ざる程なれば當世の語法に従ひしこと自然の勢なりといふべきなり。或は又思ふに、「ゆり」は最古き形にはあらずか。そはいかにといふに、かく助詞とあるものはその化成の近きものほど、音數多く、本を離るるに従ひて約節せらるゝものなれば、「より」「ゆり」よりも、「よ」「ゆ」は新しき形なるべきか。而「より」「ゆり」はもとの語の音化ありしものなるべく、そのもとは「ゆり」といふ一の體なりしものともはる。その「ゆり」は

吾妹兒之家乃垣内乃佐由理花由利登云者不許云二似

(萬、八)

左由理波奈由利毛安波牟等於毛倍許會伊末能麻左可母宇流波之美須禮

(萬、十八)

等毛之火能比可里爾見由流佐由理婆奈由利毛安波牟等於母比會米豆伎

(萬、十八)

左由理花由利母安波無等奈具佐無流

(萬、十八)

左由利花由利母相等之多波布流許己呂之奈久波

(萬、十八)

かくてこの「ゆり」は

路邊草深百合之後云妹命我知

(萬、十一)

の「後」字これなり。これを以て見れば、かの「ゆり」も亦この「後」の意より轉成して出自をあらはし、漸次に發展して種々の意義を生じ、又形體も種々に變化してかく四種となりしならむか。

次には四者の用例をあげむ。一、「より」

和禮欲利母貧人乃父母波飢寒良牟

(萬、五)

比等余里波伊毛曾毛安之伎

(萬、十五)

伊爾之與比欲利

(萬、十四)

安須余里波都藝豆伎許要牟

(萬、十八)

保理江欲利安佐之保美知爾

(萬、二十)

高天原與利天降坐志

(四詔)

黄金波人國用理獻言波有登毛
 於朋者妬庸利
 阿須用理波美夜麻賀久理豆美延受加母阿良牟

阿斯用由久
 許能麻用母
 波麻用波由迦受
 久須利波牟用波美也古彌婆
 之氣吉許能麻欲
 安素乃河泊良欲
 安我松原欲見度婆
 伊爾之敵欲伊麻乃乎追通爾
 和可禮之等吉欲
 保等登藝須許欲奈枳和多禮

(十二詔)
 (紀五)
 (記下)
 (記中)
 (記中)
 (記中)
 (萬五)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十四)
 (萬十七)
 (萬十八)
 (萬十八)
 (萬十八)

三ゆり

阿須由利也
 於之豆流夜奈爾波能津由利(元曆本にかくありといふ)
 皇朕高御座爾坐初由理云々本由利行來述事會止

(萬二十)

(萬二十)

(七詔)

四ゆり

許許呂由母於母波奴阿比陀爾
 伊豆久由加斯加何伎多利斯
 阿麻能見虛喻阿麻賀氣利見渡多麻比
 三芳野之真木立山湯見降者
 左日鹿野由背上爾所見與島
 卷向之病足之川由往水之
 伊豆由可母加奈之伎世呂我和賀利可欲波牟
 於保夫彌乎倍由毛登毛由毛可多米提之
 奈美能宇倍由奈豆佐比伎爾豆

(萬五)

(萬五)

(萬五)

(萬五)

(萬六)

(萬六)

(萬七)

(萬十四)

(萬十四)

(萬十五)

神島乃伊素末乃字良由船出須和禮波

(萬十五)

奈美能字倍由見由

(萬十五)

東中門由參納來豆

(萬十六)

伊爾之弊由伊比都藝久良之

(萬十七)

伊爾之弊由伊麻乃乎都豆爾可久之許曾見流比等其等爾加氣底之努波米

(萬十七)

會能倍由母伊由伎和多良之

(萬十八)

平城京城由忍照難波爾久太里

(萬十九)

之良比氣乃字倍由奈美太多利

(萬二十)

伊那瑳能椰摩能虛能莽由毛易喻者摩毛羅毗

(紀三)

和藝弊能伽多由區毛位多知區暮

(紀七)

籙都細能智婆庚那我例俱屢

(紀十七)

高天原由天降坐之

(六詔)

さてこの四、同じものなるが、その用法より觀察すれば、四者共に次の如く五様の

方面あるものと見ゆ。

一、動作の起點を示すもの。この内時間的のものとは空間的のものと、時間、空間を離れて、全く思想的のものとあり。

時間的起點を示すもの、

伊爾之與比欲利

(萬十四)

安須余理波都藝豆伎許要牟

(萬十八)

伊爾之敝欲伊麻乃乎追通爾

(萬十八)

皇朕高御座爾坐初由利今年爾至麻豆六年爾成奴

(七詔)

空間的起點を示すもの、

保理江欲利安佐之保美知爾

(萬二十)

黄金波人國用理献言波有登毛

(十二詔)

之氣吉許能麻欲多都登利能

(萬十四)

奈爾波能津由利布奈與曾比阿例波許藝奴等

(萬二十)

三芳野之真木立山湯見降者

(萬六)

思想的起點を示すもの

本由利行來迹事會

許許呂由母於母波奴阿比陀爾

(七詔)
(萬五)

二、進行動作の活動點を示す。「を」と異なるは「を」は其の區域を主として他を考へず。「より」はこの活動點を基本として考へたるものなれば、自然に他の區域にうつるべき豫想を有す。

卷向之病足之川由往水之

(萬七)

保等登藝須許欲奈枳和多禮

(萬十八)

人都末乃馬從行爾已夫之步從行者

(萬十三)

「カチ」は歩行の義にあらざして陸地の義なること證あり。委しくは別に示すべし。と「カチ」は「カチヨリ」は次の三の例にあらざしてこの例とすべきものなり。古來の説あやまれり。

この用法は近世に近づくに隨ひて跡を收めたり。

三、方便材料をあらはす。後世にて「といふ」が如きものに相當すること多し。

大田而、これは中世以降稀に見ゆるのみなり。

阿斯用由久那

(記、中)

美都乎多麻倍奈伊毛我多太手欲

(萬十四)

自由可汝乎見武

(萬十四)

四、比較の基本を示す。

和禮欲利母貧人之父母波

(萬五)

久須利波牟用波美也古彌婆

(萬五)

比等餘里波伊毛曾母安之伎

(萬十五)

五、出自をあらはす

伊波紀欲利奈利提志比等迦

(萬五)

「から」は後世は一の助詞と見ゆれども、當時は未全助詞となれりといふべからず。當時からの副詞として見るべきものあり。

一重山越我何良爾念吾世思

(萬六)

比登欲能可良爾古非和多流加母

(萬十八)

これらは全く副詞なること明なり。これに屬するものは

可武奈何良
などの「ながら」なり。

又「から」今の「くに」が「いへ」が「ら」などいふに似たるもあり。

國柄加雖見不飽神柄加幾許貴支

(萬二)

山可良志貴有志水可良思清有師

(萬三)

可牟加良夜會許婆多數刀伎夜麻可良夜見我保之加良武

(續紀十五)

可未可良斯多布度久安流良之

(續紀十五)

かくて又體言として用言の連體形を冠せるあり。

手取之柄二忘跡

(萬七)

相見之柄二事會左太多寸

(萬十一)

枳瀾我梅能姑哀之枳躬羅爾婆底底威氏

(紀二十六)

これらの「から」の真意如何といふに、今も「故」といふに同じき所に「から」を用ゐる如く、
なほ當時にありても「故」と全じき用ゐるさま、他にありしなり。

人孺故爾吾戀目八方

(萬一)

秋風能布可武會能都奇安波牟母能由惠
の如きは反語的に用ゐたるものなり。かゝる用法の「から」は次の如し。

(萬十五)

見渡者近物可良

(萬八)

可久左麻爾奈里伎爾家良之須惠之多爾可良

(萬十五)

又、本來、理由等「あらはす」も亦二者にあり。「故」にては

大舟能思憑君故爾盡心者惜雲梨

(萬十三)

真珠者緒絶爲爾伎登聞之故爾其緒復貫吾玉爾將爲

(萬十六)

耶麼能謎能古思麼古喻衛爾比登涅羅賦宇麻能耶都礙播鳴思稽矩謀那斯

(紀十四)

「から」にては「國から」「神から」「山から」などいふはみなこれにあたり。されば古くは「から」は理由といふ意の一の體言なりけむ。それが漸次に助詞となりしならむか。なほこの期に助詞として用ゐられたる例もなきにあらず。そは、

霍公鳥宇能花邊柄鳴越來

(萬十)

安受倍可良古麻乃由胡能須

(萬十四)

之乎路可良多太古要久禮婆

(萬、十八)

これらは「より」といふに似たり。これを以て思ふに、理由をいふによりて自然に「より」といふに似たる用法を生じたるものか。殊に注意すべきはこの「から」はその基點の區域の漠然たる點なり。

ロ 副助詞

この期に存する副助詞は左の六なり。

だに、

さへ、

すら、

まで、

のみ、

ばかり、

などはこの時期には未發生せずとほし。

これら助詞の意義に至りては後世のものと大なる差違なし。但「ばかり」はこの時期にては十分に助詞たる性を發揮せずとみゆ。この故に甚稀に例を見るのみ。蓋この期末より漸盛にならむとせるものなるべし。

副助詞は其の本性として格に關係せず、專用言と其に關する體言との間に立ちて意義上の裝定をなす。従つて一切の格に通じて用ゐられ、又格助詞の代理をなし、或は格助詞に附屬し、更に副詞修飾格に附屬して用言を裝定する作用を助くるなり。これと格助詞との關係は縦横的に交叉せるにあり。即副助詞はいづれの格にも通じて附屬し又代理することあるなり。この故に副助詞が他の助詞に伴はれずにあらはるゝ時は格をあらはすか、若くは副詞等に附屬して用言の意義を裝定するなり。次にその用例をあげむ。

「だに」 こそその擧げ示したる點を主として他を顧みざるを示すなり。
主語に附屬せるもの

汝太爾來鳴

(萬、八)

雲谷裳情有南畝

(萬、一)

「を」格の代理

玉梓乃道太爾不知

(萬、二)

事太爾不告往公鴨

(萬、三)

繩谷延與

副詞に附屬せるもの、

可久太爾母久爾乃登保可婆

(萬十四)

修飾格に附屬せるもの、

一日太爾君伊之哭者

(萬四)

會倍而谷將見

(萬八)

「よへ」一事を擧げて、そが元來存するものゝ上に増加せることを示す。

主語に附屬するもの、

阿加陀麻波袁佐閉比迦禮杼

(記上)

心佐閉消失多列也言母不往來

(萬九)

安乎奈美爾蘇豆左閉奴禮豆

(萬二十)

乃牟美豆爾加其佐倍美曳豆

(萬二十)

伊氣美豆爾可氣佐倍見要豆

(萬二十)

「を」格の代理

(萬七)

拖摩該備播伊比佐倍母理拖摩暮比備瀾逗佐倍母理
に格の代理

(紀十五)

情佐倍妹乎忘而吾念莫國
修飾格に附屬するもの、

(萬四)

明日佐倍見卷欲寸君香聞

(萬六)

今夜左倍吾乎還莫

(萬四)

伊麻左倍也

(萬十五)

「すら」一事をあげて例示し、他を類推せしむるなり。

主語に附屬せるもの、

從蒼天往來吾等須良汝故天漢道名積而叙來

(萬十)

麻須良和禮須良余能奈可乃都禰之奈家禮婆宇知奈妣伎登許爾己伊布之

(萬十七)

「すら」の他の助詞を伴はずしてあらはれたる例は僅にこの二のみ。しかれども、格助詞、係助詞を伴ひてあらはれたるは決して少からず。この例を見て、用例少しと

思ふべからず。

「まで」程度の極限を示すものなり。或はこは元來副詞なるにはあらざるかを疑ふ。即この期には、主格を「格」の代理又は補助せるものを見ざるが故なり。

美夜故摩提意久利摩遠志豆

(萬五)

伊豆禮能日麻豆

(萬十五)

珠登見流麻泥

(萬十七)

「のみ」或點を示し、其の者一に限られたることを示す。

主語に附屬せるもの、

男能未父名負豆

(十三詔)

唯己獨乃未朝廷乃勢力乎得天

(三十詔)

「を」格の代理

奈豆之故我波奈能未等波無伎美奈良奈久爾

(萬二十)

可布能尾肩爾打懸

(萬五)

「に」格の代理

山乃多乎理爾立雲乎余會能未見都追
客語をうけたるもの、

(萬十九)

須敵毛奈伎占非能未之都禰能未之會奈久

(萬十五)

三雪布流布由波祁布能未

(萬二十)

修飾語たるものをうけたるもの、

秋草爾於久之良都由能安可受能未安比見流毛乃乎

(萬二十)

副詞をうけたるもの、

加久乃未可良爾

(萬五)

思加乃未爾

(萬十七)

「ばかり」或點を指示し、他の類似せる事情と區別す。

可久婆可里古非之久安良婆

(萬十九)

佐奴良久波多麻乃緒婆可里

(萬十四)

伊加波加利故保斯苦阿利家武

(萬五)

可久婆可里須部奈伎物能可

(萬五)

この類の助詞は格助詞と相上下して結合せらるゝ性あるものなることは日本
文法論に述べたる所なり。今これらの實例を検するに、材料僅少なるこの期の事
なれば、實例頗貧し。左に得たるものをあげむ。

格助詞—副助詞

風乎太爾戀流波乏之風小谷將來登時待者何香將嘆
 龜妙能布衣遠陀爾伎世難爾
 天津日嗣受賜禮流事乎左閉歡奉出禮波
 一重耳妹之將結帶乎尙三重可結吾身者成
 官冠乎乃未取賜比官乎乃未解賜比
 去等乎能未等母邇等伊比豆
 伊米爾太爾比左之久見牟等
 伊夜未思爾乃未多豆我奈久奈吳江能須氣能根毛己呂爾
 余會爾能美美豆夜和多良毛
 直遊止乃未爾波不在之豆

- (萬、四)
- (萬、五)
- (五十七詔)
- (萬、四)
- (六十二詔)
- (靈異記)
- (萬、十五)
- (萬、十八)
- (萬、二十)
- (十詔)

副助詞—格助詞

和氣左倍爾見代
 關左閉爾弊奈里底安禮許會
 春雨須良乎間使爾爲
 美阿止須良乎和禮波衣美須豆
 可母須良爾都麻等多具比豆
 道隈伊積流萬代爾
 菖蒲可都良久麻豆爾加流流日安良米也
 黑髮白髮左右跡結大王心一乎今解目八方
 等我理須等名乃未乎能里氏
 禰乃未乎可奈岐和多里南牟
 一二遍能味仁不在
 由美乃美仁佐尼加和多良牟
 與能奈可波都禰可久能未等和可禮奴流

- (萬、八)
- (萬、十七)
- (萬、九)
- (佛足石)
- (萬、十五)
- (萬、一)
- (萬、十九)
- (萬、十一)
- (萬、十七)
- (萬、十四)
- (五十四詔)
- (萬、二十)
- (萬、十五)

加久乃未可良爾之多比己之
だには後世とても格助詞の上に来らず。この期も然り。この期には「ばかり」の格助詞の上にあるものも見ず。

副助詞は又同類間にありて相重なる性質あるものなるが、これが例も亦多からず。

目耳谷吾耳見乞事不問侶

(萬七)

ハ 接續助詞

接續助詞のこの期に存するものは、

ば、と、とも、ど、ども、を、に、

にして「が」はこの期には存せず。

「ば」は順續的前提を示すに用ゐらる。而、そが未然形を受くるときは假設的の條件を示し已然形をうくる時は事實上の條件を示すものとなること後世の如し。

假設條件を示すもの。動詞、形容詞、形式動詞、純粹形式用言の例は見れども、形式形容詞のはなきやうなり。複語尾も未然形の存するものは皆この用法存するが如しといへども現實設想の「まじ」には存せぬが如し。

佐由利花由利母相等之多波布流許己呂之奈久波今日母倍米夜母

(萬十八)

久毛爾得夫久須利波牟用波美也古彌婆伊夜之吉阿可微麻多越知奴倍之

(萬五)

阿米弊由迦婆奈何麻爾麻爾都智奈良婆大王伊麻須

(萬十八)

之保能波夜悲波安佐理之爾伊泥牟等多豆波

(萬五)

可久斯良麻世婆阿乎爾與斯久奴知許等其等美世麻斯母能乎

(二十六詔)

可受賜奈利世婆祖父仕奉天麻自

(萬五)

國爾阿良波父刀利美麻之家爾阿良婆母刀利美麻之

(紀二十二)

宇麻奈羅摩辟武伽能古摩多智奈羅磨句禮能磨差比
和我勢故之可久志伎許散婆安米都知乃可未乎許比能美奈我久等曾於毛布

伊麻能其等古非之久伎美我於毛保要波伊可爾加母世牟須流須邊乃奈左

(萬二十)

伊奢阿藝布流玖麻賀伊多豆淤波受婆邇本杼理能阿布美能宇美邇迦豆岐勢那

(萬十七)

和

安比之惠美天婆等積自家米也母

(萬十八)

爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念

(萬六)

事實條件を示すもの。こは形容詞形式形容詞及その形なる複語尾には已然形を有せぬが故に接せず。又已然形の存する複語尾といへども「むらむ」には接せず。

奈美多底婆奈吳能宇良未爾余流可比乃

(萬十八)

父母乎美禮婆多布斗斯妻子美禮婆米具斯宇都久志

(萬五)

可母自毛能宇伎彌乎須禮婆美奈能和多可具呂伎可美爾都由曾於伎爾家類

(十五)

久左麻久良多婢乎久流之美故非乎禮婆可也能山邊爾草乎思香奈久母

(萬十五)

余能許等奈禮婆等登尾可彌都母

(萬五)

於須比遠母伊麻陀登加泥婆遠登賣能那須夜伊多斗遠於曾夫良比和何多多勢
禮婆比許豆良比和何多多勢禮婆阿遠夜麻運奴延波那伎佐奴都登利岐藝斯波登

與牟

(記上)

佐謂麻都登倭我陀陀西磨

(紀十四)

芳理夫久路等利安宜麻敵爾於吉可邊佐倍波於能等母於能夜宇良毛都藝多利

(萬十八)

遠神吾大王乃行幸山越風乃獨座吾衣手爾朝夕爾還比奴禮婆大夫登念有我母
草枕客爾之有者

(萬一)

珠選見諸戶山矣行之鹿齒面白四手古昔所念

(萬七)

「と」は「ば」の第一の用法に反對したる意義を示すものにして反續的の假設條件をあらはす前提を構成す。かくて形容詞及其の形なる複語尾には未然形に附屬し、

其の他には終止形より接す。但形式形容詞及複尾む「まし」「し」「さ」「らむ」「らし」「まじ」「へし」には接せずとみゆ。

山川乎奈可爾敵奈里豆等保久登母許已呂乎知可久於毛保世和伎母 (萬十五)

志我能大和太與杼六友昔人二亦母相目八毛 (萬一)

家爾阿利豆波何刀利美婆奈具佐牟流許許呂波阿良麻志斯奈婆斯農等母 (萬五)

爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛會能可奈之伎乎刀爾多氏米也母 (萬十四)

烏梅乃花美夜萬等之羊爾安里登母也如此乃未君波見禮登安可爾氣牟 (萬十七)

千萬乃軍奈利友言舉不爲取而可來男常會念 (萬六)

比登波加由登母 飯哀隨撥鳴多黎播枳多撥豆農架孺登慕須衛婆施志豆謀阿波夢登茹於謀賦 (記下)

爾保杼里能於吉奈我河波半多延奴等母伎美爾可多良武己等都奇米也母 (紀十六)

「ど」は「と」の假設條件なるに對して事實を條件として示し、ばの第二の用法の順續的なるに對して戻續的たるものなり。而その接するは已然形なり。大抵の「ば」の接するものに接しうべしといへど、「む」「らむ」の複語尾には「ば」は接せぬに「ど」は接するなり。これも亦もをそへて「ども」といふこと多し。

瀧之宮子波見禮杼不飽可開 (萬一)

家人使在之春雨乃與久列杼吾乎沾念者 (萬九)

多麻之比波安之多由布敵爾多麻布禮杼安我牟爾伊多之古非能之氣吉爾 (萬十五)

許能可波加美爾伊返波阿禮騰吉美乎夜佐久美阿良波佐受阿利吉 (萬五)

恐家禮登毛御冠獻事乎 (十五詔)

莫寢等母寸巨勢友 (萬十三)

馬醉木乎手折目杼令視倍吉君之在常不言爾
 梅花折毛不折毛見都禮杼母今夜能花爾尚不如家利
 體方灰止共爾地仁埋利奴禮止名波烟止共爾天爾昇止云利
 佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫勤
 鳥翔成有我欲比管見良目杼母人社不知松者知良武
 「を」には前件後件共に事實にして俱存するものを示すなり。これらほもと格助
 詞より轉化したるものなるべく、動詞の連體形を受くる定めなり。
 「を」は前件を主として考へて後件に及ぼすなり。

安思比奇能夜麻毛知可吉乎保等登藝須都奇多都麻泥爾奈仁加吉奈可奴
 (萬二)

伊弊那良婆迦多知波阿良牟乎宇良賣斯企伊毛乃美許等能阿禮乎婆母伊可爾
 (萬五)

世與等
 天下所知食之乎
 可久申須乎皆人仁之毛辭止申仁依豆此官乎婆授不給止令知流事不得
 (萬一)

能知波那杼理爾阿良牟遠伊能知波那志勢多麻比會
 (二十六詔)

和久良婆爾比等波安流乎比等奈美爾安禮母作乎云々
 (記上)

には後件を主として考へたる時の共存前提を示す。
 (萬五)

黃金波人國用理獻言波有登毛斯地者無物止念部流仁聞看食國中能東方陸奧
 國守從五位上百濟王敬福伊部内少田郡仁云々
 (十二詔)

所知奴
 此乎見流仁面乃色形口爾云言猶明爾己我作天云言乎大神乃御命止借天言止
 (四十四詔)

此乎見流仁仲末呂可心乃逆仁惡狀方知奴
 (二十八詔)

此禪師乃晝夜朝廷乎護仕奉乎見流仁先祖之大臣止之天仕奉之位名乎繼止念
 天在人奈利止云天
 (二十八詔)

可多良比能利多布言乎開久仁是能太政大臣乃官乎授末都流仁方敢多比奈牟
 (三十六詔)

可等奈毛念
 (五十三詔)

法勘流爾足島毛罪在儻之

伊敷比等波麻知故布良牟爾等保能久爾伊麻太毛都可受 (萬十五)
 この助詞の下に更に副助詞、係助詞の附屬することあり。係助詞のことは次條に譲らむ。副助詞の附屬するは、ばにしてその副助詞はのみばかりなり。

此山乃盡者耳社此河乃絶者耳社百師紀能大宮所止時裳有目 (萬六)
 直相而見而者耳社靈剋命向吾戀止眼 (萬四)

二 係助詞

この助詞と次の終助詞とは共に用言の述素に干與して文全體の意義性質に影響するものなることは日本文法論に述べし所なり。而、この係助詞の特性は終助詞の如く文の終結に用ゐられ、又副助詞の如く、用言の上にありて意義を支配することあるものなり。

この期の係助詞は左の八なりとす。

は、も、ぞ、なも(なむ)、こそ、や、か、な、

係助詞の性質としては格助詞の下に附屬し、又は代理し、副助詞の下に附屬しうるにて之と反對に格副二助詞の上に行くこと決してなきなり。又終止として用ゐらるゝには各特殊の意義を著はせり。今先その用言の上にあるものをあげむ。

主語に附屬せるもの、

(萬一)

(萬一)

(萬一)

(萬一)

吾勢子波借盧作良須草無者小松下乃草乎苜核
 大夫登念有我母草枕客爾之有者
 燒鹽乃念會所燒吾下情
 押奈戸手吾許會居
 (なもの主語に屬せるものは例を見ず)

(十六詔)

(萬十七)

(萬十二)

誰奴加朕朝乎背而然爲流
 於久禮多流阿禮也可奈之伎
 雲莫田名引
 格助詞の代理せるもの

(三詔)

(ヲ) 詔命者受賜止白奈賀羅

多知賀遠母伊麻陀登加受豆
 阿胡根能浦乃珠曾不拾
 夜麻能名乃美夜伎々都々遠良武
 麻具波思兒呂波多賀家可母多牟
 吾大王物莫御念
 多妣波由久等母
 牟奈許等母於夜乃名多都奈
 蘇良波由賀受阿斯用由久那
 (ユ) 格助詞の下に附屬せるもの、

黃葉乎婆取而曾志努布青乎者置而曾歎久
 我許曾者背齒告目家乎毛名雄母
 片搓爾絲叫會吾搓
 白伎形乎奈毛見喜流
 吾妹兒矣相令知人乎許會戀之益者恨三念

(記上)

(萬一)

(萬五)

(萬十四)

(萬一)

(萬二十)

(萬二十)

(記中)

(萬一)

(萬一)

(萬十)

(四十六詔)

(萬四)

天下乃事乎夜多夜須久行無止

(七詔)

安乎奈多要會禰

(萬十四)

誰手本乎可吾將枕

(萬三)

山常庭村山有等

(萬一)

梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御幸乎聞之好毛

(萬四)

雲居爾會遠久有家留

(萬一)

馬爾己會布毛太毛可久物

(萬十六)

白賜官爾耶治賜止白賜倍婆

(六詔)

幾代左右二賀年乃經去良武

(萬一)

和爾奈多要會禰

(萬十四)

那迦士登波那波伊布登母

(記上)

柯微騰母柯微騰積舉曳俱屢

(紀二十四)

君之形見跡會來師

(萬一)

食國天下之業止奈母隨神所念行久止

(四詔)

地矣阿多良斯登許會我那勢之命爲如此登詔雖直
 伊射里須流安麻等也見良武多妣由久和禮乎
 伊可爾世與等可爾保鳥能布多利那良毗爲
 安禮奈之等奈和備和我勢故
 新羅奇敵可伊敵爾可加反流
 吾船者枚乃湖乃將榜泊奧部莫避左夜深爾來
 比等余里波伊毛會毛安之伎
 情由毛思哉妹之伊目爾之所見
 阿須由利也
 何處從鹿妹之入來而夢所見鶴
 伊豆久由可斯波何岐多利斯
 吾舟者從奧莫離
 國柄加雖見不飽神柄加幾許貴寸
 副詞其の他述語に修飾たるものに附屬せる例

- (記上)
- (萬十五)
- (萬五)
- (萬十七)
- (萬十五)
- (萬三)
- (萬十五)
- (萬四)
- (萬二十)
- (萬十二)
- (萬五)
- (萬七)
- (萬二)

可久方阿禮止毛
 本忌之可如久方不忌之天
 事清甚毛莫言
 必母斯理弊能政有倍之
 千遍會吾者死變益
 余能奈迦波加久叙許等和理
 蓋哉鳴之吾戀流其騰
 加久耶答賜加久耶答賜止
 爲當也今夜毛我獨宿牟
 如此爲而哉猶八將退
 然莫爲止宣
 副助詞の下に附屬せるもの、

伊企陀爾母伊麻陀夜周米受
 竿牡鹿之鳴奈流山乎越將去日谷八君當不相將有

- (三十四詔)
- (三十八詔)
- (萬四)
- (七詔)
- (萬四)
- (萬五)
- (萬二)
- (六詔)
- (萬一)
- (萬四)
- (十八詔)
- (萬五)
- (萬六)

明日佐倍母將見 (萬八)
 朝夕二將見時佐倍也吾妹之雖見如不見由戀四家武 (萬四)
 可母須良母都麻等多具比豆 (萬十五)
 將見時麻泥波松柏乃佐賀延伊麻佐福 (萬十九)
 伊都麻豆可安我故非乎良牟 (萬十五)
 於登能未毛名能未母伎吉底 (萬十七)
 足日木能石根許其思美菅根乎引者難三等標耳會結焉 (萬三)
 唯太子一人乃味會朕我子波在 (四十五詔)
 貴久慶伎御命自獨能味夜受賜武止所念奈毛 (四十九詔)
 許許呂袁陀迦阿比淤母波受阿良牟 (記下)
 世間常如是耳加 (萬七)
 此山乃盡者耳社此川乃絶者耳社 (萬六)
 係助詞は接續助詞の「ば」とも「とも」の下に附屬することあり。
 天下乃政波行給物爾伊麻世波奈毛慈備慈美給天免給布 (四十四詔)

加賀美那須阿賀母布都麻阿理登伊波婆許會伊幣爾母由加米 (記下)
 須久須久登和賀伊麻勢婆夜許波多能美知暹阿波志斯登賣 (記中)
 爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念 (萬六)
 烏梅乃花美夜萬等之美爾安里登母也如此乃未君波見禮登安可爾氣牟 (萬十七)
 世間乃位冠乎波不樂伊末佐倍止毛奈毛猶不得止天 (四十一詔)
 更に問投助詞を介して附屬せるものもあり。
 朝廷能護等之天關仁奉供禮方之會國方多久在止毛美濃止越前止御占仁合天 (三十七詔)
 大嘗乃政事乎取以天奉供其之止 (六十二詔)

次には又係助詞同類の間にありて互に相重なることあり。
 阿禮乎婆母免賜豆 (六十二詔)
 吾者衣戀流 (萬六)
 父母毛表者奈佐加利 (萬五)

今朕御世爾當氏母内兵止心中古止波奈母遣須
年者也經南

(十三詔)
(萬七)

吾叫毛曾汝丹依云

(萬十三)

曾許雲香人之吾乎言將成

(萬七)

吾者毛也安見兒得有

(萬二)

吾毛念人毛莫忘

(萬四)

「モ」

汝乎曾母吾丹依云

(萬十三)

平山子松末有廉叙波我思妹不相止者

(萬十一)

「コソ」

伊麻許曾波知杼理邇阿良米

(記上)

雪己曾波春日消良米

(萬九)

「ヤ」

朕一人波貴大瑞乎受賜幸
此間爲而家八方何處

(十三詔)
(萬三)

「カ」

君之當者不所見香聞安良哉

(萬一)

松影乃淺芽之上乃白露乎不令消將置言者可聞奈吉

(萬九)

後世よくいふかはといふ形は見當らず。

「こそ」に限りてその下に助詞「に」を伴ふことあり。

(記下)

麻許曾邇斗比多麻閉

(記下)

阿賀母布都麻阿理登伊波婆許曾爾伊幣爾母由加米

係助詞は述語に勢力を及ぼすものなる故に、そが、述語の上にある時はその述語は特殊の形を起さしむることあり。先は「も」の二はその力さまで強からぬが故に尋常の形にて述語の終末をなすなり。

妹情者疑毛奈思

(萬一)

伊呂毛可波良受

(萬二十)

蘇良美都夜麻止乃久爾波可未可良斯多布度久安流羅志 (續紀十五)
 吾欲之野島波見世追 (萬一)
 乎等都日毛伎能敷母安里追 (萬十七)
 斯可爾波阿羅慈加 (萬五)

「ぞ」なもが上にある時述語が用言にて終る時はその連體形を以てす。

吾耳會君爾者戀流 (萬四)

大臣乃御世重天明淨心以豆仕奉事爾依豆奈母天日繼波平安久聞召來流 (十三詔)

時無會雪者落家留問無會雨者零計類 (萬一)

諸意靜了奈半後爾榜上手波宣牟止爲天奈母抑開豆在津流 (二十五詔)

坂上爾會安留 (萬九)

許己知天謹麻利淨心手以天奉侍止將命止奈毛召都流 (四十五詔)

しかれども又「ぞ」に對して已然形を以てせるものあり。

視渡者近里廻乎田本欲今衣吾來禮巾振之野爾 (萬七)

「こそ」が上にある時用言にての終止は形容詞及之に類せる形のものは連體形を以てし、その他は已然形を以てす。

己妻許會常目類次吉 (萬十一)

久佐許會之既吉 (萬十七)

王乃幣爾去會死米 (十三詔)

此方諸聖等天神地祇現給比悟給爾已會在禮 (四十四詔)

復清麻呂等波奉侍留奴止所念天已會姓毛賜豆治給之可 (四十四詔)

伊麻許會波知杼里運阿良米 (記上)

「や」か上にある時は用言にての終止は連體形を以てす。

烏梅能波奈比等利美都都夜波流比久良佐武 (萬五)

奈爾可佐夜禮留 (萬五)

誰奴加朕朝乎背而然爲流 (十六詔)

天下乎夜多夜須久行無 (七詔)

伊豆久由可斯和何伎多利斯 (萬五)

「なが上に來る時は述語たる用言は動詞形式動詞及純粹形式用言の第一種用法のもの、複語尾は屬性を助くるものに限る。かくてその用言は連用形を以てするを通例とす。而その多くは用言の下に「そ」助詞を伴ふ。

「そを伴はぬもの、

阿夜爾那古悲岐許志

(記上)

父母毛表者奈佐加利

(萬五)

安禮奈之等奈和備和我勢故

(萬十七)

清月夜爾雲莫田名引

(萬十一)

「そを伴へるもの、

許能之具禮伊多久奈布里會

(萬十九)

伊能知波奈志勢多麻比會

(記上)

和我由惠爾於毛比奈夜勢會

(萬十五)

半也久奈知利會

(萬五)

伊射子等毛多波和射奈世會

(萬二十)

此狀悟而人乃見可答和射奈世會
驚呂之伎事行奈世會

(十六詔)
(五十六詔)

三段形の來につきて「なこそ」といへる形はあるべきさまなれど、例を見出せず。終止として用ゐらるゝ場合は各特殊の述索的方面を分擔す。

「は」の終止として用ゐらるゝことはこの期になしと見えて例を發見せず。「も」が終止となる時は含蓄的の意よりして感動を寓す。かくてこれは用言の原形に附屬す。

都麻夜左夫斯久於母保由倍斯母

(萬五)

亦打山行來跡見良武樹人友師母

(萬一)

枕之邊忘可彌津藻

(萬一)

物部乃大臣楯立良思毛

(萬一)

和家會乃乃多家乃波也之爾于具比須奈久母

(萬五)

念意緒多禮賀思良牟母

(萬十七)

多豆我許惠須毛

(萬十五)

「ぞ」が終止となる時は用言の連體形をうく。又直に體言をうくることあり。而その意義は確に指示するもあり。疑問反語拒否等の語法を誘導することもあり。

伊母麻都良牟會

(萬十七)

有都都毛御見多麻波牟會

(萬十九)

我御心會止悟奉禮止宇氣比賜支

(祝詞)

和何許許呂宇良須能登理叙

(記上)

伊豆久欲利积多利斯物會

(萬五)

企許斯遠周久爾能麻保良叙

(萬五)

退給比捨賜比岐良比給牟物會

(四十五詔)

「なも」は動詞及形式動詞純粹形式用言の第一種の用法のものの未然形に附屬して終止し、自家の情的傾向を豫想的にあらはすなり。

兒良波安波奈毛

(萬十四)

世奈波安波奈母

(萬十四)

この「なも」が終止の時は「なむ」といふ形に變ずること多し。

麻等保久能野爾毛安波奈牟

(萬十四)

宇具比須波宇惠木之樹間乎奈伎和多良奈牟

(萬二十)

富等登藝須奈保毛奈賀那牟

(萬二十)

次の例は「なむ」とよめれど、なほ「なも」なるべし。

雲谷裳情有南敵

(萬一)

されどもこれらの多くは實際「なむ」とよびしかはた「なも」なりしものか、遽に斷すべからず。そは何故ぞといはゞ、かの「かも」にあつるに。

多布刀伎呂可儻

(萬五)

阿乎久牟乃多奈妣久夜麻乎古江豆伎怒加牟

(萬二十)

の如き例あればなり。

「こそ」が終止となる時は冀望をあらはして、動詞純粹形式用言の連用形に附屬す。

用流能伊味仁越都伎提美延許會

(萬五)

左氣爾于可倍許會

(萬五)

伊母爾都氣許會

(萬五)

知良須阿利許會
やはすべての用言の原形に附屬す。

(萬、二十)

多津鳴倍思哉

(萬、五)

雨爾零寸八

(萬、一)

都伎豆佐久倍久奈利爾豆阿良受也

(萬、三)

伊母爾都宜都夜

(萬、十八)

かはすべての用言の連體形に附屬して終止す。

我振袖乎妹見都良武香

(萬、二)

斯可爾波阿羅慈迦

(萬、五)

和周良志奈牟迦

(萬、五)

静母岸者波者縁家留香

(萬、七)

なは形容詞及其形せるものゝ以外のものの原形に附屬す。

於毛保之賣須奈

(萬、十五)

和須禮多麻布奈

(萬、十五)

余振袖乎無禮登母布奈

(萬、六)

我兒我王過无罪無有者捨麻須奈忘麻須奈止負賜宜賜志大命依而(七詔)

(萬、十五)

知里許須奈由米

(記、下)

阿斯布麻須奈

(萬、十四)

安思布麻之牟奈

(紀、十六)

思寐能和俱吾鳴阿婆理逗那偉能古

この最後のは複語尾つをうけたるにて珍しき例なり。

この期のこれら終止的用法にて後世になきは「や」「か」の反語なり。「やは動詞、純粹

形式用言、複語尾の「ひ」音のものゝ已然形をうく。

和禮和須流禮夜

(萬、十四)

奈我伎波流比毛和須禮底於毛倍夜

(萬、十七)

奈良野和藝敵乎和須禮底於毛倍也

(萬、十八)

古非之家禮夜母

(萬、十八)

女波伊波禮奴物爾阿禮夜

(十三詔)

獨在倍伎物爾有禮夜止

(七詔)

佐夫志計米夜母

(萬五)

寐毛宿良目八方

(萬一)

かはひの已然形に接して反動的終止をなす。

何方爾念鷄目鳴

(萬三)

都良波可馬可毛

(萬十四)

阿良波左米可母

(萬十四)

又この期には用言の已然形にて順續的事實條件を示すことあるその際に「ぞ」「そ」「や」かが之に接して其の述素を結合することあり。

奈爾須禮曾波登布波奈乃佐吉低己受祁牟

(萬二十)

歎管大夫之戀禮許曾吾髮結乃漬而奴禮計禮

(萬二)

阿里佐利底能知毛相牟等於母倍許曾都由能伊乃知母都藝都追和多禮

(萬十七)

關左閉爾弊奈里底安禮許曾與思惠夜之餘志播安良武曾

(萬十七)

心佐閉消失多列也言母不往來

(萬九)

天地之神者無可禮也愛吾妻離流

(萬十九)

宇多比都々迦美祁禮加母麻比都々迦美祁禮迦母許能美岐能美岐能阿夜邇宇

(記中)

多陀怒斯佐々

(萬十五)

伊敏妣等能伊波比麻多禰可多太未可母安夜麻知之家牟

(萬十五)

因に一言しおくべきことあり。世の語學者といはるゝ人にして萬葉集中にある宛字を基として語源を説かむとするものあり。或は之を基として冠履轉倒の論を弄するものなきにあらず。この類の助詞のはの語原の如きその一なり。はの語原はものならむといふことこれなり。これら論者の據とする所は漢字「者」をあつるによりてなりといふに歸す。この説は其の行はるゝ範圍頗廣しといへども何等の價值なきものとす。

先萬葉集中は「に」者をあてたる例を下に示さむ。

山跡乃國者押奈戸手吾許會居

會許之恨之秋山吾者

我許者背齒告白
 今者許藝乞菜
 野守者不見哉君之袖布流
 大宮者此間等雖聞大殿者此間等雖云
 天下爾國者思母澤二雖有
 大宮人者船並氏
 春部者花挿頭持
 泊瀬山者真木立荒山道乎
 荒野者雖有
 御獵立師斯時者來向
 都宮者高所知武等
 我國者常世爾成牟
 日本乃清香具山者日經大御門爾春山跡之美佐備立有
 畝火之此美豆山者日緯能大御門爾彌豆山跡山佐備伊座

耳爲之青菅山者背友乃大御門爾宜名倍神佐備立有
 名細吉野乃山者影友乃大御門從雲居爾會遠久有家留
 處女之友者乏吉呂賀聞
 吾勢之君者獨香宿良武
 倭爾者鳴而歎來良武
 秋山乃木葉乎見而者黃葉乎婆取而會思奴布青乎者置而會歎久會許之恨之秋
 山吾者
 時無會雪者落家留間無會雨者零計類
 天離夷者雖有
 倭爾四手者我戀流水路爾有云
 雖見安可受巨勢能春野者
 君之當者不所見香聞安良武
 寧樂乃家爾者萬代爾吾母將通

以上は僅に萬葉集第一卷のうちにて用ゐられたるものの例なり。今若「は」は「者」を

用ゐたるが故に「もの」の意義を有すとせば、

秋山乃木葉乎見而者。黄葉乎婆取而曾之奴布。

此也是能倭爾四手者。我戀流木路爾有云。

等の「者」は何と解釋せらるべきか。その通ぜざること勿論のことなり。なほ又用言の連體形の述語となれるものをうけたるを見て、「もの」又は「こと」を省くともよきが故に語源は「もの」又は「こと」なるべし。などいへるは甚幼稚なる見にして、しかるときは格助詞、副助詞、係助詞の大體はみなかゝる用法あるが故に語源はいづれも「もの」又は「こと」なるべし。かゝるべき理いづこにかあらむ。

更に進みて研究せむに、「者」は誠に「は」の語にあてられたり。然れども「は」はいつも者にて示されたるにあらず。「波」字あり、濁れる場合には「婆」あり。然れども「者」は元來音借の字にあらずして義借の字なるべければ、「波」と同一列にとくべきものにあらざるべし。然りとはいへ、「者」の字は其の音を離れて義借の字としてある時は、必吾人の係助詞の「は」をあらはすのみかといふに然らずして接續助詞「ば」をあらはす時もなきにあらず。

國見乎爲者

卜歎居者。珠手次懸乃宜久。

客爾之有者

月待者。潮毛可奈比沼。

草無者。小松下乃草乎蒨核。

春去來者

妹乎爾苦久有者

木宮處見者。悲毛

故京乎見者。悲寸

荒有京見者。悲毛

秋立者。黄葉頭刺理

玉限夕去來者

反見爲者。月西渡

見之賜者

朝月夜清爾見者
天之四具禮能流相見者
秋去者今毛見如

これ上の如く萬葉集第一卷にての用例なり。これを以て見ればはに用ゐたる者とばに用ゐたる者とは決して數に於いて非常の軒輕なきなり。吾人は萬葉全體を通じて統計したることなきが故に數の多少を斷定することあたはずといへども大體に於いて大なる差異はあらざるべし。

かくの如くなればはも亦ものを語源とすべきか如何。或はははものを語源として者を使用するを更に轉用せしものとすべきか。吾人はそのいづれにしても通ずべき説ならぬを斷言す。

あゝ世の短見者流のあやまれることよ。見よかの者は吾人の語にあらずして漢文の助字なることを。

彼秦者弃禮義而上首功之國也
弘羊賜爵左庶長黃金者再百焉

(史記魯仲連傳)

(史記食貨志)

これらの者は吾人のはに略相當する語なることを知れ。

勿己者朋其可乎

(管子)

不殺者爲楚國患

(史記楚世家)

秋霜降者草花落水動搖者萬物作

(史記李斯傳)

此の如きははに相當するものなり。

元來者字は其の字源に於いて白の冝聲なるものにして説文にも別事習也といへる如く今日の語にていへば助詞たるものにて體言ならぬは明なり。之を以てかゝる際の者は我がは又ははに該當するが故に我が國にてその助字としての作用の類似よりかりたるものにして決してわがはのものより出てたりといふ證にも例にもならぬは明なる事實なり。

すべてこれらの者は漢文に存するは明なるが邦人のつくれる漢文の當時のものにも確に存在せるなり。

三寶者佛法僧也

(十七條憲法)

若是定業以背世者往登淨土早昇妙果

法隆寺釋迦佛造像記

然當時崩賜造不堪者

(法隆寺藥師佛像造像記)

惟船氏故王後首者。是船氏中祖王智仁首兒那沛故首之子也

(船者王後墓志)

兒等者漁夫之舍兒草菴之微者

(萬五遊松浦河序)

皇太子者淡海帝之長子也

(懷風藻)

石上中納言者左大臣第三子也

(懷風藻)

これらを見ても當時漢文の「者」字の用法に熟しをりしは明なるにあらずや。

へる

ホ 終助詞

この期の終助詞は次の四なりとす。

が、な、ね、に、

終助詞は其の性質として述語の終末に用ゐらるゝことは既に述べたる所なり。次に其の各につきて用例をあげむ。

「が」は冀望をあらはす。多くは前又は後、或は前後共に「も」を伴ふ。かくて體言に他の助詞なしに、若くは「に」助詞を伴へるものに接し、用言には連用形に接す。體言に接せる例、

加那須岐母伊本知母賀母 (記、下)

千年爾母何等意母保由留加母 (萬、五)

吾念君者千歲爾母我毛 (萬、六)

彌牟必登母我聞 (萬、五)

等利爾母賀母夜 (萬、五)

石竹之其花爾毛我 (萬、三)

用言に接せる例

奈羅倍豆毛餓望 (紀、十一)

倭我伊能致謀那我俱母驚勝 (紀、十四)

阿句志茂餓茂 (紀、廿二)

安之比奇能夜麻波奈久毛我 (萬、十八)

天橋文長雲鴨高山文高雲鴨
今裳見如副而毛欲得

かくてこの詞は複語尾きに限りて連體形をうくるなり。

見之賀登念

伊麻勿愛豆之可

阿左奈佐奈安我流比婆理爾奈理豆之可

霍公鳥無流國爾毛去而師香

又副詞に接することもあり。副助詞に接するもあり。

常如此爾毛我

迦久母賀登

等毛思吉伎美波安須左倍母我毛

なは形容詞及形容詞の性をうけたる形式用言并に複語尾には接せず。その他の用言の未然形に接して自翼ふ意をあらはす。

去來結手名

(萬、十三)
(萬、四)

(萬、十一)

(萬、五)

(萬、二十)

(萬、八)

(萬、十九)

(記、中)

(萬、十四)

(萬、一)

許等許等波斯奈等思騰
意母布度知加射之爾斯豆奈
阿素毗久良佐奈
出波之利伊奈等思騰
二寶比天由香名
沾衣乎家者夜良奈
伊氏安禮伊可奈
和禮波牟須婆奈
見都追思努波奈
美知乎多豆禰奈
都刀爾通彌許奈
迦豆岐勢那和
君爾因奈名

ねの所屬はなに同じ。その意は他に逃ふるにあり。

(萬、五)

(萬、五)

(萬、五)

(萬、五)

(萬、六)

(萬、九)

(萬、十四)

(萬、二十)

(萬、二十)

(萬、二十)

(萬、二十)

(記、中)

(萬、二)

名告沙根 (萬二)
 早還許年 (萬一)
 阿米能志多麻乎志多麻波禰 (萬五)
 白管自吾爾尼保波泥 (萬九)
 伊毛爾安比豆許禰 (萬十五)
 月爾日爾之可志安蘇婆禰 (萬十九)
 和我勢故波宇河波多多佐禰 (萬十九)
 今日者久良佐禰大夫之徒 (萬十九)
 美等々志怒波禰 (萬二十)
 安米母多麻波禰 (萬十八)
 許紀志悲惠泥 (記中)
 佐邪岐登良佐泥 (記下)
 ねは又係助詞にて終止となりたるな||その下に附屬することあり。
 難波方鹽干勿有會禰 (萬二)

大殿乃此母等保里能雪奈布美會禰 (萬十九)
 宇奈波良乃宇倍爾奈美那佐伎會禰 (萬二十)
 和我見流乎努能久佐奈加利會禰 (萬二十)
 このねは又「に」といふ事あり。
 奈利乎斯麻佐爾 (萬五)
 移乎佐伎太多尼 (萬十四)
 柴莫苺會尼 (萬七)

間投助詞

この期の間投助詞は次の如し。
 や、を、よ、ろ、し、い、え、ら、な
 やは連體語の下に附屬することあり。
 那須夜伊多斗遠 (記上)

伊斯多布夜阿麻波勢豆加比
 阿米那流夜淤登多那婆多能
 阿符美能野愷那能倭俱吾伊
 可之古伎夜美許等加我布理
 呼掛の下につけるもあり。

(記、上)
 (記、上)
 (紀、十七)
 (萬、二十)

夜知富許能加微能美許登夜
 奈勢能古夜
 句の終末に附屬せるもあり。

(記、上)
 (萬、十四)

阿治志貴多迦比古泥能迦微會也
 拖我佐基泥佐基泥會母野倭我底騰羅須謀野
 白壁之豆久也好壁之豆久也國會昌由流也吾家良會昌由流也

(記、上)
 (紀、二十四)
 (續紀、三十一)

其他次の如き用例あり。

波多也波多武奈伎乎漁取跡河爾流勿

(萬、十六)

思惠也安多良思
 於會也是君
 波之吉也思吾家乃毛桃
 和禮波夜惠奴
 「を」は格助詞に「と」の下、形容詞の連用形の下、複語尾の連體形、許容法の下に附屬す。

(萬、十)
 (萬、九)
 (萬、七)
 (記、中)

中爾乎爾牟登
 之多爾乎伎麻勢
 朝入爲流人跡乎見座
 保等登藝須許許爾知可久乎伎奈伎豆余
 須米良美久佐爾和例波伎爾之乎
 山跡有大島嶺爾家居麻之乎
 多知波氣麻斯袁岐奴岐勢麻斯袁
 渡守船度世乎跡呼音之

(萬、五)
 (萬、十五)
 (萬、九)
 (萬、二十)
 (萬、二十)
 (萬、二)
 (記、中)
 (萬、十)

又體言に附屬して句の終末をなすことあり。

美世麻斯母乃乎
 曾能夜幣賀岐袁
 「よ」は係助詞「も」の下にあらはるゝこと頗多く、又體言を受けて感動をあらはすと多し。

籠毛與美籠母乳布久思毛與美夫君志持

阿波毛與

摩蘇餓豫

又「か」の下に附屬することあり。

伊波具久留水都爾母我毛與

又許容禁止の語法に附屬することあり。

伊可爾世與等可

伎奈伎豆余

之多爾毛伎余

和氣佐倍爾見代

(萬、五)

(記、上)

(萬、一)

(記、上)

(記、廿二)

(萬、十四)

(萬、五)

(萬、二十)

(萬、十五)

(萬、八)

奈孤悲曾余等會
 又普通の終止の下に附屬せるもあり。

(萬、十七)

蘇良由登伎怒與

(萬、十四)

可良波志母與

(萬、五)

都紀多多那牟余

(記、中)

「ろ」は下に「かも」を伴ひて、上に形容詞の連體形、又は體言をうけて「ろかも」となりて終止することあり。

袁陀豆呂迦母

(記、中)

他賀多泥呂迦母

(記、中)

於朋着瀾呂介茂

(紀、十一)

登母志岐呂加母

(記、下)

箇志古者呂箇茂

(紀、十一)

處女之友者之吉呂賀聞

(萬、一)

東歌にありては頗自在なる用法をあらはせり。その例體言の下につけるものと

しては

伊波保呂乃蘇比能和可麻都
 古呂賀於會伎能安路許會要志母
 安乎彌呂爾多奈婢久君母能
 於抱野呂爾多奈婢久君母乎
 奈流世呂爾
 古須氣呂乃宇良布久可是能
 句の終止につけるものは次の如し。

阿是西呂等
 於毛抱須奈母呂
 此はこの期には用法甚廣し。次に之を列舉せむ。
 主語につくもの

會許之恨之
 君乎麻都良牟比等之可奈思母

(萬十四)

(萬十四)

(萬十四)

(萬十四)

(萬十四)

(萬十四)

(萬十四)

(萬十四)

(萬十四)

(萬一)

(萬十五)

格助詞の代理に立つもの

夜周伊斯奈佐農
 高山之磐根四卷手死奈麻死物乎
 格助詞の下につくもの

(十三詔)

(萬二)

祖乃心成伊自子爾波可在
 治賜伊自天皇朝爾仕奉利婆婆爾仕奉爾波可在

(十三詔)

(萬四)

(三十四詔)

(萬一)

(七詔)

(續紀十五)

副助詞の下にあるもの

己我心仁念求流事手之成給天波
 草枕客爾之有者
 試定止斯伊波婆
 可未可良斯多布度久安流羅之
 彌能尾志奈可由
 安我古非能未思等伎奈可里家利

(萬五)

(萬十四)

係助詞の上にあるもの

萬代然之毛將有登

(萬、二)

關仁奉供禮方之會國方多久在止毛(云々)

(三十七詔)

出而將去時之波將有乎

(萬、四)

係助詞の下にあるもの、

路波之騰保久

(萬、十七)

夜麻波之母之自爾安禮登毛加波波之母佐波爾由氣等毛

(萬、十七)

接續助詞の下にあるもの、

關仁奉供禮方之會國方多久在止毛

(三十七詔)

伊勢乃國者國見者之毛

(萬、十三)

用言に對して修飾語たるもの、下につくもの、

故是以親王始而王臣百官人等淨明心以而彌務爾彌結爾阿奈奈比奉輔佐奉奉

事爾依而志此食國天下之政事者平長將止奈母所念座

(三詔)

天下平久百官安久爲而之天地大瑞者顯來止奈母隨神所念行佐久止詔

然之毛將有登

(六詔)

字倍志許會

(記、下)

間投助詞「よ」「や」の下にあるものあり。

意布袁余志

(記、下)

阿乎爾與斯

(萬、五)

波之吉也思

(萬、七)

與之惠也之

(萬、十五)

「は」は連體語と體言との中間にあり。

花待伊間爾

(萬、七)

不亂伊間爾

(萬、十)

「え」は形容詞の終止形に附屬す。かくて多く終止に用ゐらる。

吾者左夫思惠

(萬、四)

吾持留心者吉惠君之隨意

(萬、十一)

愛俱流之衛。奈疑能母騰制利能母騰阿例播俱流之衛。

(紀廿七)

又復語尾むの終止形に附屬して終止することあり。

(萬十四)

又下にやしといふ間投助詞を伴ふこと多し。

能喚入師浦者無友繼畫屋師瀆者無輛

(萬二)

與之惠也之比等里奴流欲波安氣婆安氣奴等母

(萬十五)

與思惠夜之餘志播安良武會

(萬十七)

らは體言の下を助詞の下複語尾つの連用形の下に附屬す。

安左乎良乎遠家爾布須左爾宇麻受登毛

(萬十四)

病遠良加豆之阿禮婆

(萬五)

行之荒雄良與爾袖振

(萬十六)

古乎等都麻乎等於根豆等母根奴

(萬廿)

このらは又形容詞の語幹に附屬することあり。

宇麻良爾岐許志母知袁勢

(記中)

物悲良爾念有之吾兒乃刀自緒
安加良多知婆奈
安可良我之波
宇須良婢乃
賢良乎爲跡

(萬四)

(萬十八)

(萬二十)

(萬二十)

(萬三)

又下の如き形もあり。

(一詔)

天皇大命良麻止詔大命乎
人止之天恩乎不知恩乎不報奴良波聖乃御法仁毛禁給弊流物仁在

(四十一詔)

なは一旦終止したるものの下に附屬し又かもの下にも附屬す。

(萬十四)

和須禮婆勢奈那

(萬九)

從明日者吾波孤悲牟奈

(萬十七)

花波知良牟奈
我賀勢能伎美波奈泥之故我波奈爾毛我母奈

(萬十七)

第五節 語構成の概要

こゝには接辭、外來語、語の叢りにつきて大略を述べむとす。

一 接辭

接辭は之を二大別して意義を示すものと資格を示すものとなす。

イ 意義を示す接辭

この種の接辭はたゞその單に何等かの意義を添加するのみなり。これも亦二分せらる。一は語の上にあるもの、一は語の下にあるものこれなり。

一 語の上にあるもの

こは體言、用言、又は副詞の上に接して、音調又は意義を添ふるものにして元語の資格に何等の變動をも起さしむることなきものなり。このうち又唯何となく音調を添ふるに、止まるものと意義を添ふるものとあり。

音調を添ふるものは其の意殆認め難く、唯、下の語に、強調を與ふるに過ぎざるものなり。この期のものには「し」「か」「や」「た」「そ」あり。

「し」は動詞にのみ接す。

- 伊[○]隱[○]萬[○]代[○]
- 伊[○]積[○]流[○]萬[○]代[○]爾[○]
- 伊[○]波[○]比[○]廻[○]
- 伊[○]卷[○]渡[○]等[○]
- 伊[○]吹[○]惑[○]之[○]
- 伊[○]去[○]波[○]伐[○]加[○]利[○]

- (萬、一)
- (萬、二)
- (萬、二)
- (萬、二)
- (萬、二)
- (萬、三)

伊波比拜目 (萬、三)
 伊波比毛等保理 (萬、三)
 伊刀良斯豆 (萬、五)
 伊多度利與利提 (萬、五)
 五十開回有 (萬、六)
 伊許自而植之 (萬、八)
 伊渡爲兒 (萬、九)
 伊都我里座者 (萬、九)
 伊渡左牟爾 (萬、十)
 伊續伊繼戀許曾益 (萬、十)
 伊波能倍爾伊賀可流久毛能 (萬、十四)
 伊和多良佐牟乎 (萬、十八)
 伊都久須伎波美 (萬、十八)
 伊波都流麻泥爾 (萬、十八)

(萬、三)
 (萬、三)
 (萬、五)
 (萬、五)
 (萬、六)
 (萬、八)
 (萬、九)
 (萬、九)
 (萬、十)
 (萬、十)
 (萬、十四)
 (萬、十八)
 (萬、十八)
 (萬、十八)

伊多牟流其等爾 (萬、二十)
 伊己藝和多利豆 (萬、二十)
 かは用言にのみ接す。動詞には次の一例あるのみ。

(萬、四)

香縁相者

(萬、二)

香青生

(萬、五)

迦具漏伎可美

(萬、十三)

蟻鴉香黑髮丹

(萬、十七)

可夜須伎

は體言用言に接す
體言に接するもの

酢衣乃

(萬、十二)

左夜

(萬、二)

佐衣

(萬、十四)

左小牡鹿之

(萬、十)

佐丹塗之小船

(萬、八)

左小舟乃

(萬、十)

左[○]檜隈檜隈河

(萬十二)

佐[○]夜麻太能

(萬十七)

用言は形容詞にも動詞にも接す。形容詞には

佐[○]青有公之

(萬十六)

佐[○]麻禰之

(萬一)

動詞には

佐[○]麻欲比奴禮

(萬二)

佐[○]波斯留

(萬五)

佐[○]和多流伎波美

(萬五)

佐[○]奴良久波

(萬十四)

左[○]奈良弊流

(萬十七)

左[○]乎騰流鴉

(萬十九)

佐[○]乃己利伊麻世

(佛足石)

波[○]流佐[○]良婆

(萬五)

かの「さり」といへるものは「あり」がこの「さ」を戴けるものにあらざるか。

波[○]流[○]左[○]禮婆

(萬十八)

安[○]伎[○]左[○]良婆

(萬十七)

安[○]佐[○]左[○]良受

(萬十七)

由[○]布[○]左[○]禮波

(萬十七)

「た」は用言に接す。動詞には、

麻[○]左[○]吉久毛安里多母等保利

(萬十七)

許[○]藝[○]多[○]母[○]等[○]保[○]里

(萬十八)

多[○]母[○]登[○]保[○]里[○]伎[○]奴

(萬十七)

多[○]婆[○]之[○]理

(萬二十)

形容詞には

三[○]三[○]二[○]田[○]八[○]酢[○]四

(萬十一)

「そ」は動詞に接せるもののみを知る。

會[○]陀[○]多[○]岐

(記上)

會[○]太[○]禮[○]留[○]比[○]止[○]乃

(佛足石)

意義を添ふるものは各些少なながらも、この固有の意義を以て修飾する處あり。
「み」を「ま」をこれなり。

「み」尊敬の意若くは稱美の意をあらはす。體言及動詞に接す。體言に接せるもの

於哀積瀾能瀾於寐能之都波柁

(紀、十六)

美寵 美夫君志

(萬、一)

彌許許呂遠 美豆豆可良

(萬、五)

多那禮乃美巨騰

(萬、五)

伎美我美家思志

(萬、十四)

伎美我美布禰能

(萬、十五)

動詞に接せるもの

枕其后之御膝爲御寢坐也

(記、中)

美多多志世利斯

(萬、五)

伊波乃比賣命皇后止御相坐而

(七、詔)

「ま」純粹なる意を示して、體言、形容詞、副詞に接す。
體言に

眞浦悲

(萬、二)

眞熊野之船

(萬、六)

眞肥運波阿豆受

(記、中)

形容詞に

眞白衣不盡能高嶺爾雪者零氣留

(萬、三)

眞佐吉久登伊比底之物能乎

(萬、十七)

眞可奈之伎

(萬、二十)

副詞に

眞佐夜可爾美無

(萬、二十)

眞都夫佐邇登理與會比

(記、上)

「を」體又は量の小なるをいふ、體言に接す。

乎爾比多夜麻乃

(萬、十四)

乎豆久波乃
相模禰乃乎美禰
乎夜麻田能

(萬、十四)

(萬、十四)

(萬、十四)

二 語の下にあるもの

この類のものは共に體言にのみ接す。その種類二あり。一は名詞、代名詞に接して多數なることを示すもの、一は數詞に接してそが指示する物質を暗示するものなり。

多數なることを示すものは同時になほ他の意義をも暗示することあり。

「たち」有情の同類にいふ。但少しく敬ふ意ありとも見ゆ。

天地乃神多知毛共爾
王多知止藤原朝臣等止波
親王多知臣多知百官乃人等

(四十二詔)

(三十九詔)

(三十八詔)

天皇大御靈多知乃

(十九詔)

(萬、十九)

伊波敵神多智

(三十七詔)

(十七詔)

汝多知諸者吾近姪奈利

(四十三詔)

(十六詔)

(萬、五)

(萬、五)

岐多奈久惡奴止母止相結互

「ら」多數あるを總括して主たるものを點出して指定するなり。但、人の例のみ

を見る。

越等賣良波

(萬、五)

許良爾佐夜利奴

(萬、五)

久奈多夫禮良爾

(十九詔)

乎止賣良爾乎止古多智蘇比
數詞に接するものは次の如し。

(續紀三十)

「ち」事物の箇數を示す。千個の「ち」とことなり。

(記下)

加那須岐母伊本知母賀母
彌蘇知阿麻利布多都乃加多知

(佛足石)

「り」人の數を示す。

愛瀨詩烏毗婁利

(紀三)

布多理雙坐

(萬十八)

「か」日數を示す。

伊麻布都可太未

(萬十七)

奈奴可乃字知波

(萬十七)

毛毛可斯母由加奴麻都良遲

(萬五)

ロ 資格を示す接辭

この接辭はそれが附屬するによりて語の資格を明示するなり。これらは元語の下にのみありて上にあることなし。今之を其の示す資格によりて名詞の資格を示すものと用言の資格を示すものとに分ちて説明せむ。
名詞の資格を示すものは「さ」一あり。こは形容詞の語幹に接してそを以て名詞となす。

須別那左

(萬五)

等母之左

(萬十五)

佐夫之左

(萬十五)

又動詞の終止形に接して之を名詞たらしむることもあり。

可敵流散爾伊母爾見勢武爾

(萬十五)

由久佐久佐都都牟許等奈久

(萬二十)

用言の資格を示すものには、形容詞のものとの二種あり。
形容詞の資格を示すものには「じ」あり。その活用形容詞に同じ。專體言に接す。

又家自久母藤原乃卿等乎波掛畏天皇御世重互於母自岐人乃自門波慈賜比上
 賜來流家奈利
 (二五詔)

之奇鳥能人者和禮自久伊波比氏麻多牟
 (萬十九)

かの枕詞の「鳴じ物」男じ物などの構成もこの接辭によれるものなり。このことは既に日本文法論中にいへれば、多くはいはず。

動詞をつくるものは「さぶ」といふ上二段形のものにして體言に接するなり。

神左夫跡不欲者不有
 (萬四)

神佐備世須登
 (萬一)

神佐備立有
 (萬一)

神佐備爾家里
 (萬十九)

可武佐備伊麻須
 (萬五)

伊久與乎倍豆加可武佐備和多流
 (萬十五)

可牟佐備底多底流都我能奇
 (萬十七)

可牟佐夫流安良都能左伎爾
 (萬十五)

之美佐備立有
 (萬一)

山佐備伊座
 (萬一)

遠等呼佐備須等
 (萬五)

遠刀古佐備周等
 (萬五)

於吉奈佐備勢牟
 (萬十八)

以上の外なほ單語を解剖せば、接辭と見るべきものあらむと思はるれど、そは語根論に譲り、こゝには成形せる語に附屬するもののみをあげたり。

二 外來語

外來語につきては、其の語源的研究をなすにあらずして、我が文法上如何なる地位に立てるかを研究するに止めむ。元來外來語の研究は日本國語の研究上重要なものなれども、そは文法研究の範圍外に渉るものなればなり。

今この期の外來語として明に吾人に識らるゝものは漢語と梵語となり。韓語

などは頗多く輸入せられてあらむとは想像せらるれども、今日、直に之なりと指定すること難し。

漢語の勢力の當時天かりしことは當時の公式文はみな漢文なりしに徴しても明なり。されど、其が和歌の内に入れるものは甚多からず。

不相念人乎思者大寺之餓鬼之後爾額衝如 (萬、四)

心乎之無何有乃鄉爾置而有者藪孤能山乎見末久知香鷄武 (萬、十六)

比來之吾戀力記集功爾申者五位乃冠 (萬、十六)

香塗塔爾莫依川隅乃屎銚喫有痛女奴 (萬、十六)

池上力士儼可母白鷺乃梓隊持而飛渡良武 (萬、十六)

寺之女餓鬼申久大神乃男餓鬼被給而其子將播 (萬、十六)

一二之目耳不有五六三四倍有雙六乃佐叡 (萬、十六)

吾妹兒之額爾生流雙六乃事負乃牛之倉上之瘡 (萬、十六)

法師等之鬢乃剃机馬擊痛勿引曾僧半甘 (萬、十六)

かくて又純粹國語にて綴らむとせる宣命中にも頗多し。今その二三をあげむ。

禮等樂等二都並志 (九詔)

博士等任賜留部下道朝臣眞備波爾 (十一詔)

孝義有人其事免賜比力田治賜夫 (十三詔)

人天乃勝樂乎受天 (四十五詔)

其仁孝者百行之基奈利 (五十七詔)

佛教の傳來につれて梵語の輸入あるべきは自然の勢なり。かくて又和歌中にも侵入せるものを見る。これ亦萬葉集第十六卷にのみみゆ。

香塗塔爾莫依

波羅門乃作有小田乎喫烏臉腫而幡幢爾居

檀越也然勿言氏戸等我課役徵者汝毛半甘

宣命には頗多し。

廬舍那像能大前仁奏賜止奏 (十二詔)

食國天下乃諸國爾最勝王經乎坐盧舍那佛化奉止爲互 (十三詔)

又盧舍那如來觀世音菩薩護法善神梵王帝釋四大天王乃不可思議威神之力爾

依志豆

朕方髮乎、曾利天佛乃御袈裟乎服天在止毛
如來乃尊大御舍利波

(十九詔)
(廿八詔)

(四十一詔)

今これらの外來語の國語法格上の取扱を觀察するに皆僅に體言としての待遇をうるにすぎずして後世の如く副詞たる資格をえたるもの一だにあることなし。又動詞に似たる用をなさむが爲に形式動詞すの客語たるものありやと見れば、

布施之奉良久

(法隆寺伽藍緣起)

最勝王經乎令講讀末都利

(四十二詔)

の如きは或はそれかと思ゆれどもこれとてもよみ方の上に確證なければ、果して音讀すべきものか否かは遽に斷言すべからず。

かくの如くなれども體言には既に國語的語感を以てむかへられたるものありと見え、

力士儼
女餓鬼

男餓鬼
御袈裟
大御舍利
の如く、或は熟語となり、或は接辭を伴へるものあるなり。

三 語の叢り

今こゝには語の叢れるものが、古來それと認められざりしものと注意を要する二三の語とにつきて述べむ。

第一にいふべきはかの枕詞を構成するに用ゐらるゝなすといふ語なり。此の語は先そが裝定する語より見れば、三類に分る。一は體言に、

麻多麻那須阿賀母布伊毛
加賀美那須阿賀母布都麻
麻奈胡奈須兒良

(記、下)

(記、下)

(萬、十四)

一は形容詞に、

雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鳴
朝日奈須目細毛暮日奈須浦細毛

(萬五)
萬十三

一は動詞に、

久羅下那多陀用幣流之時

(記上)

狭蠅那須皆滿

(記上)

夜賀波延那須岐伊理麻韋久禮

(記下)

泣子那須斯多比枳摩斯提

(萬五)

五月蠅奈周佐和久兒等

(萬五)

美都煩奈須可禮流身會等波之禮禮杼母

(萬二十)

かくなすは體言をうくる例多かれど、必しも之に限るにあらず。

奈流世呂爾木都能余須奈須伊等能伎提可奈思家世呂爾比等佐敵余須母

(萬十四)

の如く文をうくるもあれば、又三語以上の連語を受くる例もあり。

一は形容詞に、

雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鳴
朝日奈須目細毛暮日奈須浦細毛

(萬五)
萬十三

一は動詞に、

久羅下那多陀用幣流之時

(記上)

狭蠅那須皆滿

(記上)

夜賀波延那須岐伊理麻韋久禮

(記下)

泣子那須斯多比枳摩斯提

(萬五)

五月蠅奈周佐和久兒等

(萬五)

美都煩奈須可禮流身會等波之禮禮杼母

(萬二十)

かくなすは體言をうくる例多かれど、必しも之に限るにあらず。

奈流世呂爾木都能余須奈須伊等能伎提可奈思家世呂爾比等佐敵余須母

(萬十四)

の如く文をうくるもあれば、又三語以上の連語を受くる例もあり。

伊母乎許會安比美爾許思可麻欲婢吉能與許夜麻敵呂能思之奈須於母敵流

(萬十四)

これを以て考ふれば、この「なす」は枕詞の構成に限りて用ゐらるゝに非ずして廣く修飾語をつくる能力あるものなるを見るべし。

「なす」と同義同用のものに「す」あり。先その體言の裝定には、

布由記能須賀良賀志多紀能佐夜佐夜 (記中)

形容詞の裝定のは次の如し。

之母都氣野美可母乃夜麻能許奈良能須麻具波思兒呂波 (萬十四)

この「す」は次の例の如く、句を導けるもの多し。

刀彌河泊乃可波世毛思良受多多和多里奈美爾安布能須安敵流伎美可母 (萬十四)

多可伎彌爾久毛能都久能須和禮在倍爾伎美爾都吉奈那多可彌等毛比氏 (萬十四)

水久君野爾可母能波抱能須兒呂我宇倍爾許等於呂波敵而伊麻太宿奈布母 (萬十四)

第二章 語論 第五節 語構成の概要 四三五

安受倍可良古麻乃由胡能須安也波刀毛比登豆麻古呂乎麻由可西良布母

(萬十四)

麻都我宇良爾佐和惠宇良太知麻比等其等於毛抱須奈母呂和賀母抱乃須毛

(萬十四)

志良多麻乎豆爾刀里母之豆美流乃須毛伊弊奈流伊母乎麻多美豆毛母也

(萬二十)

今これらを通覽するに「なす」ものすも元來同一のものにして共に格助詞の「の」なを形式動詞「す」のうけたるものなることとしるし。「の」なは元來同一のものにして體言其の他を以て他語の修飾とする力あるものなることは助詞の條にいへり。かくてそれらの「な」の「より」すに接して「云々のさます」といへるが如き意をあらはすと又自然の勢といふべく、さて又その終止形を以て他の修飾に立たしむるものは形容詞は勿論、動詞にもかの枕詞のうちには例なきにあらず。

瀾儼曾虛赴於瀾能鳥苦咩鳥

(紀十一)

菟藝泥赴擲莽之呂俄波鳥
毛多羅儒擲素麼能紀波
蘇良美都夜麻登能久邇爾

(紀十二)

(紀十一)

(記下)

次には「なへ」といへる語なり。

櫻花伊麻佐可里奈里難波乃海於之豆流宮爾伎許之賣須奈倍
宇能花能開爾之奈氣婆保等得藝須伊夜米豆良之毛名能里奈久奈倍

(萬二十)

今朝乃旦開鷹之鳴寒聞之奈倍野邊能淺芽會色付丹來

(萬八)

鷹之鳴乎聞鶴奈倍爾高松之野上之草會色付爾家留

(萬十)

神長柄所念奈戸二

(萬一)

鷹之鳴聲聞苗荷明日從者借香能山者黃始南

(萬十)

この「なへ」に對して「がへ」といへる語あり。

可美都氣努佐野乃布奈波之登利波奈之於也波左久禮騰和波左可禮賀倍

(萬、十四)

安可見夜麻久佐禰可利會氣安波須賀倍安良蘇布伊毛之安夜爾可奈之毛

(萬、十四)

巨麻爾思吉比毛登伎佐氣氏奴流我倍爾安杼世呂登可母安夜爾可奈之伎

(萬、十四)

和我目豆麻比等波左久禮杼安佐我保能等思佐倍己其登和波佐可流我倍

(萬、十四)

宇麻夜奈流奈波多都古麻乃於久流我弁伊毛我伊比之乎於伎豆可奈之毛

(萬、二十)

所狀鹿乎認河邊之和草身若可倍爾佐宿之兒等波母

(萬、十六)

これを合せて考ふるに「なへは」が「へ」と同一の語にして共に格助詞「な」が「より」「へ」といふ體言につらなれるものが熟語的に用ゐらるゝに至りしにはあらざるか。さて、その「へ」は

比氣多能和加久流須婆良和加久閉爾韋泥豆麻斯母能淤伊爾那流加母

(記、下)

加久佐波奴安加吉許己呂乎須賣良弊爾伎波米都久之豆都加倍久流

(萬、二十)

大皇乃敵爾許會死米

(萬、十八)

王乃幣會死米

(十三詔)

など用ゐたるものと同じものにはあらざるか。

次には「ながら」の類なり。この「ながら」は古く副詞なりしものにて之が客語を伴ふ時に「な」の「つ」の助詞をうけて「ながら」の「つ」が「つ」から「つ」からとなりしものなり。

その用例

可牟奈我良於毛保之賣之豆

(萬、十八)

自身之柄

(萬、十六)

比登欲能可良爾古非和多流加母

(萬、十八)

一重山越我何良爾念吾世思

(萬、六)

和我可良爾奈伎之許己呂乎

(萬、二十)

美豆可良意可志多麻比豆

(萬五)

これらを見て一の叢語なるを知るべし。

又「が」に「かね」といへるあり。こは格助詞の「が」に及終助詞の「ね」の添はりてなれるものなり。その例、先「が」には

於布流橋玉爾貫五月乎近美安要奴我爾花咲爾家里

(萬八)

秋田刈借塵毛未壞者雁鳴寒霜毛置奴我爾

(萬八)

秋就者水草花乃阿要奴蟹思跡不知直爾不相在者

(萬十)

武路我夜乃都留能都追美乃那利奴賀爾古呂波伊敷杼母伊末太年那久爾

(萬十四)

今朝去而明日者來牟等云子鹿旦妻山丹霞霏露

(萬十)

於毛思路伎野乎波奈夜吉曾布流久左爾仁比久佐麻自利於非波於布流我爾

(萬十四)

「が」には「が」にて結體せしめ、これを「に」にて目的とせるものなり。即「が爲に」といふ意に適當せる語法なり。「かね」は然らず。「が」にて之を指定し、「ね」にて冀望をあらはす

なり。「が」に「と」意頗異なり。古來之を混同せるものあるは如何なることぞ。

余呂豆余爾伊比都具可禰等

(萬五)

伊末太見奴比等爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我禰

(萬十七)

白玉乎都々美底夜良波安夜女具佐波奈多知婆奈爾安倍母奴久我禰

(萬十八)

大夫者名乎之立倍之後代爾聞繼人毛可多里都具我禰

(萬十九)

多迦由久夜波夜夫佐和氣能美淤須比賀泥

(記下)

于魔羅備烏野羅甫屢柯佞

(紀十五)

又「ま」に「まにまに」「あはずま」などいへるは「ま」といふ副詞に基きて生じたる叢語なり。

以上にて大體吾人が説かむと欲するものをあげたり。次には吾人にも疑問と思はるゝものをあげて世にとはむと欲す。

第一は「たな」といふ語なり。この語は

身毛多奈不知
身者田菜不知
身乎田名知而
事者柵知

(萬、一)
(萬、九)
(萬、九)
(萬、十三)

の如く知るに關係ある語かと思れば

許等波多奈由比

(萬、十七)

「ゆひ」は或は「言ひ」か。然らば又「いふ」にも關係せるが如し。然るに

佐保山爾多奈引霞

萬、三

天雲毛伊去羽計田菜引物緒

(萬、三)

多奈引雲能過跡者無二

(萬、四)

白雲乃柵引山之

(萬、四)

白雲之多奈引山乃

(萬、四)

天雲柵引山

(萬、七)

柵引雲者

(萬、七)

春霞多奈引時爾

(萬、八)

常世邊柵引去者

(萬、九)

春霞田菜引今日乃

(萬、十)

春霞田菜引野邊之

(萬、十)

春霞多奈引田居爾

(萬、十)

朝霞柵引野邊

(萬、十)

白雲之柵引國之

(萬、十三)

安乎爾呂爾多奈婢久君母乃

(萬、十四)

多奈婢久君母乎

(萬、十四)

多奈婢久君母乎

(萬、十四)

青雲乃田名引日須良

(萬、十七)

之良久毛能多奈妣久夜麻

(萬、十七)

朝霧之多奈引田爲爾

(萬、十九)

の如く引くに關し又雲「霧」霞などに關係ありと見え更に、

棚霧合雪毛零奴可
棚雲利雪者零來奴

(萬九)
(萬十三)

といへる例あり。これらを通覽するにこれは或は副詞にはあらぬか。さりとて其の意は明にいひうべくもあらず。こゝに疑を存す。

第二に延言と稱せられたるくなり。これは語原の明ならぬが爲に種々の説明をうけたり。或は延言延音舒言などいはれたれどもそは何のいはれもなき説にして明にその添はりたる丈の意義あれば、必こは外より添へしものなること明なり。或は又反切法を逆に應用して説明を下せるもあれど、それも亦謂なきものなり。過ぎし頃岡倉由三郎氏のこのくを以てことなりといへる新説出でしが、そは不通の點あることは岡澤鉦次郎氏の論駁せる所なり。かくて岡澤氏は之に解釋を下して形容詞の語尾のくと同一なりとし、近頃に至りて金澤庄三郎氏は韓語との比較研究よりして岡澤氏と似たる説を立てたり。しかれども、この形容詞の語尾と同じとするものは頗通ぜざる處あり。先金澤氏の説の如く形容詞動詞が同じ活用なりとするを承認すとせむに、

吾妹之念有[○]四九四面影二三湯

(萬四)

玉拾之[○]久常不所忘

(萬七)

來之[○]久毛知久相流君可聞

(萬八)

背向爾宿之[○]久今思悔裳

(萬七)

欲見來之[○]久毛知久

(萬九)

來之[○]雲知師

(萬十)

曾我比爾宿思[○]久伊麻之久夜思母

(萬十五)

泥斯久袁斯叙母

(記中)

泥辭區塲之叙

(紀十)

屢詔志[○]久止詔伎

(十七詔)

朕告之[○]久止宣豆

(二十七詔)

朕爾勅之[○]久止勅岐

(二十九詔)

然之我奏之[○]久止奏之可止毛

(二十八詔)

朕我天乃御門帝皇我御命以天勅之[○]久止命天朕爾勅之[○]久止命伎復勅

(四四五)

之^レ久^ク……止^ル勅^ト比^ビ豆^ト
 中都^{ナカノミヤ}天皇^{ノミコ}御^{ノミコト}臣^{ノミコト}等^{ノミコト}乎^ニ召^ス天^{ノミコト}後^{ノミコト}乃^ニ御^{ノミコト}命^{ノミコト}仁^{ノミコト}勅^ト之^レ久^ク
 の如き回想の複語尾をうくるは何故なるか。而、こは大方の複語尾に附屬するに
 あらずや。いてや次々に例をあげむ。

「しむ」に

秋田^{アキタ}蒞^リ左^サ右^ウ令^{ノミコト}思^フ良^ク久^ク

「ず」に

伊蘇^{イソ}乃^ノ之^ノ良^ク奈^ク久^ク

等^ノ伎^ノ乃^ノ之^ノ良^ク奈^ク久^ク

都^ト久^ク乃^ノ之^ノ良^ク奈^ク久^ク

目^メ由^ユ可^カ汝^ニ乎^ニ見^ル牟^ム左^サ禰^ニ射^ス良^ク奈^ク久^ク爾^ニ

伊^イ毛^モ我^ガ美^メ延^ニ射^ス良^ク奈^ク久^ク爾^ニ

安^ア我^ガ麻^マ多^タ奈^ク久^ク爾^ニ

阿^ア波^ハ奈^ク久^ク毛^モ安^ア夜^ヤ思^フ

(四十五詔)

(四十五詔)

(萬十)

(萬十七)

(萬十五)

(萬二十)

(萬十四)

(萬十五)

(萬十七)

(萬十四)

「む」に

山道^{ヤマミチ}乎^ニ公^{ノミコト}之^ノ越^ス麻^ク久^ク

可^カ多^タ里^リ家^ノ末^ノ久^ク波^ク

百^{ヒャク}姓^ノ能^ク念^フ良^ク麻^ク久^ク母^ノ耻^ク志^ク

諸^{シヨ}奉^{ホウ}侍^シ上^ノ中^ノ下^ノ乃^ニ人^ノ等^ノ乃^ニ念^フ良^ク末^ノ久^ク

時^{トキ}風^ノ吹^ク麻^ク久^ク不^ク知^ク

可^カ射^ス之^ノ都^ノ良^ク久^ク波^ク知^ク等^ノ世^ノ保^ク久^ク等^ノ會^ク

此^{コノ}位^ノ平^ノ遲^ク定^ク米^ノ豆^ノ良^ク久^ク波^ク

辭^ジ備^ヒ申^ス豆^ノ良^ク久^ク

未^ミ枕^ノ者^ノ夜^ノ之^ノ深^ク去^ク良^ク久^ク

山道乎公之越麻久 (萬十九)

可多里家末久波 (萬十八)

百姓能念良麻久母耻志 (五十四詔)

諸奉侍上中下乃人等乃念良末久 (三十一詔)

時風吹麻久不知 (萬七)

可射之都良久波知等世保久等會 (萬十八)

此位平遲定米豆良久波 (七詔)

辭備申豆良久 (三十六詔)

未枕者夜之深去良久 (萬十)

等之能倍叙良久

(萬、十五)

これらみな所謂語尾といはるべきか。余は之に賛同すること能はず。余はなほ次に他の例をもあげむ。

ありに

如是爲管在久乎好叙

(萬、六)

吾戀居久

(萬、十二)

居久乃於久鴨不知

(萬、十三)

世間之苦物爾有家良久

(萬、四)

相結互謀氣良久

(四十四詔)

二人謀家良久

(三十詔)

逆在人止母在而計家良久

(十六詔)

すに

可聞可聞爲良久

(萬、六)

くに

出都追來良久

(萬、四)

一段形に

見良久少

(萬、七)

二段形に

安我古布良久波

(萬、十五)

伊米爾都具良久

(萬、十七)

四段形に

奈氣可久乎等騰米毛可彌底

(萬、十八)

吾語良久

(萬、十九)

烏梅能波奈知良久波伊豆久

(萬、五)

以上の如きはなほ形容詞と同じ活用なるが故にとの説明も或は通るとせむ。次の如きはいかに。

安志氣口毛與家久毛見牟止

(萬、五)

伊多家苦之日異益者可奈之家口許己爾思出

(萬、十七)

- 伊良奈家久○曾許爾思出（萬十七）
- 伊良那祁久○曾許爾於母比傳（記中）
- 世間能宇計久○都良計久（萬五）
- 宇禮之家久○伊余與於母比豆（萬十八）
- 意富祁久○袁許紀陀斐惠泥（記中）
- 孤悲之家○口氣奈我○枳物能乎（萬十七）
- 之牙可久爾（萬十四）
- 引放箭繁計久（萬二）
- 久我彌可毛多能之氣久○安良牟（萬十八）
- 伊登彌多家口奈（萬十八）
- 夜須家久母奈之（萬十五）
- 乎之家久母奈之（萬十五）

これらは皆形容詞をうけたるものなり。同じく「けく」といひてもこの類のはたゞ「けく」といへるのみにて更に活用することなく、全くかの「く」を加へたるものなり。

次の

- 安伎良氣伎名爾於布等毛能（萬二十）
- 可蘇氣伎野邊（萬十九）
- 佐夜氣吉見都都（萬二十）
- 佐夜氣久於比豆（萬二十）
- 爾波母之頭氣師（萬三）
- 須牟也氣久（萬十五）
- 奈久於登波流氣之（萬十七）

などの「けく」と混同すべからず。これは本來語幹に「け」音あるものにして上の「けく」の類と異なり。今、上にいへる形容詞に「く」が添はりたるものを金澤氏の説明にせば、形容詞の語尾に更に語尾の添はりたるものとなるべし。恐らくはこの「く」は語尾にもあらず、又「こと」にあらざるものならむ。

余はこゝに自己の臆説を試みむ。先この「く」は其の意義用法の上に二様あり。一は體言となすものにして、一は修飾語となすものなり。こは人のいひふるした

る所なれば、今殊更にいはず。さて、余の意見によれば、この「く」は場所をあらはす詞となすなり。この「く」は又「こ」ともいひて、「こ」「そこ」「いつく」などいへるものなり。しかしてこの「く」又は「こ」は當時の用例に徴して見るに、決して單純に空間をあらはすに止まらずして、思想上のある點を指示すること頗多きなり。

可奈之家口許己爾思出伊良奈家久曾許爾念出

(萬、十七)

許己念者胸許曾痛

(萬、九)

許己乎之母安夜爾多敷刀美

(萬、十八)

曾許之恨之秋山吾者

(萬、一)

秋田之穗田乃刈婆加香縁相者彼所毛加人之吾乎事將成

(萬、四)

曾己乎之毛安夜爾登母志美

(萬、十七)

則許母倍婆許己呂志伊多志

(萬、十七)

これら、みなこの點「その點」といふにあたるなり。今これを以てかの「く」にあて、試みひに、體言とせるは、その點は「又」は、その點をなどいふ意にあたり、修飾語となれるは、その點には「といへるをあつべく、大むね、この意にて通せざるものなきなり。な

ほかくいふ確たる例は

烏梅能波奈知良久波伊豆久

(萬、五)

といへるは確に場所をさしたるものにして、次のは「く」と「こ」と對せり。

伎奈加奈久曾許波不怨

(萬、十九)

この故に、余は「く」を以て場所を示すものとし、慣用の久しきにつれて種々の意義用法を呈するに至れるものとなさんとす。

第三章 句論

第一節 句の形式及成分

一 句の二體及主要成分

句には述體喚體の二種を區別す。述體の例はあぐるまでもなければ、次に一つあぐ。

阿麻遲波等保斯

(萬五)

喚體の例は少しく多くあげむ。

久奴知許等其等美世摩斯母乃乎

(萬五)

伊夜米豆良之岐烏梅能波奈加母

(萬五)

彌牟必登母我聞

(萬五)

久多志須都良牟繩綿良波母

(萬五)

於保夫禰爾麻可治之自奴伎宇奈波良乎許藝豆天和多流月人乎登祐

(萬十五)

伊波我禰乃安良伎之麻禰爾夜杼里須流君

(萬十五)

伊毛我已許呂乃須別毛須別那左

(萬五)

伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐

(萬五)

許具布奈妣等乎見流我等母之佐

(萬十五)

於毛比和夫良牟伊母我可奈思佐

(萬十五)

伊麻左良爾安布倍伎與之能奈伎我佐夫之佐

(萬十五)

能登湍河音之清左

(萬三)

大聖之言乃宜左

(萬三)

不清照有月夜乃見者悲沙

(萬六)

霍公鳥喧奈流聲之音乃遙左

(萬十)

須流須邊乃奈左

(萬十七)

述體句の主要成分としては主語と述語とをあぐべく、其の主語には體言又は體

言に準ぜられたるものをたて述語には用言を立つるは古今同一轍なり。
 喚體は二様の成立あり。一は述體にていふ述語が體言を裝定せるが如き形のもの、一はその述語に相當せるものが結體せるものなり。この終のものは形容詞の語幹を接辭「さ」にて結體せしめたるものの例をのみ見る。

述體喚體に通じて呼掛語の句外に存在せることあり。所謂絶對成分これなり。

- 比登都麻都阿勢袁 (記、中)
- 伊邪古杼母奴毘流都美運 (記、中)
- 宇麻良爾岐許志母知袁勢麻呂賀知 (記、中)
- 伊菟儀而毛阿誤豫 (紀、三)
- 伊裝阿藝伊佐智須區禰 (紀、九)
- 伊裝阿藝怒珥比蘆菴彌珥 (紀、十)
- 伊射子等毛多波和射奈世曾 (萬、廿)
- 伊波多野爾夜杼里湏流伎美 (萬、十五)

二 句の内包的擴張

この項に於いて余は補語、連體語、修飾語を一括して説明せむ。

一、補語は即格助詞を伴へるもの、これらは格助詞の條にあればいはず。

二、連體語は、體言、用言、副詞の三類にてなりう。

體言のは「の」「が」「つ」「な」の助詞にて依立せるもの、用言にてのものは連體形にて直に體言に接するもの、連用形よりの助詞にて依立せるものあり。副詞にては例多からねど、助詞によりて立てり。これら各品詞の條下に例示してあり。

三、修飾語も體言、用言、副詞の三類によりてなれり。

體言のは「に」との助詞にて依立し、用言のは連用形より直に用言にかゝり、副詞のは「と」の助詞にて依立するも又助詞の助をからぬもあり。形式形容詞の語幹よりするもあり。形容詞の語幹よりに助詞に行きてなるもあり。これらも語論の例につきて見るべし。

三 句の外延的擴張

この項にては成分内の單語の數の擴張と、成分そのものの擴張とをのべむ。
成分内の單語の數の擴張
主語の例

高山與耳梨山與相之時
美濃止越前止御占仁合天
王多知止藤原朝臣等止方朕親仁在我故仁
補語の例

有知奈毗久波流能也奈宜等[○]和家夜度能烏梅能波奈等[○]遠伊可爾可和可武
禮止樂止二都並互志
連體語の例

阿乎夜奈義烏梅等能波奈乎
(萬、五)
(九詔)

述語の例

布智毛世毛伎與久佐夜氣志
今又無過仕奉人乎波慈賜比治賜比不忘賜之止宣天皇御命衆聞食宣
(續紀、卅)
(二十五詔)

成分そのものの外延擴張は述語に存せず。この擴張は次の三方式
次屬 一致 並立

を有することは既にいひし所なり。
次屬組織のものは、元成分の數量を示さむが爲に、文法上同格の形式を以て元成分の下に附屬するものなり。その例

朕一人夜波貴大瑞乎受賜乎
汝多知諸者吾近姪奈利
唯己獨乃未朝庭乃勢力乎得天
唯太子一人乃未曾朕我子波在
鹽燒等五人乎人告謀反
(十三詔)
(十七詔)
(二十八詔)
(四十五詔)
(十八詔)

國家大事賞罰二柄波 朕行也

(二十七詔)

佐伯今毛人宿禰大伴宿禰益立二人以上呼掛今汝等二人乎

遣唐國者 (五十六語)

又官官任舉韓人部一人二人爾其負而可仕奉姓名賜

(五詔)

加那須岐母伊本知母賀母

(記下)

辭豆曳羅波比等未那等利

(紀十)

飢瀾能古篋多倍能婆伽摩烏那那陸鳴龜

(紀十四)

安波妣多麻伊保知毛我母

(萬十八)

左伎多河鷗八頭可頭氣豆

(萬十九)

玉梓道行人毛獨谷似之不去者

(萬二)

一致組織に於けるものは句中に於ける體言が意義上同一物となるべき副成分を伴ひたる時の元成分と副成分との關係をいふ。その例

汝藤原朝臣乃仕奉狀者

(二詔)

汝父藤原大臣乃仕奉買洗狀乎婆

(二詔)

日並知皇太子之嫡子今御宇豆留天皇爾授賜而

(三詔)

皇朕賀御世當顯見留物爾者不在

(五詔)

葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后止御相坐而

(七詔)

皇太子斯王爾學志頂令荷豆

(九詔)

阿麻豆可未美麻乃彌己止乃登理母知豆

(續紀十五)

惡逆在奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等伊

(十九詔)

兄豐成朝臣乎詐天譴治奏賜流爾依天

(二十八詔)

天下方朕子伊末之仁授給事乎之云方

(二十九詔)

此寺方朕外祖父先乃太政大臣藤原大臣之家仁在

(四十一詔)

入隅知之吾大王高照日之皇子神長柄神佐備世須登

(萬一)

御民吾生有驗在

(萬六)

佐奴都登理岐藝斯波登與牟爾波都登理迦那波那久

(記上)

並立組織のものは元成分に對して其の意義廣汎なる時に之を精細にせむが爲に伴生せるものを有す。主たるものは初にあらはれ従たるものは次にあらはる。

その間の關係、全部と部分との關係なり。その例

許波多能美知邇阿波志斯袁登賣宇斯呂傳波袁陀豆呂迦母波那美波志比斯那
 須伊知比章能和邇佐能邇袁波都邇波陀阿可良氣美志波邇波邇具漏岐由惠美
 都具理能會能那迦都邇袁加夫都久麻肥邇波阿豆受云々 (記中)
 迦具波斯波那多知婆那波本都延波登理韋賀良斯志豆延波比登登理賀良斯美
 都具理能那迦都延能本都毛理云々 (記中)
 伊知能都加佐爾爾比那閉夜爾淤斐陀豆流波毘呂由都麻都婆岐 (記下)
 和我勢故我夜度乃奈豆之故比奈良倍豆安米波布禮杆母伊呂毛可波良受

(萬、二十)

昔者之舊堤者年深池之激爾水草生家里

(萬、三)

武士登所云人者皇祖神之御門爾外重爾立侯內重爾仕奉

(萬、三)

橘花者實左倍花左倍其葉左倍枝爾霜雖降益常葉之樹

(萬、六)

但政事波常祀利小事波今帝行給部國家大事賞罰二柄波朕行年(二十七詔)

丈部姉女波內都奴止爲豆冠位舉給比根可婆福改給比治給伎 (四十三詔)

復明基波廣蟲賣止身波二爾在止心波一爾在止所知豆奈毛 (四十四詔)

四 引用語句

成分の成立に關しての基礎的事實は古今異なる事なく、又、語論中に例示せればこゝに特に項を設けず。されども引用語句に關してこゝに一項を設けむ。

凡人のいひたる詞句又はいふべき詞句等は之を對象として引用する時は皆體言の資格をば文中に於いて享く。文の引用も亦然り。この現象がこの期の材料中にあらはれてありや否やを觀察せむ。

引用の方式に二様あり。直接と間接となり。直接引用とは、引用せられたることを特にあらはす助詞を伴はずして直に引用せらるゝもの、間接引用とは助詞にて引用せらるゝもの、その助詞は「と」なり。

引用語句は主語たるあり、補語たるあり、連體語たるあり。直接引用の主語たるものは發見せず。補語たるものは、

烏梅能波奈伊米爾加多良久美也備多流波奈等阿例母布左氣爾于可倍許會

(萬五)

「多萬之賀受伎美我久伊豆伊布保理江爾波多麻之伎美豆々都藝豆可欲波牟

(萬十八)

連體語たるものは、

絶牟乃心我不思

(萬十二)

多延武能己許呂和我母波奈久爾

(萬十四)

間接引用の主語はこの期には例を見ず。連體語の例

商變領爲跡之御法有者許會

(萬十六)

皆人乎宿殿金者打禮杆

(萬四)

間接引用の補語は其の例枚舉に遑あらず。一二例にとゞむ。

是東人波常爾云久額方箭波立止背波箭方不立止云天

(四十五詔)

大伴能遠都神祖乃其名乎婆大來目主登於比母知豆都加倍之官海行者美都久

屍山行者草牟須屍大皇乃徹爾許會死米可弊里見婆勢自等許等大豆

(萬十八)

五 修辭的副成分

修辭的副成分とは所謂枕詞及序詞の事なり。今人が枕詞なりと稱するものゝうちにも當時は實は枕詞ならて當然の連體語修飾語なるもの少からず。

伊須久波斯久治良佐夜流

(記中)

迦具波斯波那多知婆那波

(記中)

安之我知流難波能美津爾

(萬二十)

龜妙能布衣遠陀爾

(萬五)

伊波婆之流多伎毛登杆呂爾

(萬六)

登夫佐多底船木伎流等伊布能登乃島山

(萬十七)

これら皆儼然たる句の副成分にして枕詞と稱せらるべきものにあらず。枕詞と稱しつべきものは

雨隱三笠山乎

(萬六)

阿良禮布理可志麻能可美乎

(萬二十)

淺茅原曲々二物念者

(萬三)

秋柏聞和川邊

(萬十二)

朝毛吉木人乏母

(萬一)

妹手乎取石池之

(萬十)

の類なり。而これらは一面「かけ詞」の性を具するものなり。

序詞とも稱しつべきものも亦當時に用ゐられたり。次にその著しき例をあげ
む。

草香江之入江二求食蘆鶴乃痛多豆多頭思友無二指天

(萬四)

多都我奈伎安之敵乎左之豆等妣和多類安奈多頭多頭志比等里佐奴禮婆

(萬十五)

安乎楊疑能延太伎里於呂之湯種蒔忌忌伎美爾故非和多流香母

(萬十五)

六 成分の結合

成分結合の方式は左の三方法に攝せらるべし。

- 一、並列
- 二、一致
- 三、從屬

かくて又、其の結合の起る部分につきて、考ふれば、一成分内の結合と成分との結合との二様あり。一成分内の結合はより、述べたれば、こゝには成分と成分との結合につきてのべむ。

成分と成分との結合は連體語に於けるもの、同格語に於けるもの、修飾語に於けるもの、述語に於けるものの四様に分ちて觀察せむ。

連體語の並列組織のもの

貴支高支廣支厚支大命手
 明支淨支直支誠之心以而
 狂迷過流頑奈留奴心手波

(一詔)

(一詔)

(十六詔)

一致組織のもの
安多良之伎吉用伎曾乃名會

(萬二十)

抽久多豆何奈伎朕時爾

(十三詔)

治賜比惠賜布帛伎物爾有止奈毛

(十四詔)

甚奇久異爾麗岐雲

(四十二詔)

今米豆良可爾新伎政者不有

(七詔)

明仁淨伎心乎以天

(四十一詔)

貞久明爾淨伎心乎以天

(四十二詔)

從屬組織のもの

一豆乃善有良勞行爾在

(七詔)

此乃六年乃内乎

(七詔)

久禮奈爲乃意母提乃字倍爾

(萬五)

宇流波之吉伎美我并奈禮能許等爾之安流倍思

(萬五)

和家夜度能鳥梅能之豆延爾

(萬五)

同格語に於けるものは外延擴張の條に例示せり。

修飾語は異種のものゝ結合はあれど、それは元來對象異なれば、こゝにはいふべき限にあらず。同種のものゝ結合はたゞ情態のものゝみに例を見る。而、それは並列のもののみなり。

食國法母傾事無久動事无久渡將去母止奈所念止左久

(二詔)

我子爾佐太加爾牟俱佐加爾無過事授賜止

(五詔)

辱美愧美所思坐而

(六詔)

頂伎恐美供奉作

(八詔)

无動久靜加爾令有爾波

(九詔)

述語に從屬するものは修飾語なれば今いふを要せず。並列組織のものは

此辭忘給奈棄給奈

(十三詔)

卿等百官人等天下百姓乃念良耻志賀多自氣奈志

(五十四詔)

阿賀母布都麻阿理登伊波婆許曾伊弊爾毋由加米久爾袁母斯怒波米

(記下)

與伎比止乃麻佐米爾美祁牟美阿止須良乎和禮波衣美須豆伊波爾惠利都久多
麻爾惠利都久
(佛足石)

舍加乃美阿止伊波爾宇都志於伎宇夜麻比豆乃知乃保止氣爾由豆利麻豆良牟
佐佐義麻宇佐牟
(佛足石)

一致組織のものは
妻子見波可奈之久米具之
(萬、十八)

布智毛世毛伎與久佐夜氣志
(續紀、三十)

天地與相左可延牟等大宮乎都可倍麻都禮波貴久宇禮之伎
又三國真人石川朝臣鳴朝臣伊勢大鹿首部波可治賜人奈母
簡賜比治賜布
(萬、十九)

今又無過仕奉人乎波慈賜比治賜比不忘賜之止宣天皇御命衆開食宜
二十五詔

修辭的文成分結合となづくべき所謂言掛につきて觀察するに、この期には眞の
かけ詞と稱すべきものは未あらはれず。強ひて求むれば、左の諸例あるのみ。

瀧上乃三船山從秋津邊來鳴度者誰喚兒鳥
春日有羽買之山從猿帆之内敵鳴往成者孰喚子鳥
梅花咲而落去者吾妹乎將來香不來香跡吾待乃木會
吉美爾餘里吾名波須泥爾多都多山絶多流孤悲乃之氣吉許呂可母
(萬、九)
(萬、十)
(萬、十)
(萬、十七)

このうち「誰喚兒鳥」「孰喚子鳥」は「吾待乃木」と同じく共に後世いふ地口の一種にすぎ
ず。「たゞ喚兒鳥」「松の木」といふが爲に於けるものにして、嚴密にいへば「誰、孰、吾」以上
の文句は一種の修辭的副成分にして句成分の結合若くは句結合をなせる後世の
「かけ詞」にあらず。唯「多都多山」のみは稍眞のかけ詞めきたれどもこれとてもその
「たつた山」は下に對しての必然的の句成分にあらず。要するにこれみな嚴密にい
ふ時は序詞にすぎず。枕詞も亦この種のものなりとす。これを以つて見れば、句
成分結合としての「かけ詞」は當時には未十分に發展してあらざりしが如し。かゝ
る事は本來修辭史上の研究範圍なれど句成分に關係あるが故に一言す。

第二節 句の組織

一 句中に於ける語の配列

成分配列の上に吾人は自然的配列と故意的配列とを分てり。自然的配列中、又必然的法則と當然的法則とを區別し、この當然的法則は必要に應じて故意的配列に従ふ事あるをいへり。

必然的法則に従ふものは連體語、客語及修飾語の或るものなり。これが必然的法則は當時に於いても今日と異なることなし。即ち連體語は其の原本たる體言の直上に、客語はその主體たる用言副詞の直上に、從屬組織に立てる程度副詞はその被修飾語の直上にありて離るべからず。その例は今あぐるまでもあらざるべし。情態副詞は其の原成分の上において直接に連續せずとも可なれども、しかも他の用言其の他被修飾性ある用言の上ののぼりゆくべからず。これも亦古今異なることなし。

なることなし。

當然的法則としては主語と述語との關係、補語の位置、修飾語の位置、同格語の位置を規定す。この規定も亦古今異なることなし。

當然的法則によれるものは、其の自由なる性質よりして、故意に尋常なる配列を破りて配列せらるゝことあり。この配列につきて特に次に例をあげむ。

強き感情を寓する配列としては述語の上にあるべき成分をば其の下に持來すなり。その例

一、主語を下に持ち來るもの

大夫之高圓山爾迫有者里爾下來流牟射佐妣曾」此

(萬、六)

多麻藻可流乎等女乎須疑氏奈都久佐能野鳥我左吉爾伊保里須」和禮波

(萬、十五)

由久布禰遠布利等騰尾加禰伊加婆加利故保斯苦阿利家武」麻都良佐欲比賣

(萬、五)

二、補語を下におくもの

與妣與勢豆伊射都氣也良牟」多婢能也登里乎
 白鳥能飛羽山松之待乍曾吾戀度」此月比乎
 神會著常云」不成樹別爾
 彦星頭刺玉之嬌懸亂邪良志」此河瀬爾
 奈保之爾可比都」知等世能伊乃知乎
 宇具比須曾奈岐豆伊奴奈流」烏梅我志豆延爾
 美都乎多麻倍奈」伊毛我多太手欲
 三、修飾語を下にぶくもの

(萬、十五)
 (萬、四)
 (萬、二)
 (萬、九)
 (萬、廿)
 (萬、五)
 (萬、十四)

多都能馬母伊麻勿愛豆之可」阿遠爾與志奈良乃美夜古爾由吉帝己牟丹米
 安我許呂母之多爾乎伎麻勢」多太爾安布麻豆爾
 草乎思香奈伎都」追麻於毛比可爾豆
 可久須酒會宿奈莫那爾思」於久乎可奴加奴
 可久之許會都可倍麻都良米」伊夜等保奈我爾
 (萬、十五)
 (萬、十五)
 (萬、十四)
 (萬、十八)

夜都米佐須伊豆毛多邪流賀波邪流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾」阿波禮
 (記、中)

四、呼掛語を下にぶけるもの、

久麻加志賀波袁宇受爾佐勢」會能古
 婆施稽矩謨伊麻娜以幡彌底阿開爾啓梨」倭蟻慕
 (紀、十七)

對象を特示するものとしては余が所謂提示的語法によれるものなり。而この語法は二種に分る。一は本文と何等の組織上の形體的關係なくして文の尖頭にあるもの、即獨立提示語、一は文の尖にはあれど助詞の助けによりて本文と語形上の連絡を有するもの、即連絡提示語なり。又提示語と其の本文との意義上の關係より見て抽出的のもの、と再歸的のものとの二種に分つ。

抽出的獨立提示語の例

石上振乃山有杉村乃
 雨障常爲公者
 吾衣人莫著會

(萬、三)
 (萬、四)
 (萬、四)

春日山朝居雲乃

(萬、四)

再歸的獨立提示語の例

美都美都斯久米能古良賀阿波布爾波賀美良比登母登會泥賀母登會泥米都那
藝豆字知豆志夜麻牟

(記、中)

波毘呂由都麻都婆岐斯賀波那能豆理伊麻斯芝賀波能云々

(記、下)

伎奈加那久曾許波不怨

(萬、十九)

波里夫久路己禮波多婆利奴

(萬、十八)

抽出的連絡提示語の例

國原波煙立龍海原波加萬目立多都

(萬、一)

宇奈波良能於伎爾等毛之伊射流火波安可之豆登母世夜麻登思麻見無

(萬、十五)

橘波花爾毛實爾母美都禮騰母

(萬、十八)

再歸的連絡提示語

こは未その實例に接せず。勿論當時用ゐられたりしものならむも、材料の少き

によりて自然残り存せざるものならむ。

二 成分の組織關係

成分が相保合して一の句をなすにつきての状態につきては二様の見地あり。句の終末の状態と成分の意義上の牽制とこれなり。

成分の意義上の牽制につきては大體、日本文法論に述べしに異ならず。その副詞の意義の差異に基くものは副詞の條に其の點を説きたれば、こゝにいはず。今はたゞ次の條目にのみ止めむ。

係助詞の「や」と「か」とは其の意類してしかも實際上差異あるものなれば、この二つ相重ねて一文中に用ゐらるゝこと少からず。

過西戀也亂今可聞

(萬、十二)

麻須良袁夜奈爾可母能毛布

(萬、十七)

吾哉難二加還而將成

(萬、十三)

打蟬乃人有我哉。如何爲跡可。一日一夜毛離居而嘆戀良武。

(萬、八)

こは「や」の下に「か」あるものなるが、

何然毛吾王乃立者玉藻之如許呂臥者川藻乃如久靡相之宜君之朝宮乎忘賜哉。夕宮乎背賜哉。

(萬、二)

比流等家波等家奈敵比毛乃和賀西奈爾阿比與流等可毛欲流等家也。須流(流布本)

(萬、十四)

の如く「か」の下に「や」を用ゐたるも、また

一坏乃濁酒爾豈益目八。

(萬、三)

情乎遣爾豈若目八目。

(萬、三)

の如く、何類の下に「や」を用ゐたるものあり。こは當然のことなれど、古來やゝもすれば人の惑となるものなれば特にあげつ。

句の終止の状態は完結のものと不完のものとを分ちて説かむ。

句の終末の語が意義圓滿に完了せられたる時は之を完結終止といふ。この完結終止は用言にてするものと助詞にてするものとあり。

用言にてのものは尋常の終止はみな原形を以てし、第一曲調は連體形、第二曲調は已然形を以てするが後世のものなれど、この期には二三の點に於いて後世のものと異なり。今その點をのみいはむ。

形容詞及其の形の形式用言並に複語尾は已然形なきが故に第二曲調なし。この時は第一曲調に同じく連體形を以てすることは既に述べたり。

又「ぞ」助詞に對して已然形を以て終止せる例あり。

(萬、七)

視渡者近里廻乎田本欲今衣。吾來禮巾振之野爾。

(萬、十二)

これらは古來誤寫ならむとも又別のよみ方をも按出せむとも、種々に取扱はれてあれども、それはかの玉緒盲従の輩と同じく劃一的にはまほしさの餘にいてたるのみ。これありてこそ、言語變遷の事實も徴せらるゝなれ。こは必前後のいづれの時代かに連絡あるものなるべけむと思はれども、みだりに臆斷すべきにあらず。

複語尾「む」は上に「こそ」なくても已然形にて終止し、かくて反語をなす。これ

後世に稀なるものなり。

豫人事繁如是有者四惠也吾背子與裳何如荒海藻
斯太能宇良乎阿佐許求布禰波與志奈之爾許求良米可母與奈志許佐流良米

(萬、十四)

吾背子乎何處行目跡

(萬、七)

玉葛花耳開而不成有者誰戀爾有目吾孤悲念乎

(萬、二)

許容の語法は一面動詞にての終止、一面助詞にての終止なり。動詞にて許容の法則は動詞の用法の條にのべたれば、又例をあげず。後世のと異なるは二段のもの三段のもの、形式動詞すにてのものなり。

助詞にてのものは述素助詞の二類、即、係終の二助詞の用法の例に参照すべし。不完終止は次の三種に分つ。

- 一、省略述法
- 二、中止述法
- 三、擬喚述法

省略述法は、述語を省略せるものにて、其の終止の體形二種あり。

體言にての終止 助詞にての終止

體言にての終止の例。

此也。是能倭爾四手者吾戀流木路爾有云名二負勢山 (萬、一)

刺細子彼曾吾耀 (萬、十三)

山人乃和禮爾依志米之夜麻都刀曾許禮 (萬、二十)

余能奈迦波加久叙許等和理 (萬、五)

巨禮也己能名爾於布奈流門能宇豆之保爾多麻毛可流登布安麻乎等女杼毛 (萬、十五)

水尾不絶者後毛吾妻 (萬、十二)

蓮葉者如是許曾有物 (萬、十六)

紅玉裙須蘇延往者誰妻 (萬、九)

秋津邊來鳴度者誰喚兒鳥 (萬、九)

豆里豆多豆流婆波之伎多我都麻 (萬、二十)

宇能波奈波伊麻曾佐可理等 (萬、十七)

豐國乃加波流波吾宅 (萬、九)

許能迦邇夜伊豆久能迦邇

(記中)

夜麻登邊邇由玖波多賀都麻

(紀中)

那許曾波余能那智比登

(紀下)

爾詩乃美夜古波與呂豆與乃美夜

(續紀三十)

余がこゝに特に例を多くあげたるはこの際には必係助詞の存在せることを證せむが爲なり。この形の成立する故は日本文法論に述べたり。

助詞にての終止は

去來子等早日本邊

(萬一)

奈泥之故我波奈乃佐可里爾阿比見之米等會

(萬十七)

袖垂而伊射吾苑爾鷲乃木傳令落梅花見爾

(萬十九)

中止述法は述語をば連用形又は語尾つを重ねたる「つ」或は「に」助詞を加へたるものを以てす。その例

事出之者誰言爾有鹿小山田之苗代氷乃中與杼爾四手

(萬四)

可之古伎夜美許等加我布理阿須由利也加曳我伊牟多爾乎伊牟奈之爾志豆

多良思比賣御船波豆家牟松浦乃宇美伊母我麻都敏伎月者倍爾都々 (萬二十)

和多都美能於伎都奈波能里久流等伎登伊毛我麻都良牟月者倍爾都追 (萬十五)

比等余里波伊毛會毛安之伎故非毛奈久安良末思毛能乎於毛波之米都追 (萬十五)

泊瀬川流水尾之湍乎早井提越浪之音之清久 (萬七)

大海之磯本由須理立波之將依念有濱之淨奚久 (萬七)

浪之共靡玉藻乃片念爾吾念人之言乃繁家久 (萬十二)

可由吉加久遊伎見都禮騰母會許母安加爾等 (萬十七)

夜都米佐須伊豆毛多祁流賀波祁流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮 (記中)

擬喚述法は述語をば體言的に結體せしむべき勢をとりて喚體句の如く見えし

ひるものなり。かくするは連體形を以てす。

天地與相左可延牟等大宮乎都可倍麻都禮婆貴久宇禮之伎

(萬十九)

夏草乃露別衣不着爾我衣手乃干時毛名寸

(萬十)

從今者不相跡爲也白妙之我衣袖之干時毛奈吉

(萬十二)

伊母乎許曾安比美爾許思可麻欲婢吉能與許夜麻敵呂能思之奈須於母敵流

(萬十四)

保登等藝須奈爾乃情曾多知花乃多麻奴久月之來鳴登除牟流

(萬十七)

伊可爾世流布勢能宇良曾毛許己太久爾吉民我彌世武等和禮乎等登牟流

(萬十八)

宇良賣之久伎美波母安流加夜度乃烏梅能知利須具流麻渥美之米受安利家流

(萬二十)

世間者信二代者不往有之

(萬七)

第三節 句の接合と排列

一 重文

重文を構成するには前句たる句の述語の形を變じて連用形となして之を後句に冠す。國文にありては句の終末は用言か助詞かなるを以て、重文の構成にあたりては、其の終末の用言は變化せしめ、助詞は除き去り、複語尾はあるものは除き、或るものは變ぜしめて、連用形に従はしめ、かくて下なる句に形體上の連絡を行ふ。この方法はこの期といへども異ならず

用言の第一語尾の連用形にて重ねる例。

阿遠夜麻邏奴延波那伎佐怒都登理伎巖斯波登與牟

(記上)

於登爾吉岐目爾波伊麻太見受

(萬五)

此川乃絕事無久此山乃彌高良之

(萬一)

白雲母伊去波伐加利時自久曾雪者落家流

(萬三)

安可彌佐須比流波毛能母比奴婆多麻乃欲流波須我良爾彌能未之奈加由

複語尾の連用形にて重ぬる例

拖磨磨枳能阿娑羅備陀陀伺施都魔枳能阿娑羅備陀陀伺斯魔都登

(紀、十四)

紅能伊呂母字都呂比奴婆多麻能黑髮變朝之咲暮加波良比(云々)常毛奈久宇都

(萬、十九)

呂布見者
可久由既婆比等爾伊等波延可久由既婆比等爾邇久麻延意余斯遠波迦久能尾

(萬、五)

奈良志
上波三寶乃御法乎降之米出家道人乎治麻都利次波諸天神地祇乃祭禮乎不絶

(四十五詔)

下波天下乃諸人民乎感給弊
伊久美陀氣伊久美波泥受多斯美陀氣多斯爾波韋泥受能知母久美泥牟

(記下)

複語尾又は助詞を除き第一語尾の連用形にて重ぬる例

吾大王能毛呂比登乎伊射奈比多麻比善事乎波自米多麻比豆

(萬、十八)

麻被引可賀布利布可多衣安利能許等其伎曾倍騰毛

(萬、五)

佐韋賀波用久毛多知和多理宇泥備夜麻許能波佐夜藝奴加是布加牟登須

(記、中)

希求の句體に於ける重文なるものあり。

美阿止都久留伊志乃比鼻伎波阿米爾伊多利都知佐閉由須禮

(佛、足石)

常丹毛冀名常處女養手

(萬、一)

比呂波之乎宇馬古思我彌豆己許呂能未伊毛我里夜里氏和波己許爾思天

(萬、十四)

春者毛要夏者綠爾紅之綵色爾所見秋山可聞

(萬、十)

志愚仁心不善之天
重文はたゞに二句を重ぬるのみならず。多數重ぬる例あり。

(三三、詔)

余呂豆余爾伊麻志多麻比提阿米能志多麻乎志多麻波彌美加度佐良受豆

(萬、五)

漸々可多知久都保里朝伊布許登夜美靈剋伊乃知多延奴禮立乎利足須里
佐家婢伏仰武禰宇知奈氣吉手爾持流我古登婆之都世間之道 (萬、五)

二 合文

合文の構成は通例接續助詞によりて示さる。即伴句の述語に接續助詞を附して主句の上におくなり。その例、

和伎毛故我可多美能許呂母奈可里世婆奈爾毛能母氏加伊能知都我麻之 (萬、十五)

可久婆可里古非牟等可禰豆之良末世婆伊毛乎婆美受會安流倍久安里家留 (萬、十五)

美牟等伊波婆伊奈等伊波米也 (萬、二十)

安之比奇能山行之可婆山人乃和禮爾依志米之夜麻都刀會許禮 (萬、二十)
父母乎美禮婆多布斗斯妻子美禮婆米具斯宇都久志 (萬、五)

山川乎奈可爾敵奈里豆等保久登母許己呂乎知可久於毛保世和伎母 (萬、十五)

志我能大和太與杼六友昔人二亦母相目八毛 (萬、一)

梅花折毛不折毛見都禮杼母今夜能花爾尚不如家利 (萬、八)

能知波那杼理爾阿良牟遠伊能知波那志勢多麻比會 (記、上)

法勘流爾足島毛罪在倍之 (三十五詔)

條件を示す種類のものはその接續助詞の下に係助詞「ぞ」なも「こせ」や「か」を伴ふことあり。その例は係助詞の條にあげたり。

順續的確定條件をあらはすに用言の已然形を以て直にあらはし、接續助詞を伴はずしてあることあり。これこの期の文法の一特徴なり。

真木佐苦槍乃婦手乎物乃布能八十氏河爾玉藻成浮倍流禮其乎取登 (萬、一)

入日刺奴禮大夫跡念有吾毛敷妙乃衣袖者通而沾奴 (萬、二)

離家伊麻須吾妹乎停不得山隱都禮情神毛奈思 (萬、三)

足水木乃山邊乎指而晚開跡隱益去禮將言爲便將爲須敵不知爾 (萬三)
白細爾舍人裝束而和豆香山御興立之而久堅乃天所知奴禮展轉埜打難泣將爲
便毛奈思 (萬三)

宇知奈比枳許夜則努禮伊波牟須弊世武須弊斯良爾 (萬五)

唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢宇奈原能邊爾母奧爾母神豆麻利宇志播
吉伊麻須諸能大御神等 (萬五)

靈剋伊乃知多延奴禮立乎杼利足須里佐家婢 (萬五)

等等尾加彌周具斯野利都禮美奈乃和多迦具漏伎可美爾伊都乃麻可斯毛乃布
利家武 (萬五)

大雪乃亂而來禮不奉仕立向之毛露霜之消者消倍久 (萬二)

時盛乎伊多豆良爾須具之夜里都禮思努波勢流君之心乎宇流波之美 (萬十七)

可敵理伎底之波夫禮都具禮乎久餘思乃曾許爾奈家禮婆 (萬十七)

美知能久乃小田在山爾金在等麻宇之多麻敵禮御心乎安吉良米多麻比 (萬十七)

天地之遠始欲俗中波常無毛能等語續奈我良倍伎多禮天原振左氣見婆照月毛
盈與之家里 (萬十九)

露霜之過麻之爾家禮與慕乎此間定而 (萬十九)

盧舍那佛乃慈賜比福波開賜物爾有止念開受賜里恐里戴持百官乃人等率豆禮
拜仕奉事乎 (十二詔)

萬機密久多久志豆御身不敢賜有隨法天日嗣高御座乃業者睽子王爾授賜止
勅天皇御命乎 (十四詔)

斯天日嗣高御座乃業乎受賜豆仕奉止負賜開頂爾受賜里恐末里進毛不知退毛
不知爾恐美坐久止宣天皇御命乎 (十四詔)

今大保波必可仕奉之止所念坐世多能遍重天勅止毛 (二十六詔)

又これらをば係助詞「ぞ」「こそ」「や」「か」にて助けたるものあり。

奈爾須禮會波波登布波奈乃佐吉低己受祇牟 (萬二十)

吾背子我如是戀禮許會夜干玉能夢所見管不所宿家禮 (萬四)

阿里佐利底能知毛相牟等於母倍許會都由能伊乃知母都藝都追和多禮

(萬十七)

安之可伎能保加爾母伎美我余里多多斯孤悲家禮許會婆伊米爾見要家禮

(萬十七)

左由理波奈由利毛安波牟等於毛倍許會伊麻能麻左可母宇流波之美須禮

(萬十八)

世間能比登乃奈氣伎波安比於毛波奴君爾安禮也母安伎波疑能知良敵流野邊

(萬十五)

乃波都乎花可里保爾布伎互

(萬九)

心佐閉消失多列也言母不往來

(萬十九)

天地之神者無可禮也愛吾妻難流

(萬十七)

伊敵比等能伊波比麻多爾可多太未可母安夜麻知之家牟安吉佐良婆可敵里麻

(萬十五)

左牟等多良知爾能波波爾麻于之互等伎毛須疑都奇母倍奴禮婆

(萬十五)

麻追我敵里之比爾底安禮可母佐夜麻太乃乎治我其日爾母等米安波受家牟

(萬十五)

和伎毛故我伊可爾於毛倍可奴婆多未能比登欲毛於知受伊米爾之美由流

(萬十五)

奈美能字倍爾字伎爾世之欲比安杼母敵香許己呂我奈之久伊米爾美要都流

(萬十五)

かくて又現今にてはばを加へえざる複語尾ひの已然形にても當時はこの方法

にて確定條件をあらはさしめたることあり。これ現今と大なる差點なりとす。

何方所念計米可天離夷者雖有石走淡海國乃樂浪乃大津宮爾天下所知食兼天

皇之神之御言能大宮者此間等雖聞

(萬三)

何方爾念鷄目鴨都禮毛奈吉佐保乃山邊爾哭兒成慕來座而

幾許思異目鴨數細之枕片去夢所見來之

(萬四)

合文の排列は伴句が上にありて主句が下に來ることは基本式なりといへども、

まゝこれを反轉せしめたるものあり。

志苦思苦爾於毛保要武可母多知和可禮奈波

(萬十七)

吾戀者名草目金津真氣長夢不見而年之經去禮者

(萬十一)

吾者妹思 別來禮婆

(萬、二)

奈具佐牟流許許呂波阿良麻思 斯奈波斯農等母

(萬、五)

鳥梅能半奈半也久奈知利會 由吉波氣奴等母

(萬、五)

飛立可彌都 鳥爾之安良彌婆

(萬、五)

山乃可比會許登母見延受 乎登都日毛昨日毛今日毛由吉能布禮禮婆

(萬、十七)

布勢能宇良乎見受波能保良自 等之波倍奴等母

(萬、十八)

珠手次懸而思名 雖恐有

(萬、十三)

又伴句が主句の間に介在するものもあり。

吾妹兒矣相令知人乎許會 戀之益者 恨三念

(萬、四)

家布毛可母 美也故奈里世婆 見麻久保里爾之能御馬屋乃刀爾多豆良

(萬、十五)

又伴句のみ存して主句を省き去りたるものあり。

夜多能比登母登須宜波比登理袁理登母

(記、下)

與之惠也之比等里奴流欲波安氣婆安氣奴等母
安伎波疑爾爾保敵流和我母奴禮奴等母伎美我美布彌能都奈之等理豆婆

(萬、十五)

合文の更に複合をなせるものあり。

周弊母奈久苦志久阿禮婆出波之利伊奈々等思騰許良爾佐夜利奴

(萬、十五)

多婢奈禮婆於毛比多要豆毛安里都禮杼伊敵爾安流伊毛之於母比我奈思母

(萬、十五)

天雲乃遠隔乃遠遠鷄跡裳情志行者戀流物可聞

(萬、四)

一の主句に對して多數の伴句あるものあり。

眞幸而伊毛我伊波伴伐 佐波里安良米也母

(萬、十五)

於伎都奈美知敵爾多都等母 飛立可彌都

(萬、五)

世間乎宇之等夜佐之等於母倍杼母 鳥爾之安良彌婆

家爾阿利豆波波何刀利美婆ナ具佐牟流許許呂波阿良麻志 (萬五)

斯奈婆斯農等母

於保伎美能等保能美可度登於毛敵杼毛古非爾家流可母 (萬十五)

氣奈我久之安禮婆

秋野乎爾保波須波疑波佐家禮杼母見流之留思奈之 (萬十五)

多婢爾師安禮婆

山羽爾味村騷去奈禮騰吾者左夫思惠 (萬四)

君二四不在者

吾背子師遂常云者出而相麻志乎 (萬四)

人事者繁有登毛

三 有屬文

有屬文とは文中に附屬句を有する複文をいふ。この附屬句は形體上準體句、連

體句、修飾句の三種に區分せらる。今この三種につきてのべむ。

準體句は文中に於ける體言を代表し、體言と同様の方法をとりて文中に存在するものにして往々體言附屬の助詞を伴ふ。

準體句の形に二種あり。一は述語が準體形をとれるもの一は述語が完全なる終止をなせるものこれなり。この述語が完全なる終止をなせるものは多く引用文にあらはるゝものなるが、そは上に引用語句の項中につきて例示せばいはず。

この他に次の如き用例あり。

海懸孀玉求良之奥浪恐海爾船出爲利所見 (萬六)

烏梅能波奈和企弊能會能爾佐伎豆知留美由 (萬五)

安麻乎等女等母思麻我久流見由 (萬十五)

安麻能伊射里波等毛之安敵里見由 (萬十五)

阿蘇毘久流志毘賀幡多傳爾都麻多互理美由 (紀十九)

於譜磨故幡比禮甫羅須彌喻

これらはこの形にて主語となれるものなり。この用法は後世存せぬものにし

てこの期の一特徴とす。而上の例みな「みゆ」を述語とせるは蓋其の慣用に限あるを示せるものなるべし。

準體形をとれるものは、主語たる例としては、

宇良未欲理可治乃於等須流波安麻乎等女可母

(萬、十五)

和藝毛古我蘇豆毛志保々爾奈伎志會母波由

(萬、二十)

多知夜麻爾布理於家流由伎能等許奈都爾氣受底和多流波可無奈我良等會

(萬、十七)

客語たる例、

可多加比我波能多延奴期等伊麻見流比等母夜麻受可欲波牟

(萬、十七)

霍公鳥蓋哉鳴之吾戀流其騰

(萬、二)

和伎毛故爾古布流爾安禮波

(萬、十五)

補語たる例、

和伎母故我可多美爾見牟乎印南都麻之良奈美多加彌與會爾可母美牟

(萬、十五)

夜麻加波乃佐夜氣吉見都都美知乎多豆爾奈

(萬、二十)

銀母金母玉母奈爾世武爾麻佐禮留多可良古爾斯迦米夜母

(萬、五)

伊波敵和我勢古多太爾安布末氏爾

(萬、十五)

毛呂比登能阿蘇夫遠美禮婆彌夜古之叙毛布

(萬、五)

得保都必等麻通良佐用比米都麻古非爾比例布利之用利於返流夜麻能奈

(萬、五)

久毛爾得夫久須利波牟用波美也古彌婆伊夜之吉阿何微麻多越知奴倍之

(萬、五)

連體句は用言と同じ形式を以て文の成分を代表するものなり。即ちその述語を連體形になして體言を裝定す。

和何那宜久於伎蘇乃可是爾紀利多知和多流

(萬、五)

烏梅能波奈佐吉多流僧能能阿遠也疑波可豆良爾須倍久奈利爾家良受夜

(萬、五)

毛毛等利能己惠乃古保志枳波流岐多流良斯

(萬、五)

宇具比須能麻知迦豆爾勢斯宇米我波奈知良須阿利許會
波漏婆漏爾於忘方由流可母志良久毛能智弊仁邊多天留都久紫能君仁波
(萬五)

修飾句たるものは述語を連用形になすか、若くは原形を重ね。

烏梅乃波奈知良麻久怨之美和家會乃乃多氣乃波也之爾于具比須奈久母
(萬五)

和禮波與騰麻受吉美遠志麻多武
(萬五)

打奈婢久波流等毛之流久宇具比須波宇惠木之樹間乎奈伎和多良奈牟
(萬二十)

萬世爾得之婆岐布得母烏梅能婆奈多由流己等奈久佐吉和多流倍子
(萬五)

阿麻社迦留比奈爾伊都等世周麻比都都美夜故能提夫利和周良延爾家利
(萬五)

都都美無久佐伎久伊麻志豆速歸坐勢
(萬五)

農殊末句志邏珥比賣那素寐殊望
(紀五)

伊麻太爾母毛奈久由可牟登
(萬十五)

この期には別に一種の修飾句あり。これ特別のものにして後世に稀なるものなり。これに二種あり。一は用言の終止形に、助詞を添へてその句の述語とするもの。この時の用言は形容詞か、若くは複語尾「ず」を有する動詞なり。一は主語を有する副詞に、助詞を添へたるものにて叙述し、かくて附屬句となすものなり。これら共に修飾句たるものなり。

用言の終止形よりするもの

情具之眼具之毛奈之爾波思家夜之安我於久豆麻大王能美許登加之古美阿之
比奇能夜麻古要奴由伎
(萬十七)

奈具佐牟留心波奈之爾雲隱鳴往鳥乃爾能尾志奈可由
奈具佐牟流許己呂波奈之爾春花乃佐家流左加里爾於毛敷度知多乎里加射佐
(萬十七)

受
此夜須我良爾伊母爾受爾今日毛之賣良爾孤悲都通會乎流
(萬十七)

都彌斯良農道乃長手袁久禮久禮等伊可爾可由迦牟可利豆波奈斯爾

(萬五)

副詞よりするもの

情毛思努爾古所念

(萬二)

小竹之葉者三山毛清爾亂友

(萬二)

秋芽子乃枝毛十尾二降露乃

(萬八)

足玉母手珠母由良爾織旗乃

(萬十)

庭毛薄太良爾三雪落有

(萬十)

伊波毛等杼呂爾於都流美豆

(萬十四)

家人者路毛四美三荷雖來

(萬十一)

國毛勢爾於非多知左加延

(萬十八)

欲流波須我良爾彌能未之奈加由

(萬十五)

彌毛已呂爾於久乎奈加彌會

(萬十四)

この際には必係助詞が主語に附屬してあることに著眼せよ。こゝにまた係助詞

の勢力を認むることをうべし。

附屬句は其の位置として當然占ひべき位置あることは明なるが、これがまた單文の成分に於ける如く、その位置を轉ぜしめて種々の變換をなすことあり。次に例をあぐ。

新年乃婆自米爾豐乃登之思流須登奈良思雪能敷禮流波

(萬十七)

國遠伎路乃長手遠意保保斯久許布夜須疑南己等騰比母奈久

(萬五)

朝露乃既夜須伎我身比等國爾須疑加豆奴可母意夜能目遠保利

(萬五)

伊可爾可由迦牟可利豆波奈斯爾

(萬五)

許母利奴能之多由孤悲安麻里志良奈美能伊知之路久伊泥奴比登乃師流倍久

(萬十七)

河渚爾母雪波布禮々之宮乃裏智杼里鳴良之爲牟等己呂奈美

(萬十九)

和家夜度能烏梅能之豆延爾阿蘇比都都宇具比須奈久毛知良麻久乎之美

(萬五)

安我許呂母之多爾乎伎麻勢多太爾安布麻豆爾

(萬十五)

安乎爾與之奈良能美也故爾由久比等毛我母久佐麻久良多妣由久布爾能登麻利都礙武仁
有屬文が更に附屬句たるものあり。その例

比等余里波伊毛曾母安之伎故悲毛奈久安良未思毛能乎於毛波之米都追
(萬、十五)

己能許呂奈君乎於毛布等須敵毛奈伎古非能末之都都禰能未之曾奈久
(萬、十七)

草枕多妣伊爾之伎美我可敵里許牟月日乎之良牟須邊能思良難久
(萬、十七)

氣佐能安佐氣秋風左牟之登保都比等加里我來鳴牟等伎知可美香物
(萬、十七)

又附屬句を多く有するものあり。その例
保登等藝須奈伎底須疑爾之乎加備可良秋風吹奴余之母安良奈久爾
(萬、十七)

日晚之奈吉奴流登吉波乎美奈弊之佐伎多流野邊乎遊吉追都見倍之
(萬、十七)

四 混合文

重文、合文、有屬文が互に相混合することあり。その例の一、二をあぐ。
重文を伴句としたる合文

武都紀多知波流能吉多良婆可久斯許曾烏梅乎利都都多努之岐乎倍米
(萬、五)

合文を重ねたる重文
可久由既婆比等爾伊等波延可久由既婆比等爾邇久麻延意余斯遠波迦久能尾
奈良志
(萬、五)

附屬句を有する主文を以てつくれる合文

萬世爾得之波岐布得母烏梅能婆奈多由流己等奈久佐吉和多流倍子
第三章 句論 第三節 句の接合と排列 五〇五

合文を修飾句としたる有屬文

(萬五)

麻都良我波奈奈瀬能與騰波與騰武等毛和禮波與騰麻受吉美遠志麻多武

(萬五)

有屬文を伴句としたる合文

久毛爾得夫久須利波牟用波美也古彌婆伊夜之吉阿何微麻多越知奴倍之

(萬五)

有屬文を主文としたる重文

乎美奈敵之左伎多流野邊乎由伎米具利吉美乎念出多母登保里伎奴

(萬十七)

次には混合文の實例を示さむ爲長歌一首を解剖す。

多爾知可久伊敵波乎禮騰 許太加久豆佐刀波安禮騰母

保登等藝須伊麻太伎奈加受 奈久許惠乎伎可麻久保理等 安志太爾波可度爾

伊氏多知 由布敵爾波多爾乎美和多之 古布禮騰毛 (以文上)

比等己惠太爾母伊麻太伎己要受 (全體合文)

(萬十九)

第四章 東歌にあらはれたる 特殊なる語法

通例東歌と稱するものは萬葉集卷十四に載せられたるものなれど、余は便宜の爲萬葉集卷二十のうちなる防人の歌九十三首をもこめていふこととせり。これらの歌は當時の東方人の方言としてうちに特殊の語法を呈せるもあれば、今之を一括してこゝに附載す。

わが東歌と稱するものは萬葉集卷十四に二百三十首と防人の歌、長歌一首と短歌九十二首とあるのみ。この防人の歌はその採集せられたる總數は少くも百七十七首なりしことは明なるに、他の八十四首は編輯の際には、拙劣なりとて却けられしは、歌の上にてはさる事ならむもわが語法研究の上にてはいと口惜しき心地せらるゝなり。さはれ、今はこの残れる僅のものにても希世の珍と稱しつべきものにあらずや。

この東歌の研究は言語としてだに三方面より研究せらるべし。一は單語そのものの研究たとへば

和多佐波太伊利奈麻之母乃
安比太欲波佐波太奈利努乎

(十四)

(十四)

の「さはた」の如きは東歌外には存せざるものなり。かゝる語を對象とし時の標準語又は後世の語との關係或は更に同族語などとの比較研究をなすなり。二は聲音研究にして、この東歌は實際聲音の轉變甚しきものあれば、當時の東國方言の聲音の慣例とまたそが標準語との如何なる關係に立てるかを検し、更に後世の方言との關係を研究するも有益なる事業なり。この一と二との研究は頗興味あるものなれど、今吾人が立脚せるこの研究は第三のものに止まれり。即文法研究にして、この東歌中にあらはれたる特殊なる語法を研究するを以てこの編に對しての責任となす。

わが東歌はかくの如く僅少なるものにしてしかもこのうち當時の標準語そのまゝのものもあれば、その材料の僅少なること推してしるべし。しかもこの方言中の

特殊なる語法と稱するもの亦わが語法の古き形の残存せるものにもあるべく、實に貴ぶべきものにあらずや。

余はかくて研究し見たるもの形容詞、純粹形式用言、複語尾、助詞につきて少しくいふべきを得たるのみ。いてや次々に之を述べむ。

形容詞につきてはその連體形を「け」といへること頗多し。體言の裝定をなせるものには

- 可^カ奈^ナ師^シ家^カ兒^ニ良^リ爾^ニ (十四)
- 可^カ奈^ナ之^ノ家^カ兒^ニ呂^リ乎^フ (十四)
- 可^カ奈^ナ思^シ家^カ之^ノ太^タ波^ハ (十四)
- 可^カ奈^ナ思^シ家^カ世^セ呂^リ爾^ニ (十四)
- 可^カ奈^ナ之^ノ家^カ伊^イ母^モ曾^ソ (二十)
- 阿^ア志^シ氣^キ比^ヒ等^ト奈^ナ里^リ (二十)
- 宇^ウ都^ト久^ク之^ノ氣^キ麻^マ古^コ我^ガ豆^ト波^ハ奈^ナ禮^レ (二十)
- 奈^ナ夜^ヤ麻^マ思^シ家^カ比^ヒ登^ト都^ト麻^マ可^カ母^モ與^リ (十四)

體言に準ぜられたるもの、

- 加^カ奈^ナ思^シ家^カ乎^フ於^ニ吉^キ氏^シ (十四)

終止に用ゐられたるもの、

- 許^コ己^キ呂^リ爾^ニ能^ニ里^リ氏^シ許^コ己^キ婆^ハ可^カ那^ナ之^ノ家^カ (十四)
- 可^カ奈^ナ之^ノ家^カ伊^イ母^モ比^ヒ留^リ毛^モ可^カ奈^ナ之^ノ禰^ニ (二十)
- 己^キ等^ト麻^マ乎^フ佐^サ受^ト豆^ト伊^イ麻^マ叙^シ久^ク夜^ヤ之^ノ氣^キ (二十)

動詞が純粹形式用言に熟合する時、エ韻より良行音につゞくに、東歌は「ア」韻にせり。こは本文にも例示せるが、そは皆東歌なりとしるべし。一五一頁の例を見よ。東歌の語法に最注目すべき價值あるものは打消の複語尾なり。こは四段形に活用したりと見ゆ。その形は終止形は「なふ」にして變化は

- なは
- なひ
- なふ
- なへ

なりしものゝ如し。先終止形の例としては

- 武^ム藏^{サウ}野^ノ乃^ノ乎^フ具^キ奇^キ我^ガ吉^キ藝^イ志^シ多^タ知^チ和^ワ可^カ禮^レ伊^イ爾^ニ之^ノ與^リ比^ヒ欲^ト期^キ利^リ呂^リ爾^ニ安^ア波^ハ奈^ナ布^フ與^リ (十四)

水久君野爾可母能波抱能須兒呂我字倍爾許等於呂波敵而伊麻太宿奈布母

(十四)

對島能彌波之多具毛安良南敷

(十四)

伊加保世欲奈可中次下於毛比度路久麻許會之都等和須禮西奈布母

(十四)

都久比夜波須具波由氣等毛阿母志志可多麻乃須我多波和須例西奈布母

(二十)

未然形の例

和須良延許波古曾那乎可家奈波賣

(十四)

安比豆彌能久爾乎佐抒抱美安波奈波婆斯努比爾勢牟等比毛牟須婆左彌

(十四)

比登豆麻等安是可曾乎伊波牟志可良婆加刀奈里乃伎奴乎可里氏伎奈波毛

(十四)

已然形の例

可良己呂母須素能字知加比阿波奈敵婆彌奈敵乃可良爾許等多加利都母

(十四)

佐彌奈敵波己許呂乃緒呂爾能里氏可奈思母

(十四)

麻乎其母能布能未知可久氏安波奈敵波於吉都麻可母能奈氣伎曾安我須流

(十四)

多人夫須麻之良夜麻可是能宿奈敵抒母古呂賀於曾伎能安路許曾要志母

(十四)

右の如く未然已然の二形と終止形とあれど、連用形と連體形とはみな「なへ」といふ形になれり。連用形の「なへ」の例、

多刀都久能奴賀奈敵由家婆

(十四)

連體形の例

比流等家波等家奈敵比毛乃

(十四)

乎佐乎佐毛彌奈敵古由惠爾

(十四)

於登太可思母奈宿莫敵兒由惠爾

(十四)

これらはみな「なひ」「なふ」の訛音なるものとおもはる。なほ音の訛なるものをあぐれば、未然形に

佐辨奈^ハ辨^ハ奴^ハ美^ハ許^ハ登^ハ爾^ハ阿^ハ禮^ハ婆^ハ

(二十)

連體形に「のへ」といへるもあり。

阿^ハ抱^ハ思^ハ太^ハ毛^ハ安^ハ波^ハ乃^ハ敝^ハ思^ハ太^ハ毛^ハ

(十四)

今これらを以て概括して考ふるに、これは必、上にいひし如き四段形のものなりしならむ。然るに標準語中にその断片だに發見せぬは、これ恐らくは頗古き語なりしにはあらざるか。而、そが東方言語にのみ遺り存せるものにあらざるか。果して然りとせば、これはその意義に於いて「ぬ」に似たる如く、或は「ぬ」といふ打消の語の繼續的語法をあらはすは、ひ、ふ、へにうつり行きしものにあらざるか。然る時は「ぬ」は或時期に四段形にして「な、に、ぬ、ね」といひしにあらざるか。更に考ふれば、一八九頁にいへる如く、「ぬ、ね」は存するが故に「な」のみはこの「なふ」に面影を止むるものにあらじか。かく論歩を進むるにつれて、東歌のうち更に次に次の如きものあり。

爾^ハ比^ハ多^ハ夜^ハ麻^ハ爾^ハ波^ハ都^ハ可^ハ奈^ハ那^ハ和^ハ爾^ハ余^ハ會^ハ利^ハ波^ハ之^ハ奈^ハ流^ハ兒^ハ良^ハ師^ハ安^ハ夜^ハ爾^ハ可^ハ奈^ハ思^ハ母^ハ

(十四)

奈^ハ良^ハ登^ハ保^ハ布^ハ乎^ハ爾^ハ比^ハ多^ハ夜^ハ麻^ハ乃^ハ毛^ハ流^ハ夜^ハ麻^ハ能^ハ宇^ハ良^ハ賀^ハ禮^ハ勢^ハ那^ハ奈^ハ登^ハ許^ハ波^ハ爾^ハ毛^ハ我^ハ母^ハ

(十四)

許^ハ具^ハ布^ハ爾^ハ能^ハ和^ハ須^ハ禮^ハ婆^ハ勢^ハ奈^ハ那^ハ伊^ハ夜^ハ母^ハ比^ハ麻^ハ須^ハ爾^ハ

(十四)

和^ハ我^ハ可^ハ度^ハ乃^ハ可^ハ多^ハ夜^ハ麻^ハ都^ハ婆^ハ伎^ハ麻^ハ己^ハ等^ハ奈^ハ禮^ハ和^ハ我^ハ豆^ハ布^ハ禮^ハ奈^ハ奈^ハ都^ハ知^ハ爾^ハ於^ハ知^ハ母^ハ可^ハ毛^ハ

(二十)

和^ハ我^ハ世^ハ奈^ハ乎^ハ都^ハ久^ハ之^ハ倍^ハ夜^ハ里^ハ豆^ハ宇^ハ都^ハ久^ハ之^ハ美^ハ於^ハ妣^ハ波^ハ等^ハ可^ハ奈^ハ奈^ハ阿^ハ也^ハ爾^ハ加^ハ母^ハ爾^ハ毛^ハ

(二十)

の下の「な」は終助詞にして冀望をあらはすものにして用言の未然形に附屬するものなり。而、上の「な」のうけたるはいづれも未然形なるにあらずや。かくて「な」の意義は打消をあらはすものなれば、これは明に「ぬ」の未然形なり。かく考ふれば、打消をあらはす複語尾の古「な、に、ぬ、ね」と活用せしことは現實の憑據によりて證明せらるるにあらずや、これ實に東歌研究より來れる最貴き産物なりとす。
又「な」は次の如き形もあり。

眞日久禮氏與比奈波許奈爾安家奴思太久流 (十四)
 可久須酒會宿奈莫那里爾思 (十四)
 これらは「こず」に「ねず」なりにし「にあたるものにして、な」の下「な」は間投助詞なり。
 これらも音轉あるものとおぼし。

豫想の複語尾は音轉によりて「も」となることあり。

伊麻波伊可爾世母 (十四)
 宿毛等[○]和波毛布 (十四)
 見都追思怒波毛 (十四)
 余會爾能美美豆夜和多良毛 (二十)
 阿也爾加母彌毛 (二十)
 古布志氣毛波母 (二十)
 安我世武比等乎美毛比等母我母 (二十)
 阿我母豆能和須例母之太波 (二十)
 現實設想の複語尾「らむ」と同義なる「なむ」あり。こは又「なも」ともいへり。

和乎可麻都那毛伎會毛己余必每 (十四)
 可麻久良能美奈能瀬河泊余思保美都奈武賀 (十四)
 於毛布奈牟己許呂宇都久志 (十四)
 阿賀古比須奈牟伊母賀加奈志作 (二十)
 故布思可流奈母 (十四)
 格助詞の「へ」は「は」と轉音せるあり。

和我世奈乎都久志波夜利豆 (二十)
 係助詞の「ぞ」は「と」としてあらはる。

蘇良由登伎奴與 (十四)
 伎美乎等麻刀母 (十四)
 比等登於多波布 (十四)
 (こは同じ東歌相聞中に比等會於多波布として重出せり。これ偶然の疎漏な
 がら、かへりて「ぞ」と「と」の一なるを證するものなり)
 伊望豆登阿我久流 (二十)

この「と」は琉球語にも存するものにして、その古き形なりしものと見ゆ。これ亦東歌研究が與へたる重要な事實なり。

東歌には間投助詞の「ろ」となどの使用せらるゝ範圍頗廣し。「ろ」の用法は本文にあげたるが、こゝに注意すべきは「ろ」を許容法に附屬せしめたるものなり。

思良久毛能多要爾之伊毛乎阿是西呂等許己呂爾能里氏許己婆可那之家

(十四)

巨麻爾思吉比毛登伎佐氣氏奴流我倍爾安杼世呂登可母安夜爾可奈之伎

(十四)

安我豆等都氣呂許禮乃波流母志

(二十)

この終りの「つける」は武藏國桶郡上丁物部眞根の妻椋椅部弟女によめるものなるが、今日の東方言語にもこのまゝのもの存するは豈面白き現象にあらずや。「な」の用法も又廣し。

和努等里都伎豆伊比之古奈波毛

(二十)

の如く體言に附屬すること甚多し。従つて、

和賀西奈波
和賀西奈爾
和我世奈乎

(十四)

(十四)

(二十)

の如く、今日の東方言語に存する「セナ」の起源を見るべく、

眞日久禮豆與比奈波許奈爾安家奴思太久流

(十四)

の用例によりて、

阿佐奈佐奈

(二十)

伊勢乃白水郎之朝魚夕菜爾潛云

(十一)

の用法の解決も容易に試みることをうべし。

奈良朝文法史終

奈良朝文法史索引

あ(吾)はもよ	三九	あはれのとり	三三三
あらく	三三三	あらし	三三三
あらびる	三三三	あらゆる	一〇六
あり	一七九	ありとある	一〇六、四二〇
ありとある	一〇六	「あり」と「す」との交渉	一〇六
ありなり	一〇六	アルシタリ	三二〇
ア		あれ(吾)	三九
あれ(吾)	三九	あれ(吾)こそ	三三
あれ(吾)ぞ	三三	あれ(吾)に	三三
あれ(吾)に	三三	あれ(吾)は	三三
あれ(吾)も	三三	あれ(吾)や	三三
あれ(吾)を	三三	あをやなぎうめとはなを	三四五
あはれ(吾)とあれ(吾)との區別	三三		
あはれ(吾)とふたり	三六		
あさなゆふな	三九		
あに	三三〇		
あはずま	三六九、三七三		
あ(吾)	三三	イ(汝)	三九
「あ、あれ」と「わ、われ」との新古	三三	イ(格助詞)	三三一
あ(吾)が	三三、三六七	イ(間投助詞)	三三一
あがきみ	三三	イ(接辭)	三二七
あ(吾)き(君)	三三	「イ、」	三二四
あ(吾)こ(子)	三三	有屬文	三二四
あさな	三三	有屬文が附屬句たる場合	三二四
あさな	三三	有屬文を主句としたる合文	三二四
あさな	三三	有屬文を伴句としたる合文	三二四
あさな	三三	い	三二七
あさな	三三	いか	三二七
あさな	三三	いかと	三二七
あ(吾)せ(兄)を	三三	いかに	三二七
あそこ(彼處)	三三	意義を添ふる接辭	三二七
あたかも	三三	いさ	三二七
あ(吾)つ(妻)	三三	いさちる	三二七
東歌	三三	已然形	三二七
東歌の研究	三三	一段形	三二七
あ(吾)とあれ(吾)との區別	三三	い(何)	三二七
あ(吾)とふたり	三三	い(何處)	三二七
あさなゆふな	三三		
あに	三三〇		
あはずま	三六九、三七三		

いつか	七四	因明四種相違私記	三九
いつく(何處)	七三、七五	因明鈔	三九
いつし(何方)	七五	因明入正理論科注	三九
いつしか	七四	因明問答抄	三六
いつち(何方)	七五	因明論大疏	三六
一致	四九、四七	引用語句	四九
一致組織	四六、四七	引用の方式	四九
五の「と」	四一	いや	二五
いつと	七四	いゆ(所射)	二七
いつの	七三		
いつは	七四		
いつへ(何方)	七五		
いつまでか	七四		
いつも	七四		
いつら(何方)	七六		
いつれ	七六		
イ點	三三		
いと	三五		
移動作用	三三		
いぬ(往)	一〇九		
いはゆる	一七九		
言掛	四七〇		
いへばえに	一八九		
いまし(汝)	七七八		
いまだ	二四九		
因明	三三		
因明義疏略記	三三		
因明圖後二相纂略記	三五		
		エ	
		江戸期	二二
		延言	一九、二六、二七、四四
		ウ	
		受身	一七七
		受身の主	一七八
		打消の語	二四九
		打消の複語尾	二五二
		打消の複語尾は古四段形なりしこと	二五二
		「内にも」	三三
		オ	
		オコシタリ	三二〇
		オコす	三二〇
		オキリ	三二〇
		オの(己)	三二〇
		オのが(己)	三二〇
		オのづま	三二〇
		オのともたのや	三二〇
		オのも	三二〇
		オのれ	三二〇
		大伴と佐伯の氏は	三二〇
		大被詞後釋	三二〇
		詔旨良奈麻止	三二〇
		おほみことらま	三二〇
		音訓を添ふる接辭	三二〇
		おもしろのけしきや	三二〇
		おもほす	三二〇
		おもほす	三二〇
		おれ(汝)	三二〇
		おろす(縁)	三二〇
		カ	
		か(副詞)	三二〇
		か(係助詞)	三二〇
		か(反語)	三二〇

か(接辭)	四九	がに	四九
か(日)	四三	「か」に對しての終止(形容詞)	八九
が(格助詞)	二八、三〇、三三、三六、四〇、四三、四七	「か」に對しての終止(動詞)	一一
が(冀望)	四〇	かぬかぬ	二四
かうつけ	三八	がね	四〇
がから	四九	かの(彼)	六七、二八三
かゝり(斯有)	四六	か(彼)の本體	六八
係助詞	三七、四〇、四三、四八、四九、五〇	かば(形容動詞の未然形)	一四三
係結の法則	九、一〇	合文	四八
加行三段	一一〇	合文の排文列	四九
かく(副詞)	二五、二五	合文の複合	四九
客語	三〇、三三、三六、三九、四三、四八	合文を重ねたる重文	五〇
格助詞	三五、三六、三九、四三、四八	合文を修飾句としたる有屬文	五〇
かくて	三六	かへすかへす	四三
かくる	一〇七	かへらま	二七
かけ詞	四六、四七	上一段	一一〇
かしこ(彼處)	六八	上二段	一〇九
假設條件	三六、三九	上二段を上一段に活用すること	一〇九
かたらひ	一七四	感應副詞	二五
かたらふ	一七四	漢語	一四、四三、四三〇
カチヨリゆく	三五	韓語	四三
かつかつ	一一	間接引用	四三、四四
かつさ	三〇	間投助詞	三六、四三
がて	一一	漢文直譯調	一一
「が」と「の」の比較	三九	干與	一八一
かな	八	干與作用	三五
		キ	
		き	三〇、三〇、四〇
		きかす	一六
		希求の句體に於ける重文	四八
		擬喚述法	四八
		きこしめす	一六
		きこす	一六
		擬聲	二五
		擬聲語	二五
		「き」と「し」との関係	二五
		共存前提	二五
		共同性作用	二五
		許容の語法	三三、四四
		許容法	三三、四四
		きみ	一六
		木村正辭	一六一
		禁止の語法	四〇

近稱の代名詞……………一七五
金石文……………一七

ク

句……………四〇六、四〇七、四一〇、四三三、四四四
空間的起點……………四三三
句成分……………四三三
く……………四〇六
グトウ(琉球語)……………一三三
グトル(琉球語)……………一三三
くにのまほらま……………二六四
くにのまほらば……………二六四
句の終末……………四七六、四八五
調讀……………四三三
くら……………四三三
椋袴部弟女……………二六三、二七三
化石的言語……………四三三
完結終止……………四三三
喚體……………四三三、四三六、四三九、四四一
喚體句……………四三三、四三六、四三九、四四一
くまばらゝかす……………一六

ケ

け(「けれ」の變形)……………一四四
け(「ぎ」の未然形)……………二二
け(形容詞の連體形)……………五〇
げ(接辭)……………九
敬意の複語尾……………一五九
敬意をあらはす複語尾……………一三三
敬語……………一七五、一六一
形式形容詞……………三六七、三六八、三六九
形式形容詞の語幹……………四三三
形式動詞……………一三三、二四三、三六六、三六八、四三三、四三六、四三九
形式用言……………一三四、三〇五、四七九
形状性形式用言……………一三五
契沖……………三三三、三三〇
經由作用……………三三三
形容詞……………八八二、三三六、三四四、三六八、三六九、三八五、三九〇、四〇七、四〇九、四一九、四二〇、四二一、四三三、四三七、四四四、四四五、四三六、四七九、五二〇
形容詞と麻行四段との對比……………九七
形容詞の語幹……………九一、四二四、四三七、四四七
形容詞の語幹に「さ」を加へて體言とする……………九三
形容詞の語幹に「に」を附へて副詞の如く……………九三
するもの……………九三

形容詞の語幹に「ら」を加ふること……………九三
形容詞の語幹を用言に冠するもの……………九三
形容詞の資格を示す接辭……………四三三
形容詞の連體形にての終止(餘韻を含ましめたるもの)……………八二
形容詞の連體形を以て體言に準ずるもの……………九〇
形容詞の連用形より「あり」に接してなれる熟語……………八六
形容詞の連用形より「す」につゞくるもの……………八六
形容詞の連用形を體言に準ずるもの……………八七
形容詞を載ける形容動詞……………一四〇
形容動詞……………一四〇、四三三、四三六、四三九、四四一
けす(著)……………一六三
けせる(著)……………一六四
けだし……………二五、二五三
けだしく……………二五
けなのわくごい……………二四
けぬ(「からぬ」の變形)……………一四四
けば(「からば」の變形)……………一四四
けまし……………二二
けむ(「からむ」の變形)……………一四四
けむ……………二二、二四、二〇〇
原形……………二四〇、二七九、三九〇、四〇〇
原形附屬の複語尾……………三三
謙語……………一五七
けらし……………二五〇
けらすや……………二五〇

けり……………三三三、三三六
ける(著在)……………一四四
けれ(「かれ」の變形)……………一四四
ければ(來在)……………一五〇

コ

こ(此)……………五三
こ(處)……………四三三
故意的配列……………四三三
厚顔抄……………四三三
興福寺……………四三三
興福寺法相宗喜多院點……………三三三
語幹を體言に冠するもの……………九一
國語研究と國家……………二
古言徴……………三三三
こ(此處)……………六〇、四三三
こ……………四三三
古語拾遺……………一八
こ(此)……………一八
こ(來)……………三三三
こしか……………三三三
古事記……………一八
こす……………一三三
こそ……………三三三、三三六、三三九、三九〇、三九一、三九二、四八九、四九〇、四九一

「こそ」に對しての終止(形容詞)……………八八
「こそ」に對しての終止(動詞)……………一四
こち(此方)……………二〇
こ(如)……………二〇
こ(此)とこれ(此)との區別……………九三
ことし(此年)……………九三
ことし……………三三三
ことしの客語……………三三三
ことしの語幹……………三三三
こ(如)の客語……………三三三
こ(如)の用法……………三三三
こな……………三三三
この(此)……………三三三
こひらし……………三三三
こ(此)も……………三三三
古文書……………一七
こ(此)ゆ……………三三三
こ(此)よ……………三三三
こよひ(此宵)……………三三三
こりずま……………三三三
これ(此)……………三三三
これこそよけれか……………三三三
これ(此)の……………三三三
これ(此)は……………三三三
これ(此)を……………三三三
こ(此)を……………三三三

カ

か(副詞)……………三三三
か(接辭)……………九三
再歸的提示語……………九三
再歸的獨立提示語……………九三
再歸的連絡提示語……………九三
防人の歌……………九三
さく……………九三
さぶ……………九三
さ……………九三
さまたぐ……………九三
三段活用……………九三
三段形……………九三
三段形の「す」……………九三
さやげりなり……………九三
さり(在)……………九三
さり(然有)……………九三
ざり……………九三

し(其)……………三三三
し(きの連體形)……………三三三
し(間投助詞)……………三三三

まし……………一六六、三〇〇
 まじ……………二五、二七、三五、三六、三〇
 ましかば……………一六
 ましじ……………二八
 「ましじ」と「ましじ」との関係……………二八
 ます……………一七
 ますます……………二四
 ませば……………一六
 まつ毛……………一八
 まつる……………一七
 まて……………三六
 まなこ……………三〇
 まなじり……………三〇
 まにまに……………三六、四一
 まま……………三九
 ままに……………三九、四一
 ままに……………一八、四三、五〇
 萬葉集……………一九
 萬葉文典……………一九

ミ

み(接辭)……………四三
 みけし……………一六
 みすまるの玉……………二七
 未然形……………三六、三九、四〇
 未然形附屬の複語尾……………三三
 道もせ……………三八

ム

む……………一九、三〇、三六、三六、三〇
 武藏國橘郡上丁物部眞根の妻……………五八
 「む」と「まし」との對比……………一九
 室町期……………七、一〇

モ

も……………三六、三九、三九、三九、四〇
 も(豫想の複語尾)……………三六
 目的準體言……………三六

メ

め……………一七、一六
 めす……………一七、一六
 めり……………八、九、二四

ミ

み(複語尾)……………一七
 む(格助詞)……………三三
 むめ……………三三
 むり(格助詞)……………三三、三六、三九

モ

も……………三三、三六、三九、四〇
 よ(許容につくもの)……………三三、三六

者……………三三
 模樣語……………三三

ヤ

や……………三三、三六、三九、四〇
 や(反語)……………三三
 や(間投助詞)……………三三
 やし……………三三
 やつ子……………三三
 「や」に對しての原形の終止(形容詞)……………三三
 「や」に對しての終止(形容詞)……………三三
 「や」に對しての終止(動詞)……………三三

よ(格助詞)……………三三、三六、三九、四〇
 よ(間投助詞)……………三三、三六、三九、四〇
 用言……………三三、三六、三九、四〇

用言の資格を接す接辭……………三三
 豫想の複語尾……………三三
 四段活用……………三三
 四段下二段の通用……………三三
 呼掛……………三三
 呼掛語……………三三
 よひな……………三三
 より……………三三
 「より」「ゆり」「ゆ」の上古……………三三

ラ

「ら」(接辭)……………三三
 ら(間投助詞)……………三三
 ら(等)……………三三
 らし……………三三
 らま……………三三
 らむ……………三三
 らめ……………三三
 らゆ……………三三

ら……………三三、三六、三九、四〇

リ

り(接辭)……………三三
 琉球語の係助詞の「と」……………三三
 琉球語の「ぬ」……………三三
 琉球語の「わ」(吾)……………三三

ル

る……………三三
 「る」「ゆる」「ゆ」「らゆ」の歴史……………三三

レ

歴史的の文典……………三三
 歴朝詔詞解……………三三
 連體格……………三三
 連體句……………三三
 連體形……………三三
 連體語……………三三

ロ

ろ……………三三、三六、三九、四〇
 ろかも……………三三、三六、三九、四〇

ワ

わ(吾)……………三三
 わ(吾)が……………三三
 わがからに……………三三
 わきなげ……………三三
 わぎ(我家)……………三三
 わぎみ(我君)……………三三
 わぎも(我妹)……………三三
 わく……………三三
 わ調葉……………三三
 わけ……………三三
 話語……………三三
 話語系……………三三
 わがむほきみ……………三三
 わする……………三三

わたらひ……………一七四 院の御前にも……………三〇

「わ(吾)と」われ(我)との對比……………四六

われ……………四三

わを……………三九

わ、われ發生の時期……………四八

ふなかびる……………一〇六

院政鎌倉期……………五、六九

院の御前にも……………三〇

を(格助詞)……………三〇、三三、三四

を(間投助詞)……………三〇、三三

を(接辭)……………三三、三六、三九

を格……………三三

男じもの……………三三

をとつ日……………三六

を—み……………三九

をり……………三九

奈良朝文法史索引終

大正貳年五月一日印刷
大正貳年五月五日發行

定價金壹圓八拾錢

不詳
奈良朝文法史
複製



著作者 山田孝雄
發行者 大葉久
印刷者 青柳十一郎



發行所
關西專賣

東京市日本橋區本石町三丁目
〔振替貯金口座〕東京二八〇番
大阪市東區淡路町四丁目
〔振替貯金口座〕大阪四三番

東京寶文館
大阪寶文館

目書免發館文寶

●本書は斯學の大家山田先生が、最も該博なる學識を以て著作せられたる斯界の一名著にして、日本の文法に關しては、恐らく本書の上に出づるものなかるべし。宜なる哉。發行以來好評噴々爲に所謂洛陽の紙價を高からしめたり。

文部省國語
調査會委員 山田孝雄 著

日本文法論

上製背字 定價金四圓五拾錢
全一冊 送料 金拾六錢

日本文法書中の白眉

●本書に依りて、日本文法を研究するものは、文法の深奥なる知識を得るに於て遺憾なく、又我が國文法のあらゆる研究を爲すに於て恐らくは之に優る名著なかるべしと信ず。敢へて之を江湖の學者にすゝむ。幸に一本を備へて不朽の寶典たらしめよ。

目書免發館文寶

文學博士 三島 中洲 著

文章軌範評註

全和一冊裝 定價金八拾錢
送料金八拾錢

東京府立第四中學校長 深井鑑一郎 著

漢文學綱要

全上一冊裝 定價金六拾五錢
送料金六拾五錢

東京正則中學校教諭 竹内松治 著

新漢文捷徑初步

全洋一冊裝 定價金四拾錢
送料金四拾錢

同 新漢文捷徑

新漢文捷徑

全洋一冊裝 定價金六拾錢
送料金六拾錢

藤澤南岳編纂 藤澤章 廣田剛解

論語彙纂通解

全上一冊裝 定價金五拾錢
送料金五拾錢

服部南郭講述

唐詩選國字解

全袖珍美本一冊 定價金九拾錢
送料金八拾錢

寶文館發兌書目

寶文館編輯所編纂 (袖珍本)
●新國語假名遣便覽 全洋一冊裝 定價金 送料金 貳八錢

寶文館編輯所編纂 (袖珍本)
●新式字音假名遣便覽 全洋一冊裝 定價金 送料金 貳六錢

國學院大學講師 古谷知新著 (袖珍本)
●新國語假名遣法 全洋一冊裝 定價金 送料金 貳八錢

國學院大學講師 古谷知新著 (袖珍本)
●新案字音假名遣法 全洋一冊裝 定價金 送料金 貳六錢

文學士 後藤朝太郎著 (袖珍本)
●類別漢字要覽 全洋一冊裝 定價金 送料金 貳六錢

文學士 後藤朝太郎著 (袖珍本)
●漢字標準字の對照 全洋一冊裝 定價金 送料金 貳六錢

寶文館發兌書目

文學士 內海弘藏著
●新國語辭典 全上一冊裝 定價金壹圓五拾錢 送料金拾貳錢

同
●新漢和辭典 全上一冊裝 定價金壹圓五拾錢 送料金拾貳錢

文學博士 三島中洲監修 池田蘆洲著
●增補故事熟語辭典 全上一冊裝 定價金 送料金拾貳錢

文部省圖書局員 高野辰之 和出信二郎共著
●國語假名遣辭典 全上一冊裝 定價金 送料金 壹圓

橋爪貫一著
●神康熙字典 全和一冊裝 定價金五拾五錢 送料金 四錢

山田清穆 鄉甫著
●增訂康熙字典 全十二冊白紙摺 定價貳圓八拾錢 送料金拾六錢

實文館發兌書目

東京高等師範學校教授
文士吉田靜致著

倫理學要義

上製皮脊全壹冊 定價金貳圓 送料金拾貳錢

本書は著者が會て中等教員講習會に於ける講義の速記を基礎とし之を増補訂正せるものなり著者は斯道新進の大家として重きを置かれるの士其該博なる識と卓拔なる最新意見とを以て懇切に記述せられたるものなれば本書か管に初等中等教育に従事せらるる諸君の參考用として貢獻する所大なるのみならず文部省檢定受驗參考川其他一般人士に向つて裨補する所少ならざるべし著者本書の特色として意見の概要を示して曰く
著者の懐抱する哲學觀は人格的唯心論にして近時英米の哲學界にて論争の熾點となり居るプラグマティズム(實際主義)と氣脈を通ずるものなりされば倫理觀として自我實現主義を唱ふるも絕對的唯心論者たるグリーンの自我實現主義と其の趣を異にせるものにして著者は是によりてグリーンの倫理觀を改善し得たりと信ずるものなり著者は人格を以て社會我なりとし社會心は個人心に存することと説き人格の具體普汎的なることを主張し而して道德的原理たる良心従つて吾人の準據すべき標準も亦同じく具體的普汎的なるべきことを論ずるものなりされば個人のみを見て社會を見ざる個人主義及社會のみを見て個人を見ざる普汎主義は著者の排斥する所なり云々
以て本書が從來流布の倫理書に比し如何に大なる價值を有するかを知るに足るべし弊館は此絶好の著を世の紳士淑女の座右にすゝむる光榮を有す

實文館發兌書目

東京帝國大學文科學科大學助教授
文士福來友吉著

心理學講義

上製皮脊全壹冊 定價金貳圓八錢 送料金拾六錢

心理學は心的科學の基礎學なり此學の素養なくして教育を論ずべきにあらざるなり政治未だ論ずべきにあらざるなり法律、經濟、社會、宗教、哲學、皆論ずべきにあらざるなり從來此種の著書中一讀この有興味の基礎學を味ふに足るべき繁簡その宜しきを得明瞭易解さるべき適切な良書の刊行せられざるは豈聖代の遺憾にあらずや本書は斯道のオーソリチーたる著者が會て初等中等教育者の爲各學校及講習會に於て講述せられたる稿本を基礎としてこれを増補訂正せられ且最新研究の結果を附加せられたるものなりされば其論議の卓越なる比喩の適切なる引例の豊富なる一讀斯學の要領を會得せしめ從來の缺陷を補ふて餘蘊なかるべし今本書の記述につき特色とせる二三を掲げむ
一 現今歐米に於ける最新心理學上の研究に屬する精神の潜在及顯在の活動關係につきて記述せられたること
一 意志に關する項は心理學上實に有興味の部なりされば此點につきては特に詳述して津々たる興味を興へたること
一 著者が觀察力及精神治療に關する最新研究の結果を發表せられたること
一 宗教的現象に關する心理學的研究にも論及せられたること
一 從來流布の心理學書が主として常態的精神現象のみを説明せるに比し本書は常態的精神現象のみならず變態的精神作用をも論述せられたること
以て本書が在來の書と其選を異にするを知るべし實に本書初等中等の教育に従事せらるる諸君の參考用受驗用として好個の寶籍たると共に又政治家法律家實業家宗教家醫家其他一般人士に向つて與ふる所の價值尠なからざるや必せり

慶應大學講師 文學士 今福 忍著

最新論理學要義

上製全壹冊
定價金壹圓貳拾錢
小包料金八錢

著者は倫理學專攻の大家として最も重きを斯界に置かるゝの士今その明晰なる眼識を以て多年研鑽の結果になる本書を公にせらるゝ必ずや從來坊間に行はるゝ類書と選を異にし傑出するところあるべきや論なし今その特色とするところの概要を述べんに

本書の特色

從來較々もすれば甚しく異別視せられたるが如き演譯歸納の兩推理を打て一團となし以て思考活動の本來渾一態なる所以を明かにし殊に方法論に於て是等が如何に相呼應して運用せらるべきかを説きたるのみならず或は統計の原理に説及して其が倫理的意義を審かにし或は論證の規則を説き或は其あらゆる種類を擧げまた從て要する所の論據のすべてを網羅解明し或は理論の誤謬に關しては未だ嘗て説かざりし幾多の點をも餘すところなし

本書の特色それ上述の如し斯學研究者は勿論教育家政治家其他法曹辯論の社界に従事する士に對し無二の良參考書たるは爰に喋々を要せるところなるべし

終